

青森県報

号外第四十号

平成二十七年
四月二十七日
(月曜日)

三 次

監査委員

包括外部監査の結果..... (事務面) ... |

監査委員

包括外部監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成26年度の包括外部監査人倉成美納里氏から平成27年3月17日付けで監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月27日

青森県監査委員 泉山哲章
同 元木篤子
同 山谷清吉
同 小樽山文紀

包括外部監査結果報告書

平成 26 年度

青森県の子どもを産み育てるための施策及び事業に関する財務事務の執行について

平成 27 年 3 月

青森県包括外部監査人
公認会計士 倉成 美納里

(本監査報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等

報告書の数値等は、原則として国及び青森県が公表している資料、あるいは監査対象及び委託先団体から入手した資料を用いている。また、基本上には千円単位で記載しているが、事案の重要性及び読者の理解可能性の点から判断して、一部については円単位で記載している。地方自治法における包括外部監査は決算数値の適正性を保証するための監査制度ではないため、県の一般会計及び特別会計に集計された数値、県立中央病院の決算報告書、あるいは事業の受託先や補助金交付先である法人等が公表又は作成した決算報告書の決算数値の真実性及び適正妥当性について、包括外部監査人は責任を負うものではない。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を第 5 部に記載しているが、監査対象とした事業ごとに、【指摘事項】と【意見】とに分けて記載している。【指摘事項】は、法規等準拠性、合規性の観点からの問題指摘であり、県として速やかに措置する必要があると判断した内容を記載している。【意見】は監査の対象とした施設及び事業の財務事務について、法規等準拠性の問題は認められないものの、経済性・効率性・有効性(以下、3 E という。)の視点から改善することが期待される内容、または、監査個人の要望事項を記載している。

なお、監査の結果及び意見としては記載できない内容ではあるが、監査対象事業に関連して、市町村等に対して報告することが適切と思われる事項については、【参考事項】として本報告書に記載している。

目次

第1部 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
第4. 監査の対象期間	2
第5. 監査の実施期間	2
第6. 監査従事者の資格及び氏名	2
第7. 利害関係	2
第2部 子ども子育て政策・施策に関する概要	3
第1. 国の子ども子育てビジョン	3
第1－1. 概要	3
第1－2. 基本的考え方	3
第1－3. 3つの大切な姿勢	3
第1－4. 4つの基本政策と12の主要施策	3
第1－5. 施策に関する数値目標	4
第2. 子ども子育て関連3法	5
第2－1. 概要	5
第2－2. 国の取組方針	5
第2－3. 子ども・子育て関連3法の主なポイント	5
第3. 青森県の基本政策と基本施策の概要	6
第3－1. 青森県基本計画「未来を変える挑戦」	6
第3－2. 青森県保健医療計画	7
第3－3. 青森県障害者計画	9
第4 青森県次世代育成支援行動計画（わくわくあおもり子育てプラン）	10
第4－1. わくわくプラン策定の趣旨	10
第4－2. わくわくプランの性格・位置づけ	10
第4－3. 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	11
第4－4. 施策の体系	16
第4－5. わくわくプランの役割	17
第4－6. 進行管理	17
第4－7. 予算措置状況	17
第5. 他府県の行政上の取り組み事例	18
第5－1. 鳥取県の子育て王国とつとり条例	18
第5－2. 長崎県子育て条例	19
第5－3. 大阪府子ども条例	19

第3部 外部監査の基本方針及び監査上の留意点 20

第1. 外部監査の基本方針	20
第2. 監査範囲の決定	21
第3. 業績評価、施策評価	22
第4. 市町村との連携・協調・検証	22
第5. 委託・補助先との連携・協調・検証	23
第6. 事業の財源に対する意識	23
第7. 監査対象部署と実地監査先	24
第8. 主な監査要点と実施した監査手続	25
第4部 監査対象とした組織、施策、事業の概要	26
第1 健康福祉部	26
(1) 健康福祉部の機構図	26
(2) 健康福祉部の職員数	26
第2 健康福祉部こどもみらい課	27
(1) こどもみらい課の機構図	27
(2) こどもみらい課の職員数	27
(3) 分掌事務内容	28
(4) 予算・決算の状況	28
(5) 監査の対象とした事業	29
(6) 安心こども基金	30
第3 健康福祉部医療業務課	33
(1) 医療業務課の機構図	33
(2) 医療業務課の職員数	33
(3) 分掌事務内容	33
(4) 予算・決算の状況	34
(5) 監査の対象とした事業	34
(6) 青森県地域医療再生臨時特別基金	35
第4 病院局	37
(1) 病院局の概要	37
(2) 中央病院	38
(3) 監査の対象とした勘定科目	43
第5 健康福祉部障害福祉課	43
(1) 障害福祉課の機構図	43
(2) 障害福祉課の職員数	43
(3) 分掌事務内容	44
(4) 予算・決算の状況	44

(5) 監査の対象とした事業	45	1-2-0. 母子家庭自立支援給付金事業	119
第6 総務部総務学事課	45	1-2-1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業	120
(1) 総務学事課の機構図	45	1-2-2. 母子寡婦福祉資金貸付金	124
(2) 総務学事課の職員数	45	1-2-3. 母子自立支援プログラム策定事業	131
(3) 分掌事務内容	46	1-2-4. ひとり親家庭等在宅就業支援事業	134
(4) 予算・決算の状況	47	1-2-5. ママとパパの健やか生活習慣サポート事業	141
(5) 監査の対象とした事業	47		
(6) 青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金	48		
第5部 外部監査の監査報告	49		
第1 監査の結果及び意見	49		
1-1. 監査の結果及び意見の項目数	49	2-1. 小児救急医療支援実施事業運営費補助	145
1-2. 監査の結果及び意見の主な内容	49	2-2. 小兒救急医療対策協議会開催費補助	146
第2-1 (1) 健康福祉部こどもみらい課(子育て支援グループ)	54	2-3. 小兒救急電話相談事業費	147
1-1-1. 青森県子ども家庭支援センター	54	2-4. 人工透析・産科医療機器機械確保設備費補助	151
1-1-2. 児童相談所カウンセリング強化事業	56	2-5. 地域周産期母子医療センター運営費補助	152
1-1-3. 里親支援機関事業	58	2-6. 周産期医療システム運営事業費	153
1-1-4. あおもり出会い系サポート事業	60	2-7. 総合周産期母子医療センター運営費補助	156
第2-1 (2) 健康福祉部こどもみらい課(児童施設支援グループ)	64	2-8. 産科医確保支援事業	158
1-1-5. 認定こども園推進事業費補助金	64	2-9. 新生児医療担当医確保支援事業	161
1-1-6. 保育所緊急整備事業	73	2-10-①. NICUの増床・機能強化	164
1-1-7. 地域子育て支援拠点事業	76	2-10-②. NICU増床に係る運営経費の増加に対する財政支援	166
1-1-7-1. 地域子育て支援拠点事業費補助	77	2-10-③. 総合周産期母子医療センター運営費補助	167
1-1-7-2. 一時預かり事業費補助	78	2-10-④. 周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業	168
1-1-7-3. 乳児家庭全戸訪問事業費補助	80	2-10-⑤. 総合周産期母子医療センターに対する研究委託	171
1-1-7-4. 養育支援訪問事業費補助	81	2-10-⑥. 弘前大学に対する研究委託	178
1-1-7-5. ファミリーサポートセンター事業費補助	82	2-10-⑦. 県南地域産科医療体制強化推進事業	181
1-1-7-6. 子育て短期支援事業費補助	84	2-1-1. 総合周産期待産宿泊施設整備事業	182
1-1-7-7. へき地保育事業費補助	84	2-1-2. 八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助	193
第2-3 病院局	199	第2-4 障害福祉課	213
3-1. 未収金	200	4-1. 障害児等療育支援事業	213
3-2. 準助資産	203	4-2. 日常生活用具給付等事業	217
3-3. 固定資産	205	4-3. 携装具費支給事業	222
3-4. 人件費	207	4-4. 発達障害者支援センター運営事業	226
3-5. 委託費	211	4-5. 発達障害者総合支援事業費	230
第2-5 総務部総務学事課	231		
5-1. 私立幼稚園特別支援教育費補助	231		
5-2. 特色教育支援経費補助	233		
5-3. 私立幼稚園子育て支援等推進事業	237		
5-4. 幼児教育緊急環境整備費補助金	241		
5-5. 私立学校経常費補助	243		

第1部 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

青森県の子どもを産み育てるための施策及び事業に関する財務事務の執行について

第3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

監査人が東京から本県に移住して17年の月日が流れた。この間、出産を経て、仕事と子育てを両立しながら、一人の青森県民として喜びと苦労を積み重ねてきた。暮らしやすさでNo.1を目指す生活創造社会の実現を目指としている本県において、個人の考え方ではあるが、子どもの産み育てに関する支援施策等は、着実に進行し続ける人口減少社会を迎えた地方行政の運営全般において、非常に重要なテーマだと考えた。これら施策の詳細は後述するが、監査テーマを選定した理由は、大きく以下の5点に集約できる。

(1) 社会政策であること

国の「子ども・子育てビジョン」が理想とする「子どもと子育てを応援すること」社会実現は、少子化対策に留まることのない我が国的基本政策であること。消費税率引き上げによる増収分7千億円を恒久財源とすることが前提とされていることからも、社会全体による費用負担が求められている。

(2) 法令改正による大きな変革であること

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したが、これらは平成27年4月からの本格施行であるため、過去を振り返る良い機会である。今後の事業実施主体は基礎自治体であり、国及び県は市町村を支える立場になると、国の窓口は内閣府に設置することが法令上決定しており、一般に言われてきた二重行政の状態、例えは厚生労働省と文部科学省といった国の組織行政を改革する方向性が示されている。

(3) 多くの県民に関連するテーマであること

子育て施策は、国全般に係る課題だけではなく、地方には地方特有の課題があり、それは、県全般の課題、基礎自治体の課題というように、重層的かつ広範なものである。また、地域社会を構成する人すべてに関連し、子どもの産み育ては、暮らしそうさの尺度の一つである。テーマに敢えて「青森県の」と入れた理由は、県の施策等と各市町村の施策等が必ずしも同一ではないことを前提にしながらも、県の子ども子育て事業の内容及びその執行状況が、量的質的に県民目線で十分なものがどうかは、子育て世代に留まらない多くの県民にとって身近で興味のある内容と考えたからである。

(4) 特に本県にとって重要な施策であること

本州最北端にある本県は、平均寿命が男女ともに全国最下位の短命県と言われ、人口減少率が日本全国でも高いことが統計的特徴の一つである。勤労世代が都市部に流出する人口減少問題の中で、本県にとって、子ども子育て施策は、将来的に、これらの課題克服に寄与する最重要施策である。このことは県の新基本計画「未来を変える挑戦」にも盛り込まれた重要施策であり、間接的ではあっても、人口減少対策にも有効と思われるためである。

(5) 女性の視点が重要であること

子ども子育て施策の有効性等を監査するためには、本県に暮らし、本県で子育てを実際に体験している女性の視点が必要不可欠であると考えた。自分のこととして体験してきた民間人が、女性独自の視点で、施策や事業を監査し、財務事務の改善案を提示することは、実施主体である県や市町村にとって、住民福祉の向上に繋がるものである。

第4. 監査の対象期間

原則として平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)である。ただし、一部の事業については、県の行動計画期間(後期)である平成24年度以前及び平成26年度の執行も対象とした。

第5. 監査の実施期間

平成26年7月30日から平成27年2月13日まで

第6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	倉成 美納里
監査補助者	公認会計士	倉成 磨
監査補助者	公認会計士	宮下 宗久
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	鳩 健二
監査補助者	公認会計士	山崎 愛子
監査補助者	公認会計士	加藤 啓
監査補助者	公認会計士	谷川 淳

第7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 子ども子育て政策・施策に関する概要

第1. 国の子ども子育てビジョン

第1－1. 概要

「子ども・子育てビジョン」は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づく大綱として、平成22年1月29日の閣議決定により制定された。子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、子どもが主人公（チルドレン・フェースト）、少子化対策から「子ども・子育て支援」へ、生活と仕事と子育ての調和をテーマにした内容となっている。以下は、その要約である。

第1－2. 基本的考え方

- (1) 社会全体で子育てを支える
 - ①子どもを大切にする
 - ②ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
 - ③地域のネットワークで支える
- (2) 「希望」がかなえられる
 - ①生活、仕事、子育てを総合的に考える
 - ②格差や貧困を解消する
 - ③持続可能な経済社会が実現する

第1－3. 3つの大切な姿勢

- (1) 生命（いのち）と育ちを大切にする
- (2) 困っている声に応える
- (3) 生活（くらし）を支える

第1－4. 4つの基本政策と12の主要施策

- (1) 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
 - ①子どもを社会全体で支え、教育機会の確保→子ども手当、高校の実質無償化など
 - ②意欲を持って就業と自立に励むように→非正規雇用対策、若者の就労支援
 - ③社会生活に必要なことを学ぶ機会に→地域ぐるみで取り組む環境整備
- (2) 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
 - ④安心して妊娠・出産できるように→妊婦健診、相談支援体制整備、不妊治療の相談等
 - ⑤誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように→待機児童の解消、幼稚園・放課後児童クラブの充実
 - ⑥子どもの健康と安心を守り、安心して医療にかかるように→小児医療の体制確立
 - ⑦ひとり親家庭の子どもが困らないように→児童扶養手当、生活保護の母子加算
 - ⑧特に支援が必要な子どもが健やかに育つように→障害児への支援、児童虐待防止、家庭的養護の推進

第1－5. 施策に関する数値目標

国は、数値目標を設定し、公表することを通じて、施策の目的の達成状況に関する説明責任を果たすことが多い。内容的に多くの項目が掲げられているため、ここでは、本監査で対象とした事業に関する部分を中心に掲載する。

項目	現状（平成20年度）	目標（平成26年度）
新生児集中治療室（NICU） （U）	21.2床	25~30床
不育専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス（注1） (認可保育所等、括弧内は内3歳 未満児)	215万人【21年度見込】 (55万人)	241万人（注2） (102万人)
延長等の保育サービス（注1） 延長保育等 トワイライトスタイル（内数）	79万人【21年度見込】 夜間保育（内数） 77か所 304か所	96万人 180か所 410か所
その他の保育サービス（注1） 休日保育 病児・病後児保育	7万人【21年度見込】 延べ31万人	12万人 延べ200万人
認定こども園 放課後子どもクラブ 放課後児童クラブ（注1） 放課後子ども教室	358か所【平成21年4月】	2,000か所以上（注3）
（2）	81万人	111万人（注4）
ひとり親家庭への支援 自立支援教育給付金事業 高等技能訓練促進費等事業 乳児家庭全戸訪問事業	88.7% 74.3% 1,512市町村【平成21年7月】	放課後子どもクラブなどの取組 が全国の小学校区で実施される よう促す
地城子育て支援拠点 ファミリー・サポート・センター 事業	7,100か所	10,000か所
一時預かり事業（注1）	570市町村	950市町村
	延べ348万人	延べ3,952万人

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を趣旨とした複数目標である。

(注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満に対する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合(3歳未満)をめざし、潜在需要をも含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を趣旨に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に40%。(小学校～3年生)サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

第2. 子ども子育て関連3法

第2-1. 概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。以下、内閣府のホームページより転載する。

第2-2. 国の取組方針

- (1) 認定こども園の普及を図る
- (2) 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会を目指す
- (3) 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充と質の向上を進める。
- (4) 子どもが減っている地域の子育ても支援する。

第2-3. 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び規範保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- (2) 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
- (3) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- (4) 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける。
- (5) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実）
- (6) 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含む家庭及び子供を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。
- (7) 基礎自治体（市町村）が実施主体市町村は地域のニーズに基づき計画を策定・給付・事業を実施する。国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
- (8) 社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提としている。消費税率引き上げにより確保する7,000億円程度を含めて1兆円程度の追加財源が必要である。

(6) 政府の推進体制

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備し、内閣府に子ども・子育て本部を設置する。

(7) 子ども・子育て会議の設置

各界の代表、当事者等が子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置した。市町村の地方版子ども・子育て会議の設置努力義務を設けた。

(8) 施行時期は平成27年4月である。

第3. 青森県の基本政策と基本施策の概要

第3-1. 青森県基本計画 「未来を変える挑戦」

本県は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針として、「青森県基本計画」を策定し、平成26年度より運用を開始した。この基本計画は、これまでの「生活創造社会推進プラン（平成16年12月策定）」「青森県基本計画未来への挑戦（平成20年12月策定）」に取り組んできた成果と課題を踏まえ、これら理念を継承し、2030年における「生活創造社会」の実現を目指す内容となっている。の中でも大きな課題として、①人口減少率が全国2番目に高いこと、合計特殊出生率が全国平均を下回ること等による人口減少問題、②本県の平均寿命は、男女ともに全国最下位の状態であること、といった健康保健医療分野の課題を明示し、この課題克服を意識していることが示されている。

(1) 県民意識に関する調査結果

本計画を策定するに当たり、暮らしやすさや各生活局面における県民意識や意見等を把握し、県の政策や施策に反映させることを目的として、県民意識調査を実施した。その一つに、県が将来に向けて必要な取り組むべき内容を尋ねたところ、最も多かったのが「子どもを産み育てやすい環境づくり」(56.1%)、次いで「健康を支える地域医療サービスの充実」(49.3%)であった。暮らしやすさとは、「子育てしやすい」「医療や教育を受けやすい」という意見が多く寄せられた。

(2) 安全・安心・健康分野の目指す姿

本計画においては、分野ごとに目指す姿を明確にしていくが、その中における健康分野の姿は、下記の内容となっている。

- ① 健康で長生きな青森県
- ② 安心して子どもを産み育てられる「最適の地」

③みんなでつくる安全・安心な青森県

(3) 政策及び施策

上記②安心して子どもを産み育てられる青森県の姿を目指し、「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」を大きな政策に掲げ、3つの施策に取り組むことにしている。

①結婚・出産への支援や社会で支え合う子育ての推進

結婚について社会全体で支援する気運を醸成することともに、多様な保育サービスの充実、多様な働き方への意識啓発、地域における相談体制や子育て支援サービスの充実などに取り組み、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

②様々な環境にある子どもや家庭への支援の充実

全ての子どもが健やかに育つように、ひとり親家庭など、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を行うとともに、子どもへの虐待の防止に取り組む。

③親子への健康増進

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めため、市町村や医療機関などと連携し、妊娠婦・乳幼児の心身の健康づくりや思春期の子ども達のあらかな心身の発達に取り組む。

第3-2. 青森県保健医療計画

本県は医療法第30条の4の規定により、平成25年4月に医療計画を策定しているが、第5次医療法改訂による医療計画制度の見直しにより、医療計画に4疾病5事業の医療連携体制を記載している。この計画は、県の策定した各種の計画（わくわくあおもり子育てプランを含む。）と整合性をもった本県の保健医療に関する基本計画である。計画期間は平成25年度から5年間であり、環境や社会経済情勢の変化に対応して必要に応じた見直しを行う。この中で、本監査のテーマである周産期医療に関する基本情報を軒載する。

1. 周産期医療の現状

出生率が低下する中で、出産年齢の上昇や生殖医療の進化などにより、低出生体重児（2,500g未満）の出生は過増傾向にあり、超低出生体重児（1,000g未満）・極低出生体重児（1,500g未満）等ハイリスク妊娠婦を緊急に管理する周産期医療体制の整備がますます重要になってきている。しかし、周産期医療の現場では、訴訟の対象となる割合が高く、また、24時間体制の勤務体制が求められる厳しい労働環境であることなどから、産科医の減少と、分娩を取り扱う医療機関の減少が生じており、全国的に深刻な問題となっている。

2. 本県の産科医療資源

(1) 産科医・助産師の配置状況

平成25年1月現在、分娩を取り扱っている医療機関は34施設となつており、内訳としては公立病院が11施設、民間病院が2施設、診療所が19施設、助産所が2施設となっている。

(2) 新生児部門病床数の整備状況

国の整備指針によると、都道府県は出生1万人対25床から30床を目標とすることになっているため、本県の場合は、平成25年度までに30床を目標に整備することとしている。

(平成25年1月現在)

病院名	種別	新生児部門病床数		
		うち新生児特定集中治療室管理料届出病床数	[NICU病床数]	うちNICU以外の病床数(うち新生児治療回復室入院医療管理料届出病床数)
県立中央病院	総合周産期母子医療センター	24	12	12 (12)
青森市民病院	地域周産期母子医療センター	15	0	15 (0)
八戸市立市民病院	地域周産期母子医療センター	14	6	8 (0)
国立病院機構弘前病院	地域周産期母子医療センター	13	3	10 (0)
弘前大学医学部附属病院	特定機能病院	16	6	10 (0)
合計		82	27	55 (12)

3. 本県の周産期医療対策の課題

- (1) 保健指導等の連携体制の強化
- (2) 周産期医療関係者への研修実施件数の増加
- (3) 周産期医療システムの維持充実、医療従事者の確保
- (4) NICU等を退院した新生児のフォローアップと発達評価、必要時期の療育体制

(5) 本県における低出生体重児の出生増加についての原因分析と対策

4. 数値目標と達成のための施策

課題 (上記)	課題解決にあたっての数値目標			目標達成のための施策 (O内は担い手)
	目標項目	現状値	目標値 (平成25年度)	
(1) 保健指導等の連携体制の強化	14回以上の妊娠委託健診受診登録を交付している市町村数	40市町村	40市町村	青森県妊娠健診検査特別対策事業における妊娠健診体制の充実（県、市町村）
	出産後の妊娠届出件数	15件（平成23年度）	減少	妊娠情報共有システムによる適切な運用による保健と医

		医療の連携の推進（県、市町村、医療機関）	
		実施（県、医療機関）	
(2) 通勤的 離職の確 立	救急隊員に対する周産期蘇生研修実施件数	15件(平成23年度) 増加	医療機関等による研修の実施（県、医療機関）
(3) 周産期 医療從事者 の確保	産科医及び産婦人科医の数	人口10万人 対6.8 出産千人対 9.8	青森県周産期医療システムに基づく医療従事者の確保（県、医療機関） 弘前大学等との連携による医師・助産師確保対策の推進（県、医療機関）
助産師数	助産師数	23 病院12.3 就業助産師 数21.1	全国平均を目指した増加（県、医療機関）
小児科医療に係る病院 勤務医数（小児科医+小 兒外科医）	小児科医療に係る病院 勤務医数（小児科医+小 兒外科医）	人口10万人 対7.0	全国平均を目指した増加（県、医療機関）
(4) NICU 数	周産期母子医療センターNICU 専任医師 数	101人(平成24年4月1日現在) 5人(平成24年4月) 1名	青森県周産期医療システムに基づく医療従事者の確保（県、医療機関）
(5) 周産期 医療体制の 充実	周産期母子医療センターNICU 専任医師 数	2.7% (平成18~22年全 国平均25.5%) 1.6% (出生子供) 新生児死亡率 (出生子供)	・青森県周産期母子医療センターNICU の増床（県、医療機関） ・地城周産期母子医療センターNICU の増床（県、医療機関） ・産科病床の増床（県、医療機関） ・弘前大学等との連携による医師・助産師確保対策の推進（県、医療機関） ・産科医等への分娩手当の支給に対する国庫補助金の継続実施（県、医療機関）

第3-3. 青森県障害者計画

本県では、障害者基本法に基づき、共生社会の実現を基本理念とした「第3次青森県障害者計画」を平成25年3月に策定した。この計画では、「インクルーシブ社会」の理念を踏まえ、等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現をめざし、副題を「だれもが、どこでも、自立、安心して暮らせる共生社会をめざして」と定めている。

第4 青森県次世代育成支援行動計画(わくわくあおもり子育てプラン)

第4-1. わくわくプラン策定の趣旨

近年の急速な少子化の進行は、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすほか、子ども自身の自主性や社会性を損なうなど、子どもの成長に与える影響も心配されている。この少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は10年間の集中的・計画的な取組を推進することになった。本法律では、地方公共団体及び企業が各自「行動計画」を策定することになっている。本県では、この行動計画として、平成17年2月に平成21年度までの5か年を計画期間とする「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）。以下、わくわくプラン」という。」を策定し、様々な取組を開拓していく。

しかし、本県も含め、我が国の少子化は激しい進行を続け、平成19年12月には国における次世代育成支援の新たな方向性や目標として「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消のために「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要であるとされた。これらを踏まえ、本県は、わくわくプランの内容を見直し、平成22年度から26年度までを計画期間とする新たな計画を策定した。以下は、その要約である。

第4-2. わくわくプランの性格・位置づけ

(1) このプランは、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、本県のすべての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものである。

(2) このプランは、これまでの本県の次世代育成支援行動計画である「わくわくあおもり子育てプラン（前期計画）における取組との継続性を保つおり、また、保育所保育指針の告示化により、保育所における取組の充実・強化がより一層求められていることから、保育所における各種の取組を支援するための「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」と一体的に作成している。

(3) このプランは、「青森県地域福祉支援計画」や「青森県基本計画未来への挑戦」の実現を次世代育成支援の視点から推進する計画として位置づけている。

第4-3. 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

近年の我が国の社会環境の変化に伴い、本県の子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化している。この変化が、子どもの成長や子育てのあり方にも影響を与えている。

(1) 少子化の動向

子どもの数と生産年齢人口が減り続けている。

本県の人口は、昭和 60 年をピークに減少している。平成 20 年 10 月 1 日現在の推計人口は 139 万 4,806 人だが、平成 47 年には 105 万 1 千人になると予測されている。14 歳以下の年少人口は昭和 30 年をピークに減少しており、平成 9 年には老年人口が年少人口を上回った。年少人口は平成 7 年から 17 年にかけて市部で 11%、町村部で 41% 減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいる。また、平成 20 年は、平成 19 年に比べて、出生数が 25 人に回る 10,187 人、合計特殊出生率も 0.02 上回る 1.30（全国平均 1.37）となっているが、平成 18 年以降、本県の合計特殊出生率は全国平均下回り続けしており、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むことになる。なお、直近のデータによると、本県の平成 25 年の出生数は 9,126 人で平成 24 年の出生数 9,168 人を 42 人下回っている。また、平成 25 年の合計特殊出生率は 1.40 となり、全国の 1.43 と比べると 0.03 ポイント下回っている。

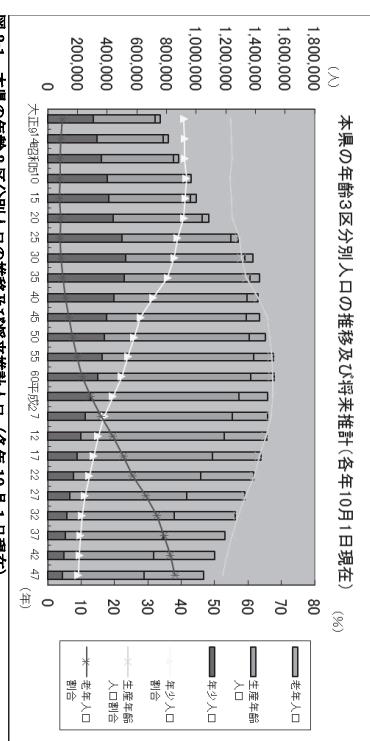


図 3-1 本県の年齢3区別人口の推移及び将来推計(各年10月1日現在)
 資料)総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 19 年 5 月推計)

(2) 婚姻と出産の動向

結婚化や未婚化の進行が出生率の低下に影響を与え続けている。

婚姻率は昭和 45 年以後低下し続け、平成 20 年は 4.6 と全国平均 5.8 より低く全国 43 位となっている。平均初婚年齢は、男女ともに戦後ほぼ一貫して上昇しており、平成 20 年の平均初婚年齢は男 29.8 歳、女 27.9 歳で、生涯未婚率は男性の未婚率の上昇が著しく、平成 17 年には 16.70 と全国平均 (15.96) を上回っている。母の年齢別出生率をみると、20 歳代の出生率は平成 7 年から平成 17 年にかけて約 60% 減少し、出産年齢は 30 歳代へと移ってきてている。

(3) 家族の状況

世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けている。

本県の世帯数は平成 17 年には 50 万 9,107 世帯で、平均世帯人員は 2.75 人で減少傾向が続いている。世帯類型別では、核家族世帯の割合が 54.2% であり、3 世代世帯の割合が平成 7 年の 20.1% から平成 17 年には 15.2% と大きく減少している。18 歳未満の子どものいる世帯は 28.3% にまで低下している。

(4) 女性の就労状況

女性の就業割合が高まり、仕事と子育ての両立支援の更なる充実が求められている。

女性の就業者は、全就業者数の 44.4% を占めている。20 歳以降の女性の労働力率はどの年代も全国の女性より高くなっている。20 歳以降の女性が働く、女性労働力率の特徴である M 字型カーブが見られている。女性が結婚出産後も社会参画するための両立支援策の充実が望まれる。産業別での女性就業者の割合は、医療・福祉や卸売・小売業が多く、職業別では、事務や生産工程・労務が多くなっている。



図 3-2 出生数及び合計特殊出生率の推移

(5) 地域の状況

都市部の人口が増加を續け、地域コミュニティの活性化が求められている。本県の人口について、平成17年の国勢調査の結果を基に市町村合併後の市部と郡部の人口比率をみると人口比は約3対1となっている。特に青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、合併後は約2分の1となっている。また、第1次産業の就業者割合が減少して第3次産業の割合が高まっている。市部への人口集中、就業構造の変化がみてとれる。地域コミュニティについては、近所同士の助け合い、高齢者などへの支援、子どもの健全育成などを重要な役割と考える県民が多いが、住んでいる地域コミュニティが機能しているかについては、「機能している」と感じる割合が44.8%にとどまっている。同じ地域で暮らす住民同士の出会い、ふれ合い、支え合いの関係づくりを広げていくことが求められている。

(6) 子どもの心身の状況と生活の実態

乳児死亡率の改善がみられるが、子どもの成長に応じた健康と健全育成が課題となっている。

本県の平成15年の乳児死亡率は3.8(全国3.0)だったが、平成20年は2.1(全国2.6)となっており、総合周産期母子医療センターをはじめとした周産期医療の環境整備等による改善がみられている。同センターの更なる充実はもとより、保健と医療の連携強化や母体の保護、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成がより一層必要となっている。なお、直近のデータによると、平成25年の乳児死亡率は1.5と前年より1.1ポイント減少し、過去最も低い値に改善している。また、近年、子どもの遊びは室内での遊びが多く、屋外での遊びや自然の体験が少なくなっている。遊び場については、平成13年と平成20年を比べると、友達の家での遊びが減少を見せ、商店街やテバートでの遊びが増加している。子どもの居場所を地域住民や関係者等が意識し、地域全体で子どもの健全な育成に配慮し、人間的ふれあいに満ちた遊び場づくりが求められている。

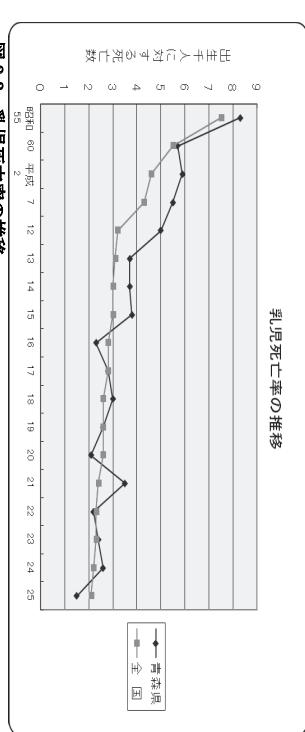


図3-3 乳児死亡率の推移

(7) 子どもをめぐる問題

児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えている。

児童虐待相談件数は平成17年度以降増加傾向を示し、平成20年度は過去最高の445件となっている。平成19年度の不登校児童数は小学校209人、中学校1,304人となっている。小学生は200人強で推移しているが、中学校は平成17年度以降増加傾向を示している。少年非行では、平成15年に検挙・補導された少年2,049人にに対し、平成20年は1,140人と大幅に減少しているが、このうち、小学生が75人、中学生が501人、高校生が407人であり、中高生の占める割合は79.6%となっている。中高生の占める割合はここ数年同様の傾向が続いているが、前年より高校生の検挙・補導数が増加している。

(8) 要保護児童への支援の状況

家庭的環境での支援、自立に向けた支援が求められている。

本県では、要保護児童対策地域協議会が全40市町村に設置され、住民に身近な市町村における児童家庭相談業務の体制整備が図られてきている。また、本県の児童相談所は、児童福祉司1人当たりの担当人口が平成21年4月1日現在で33,411人となっており、全国平均の52,623人よりも少なく、きめ細かな支援を行うための体制強化が図られている。虐待を受けた子ども等、家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子どもについては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要だが、本県の平成20年度の里親等委託率は11.8%(全国10.4%)となっており、社会的養護体制の充実を図る観点からもより一層の拡充・推進が求められている。また、施設に入所している子どもについては、子どものプライバシーに配慮した適切なケアを行い、他者との関係性が回復できるようきめ細かな支援をしていくことが求められている。

(9) 仕事と生活の調和をめぐる状況

男女を問わず、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められている。

男女の家庭での家事・育児時間は、依然として大きな差があるが、土曜日・日曜日の男性の家事・育児時間に若干増加の動きがみられる。育児休業制度については、事業所の規模に比例して規定されているところが多くなっているが、10人未満の事業所の5割はまだ育児休業制度が無い状況にある。平成20年の中小企業等における育児休業の取得率は、出産した女性の76.7%と全国平均の90.6%と比べると著しく低い水準となってしまっており、男性の利用者はいない状況にある。また、女性が仕事を子育てを両立するためには、子どもの病気やけがの際の休暇、産前産後の休暇、育児休業の十分な取得等が必要となっている。

(10) 地域の子育て支援サービスの提供状況

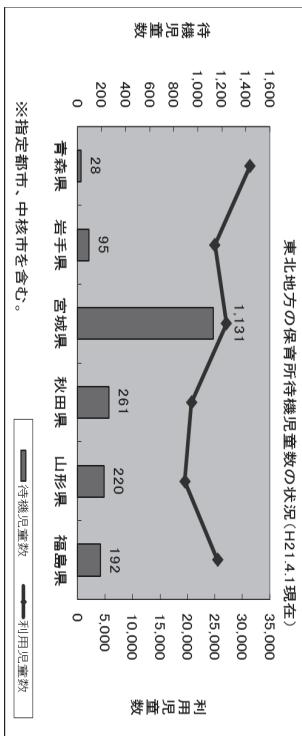
地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められている。

平成21年の保育所定員は32,071人、保育所数は471か所で、保育所普及率は全国平均より高く、保育サービスの充実が進んできており、平成21年4月の保育所待機児童数は28人となっている。平成20年度の放課後子どもクラブ、放課後子ども教室は25市町村で93教室が活動している。地域子育て支援拠点事業は、平成20年度は29市町村103カ所で実施している。地域の関係を大切にしながら人間関係を広げていくための支援が求められている。

第4—4. 施策の体系

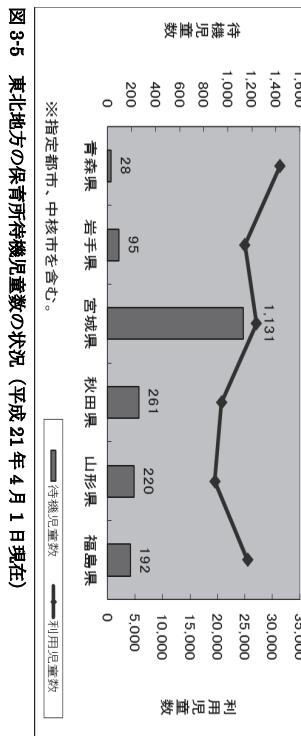


図3-4 保育所設置状況（各年度4月1日現在）



※指定都市、中核市を含む。

図3-5 東北地方の保育所待機児童数の状況（平成21年4月1日現在）



（注1）本県の場合は都市部と異なり、ここ数年間、待機児童0であることが大きな特徴である。

（注2）子どもの数に対する保育所の設置数は全国1位であることが大きな特徴である。幼稚園の設置数は全国26位程度であり、本県の小学1年生に上るのは保育所から6割、

幼稚園から3割となっており、全国と反対の状況になっている。

第4-5. わくわくプランの役割

このプランは、行政だけではなく、事業者、県民がそれぞれの立場で取り組むための指針として策定されたものであり、下記の役割を宣言している。

- ・県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努める。
- ・市町村に対して、この計画に沿って、県との一体的な取組を期待する。
- ・事業者には、雇用する労働者が、家庭と仕事との両立を図られるよう、雇用環境の整備と計画への協力に期待する。
- ・県民には、計画の内容の理解と協力、自主的かつ積極的な活動を期待する。

第4-6. 進行管理

次世代育成支援対策推進法第9条の定めにより、都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基く措置の実施状況を公表しなければならない。本県では、本プランの着実な推進を図るために、上記の5つの「施策の基本方針」に関する個別事業の実施状況及び各施策の達成状況を毎年度、把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の施策に適切に反映させ、効果的・効率的な予算編成や事業実施につなげるPDCAサイクルにより進行管理を行うこととしている。この点検・評価は、こどもみらい課が取りまとめを行い、その結果を年度報告書としてホームページ等で公表している。

第4-7. 予算措置状況

後期計画期間中の予算措置状況は、下表の通りである。平成25年度予算額105億円は、本県の一般会計予算が7,000億円弱であることを考えれば、相当の予算額が措置されていると言える。

施策の基本方針 (No.)	(単位：千円)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1	7,501,056	7,534,802	6,231,029	6,263,073	6,058,578
2	3,019,693	2,876,782	2,529,807	2,334,619	2,442,503
3	1,321,300	1,603,521	1,698,212	1,624,006	1,637,838
4	783,854	414,923	231,045	231,936	565,551
5	177,108	107,128	81,668	76,806	81,834
合計	12,803,011	12,537,156	10,771,761	10,539,824	10,796,321
事業数(件)	179	178	173	181	179

(注) 施策の基本方針のNo.は、第4-4の施策の体系図に対応している。

第5. 他府県の行政上の取り組み事例

第5-1. 鳥取県の子育て王国とつとり条例

鳥取県では、平成26年2月に子育て王国とつとり条例を制定した。

(1) 目的

急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変更していることが本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国とつとりの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの方が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に資することを目的とする。

(2) 基本的な考え方

- ①全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が最良の支援を受けられること
- ②適切な役割分担と連携協力
- ③個人の価値観が十分に尊重されること
- ④地域の特性を十分に生かすこと

(3) 各主体の責務

本条例では、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務と役割を明確化している。

①県の責務

- ・施策の総合的な推進
- ・専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策の実施、人材の確保及び育成

- ・市町村及び子育て支援団体に必要な助言及び適切な援助
- ・基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努める

②市町村の責務

- ・子育て支援等に取り組む人材の確保と育成、適切な子育て支援施策等を実施

③県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の連携協力

- ・体制を整備
- ・子育て支援団体の役割

④市民の責務

- ・専門的な知識と経験を生かして、積極的に子育て支援等を行うことで、県民及び事業主の関心と理解を深める
- ・県、市町村等との連携協力

(4) 県の施策と推進体制

- ①希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策
- ②安心に満ちた子育てと豊かな子ども学びを支援する施策
- ③安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策

- ④きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策
 ⑤特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策
 また、県は、子育て支援団体、県民及び事業主による子育て支援等の一層の促進のために必要な支援を行う。
 以上の施策を行うために、県は、市町村等と連携して取り組むために必要な推進体制を整備し、施策の推進のために財政上の措置を講ずることとなつた。

第5-2. 長崎県子育て条例

長崎県でも、平成20年10月に「長崎県子育て条例」が制定されている。内容は、島根県とほぼ同様であるが、児童虐待やいじめに対する県の対応や内容の整備についても明示されている。

第5-3. 大阪府子ども条例

長崎県と同じ時期に、大阪府でも「大阪府子ども条例」が制定された。この条例は、児童虐待やいじめ、非行など子どもの尊厳を損ない、健やかな成長を阻害する事が相次いでいる中で、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものである。どちらかと言うと、子どもの権利を守る視点から出発して、子どもの成長を支える温かい地域社会の創造を目指すことが条例化の基本にあるように解される。

国際NGO・特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所のホームページ(<http://homepage2.nifty.com/hpo/crc/siryou/siryu>)には、子ども条例を制定した地方自治体の一覧が掲載されている。この中で、施策推進の原則条例として子育て支援条例を制定した自治体は、平成23年1月現在で都道府県11、市町村14もあるという。北海道や滋賀県のように多くの自治体が少子化対策を進めるために、子育て条例を制定することが多いように感じられるが、子どもの権利を保護するための条例、子どもの健全育成を目的とした条例も見られる。地方分権は、地方自治体が中央省庁主導による縦割り型の行政システムを脱し、地域の特性やニーズを踏まえ、住民と共に個性的で総合的な施策と行政サービスを実施することを目指すものである。この趣旨を踏まえ、地方における条例制定権の拡大と共に、自主立法として条例化する事例が増えていくことが見受けられる。条例には、法的な拘束力があり、行政活動できることを明確に示すこと、政策決定に関する透明性と公正性が確保できること、県民を巻き込んだ政策推進が可能になることなど、メリットがあると言わっている。本県においては、25年6月の国の少子化社会対策会議において緊急対策が決定されたことを受け、26年2月、今後の取り組み強化のために「子ども・子育て支援推進会議」を条例により設置したところである。

第3部 外部監査の基本方針及び監査上の留意点

第1. 外部監査の基本方針

外部監査制度が地方自治体に創設された背景には、一部の地方公共団体で起こった不適正経理等に対して、監査機能の専門化と独立性の強化、住民の信頼向上を目的として、地方自治法の改正に至った経緯があると言われている。導入から既に15年余りを経過した現在においても、公監査制度の中での外部監査制度は、財務事務の特定のテーマについて、法規準拠性の監査、経済性・効率性・有効性の3E監査を行うことが求められるに変わりはないはずである。本監査において選定した子どもたちの産み育てに係るテーマは、教育、福祉、保健医療、経済、商工労働、男女共同参画といった幅広い社会政策の重要な施策及び事業であり、県単独事業もあるが、その多くは国から基礎自治体に至る縦割り型の事務の一部である。現場に最も近い基礎自治体の監査テーマとして取り上げられることの多い子育て施策に関するテーマを、敢えて、国に最も近い県の監査テーマとして取り上げた真意は、基礎自治体では見えないミドルセクターの事務の非効率性、国との事務の重複といった視点と切り口を入れることで、改めて県に問われる役割や使命を確認し喚起したいと考えたのである。公正で透明な社会を実現することは公認会計士の職務上の基本理念である。不正・不整な財務事務の発見に重点を置きながら、最小の経費をもたらす行政運営を志向し、行政改革の一助となるべく、監査の基本方針を以下のように定め、外部監査を実施した。

1. 法規等準拠性（合規性）監査

包括外部監査人の就任初年度の監査人の強い意識として、法規等準拠性に重点を置いて監査を実施したいと考えた。その理由は、外部監査制度導入の背景が不適正経理にあることから考えると、法規等に準拠しない財務事務を発見し、行政に対する改善策を提案し、報告することが外部監査制度において外部監査人に課せられた最大の使命であり、県民が最も期待する役割だと感じたのである。不正・不整な事務を許さない合規性監査が第一の基本方針である。

2. 経済性・効率性・有効性監査

第二に、最小の経費で最大の効果、運営の合理化を目的として、3Eの視点に立って、監査上の意見及び提案を行うことを心がけた。指摘事項として取り上げることはできなくとも、民間人として、女性として、会計専門家として、指導助言をする内容は、行政運営上も有意義なものである。

3. 連携・協働する事業体の実態把握と整合性監査

第三に、事業を実施する上で連携する基礎自治体、委託先等の監視体制、情報公開内容との整合性といった視点を取り入れて、対象とした施策と事業

が県民にとって分かり易く明瞭に説明できているか、に焦点を当てて監査を行った。県の公金が、そのような委託先等を経由して子育て施策の実施に投入されていることは、委託先等の財務報告を検証することで明らかにされる。県の単年度単式簿記会計と委託先等の複式簿記会計との間で、同一事象について会計上の認識や測定に齟齬があることは、出納整理期間という制度をもつてしても、県民にとって理解し難い実態である。経済社会全般について言えることであるが、委託等事業体の説明責任履行の手段として財務情報の公開が法令や通達によって制度化する傾向にある今日、情報公開を單に行っているが良いのではなく、正確な数値で、かつ理解が容易な形による財務情報の公開を求めるのが監査人の基本的立場である。

4. 現場での実地確認重視の監査

特に県事業の委託先には、積極的に実地監査に掛けた。事業実施法人等の実地監査を行うことは、監査人にとって非常に有用な事実確認手段と情報収集手続である。また、同行した県所管課の担当者としても、これまで現場を見ることが機会がなかったケースもあり、有意義であったことであろう。委託先に留まらずに青森県立中央病院への監査を行ったが、総合周産期母子医療センターの現地確認、医師との面談も同様の観点で行ったものである。加えて、一部の市町村事業については、市町村に対して文書、電話等によって実態の直接確認も行った。このような委託者と受託者、あるいは補助金の交付主体と受け取る側、つまりは表裏の関係にある当事者の書類の整合性や書類そのものの実証性を確認することを目的として、現場重視の監査を行った。

第2. 監査範囲の決定

子ども子育て支援施策の中心となる部署は、健康福祉部こどもみらい課である。同課は前述した「わくわくプラン」の作成部署であるが、同プランは180前後の事業を行なう県の行動計画でもあるため、数多くの関連する部署がある。より深度ある監査を効率的に実施するために、監査範囲を限定しなければならない。まずは、過去の監査テーマとの重複を避ける意味で、対象とする子どもを「就学前」に限定することで、本県の平成19年度包括外部監査で対象とした県教育委員会の事業は除くこととした。次に、子育てプランは前後期10年の長期プランであり、その間、国の指示等によって事業主体が基礎自治体に移る事業であることから、基本的には平成25年度において県が実施主体となっている事業に限定することとした。結果としては、前記した「わくわくプラン」の施策としては、「安心して子どもを産み育てるため」の支援策に、おける事業を中心として監査対象を絞り込むこととした。それに加え、監査実務を進める過程で浮上した、同プランに記載のない①本県の重点20億円の特別枠「未来への挑戦推進事業」のうちの関連事業、②国により造成された関連する基金を使った関連事業も監査対象とした。

第3. 業績評価、施策評価

健康福祉行政においては、施策や事業に数値目標が掲げられることが多いように感じられる。監査対象とした「わくわくプラン」においても、平成26年度の事業目標が明記され、それに向かって毎年度事業評価を行っている。後に取り上げた「青森県保健医療計画」においても、目標と業績評価が記載されている。いわゆるPDCAサイクルによる計画立案から業績評価や施策評価への手順フローは、本県の行政事務の基本となっている。

本監査においては、このような業績評価についても、その達成度合いについて第三者の観点で確認し、場合によっては事業の改善提案を行っている。これは、住民に対する説明責任履行として、最も明確な手段は数値による説明であるため、目標達成の可否や県自身の評価に加えて、外部者としての評価を行うことが合意的だと判断したためである。意見として、県が設定した成果指標のもの妥当性や合目的性に言及もあるが、それは自己評価の尺度として実態を表さないことによって、住民にとって有用な事業評価、または有効施策にならないことに警鐘を鳴らす意味と理解願いたい。

第4. 市町村との連携・協調・検証

一般論として、子ども産み育て事業は基礎自治体が実施主体になる事業が非常に多い。そのことは、第4部に記載した監査対象事業を見ても明らかであるが、県の事が間に入るこの意義は、国の立場からも、市町村の立場からも大きいと思われる。即ち、国から考えた場合に、県が中間に入ることで上意下達的な政策誘導が可能となり、各市町村事業の実施内容に同一性を持たせること、実績報告事務、予算等の報告事務を含めた実績管理を効率的に行なうことが可能になることが考えられる。国の財源により県に基金を造成すれば、県の判断で県下全般に事業効果を浸透させることができることになるなど点でも、県の存在は必要不可欠であろう。他方、市町村から考えた場合、事業の財源や実施方法について、身近にある県と相談することで、事業を有効かつ経済的に行なうことが可能になることが考えられる。厚生労働省のホームページには、地域の先進的な取組みや事業の好例が取り上げられている。「地方創生」のキーワードが、新年度予算策定においても注目される現在の社会情勢下にあって、地域が必要な事業を自ら提案し、実行するためには、県も含めた主体的で発信的な事業実施が求められているようを感じられる。県は、市町村事業の有効性を高める意味で、市町村と緊密な関係を保ちながら事業を支える立場にあり、国及び県の財源を投下する役割を勘案すると、十分な連携と協調関係が必要となる。加えて、国への報告義務がある事業については、市町村事業の実施結果について情報収集と検証作業が必要であり、高いレベルの監視機能を持つ必要がある。本監査においては、そのような県と市町村との関係を踏まえ、不適正な財務事務はないか、必要な事務の省略はないか、二重行政的な無駄で不要な事務を行っていないか、といった点に留意して監査を行った。

第5. 委託・補助先との連携・協調・検証

子ども産み育て事業について、県は事業を外部の法人等と委託契約することと、あるいは外部の法人等が実施する事業に費用補助することが見受けられる。委託することで事業効率を高め、専門性を高めることが期待されること、公益性を有する事業主体に対する補助を行うことで、施策の浸透が図られることを通じて住民福祉の増進を実現することが可能となる。本監査においても、委託先・補助先は社会福祉法人、学校法人、国立大学法人、公益法人、医療法人、株式会社、NPO 法人、商店街組合、子育て任意団体、個人事業主など、あらゆる形態の事業実施団体との協働が見られた。それだけ子ども産み育て施策の対象範囲が重層的で幅広いことを再認識したが、このような委託先・補助先の事業実施についても、県は連携協調し、かつ、法令等に基づいた適法な財務事務を行う必要がある。特に、規制改革が叫ばれる中で、参入規制がある事業については、より高度な適法性が求められるのではないだろうか。委託事業については、事業の丸投げではなく、正確な実績報告を受けて、分析した結果を基に事業評価を行うことが必要であるし、補助事業についても、緊張関係を保ちながら、補助対象経費の確認事務や公益性の確認は必要不可欠である。それを基に、県は業績評価の視点を持って実施した事業のPDCA サイクルを検証しなければならない。委託事業、補助事業ともに、合規性及び3 E の観点に立って、監査を行った。

第6. 事業の財源に対する意識

本県の平成 25 年度一般会計当初予算は 6,995 億円である。平成 15 年度の財政改革プラン策定以降、行政改革の断行により、財源不足額の圧縮や県債発行総額の抑制を努め、財政構造改革を着実に前進させてきている。大震災の影響等により、財政健全化努力を行っている状況にある。常識として、引き続き財政健全化努力を行っている。常識として、地方自治体が行う事業は、財源の裏付けが求められる。当初予算の査定にあたっては、事業目的の公益性や継続性を判断しながら、事業実施課と財政課との折衝は常に財源問題が中心である。そこで解決しない場合には、知事査定を経て予算案が策定される流れを見ても、事業実施課にとっての予算獲得と財源確保は表裏一体の重要な事項である。子ども産み育て関連施策においても、厳しい本県の財政状況下で、県の一般財源の最少化を意識して、国の補助金はもとより、国の交付金により県に造成された基金の取崩しによる事業実施の財源としていることが理解された。その基金は、以下の 3つである。

- 1. 「青森県子育て支援対策臨時特例基金」
- 2. 「青森県地域再生臨時特例基金」
- 3. 「青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金」

3. については国の雇用対策基金ではあるが、本県では、幼稚園法人の雇用で関連事業の財源は、上記の基金によるものが多いため、監査上、基金の増減及び主な実施事業を対象にすることとした。これらの基金は国により造成されたものであるため、この基金を財源とする市町村事業、委託先等事業は、わくわくプラン上の事業に限定する予定であったが、同プランに記載のない重要な事業であることから、そのような重点枠事業も対象に加える結果となった。わくわくプランに乗らなかった実施事業があることに対する特別な言及はしていないが、県のプランそのものが長期スパンで、新規事業を取り入れにくい作り方にになっていることも関係しているかも知れない。

第7. 監査対象部署と実地監査先

監査の基本方針と留意点を踏まえ、監査対象とした部署と監査のために赴いた府外の組織、事業主体は以下の通りである。

監査対象課	往査月日	その他の現地往査した 府外組織	対象事業No.
健康福祉部 こどもみらい課	9月 1日～3日 9月 24日～26日		1-1～1-25
10月 9日 10月 7日～9日	青森県子ども家庭支援 センター(指定管理者)	1-1	
9月 25日	公益財団法人青森県母 子育成団体連合会	1-19	
10月 28日	社会福祉法人青森県す こやか福祉事業団	1-21 1-4	
9月 24日	青東地域県民局(東地方 福祉事務所)	1-22	
9月 26日 10月 27日～29日 11月 12日	株式会社青森テレビ 医療薬務課	1-23 1-24 2-1～2-12	
同上	青森県周産期医療研究 協議会	2-10-⑤	
病院局	11月 13日～14日	青森県立中央病院	3-1～3-5
健康福祉部 障害福祉課	12月 1日～3日 12月 2日	つがる市 森田学園	4-1
総務部 総務学事課	12月 2日 11月 4日～6日	社会福祉法人青森県す こやか福祉事業団	4-3 4-4 5-1～5-5

第8. 主な監査要点と実施した監査手続

監査チームが行った監査の事業ごとの監査結果は第5部第2に詳細に記載しているが、基本的な監査要点、監査を行って用いた共通する監査手続は主として以下の内容である。これ以外に用いた監査手続等については、該当部分に個別的に記載している。

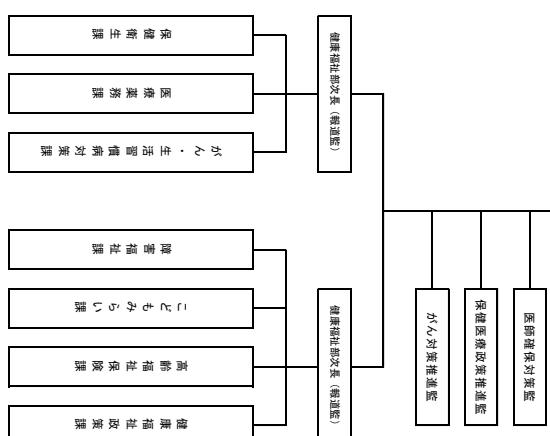
監査要点	実施した監査手續
【合規性について】	事業にかかる事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。
事業を策定し、実行するにあたって、法令等に基づいた実施形態を確保しているか。	根拠となる法令、通知等に関する情報を入手し、補助事業の補助金交付要綱、委託事業の委託契約書に準拠した事務が行われているかどうか、事務手続きを検証した。
国への報告事務、市町村からの報告事務に誤りはないか。	国への報告事務に誤りはないか。
【有効性について】	事業実績報告書の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	事業の成果指標について、年次推移の分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、有効性の観点から検証した。
長期間継続している事業は現在の社会情勢に即したものであるか。	担当者に質問し、有効性の自己評価及び改善施策の在り方について県と考え方を聴取した。
長期間に亘って同一の委託先に事業を委託している実態はないか。	担当者に質問し、該当がある場合には、事情の説明を受けた。
補助金の交付、事業実態を受ける法人等の事業委託を受けていているか。	提出された事業実績報告書、公表されている財務情報等を入手し、分析検討した。
【経済性、効率性について】	決算額内訳、支出命令等の支出に係る資料（補助金精算額調書、各市町村の決算書）の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。継続事業については、分析的手続きとして、できるだけ過去3期分の予算額・決算額を比較検討した。
事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	集計された事業費の内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支出であるかどうか、事業予算の積算内訳と比較検討した。
実施した事業に関する費用対効果の確認が行われているか。	県が市町村に補助する事業、市町村を通して団体等に補助する事業について、市町村が作成した実績報告書を基に、事務の流れを質問し、県の事務の適切性を確認した。

第4部 監査対象とした組織、施策、事業の概要

第1 健康福祉部

(1) 健康福祉部の機構図

健康福祉部の機構図は以下になつておあり、監査対象となつたこどもみらい課、医療業務課及び障害福祉課は健康福祉部に属している。



(2) 健康福祉部の職員数

平成25年4月1日現在の健康福祉部の職員数は以下の通りである。

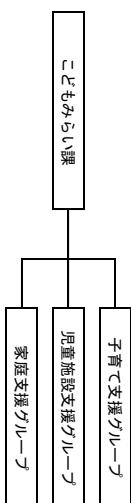
組織		職員数(人)
1. 本庁		166
部長、次長		3
健康福祉政策課		37
がん・生活習慣病対策課		13
医療業務課		23
保健衛生課		23
高齢福祉保護課		27
こどもみらい課		19
障害福祉課		21
2. 出先機関		556
東青地域民局地域健康福祉部		94
中南地域民局地域健康福祉部		73
三八地域民局地域健康福祉部		74
西北地域民局地域健康福祉部		64
上北地域民局地域健康福祉部		66
下北地域民局地域健康福祉部		42
動物愛護センター		16
十和田夷久衛生検査所		47
田舎館夷久衛生検査所		11
女性相談所		9
子ども自立センター・みらい		6
障害者相談センター		22
精神保健福祉センター		14
3. 特別会計		18
あすなろ医療康复センター		114
さわらび医療康复センター		72
42		42

第2 健康福祉部こどもみらい課

(1) こどもみらい課の機構図

こどもみらい課の機構図は以下のようにになっている。

こどもみらい課の機構図（平成25年4月1日現在）



(4) 予算・決算の状況

こどもみらい課の平成25年度最終予算額及び決算額は以下の通りである。
(単位：千円)

目	細目	最終予算額	決算額
社会福祉総務費	社会福祉経費	49,944	48,504
婦人福祉費	婦人福祉費	49,944	48,504
女性相談所費	女性相談所費	24,299	22,603
女性相談所費	女性相談所費	20,725	18,156
厅舍管理費	厅舍管理費	20,928	19,106
児童福祉総務費	児童福祉費	3,438,020	2,742,279
	施設運営費	1,327,709	1,300,243
	児童手当費	2,942,522	2,918,664
	子ども家庭支援センター費	25,926	25,926
	児童相談所費	899,130	890,664
児童措置費	児童措置費	8,633,107	7,877,776
	児童措置費	6,201,218	6,179,399
児童相談所費	児童相談所費	6,201,218	6,179,399
	厅舍管理費	54,819	48,291
子ども自立ゼン	子ども自立センター・みらい費	2,591	2,456
タードみらい費	児童相談手当費	57,410	50,747
ひとり親家庭等	特別児童扶養手当認定事務費	51,496	49,380
福祉費	ひとり親家庭等福祉対策費	1,702,013	1,699,406
	母子保健対策費	4,583	3,416
	母子衛生特別対策費	700,604	687,476
	育成医療給付費	2,407,200	2,390,297
	小児慢性疾患対策費	821,794	791,653
	計	17,750	15,192
	計	214,973	204,303
	計	1,054,517	1,011,148
	計	18,520,244	17,667,118

(2) こどもみらい課の職員数

「第1 健康福祉部」の「(2) 健康福祉部の職員数」を参照。

(3) 分掌事務内容

こどもみらい課の分掌事務は以下の通りである。

1. 児童の福祉に関すること（他課の分掌に係る事務を除く）。
2. 児童福祉統計に関すること。
3. 母子及び障害福祉に関すること。
4. 児童扶養手当に関すること。
5. 団体保護に関すること。
6. 母子保健に関すること。
7. 母子保健に関すること。
8. 特別児童扶養手当に関すること。（他課の分掌に係る事務を除く）。
9. 児童手当及び子ども手当に関する教育、保健等の総合的な提供の推進に関すること。（総務学事課の分掌に係る事前の子どもに関する教育、保健等の総合的な提供の推進に関すること）。
10. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
11. 婦人相談所、児童自立支援施設及び子どもの家庭支援センターに関すること。
12. 婦人相談所の総括的管理に関する事務。
13. 児童相談所の総括的管理に関する事務。
14. 社会福祉審議会に関する事務中こどもみらい課の分掌に係る事務に関する事務にに関する事務。

特別会計（母子寡婦福祉資金特別会計）

		(単位：千円)	
項目	細目	最終予算額	決算額
指導調査費	指導調査費	10,754	8,897
母子福祉資金	貸付費	目計	10,754
母子福祉資金	貸付費	388,795	295,985
貸付費	目計	388,795	295,985
母子福祉資金	貸付費	10,554	3,972
	目計	10,554	3,972
	累計	380,103	308,854

(5) 監査の対象とした事業

No.	事業名称	25年度 当初予算額	25年度 決算額	(単位：千円)	
				指摘事項	意見
(1)子育て支援グループ					
1-1	青森県子ども家庭支援センター	25,926	25,926	-	○
1-2	児童相談所カウンセリング強化事業	662	304	-	○
1-3	里親支援機関事業	4,021	3,886	-	○
1-4	あおもり出会いサポート事業	11,015	11,015	○	○
(2)児童施設支援グループ					
1-5	認定こども園推進事業費補助金	6,156	7,009	○	○
1-6	保育所緊急整備事業	1,051,872	828,921	-	○
1-7	地域子育て支援拠点事業費補助	(下記内訳)	(下記内訳)	-	○
1-7-1	地域子育て支援拠点事業費補助	270,592	273,415	/	/
1-7-2	一時預かり事業費補助	94,146	82,370	/	/
1-7-3	乳児家庭全戸訪問事業費補助	13,017	8,777	/	/
1-7-4	養育支援訪問事業費補助	1,242	1,594	/	/
1-7-5	ファミリーサポートセンター事業費補助	13,464	11,466	/	/
1-7-6	子育て短期支援事業費補助	705	233	/	/
1-7-7	べき地扶養事業費補助	8,000	8,000	/	/
1-8	病児・病後児保育対策事業	76,130	73,988	○	○
1-9	延長保育促進事業	1,004,473	982,527	-	○
1-10	休日保育事業	87,950	81,985	-	○
1-11	放課後児童健全育成事業	395,819	389,333	-	○
(3)家庭支援グループ					
1-12	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	2,018	1,935	-	○
1-13	長期療養児童育成事業	605	237	-	○

(注1) 上表の指摘事項、意見の欄にある〇は、第5部第2において、監査の結果又は意見として記載事項があることを意味している。第4部において、以下、同じである。
(注2) No.1-8には、【参考事項】を記載している。
下記の5事業について、監査対象事業として監査を実施したが、特に記載すべき事項が無いため、本報告書において、事業概要等の記載を省略している。

子育て支援グループ

親子に優しい街づくり推進事業	2,750	2,579	/
子ども虐待防止対策事業費	527	255	/
市町村児童相談家庭支援力レベルアップ事業	3,779	2,345	/
次世代育成支援行動計画推進事業費			
家庭教育支援グループ	406	176	/
小児慢性特定疾患対策費	213,866	204,303	/

(6) 安心こども基金

1. 設置年月日

平成21年3月13日

2. 基金条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成21年3月13日青森県条例第2号)

3. 目的

国から交付を受ける①子育て支援対策臨時特例交付金、②地域活性化・経済危機対策臨時交付金、及び③住民生活に光をそそぐ交付金により、子どもを安心して育てる事ができる体制を整備するための事業(以下「子育て支援

対策事業」という。)に要する経費及び子育て支援対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるためである(条例第1条)。

4. 基金の收支状況

本県の場合、既に上記②③の交付金は事業完了しているため、平成25年度末に残高となっている基金は、上記①の基金である。平成25年度は多額の事業費執行を行い、基金残高は大きく減少した。

年度	交付額	利息	支出額	返還額	年度末残高
20	977,084	0	0	0	977,084
21	1,921,587	5,497	399,907	0	2,504,261
22	1,078,330	9,950	569,018	0	3,023,523
23	215,262	7,345	1,121,464	3,080	2,121,585
24	1,664,500	3,967	797,194	0	2,992,588
25	292,876	2,431	2,542,953	14,850	730,401
合計	6,149,639	29,191	5,430,498	17,930	

(原提出資料より転載)

5. 平成25年度事業実施状況

平成25年度に実施した基金事業の支出明細は下表の通りである。(単位:千円)

No.	事業名称	支出額	備考
1	保育所緊急整備事業	828,921	監査対象事業
2	乳児家庭全戸訪問事業	8,777	監査対象事業
3	被育支援訪問事業	1,594	監査対象事業
4	ファミリー・サポート・センター事業	11,446	監査対象事業
5	子育て短期支援事業	233	監査対象事業
6	地域子育て支援拠点事業	273,415	監査対象事業
7	一時預かり事業	82,370	監査対象事業
8	へき地保育事業	8,000	監査対象事業
9	保育士研修等事業	386	
10	保育士等処遇改善臨時特別事業	728,608	
11	認定こども園事業	4,672	監査対象事業
12	保育料の減免	410	
13	高等技能訓練促進費等事業	△152	
14	ひとり親家庭等の住宅就業支援事業	165,388	監査対象事業
15	児相・市町村の体制強化のための環境改善	3,827	
16	電子システム構築等事業	411,130	
17	不妊に悩む方への特定治療支援事業	1,445	
18	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	12,483	総務省事課の監査対象事業
	合計	2,542,953	

6. 情報公開

国安心こども基金は、希望する全ての人が子どもを預けて働くことができるよう受け皿となる認可保育所等の保育サービスを確保して、待機児童をなくすことを目標とした「新待機児童ゼロ作戦」を展開するために、全都道府県に造成された基金である。この特例交付金は平成20年度から造成が始まり、実施事業メニューの改革を行なうながら事業実施期間は毎年度延伸を繰り返し、今現在においても交付と執行が継続しているものである。国としては、基金事業とすることで複数年度にわたる予算執行が可能になること、保育需要の変化に即応し、機動的で弾力的な予算執行が可能なこと、地方公共団体の自主性や裁量性が確保されることなどを期待している。会計検査院が調査した本事業の執行状況は、抽出した18都道府県ごとで執行率及び執行済額に大きな差異が見受けられたという(参考情報として、会計検査院ホームページ <http://report.jbaudit.go.jp/org/h22/2010-n22-0938-0.htm> を参照願いたい。)。本事業によって定員増となても必ずしも保育需要に追いついていない実態、認定こども園の認定数が目標に達していない実態、全ての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充についても執行率が低調であることを指摘している。

個別事業の監査結果については後に譲るが、ここでは本県の基金施行状況について記載する。厚生労働省のホームページには、平成21年度安心こども基金の各都道府県の執行状況等が公表されている。所定の書式では、執行日と執行内容の明細が示されており、国費の使い道を公開する方法としては、望ましい開示方法である。これは、「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の執行状況等の報告・公表について」(21初年度第13号、雇児総発331第1号、平成22年3月31日)に基づいて全都道府県が行っているものであるが、何故21年度分のみであるのかは理解不能である。当然、それ以後の交付分についても、国として、県として、同様の情報公開がなされるべきと考える。

下表は、公表されている21年度分の25年度末現在の執行状況を監査人が作成し、比較した内容である。

(単位:百万円)

都道府県	厚生労働省分	交付額	執行済	執行残	交付額	執行済	執行残	執行率
青森県	1,797	1,750	156	98.3	103	97	6	94.2
岩手県	1,633	1,631	2	99.9	84	84	0	100
秋田県	1,379	1,346	33	97.6	64	27	38	42.2
宮城県	3,029	3,029	0	100	145	72	73	49.7
山形県	1,406	1,325	81	94.2	83	83	0	100
福島県	2,388	2,215	173	92.8	134	134	0	100
東京都	14,325	10,717	3,608	74.8	459	459	0	100
神奈川県	9,606	9,392	303	96.8	489	215	275	42.9
愛知県	8,428	5,654	2,764	67.2	373	232	141	62.2
鳥取県	942	938	4	99.6	26	26	0	100

(厚生労働省、文部科学省のホームページより、監査人作成)

東北六県で比較すると、本県の執行状況は平均的なものであることが理解できる。待機児童問題を抱える大都市圏では、執行率が低いことが読み取れ、会計検査院検査後においても、いまだに基金事業が進んでいないことが推測できる。

(4) 予算・決算の状況

医療業務課の平成25年度の最終予算額及び決算額は以下の通りである。

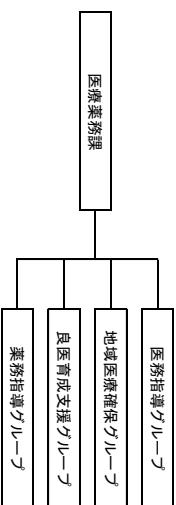
一般会計

第3 健康福祉部医療業務課

(1) 医療業務課の機構図

医療業務課の機構図は以下になつてある。

医療業務課の機構図（平成25年4月1日現在）



(2) 医療業務課の職員数

「第1 健康福祉部」の「(2) 健康福祉部の職員数」を参照。

(3) 分掌事務内容

医療業務課の分掌事務は以下の通りである。

医療業務課の分掌事務	
1	医療計画に關すること。
2	病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び巡回所に關すること。
3	医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師等修業費
4	保健師、看護師、助産師及び准看護師に關すること。
5	死体解剖保存に關すること。
6	医務関係法人の指導監督に關すること。
7	救急医療施設及び地区医療施設に關すること。
8	薬局及び医療販売業に關すること。
9	毒物及び劇物に關すること。
10	麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に關すること。
11	医療機器、化粧品及び医薬部外品に關すること（他課の分掌に係る事務を除く）。
12	医用資材開発に關すること。
13	採血業に關すること。
14	臓器の移植に關すること。
15	医療費資金及び保健師・助産師・看護師修業資金の貸与に關すること。
16	医療審議会、准看護師試験委員、地方薬事審議会及び医薬品中毒審査会に關すること。
2 - 1 0	周産期地域医療再生特別対策事業（以 下、①～⑦は本事業の内訳事業）

(5) 監査の対象とした事業

(単位：千円)

No	事業名称	25年度 当初予算額	25年度 決算額	指摘 事項	意見
2 - 1	小児救急医療支援実施事業運営費補助	5,583	5,391	-	○
2 - 2	小児救急医療対策協議会開催費補助	291	95	-	○
2 - 3	小児救急電話相談事業費	8,155	7,959	-	○
2 - 4	人工透析・産科医療機器能確保設備整備費補助	5,000	5,000	-	○
2 - 5	地域周産期母子医療センター運営費補助	45,352	20,080	-	○
2 - 6	周産期医療システム運営事業費	6,629	4,821	-	○
2 - 7	総合周産期母子医療センター運営費補助	1,485	1,485	-	○
2 - 8	産科医療支援事業	27,259	15,914	○	○
2 - 9	新生児医療当医療保支援事業	766	461	-	○
2 - 1 0	周産期地地域医療再生特別対策事業（以 下、①～⑦は本事業の内訳事業）	145,982	154,687	○	○

2 - 1 0 -①	NICU の増床 機能強化	23,854	33,231	○	-
2 - 1 0 -②	NICU 増床に係る運営経費の増加に対応する財政支援	5,268	5,268	-	-
2 - 1 0 -③	総合周産期母子医療センタークトターへリ機器整備	2,370	-	○	
2 - 1 0 -④	周産期・障害児医療管理システムの構築・運営	60,365	50,652	-	○
2 - 1 0 -⑤	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	26,495	33,166	○	○
2 - 1 0 -⑥	弘前大学に対する研究委託	20,000	20,000	-	○
2 - 1 0 -⑦	県南地域医療科医療体制強化推進事業	10,000	10,000	-	○
2 - 1 1	総合周産期待機宿泊施設整備事業費	6,620	22,953	○	○
2 - 1 2	八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助	584,578	584,578	○	-

(注) 1) No.2 - 1 2. には、【参考事項】を記載している。

(6) 青森県地域医療再生臨時特別基金

1. 概要

県は、国から交付を受ける地域医療再生臨時特別交付金により、地域における医療に係る課題の解決を図るために事業（以下「地域医療再生事業」といふ。）に要する経費及び地域医療再生事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県地域医療再生臨時特別基金を設置している（青森県地域医療再生臨時特別基金条例 平成21年12月16日青森県条例第91号）。

基金の造成は下記の4回に分けて行われている。再生計画期間はいずれも平成25年度末までの期間となっているが、25年度末までに開始する事業で、翌年度以降に継続されなければならないと見込まれる場合には、厚生労働大臣の承認を受けた上で、平成27年度末を限度に基金を活用できることとされている。本計画については、平成25年12月26日付けと平成26年3月19日付けで承認を受けていることを確認した。また、本条例は、平成28年3月31日限りで効力を失うことになっている。

2. 基金の過去5年間の増減

(単位：千円)

年度	予算区分	対象医療圏	再生計画期間	基金の額	運用益	25年度までの執行済額	平成25年度未残額
①	21年度補正	西北五医療圏	25年度末まで	2,500,000	23,177	2,521,046	2,131
②	21年度補正	青森医療圏	同上	2,500,000	16,696	2,513,072	3,624
③	22年度補正	県下全般	同上	2,366,500	5,559	2,144,288	227,771
④	24年度補正	県下全般	同上	1,100,000	164	1,45,001	955,163
合計						8,466,500	45,596
						(単位：千円)	

3. 基金の年度別内訳

No.	年度	繰り戻し金償還の部	受取金償還の部	前年度一括会計繰り戻し予定期	前年度一括会計繰り戻し予定期	残高
①	21年度補正			0	0	0
②	21年度補正			25,797	0	25,797
③	22年度補正			622,725	25,797	622,725
④	24年度補正			316,404	622,725	316,404
	25年度			55,719	316,404	55,719

(県提出資料より転載)

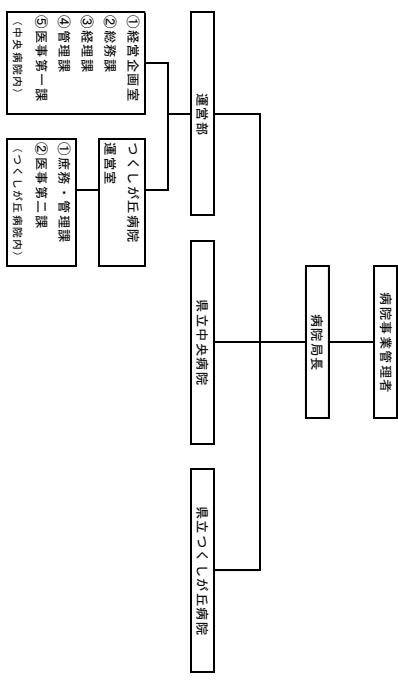
4. 地域医療再生計画の課題と目標

No.	課題	目標
②	当園城の周産期医療において、総合周産期母子医療センターの医療機器整備によりハイリスク新生児受け入れ態勢の構築と総合周産期母子医療センターからの逆輸送に対応できる体制を確保し、NICU 病室の増床等によって、低出生体重児等の常時受け入れ態勢を確保する。障害児医療においても、重症心身障害児施設について、医師不足及び満床状態により、受け入れが困難な状況である。	

年度	収入	運用利息 から繰り立てる 金額	前年度一括会 計繰り戻し 金額	支出	残高
(1)現金の部					
21年度	5,000,000	0	0	0	5,000,000
22年度	20,113	0	0	864,361	4,155,752
23年度	10,705	484	25,797	1,666,456	4,892,753
24年度	11,968	4,376	622,725	1,969,642	3,562,211
25年度	2,810	13,546	316,404	4,047,477	947,494

5. 監査対象とした事業の名称
平成25年度の基金事業のうち、監査対象とした事業は下表の通りである。
(単位：千円)

予算区分	監査対象とした事業名称	計画上の 基金额	25年度 執行額	26年度 執行額
②21年度補正				
	NICU の備床・機能強化	451,233	33,230	0
	NICU の増床に係る運営経費の増加に対応する財政支援	16,750	5,268	0
	地域周産期母子医療センター等の医療機器等整備	288,418	2,370	0
	周産期・障害児医療管理システムの構築・運営	50,988	50,651	336
	周産期医療の特徴・改善等に係る研究委託	80,000	33,166	606
③22年度補正				
	八戸市立市民病院周産期センターの拡充	600,000	584,578	0
	県総合周産期母子医療センター待機宿泊施設整備・施行的運用	38,936	22,953	1,155
	人工透析・産科医療機器機械確保事業	30,877	5,000	0
④24年度補正				
	総合周産期待機宿泊施設運用事業	3,653	0	3,653



第4 病院局

(1) 病院局の概要

①病院局の機構図

平成19年4月1日から、県立病院に地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者及び病院局を設置し、県立中央病院（以下、中央病院といふ。）と県立つくしが丘病院の医療機能の充実と経営基盤の強化等に取り組んでいる。

病院局の機構図は以下のようになっていている。

(2) 中央病院

①中央病院の概要

中央病院の概要是以下の通りである。

病院名	青森県立中央病院
種別	総合病院
所在地	青森市東霞道2丁目1番1号
開院年月日	昭和56年9月25日
院長	吉田 茂昭
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科
平成25年4月1日 (現在)	一般 689床 結核 6床 合計 695床

②中央病院の沿革
中央病院の主な沿革は以下の通りである。監査テーマに関係する内容のみを抜粋して記載している。

昭和27年4月	病院開設 病床数115床、診療科6科
昭和28年1月	総合病院に承認される。
昭和55年3月	移転新築工事着工。
昭和56年9月	移転開院 一般病床682床、精神病床88床、合計740床
平成16年10月	総合周産期母子医療センターを開設
平成18年9月	電子カルテシステムの本稼働
平成19年4月	地方公営企業法全部適用
平成23年6月	ドクターへリ運用を開始

③中央病院の職員数

平成26年7月1日現在の中央病院の職員数は以下の通りである。

定数内職員		期限付臨時職員等			
医師	138	臨床研修医等	30		
看護師	668				
医療技術員	145	臨時職員等	47		
事務職員	43	非常勤職員	277		
労務員	20				
計	1,014	合計	1,308		

④中央病院の決算の推移

中央病院の平成23年度から平成25年度までの貸借対照表、損益計算書の推移は以下の通りである。

参考として、平成15年度の本県の包括外部監査のテーマ「青森県の病院事業に係る財務の事務及び経営管理について」として監査対象とした平成14年度の数値も記載した。総資産、資本合計、医業収益、純損益といった主要な経営指標から見て、この10年間で大きな変化があったことが窺われる。

(i) 貸借対照表の推移

中央病院の平成23年度から平成25年度までの貸借対照表、損益計算書の推移は以下の通りである。

参考として、平成15年度の本県の包括外部監査のテーマ「青森県の病院事業に係る財務の事務及び経営管理について」として監査対象とした平成14年度の数値も記載した。総資産、資本合計、医業収益、純損益といった主要な経営指標から見て、この10年間で大きな変化があったことが窺われる。

(ii) 損益計算書の推移

項目	目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成14年度(参考)
医業収益					
入院料収益		17,515,372	18,837,587	18,890,096	13,076,909
外来料収益		4,593,511	4,960,093	5,393,507	2,596,584
その他の医業収益		207,500	317,557	332,065	167,503
医業外収益					
受取利息配当金		2,090,823	2,000,07	1,975,015	1,733,372
他会計補助金		7,014	2,373	0	43
補助金		51,707	49,227	41,891	55,750
負担金交付金		1,904,043	1,734,001	1,714,681	1,560,020
その他の医業外収益		128,569	213,406	212,723	65,362
特別利益		0	0	0	0
病院事業収益合計		19,606,195	20,837,794	20,863,111	14,810,281
医業費用					
給与費		8,575,87	8,710,775	8,662,450	7,675,889
材料費		6,362,655	6,962,213	7,056,315	4,701,673
資本費		2,711,648	2,774,433	3,370,950	1,912,389
研究開発費		93,012	98,146	104,722	53,891
減価償却費		783,436	711,940	664,050	1,209,085
資産減耗費		89,966	30,227	27,609	35,265
医業外費用					
支払利息及び往來		869,467	848,467	882,261	948,259
償取投資費		96,371	96,341	90,018	331,010
繰延勘定償却		69,571	80,009	81,004	131,495
保健所費		0	25,343	28,074	37,594
備積失		703,298	646,774	682,165	448,160
特別損失		19,553,144	20,136,901	20,768,397	16,536,551
病院事業費用合計		91,051	701,293	94,714	△1,726,270
当年度純損益					
(青森県立病院年報 他より、監査人作成)					

(単位: 千円)

(単位: 千円)

医業収益の推移を見てみると、平成14年度は130億円だったものが、平成23年度は175億円と45億円ほど増加(平成14年度比33.9%増)しており、平成24年度以降も増加傾向が続いている。

一方、医業費用の推移を見ると、平成14年度は155億円だったものが、平成23年度は186億円と30億円ほど増加(平成14年度比19.6%増)してお

り、平成24年度以降も増加傾向が続いている。

⑤ 総合周産期母子医療センターの概要

(i) 設置の経緯

本県の乳幼児死亡率(出生子に対する生後1年末満の死亡率)は平成11年、12年が2年連続で全国ワースト1位(全国平均3.4%に対して本県は5.1%)になるなど、全国平均を大幅に上回っている状況にあつたため、周産期医療体制の整備が喫緊の課題となっていた。乳児死亡率の改善対策として、中央病院にNICU(新生児集中治療室)を設置し、平成13年4月から稼働を開始した。その後、さらなる死亡率の改善を図るため、重篤な母胎・胎児に対し、より安全に集中治療ができるMFICU(母胎・胎児集中治療管理室)を備えた総合周産期母子医療センター(以下、総合周産期センターといふ。)を整備し、平成16年10月から運用を開始したものである。なお、GCU(総合保育治療室)とは、NICUの治療である程度状態が落ちていた赤ちゃんが、引き続きケアを受けるための施設のことである。

(ii) 地域医療再生計画に基づく整備

総合周産期センター整備後も、低出生体重児は年々増加傾向にあり、今後、ますます厳しい状況になることが懸念されたため、地域医療再生臨時特例基金(青森地域保健医療圏)を活用し、平成22年度から平成25年度までを計画期間として、総合周産期センターの施設整備等を実施した。具体的には、約6億6千万円を投入して、NICUを9床から15床へ段階的に増床(平成25年度:9床→12床、平成26年度:12床→15床)するなどの施設整備を行った。

(iii) 医師・看護師の配置数

	医師数	看護師数
総合周産期母子医療センター	11名	86名
産科	6名	38名
MFICU(9床)	—	22名
後方病床(19床)	—	16名
新生児科	5名	48名
NICU(15床)	—	33名
GCU(9床)	—	15名

(iv) 総合周産期センターの25年度収支の状況

中央病院に対して診療科別損益計算表の提出を求めたが、現在のことろ作成していないことがわかった。平成15年度包括外部監査において、一定の前提の下に診療科別損益計算書の作成作業を行った経緯があり、今後の経営改善に有用な資料となることから、継続作成を求める内容が、監査人の「意見」として、監査報告書に記載されている。

下表は、総合周産期センター運営事業が不採算医療に対する赤字補てんの対象になるため、厚生労働省から中央病院に対して、実績報告書の提出を求める資料として作成した内容を、監査人が要約して作成した総合周産期死亡率(5年平均値)が良い方から全国16位(平成10年には全国43位、同15

センターの収支決算表である。中央病院は診療科別の損益計算を行っていないため、特に費用については相当の仮定を置いて作成しており、正確性の保証は全くない。大雑把に言うと、病院全体の費用を人数割合、診療収入割合、入院患者割合、面積割合といった比率で按分計上した数値である。また、減価償却費も報告対象外であるため、下表には含まれていない。

(1) 費出額

区分	支出額	MFICU	NICU	GCU	合計
1 給与費	医師	91,573	61,201	15,109	167,883
	看護師	178,119	170,823	42,014	380,937
	薬剤師	119	34	7	160
	臨床検査技師	1,584	289	57	1,930
	放射線技師	37	75	15	127
	栄養士	762	42	8	812
	労務員(調理師)	3,295	183	36	3,515
	賃金(臨時職員)	2,075	1,660	415	4,149
	退職給与金	20,746	17,519	4,311	42,576
	法定福利費	50,801	42,884	10,554	104,239
2 材料費	薬剤費	103,373	88,873	21,743	213,994
	診療材料費	88,018	73,957	18,092	178,067
	給食材料費	5,716	2,378	1,406	9,501
	その他の材料費	10,721	4,461	2,637	17,820
3 経費	厚生福利費	450	412	102	963
	光熱水費	12,292	3,029	2,039	17,360
	燃料費	5,366	1,322	890	7,578
	委託料	67,468	28,073	16,596	112,137
	合計	640,516	497,222	136,031	1,273,769

(2) 収入額

区分	収入額	MFICU	NICU	GCU	合計
1 医業収益	入院収入	504,793	433,367	106,587	1,044,747
	外来収入	0	0	0	0
	その他医業収入	28,879	152	37	29,069
2 医業外収益	0	0	0	0	0
	合計	533,672	433,519	106,624	1,073,816
(2) - (1) 収支差額	△106,844	△63,708	△29,406	△199,953	

(v) 総合周産期センターの最近の診療実績

本県の赤ちゃんの死亡率は、平成13年に乳児、新生児、周産期のいずれも全国ワーストになるなど、全国的に下位していた、しかしながら、その後、周産期医療システムの構築、総合周産期センターの開設などによる体制の強化策を講じた結果、徐々に成果が出ていく。

総合周産期センターの最近の診療実績については、都道府県別周産期死亡率(5年平均値)が良い方から全国16位(平成10年には全国43位、同15

年には全国45位)、新生児臨床研究ネットワークによる死亡率比較では全国3位となり、医療の質の向上について高い評価を得ている。データで見ると、本県における超低出生体重児死亡率は、平成13年には53.6%だったものが、平成23年には0.0%、同24年には3.2%にまで改善している。

(3) 監査の対象とした勘定科目

医療業務課が実施した総合周産期センターに関する事業の監査を踏まえ、同センターの部門別収支決算の適正性について監査を行う予定であったが、中央病院は部門別損益計算を行っていないことがわかったため、中央病院全体の決算報告書から、下記の主要な勘定科目を対象に、監査を実施した。

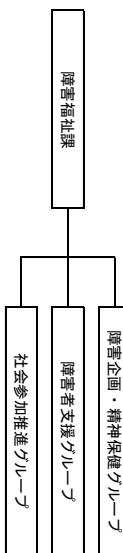
No.	勘定科目名	指摘事項	意見
3-1	未収金	○	-
3-2	棚卸資産	○	-
3-3	固定資産	-	○
3-4	人件費	○	○
3-5	委託費	-	○

第五 健康福祉部障害福祉課

(1) 障害福祉課の機構図

障害福祉課の機構図は以下のようになっている。

障害福祉課の機構図 (平成25年4月1日現在)



(2) 障害福祉課の職員数

「第1 健康福祉部」の「(2) 健康福祉部の職員数」を参照。

(3) 分掌事務内容

障害福祉課の分掌事務は以下の通りである。

障害福祉課の分掌事務

1. 障害者施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。
2. 障害者施策の総合的な推進に関すること。
3. 身体障害者施策に關すること。
4. 知的障害者施策に關すること。
5. 児童福祉法による知的障害児、盲児、ろうあ児及び重症心身障害児の福祉に關すること。
6. 精神保健及び精神障害者福祉に關すること。
7. 差遇障害者支援に關すること。
8. 障害用福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に關すること。
9. 心身障害者扶養共済制度に關すること。
10. 及び精神保健福祉センター、視覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センター及び精神保健福祉センターに關すること。
11. 社会福祉審議会、障害者施策推進協議会、精神保健福祉審議会、精神医療審査会、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会に關すること (社会福祉審議会に關する事務中障害福祉課の分掌に係る事務に限る)。

(4) 予算・決算の状況

障害福祉課の平成25年度の最終予算額及び決算額は以下の通りである。

一般会計

(単位：千円)

目	細目	最終予算額	決算額
社会福祉総務費	社会福祉総務費	247,872	246,240
障害福祉総務費	障害福祉総務費	910,168	878,365
障害対策推進費	障害対策推進費	5,223	4,550
障害者福祉費	障害者福祉費	915,391	882,918
在宅福祉対策費	在宅福祉対策費	6,579,612	6,421,662
障害者交流施設運営費	障害者交流施設運営費	1,102,464	1,060,690
障害者相談センター費	障害者相談センター費	124,478	124,478
障害児福祉費	障害児福祉費	24,721	21,296
心身障害者扶養共済事業費	心身障害者扶養共済事業費	2,363,234	2,307,488
あすなろ医療療育センター建築事業費	あすなろ医療療育センター建築事業費	313,595	310,589
度支出額	度支出額	149,987	149,987
精神保健福祉費	精神保健福祉費	3,124,373	3,065,629
保健所活動費	保健所活動費	3,124,0937	3,020,053
精神保健福祉センター費	精神保健福祉センター費	147,832	140,656
セミナー費	セミナー費	147,832	140,656
計	計	15,391,399	14,986,885

(5) 監査の対象とした事業

(単位：千円)

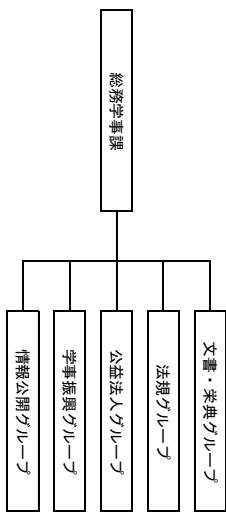
No.	事業名称	25年度 当初予算額	25年度 決算額	指標 事項	意見
4-1	障害児等就労支援事業	10,457	9,438	-	○
4-2	日常生活用具給付等事業	81,607	58,217	○	○
4-3	補助具費支給事業	101,859 (26,549)	105,674 (24,759)	○	○
4-4	発達障害者支援センター運営事業	22,046	22,046	○	○
4-5	発達障害者総合支援事業	5,624	5,624	-	○

第6 総務部総務学事課

(1) 総務学事課の機構図

総務学事課の機構図は以下のようになっている。

総務学事課の機構図（平成25年4月1日現在）



(2) 総務学事課の職員数

平成25年4月1日現在の総務学事課の職員数は以下の通りである。

組織	職員数(人)
総務学事課	71
課長	1
課長代理	1
文書・典籍グループ	44
法規グループ	6
公益法人グループ	6
学事振興・情報公開グループ	7
情報公開グループ	6

(3) 分掌事務内容

総務学事課の分掌事務は以下の通りである。

総務学事課の分掌事務
1 文書類の収受、差送及び文書の保存に関すること。
2 公印の管持に関すること。
3 会報報告及び県報登録に関すること。
4 条例の立案に関すること。
5 規則、訓令、告示その他の文書の審査に関すること。
6 印刷及び原本に係る機器の管理に関すること。
7 管理特別会計(通信及び印刷に係るものに限る)に関すること。
8 報告賛美事務の総括に関すること。
9 行政書士に関すること。
10 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関すること。
11 特例民法(法人)による事務の総括に関すること。
12 公益信託による事務の総括に関すること。
13 宗教法人に関すること。
14 行政手続の総括に関すること。
15 栄典及び褒賞に関すること。
16 所管自動車の運行及び管理に関すること。
17 私立学校に関すること。
18 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること(私立の幼稚園に係る認定こども園(知事が別に指定するものを除く)に関する事務に限る)。
19 大学の整備助成に関すること。
20 行政文書の開示に関する事務の総括に関すること。
21 行政資料の収集、整備及び提供に関すること。
22 個人情報の保護に係る事務の総括に関すること。
23 工事検査課の人事及び予算・支出負担行為に係る事務を除く)並びにその他の庶務の整理に関すること。
24 私立学校審議会、情報公開・個人情報保護審議会及び公認認定等審議会に関すること(情報公開・個人情報保護審議会に係る事務を除く)。
25 部内他課の主管に属しない事務に関すること。

(4) 予算・決算の状況

総務省事課の平成25年度の最終予算額及び決算額は以下の通りである。

一般会計

目	細目	最終予算額	(単位：千円)	決算額	(単位：千円)
文書費	文書費	33,528	31,555	3,283	173
宗教法人事務費				2,519	2,463
情報公開事務費		349	318		
個人情報保護事務費		1,237	1,043		
行政資料整備費	目計	37,916	35,552		
財産管理費	県令金管理費	21,071	19,478		
行政経務費	目計	21,071	19,478		
学事振興費	審議会委員賃費	4,162	3,585		
私立学校指導費		1,188	714		
私立学校助成費		982	942		
大学附属幼稚園費	目計	6,923,267	6,839,712	157	156
	課計	6,925,594	6,841,524		
	課計	6,988,743	6,900,139		

特別会計（青森県管理特別会計）

目	細目	最終予算額	(単位：千円)	決算額	(単位：千円)
通信印刷管理費	通信印刷管理費	83,949	81,412		
	目計	83,949	81,412		
	課計	83,949	81,412		

(5) 監査の対象とした事業

No	事業名称	25年度 当初予算額	25年度 決算額	指摘事項	意見
5-1	私立幼稚園特別支援教育費補助(国)	50,176	49,392	-	○
	私立幼稚園特別支援教育費補助(県)	7,840	5,096	-	○
	特色教育支援経費補助		○	○	
5-2	① 預かり保育の推進	105,406	103,992	△	△
	② 子育て支援活動の推進	51,720	39,652	△	△
5-3	私立幼稚園子育て支援等推進事業	244,008	211,307	○	○
5-4	幼児教育の質の向上のため緊急環境整備費補助金	6,688	12,483	-	○
5-5	私立学校経常費補助	4,569,801	4,602,418	○	○

(6) 青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金

この特別基金は青森県商工労働部労政・能力開発課が管理する基金であるが、監査対象とした上記「5-3. 子育て支援等推進事業」の財源になつておるのである。子育て事業に国の雇用対策交付金が使われていることからも、改めて子育て関連施策の複雑性と広汎性が理解されるところである。

① 基金の趣旨

県が国から交付を受ける緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の次の雇用までに短期の雇用・就業機会の創出・提供のための事業及びこれらの者に対する総合的な生活・就労相談のための事業に要する経費並びに緊急雇用創出対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、設置する。

② 平成25年度の基金の増減及び残高
下表における「減高」の中には、私立幼稚園の子育て支援等推進事業費 211,307 千円が含まれている。

(i) 現金の部

区分	前年度末現在高	増高	減高	増減差高	決算年度末現在高
現金	8,038,121	2,723,079	5,572,759	-2,849,659	5,188,462
(ii) 未収金債権の部					
区分	前年度末現在高	増高	減高	決算年度中増減高	
現金	410,971	734,900	410,971	323,928	734,900

(県の「財産に関する調書明細書(3) 債権及び基金」より転載)

第5部 外部監査の監査報告

第1 監査の結果及び意見

1-1. 監査の結果及び意見の項目数

この包括外部監査において監査対象とした事業数、及び結果に関する指摘事項及び意見の数は、下表の通りである。指摘事項、意見ともに、相当な項目数となつたが、質的量的に重要な内容と考えているため、県から独立した外部の会計専門家からの報告であることを厳粛かつ重く受け止めて欲しい。

【監査結果総括表 5-1】

参照先	担当課	監査の結果及び意見					参考 事項	
		(1) 指摘事項		(2) 意見				
		①不當 事項	②その他の 指摘事項	合計	意見			
第2の1	こどもみらい課	2.5	1	8	9	4.2	1	
第2の2	医療業務課	1.2	1	4	5	2.2	1	
第2の3	病院局	5	1	3	4	4	0	
第2の4	障害福祉課	5	0	8	8	7	0	
第2の5	総務学事課	5	2	3	5	7	0	
合計		5.2	2	2.6	3.1	8.2	2	

(注1) 医療業務課と病院局については対象事業が重複しているため、すべて医療業務課に含めている。
(注2) 病院局の5事業は、事業数ではなく監査対象とした勘定科目数である。

1-2. 監査の結果及び意見の主な内容

(1) 指摘事項の主な内容

①不当事項

外部監査の基本方針は、法規等準拠性（合規性）監査の視点に立った不正・不整な事務の発見と指導である。その点で、財務規則等に違反する明らかな事務の誤り、中でも、国の会計検査院検査における「不当事項」に該当し、県の財政上の金額に影響する事項は以下に記載の通りである。

【1. こどもみらい課】

「認定こども園推進事業費補助金」について、学校法人（認定こども園）に対して交付した補助金が、総務学事課が実施した「私立幼稚園子育て支援等推進事業」として支出した委託料と重複している実態、すなわち二重交付が明らかとなつた。347万円もの公金が不正に支出された事実が発覚した対応策については、既に返還のための手續が県こどもみらい課及び五所川原市において行われた模様である。ここに「模様である」として、断言しない理由は、返還手続を監査していないことによるためであり、県は措置の状況を速やかに公表することで、その説明責任を果たす立場にあることを強調しておきたい。不当な処理の発生原因については、監査人の個人的意見であるが、国の総務

り行政が県においても存置されているために、県庁内の部署を超えた情報共有システム、内部統制システムが機能していないことが露見したものである。それに加えて、その縦割り行政は市町村についても同様で、県と基礎自治体が同じ経済事実に対して事務を行う弊害、すなわち、二重行政の存在による事務手続きの甘さ、弊害も認められた。要するに、保育所と幼稚園が機能的に共存する認定こども園については、サービスを提供する法人に対して財政的な支援を行う行政窓口が増えたことによって、従来型の行政（すなわち、事業は教育福祉部、監督については学校法人は総務部総務学事課、社会福祉法人は健康福祉部、事業主体は市町村と県）では、事業内容、その監督責任と資金的な流れが一つの方向で管理しきれていない不適当な実態が発見された。

【2. 医療業務課】

「八戸市民病院開業期センター増床整備費補助事業」においては、補助の対象となつた病院から速やかに提出を受けるべき消費税の仕入税額控除に関する書類の提出を受けていないことが明らかになつた。金額の大小は問題の外であり、監査人の指摘によつて八戸市民病院から一昨年の分について返還の必要性を示す書類の提出を受けたことからも、明確な不当事項である。

【3. 病院局】

「私立幼稚園子育て支援等推進事業」において、国の指導事項に違反した債務によって、通勤手当に関する消費税相当額について、学校法人に対する委託料が多額に支払われた事実が明らかになった。また、消費税の課税事業者が免稅業者かの確認手続を県が怠つたことによって、委託契約の総結金額の誤りが発見された。これらについては、既に学校法人に対して返還を要請した模様である。逆に、学校法人に対する「経常経費補助事業」においては、県の内部事務の誤りを起因として、補助金の過少交付となつた事案が発見された。県の計算に誤りがないかどうか、学校法人に確認する手續がこれまで行われてはいるが、有効に機能していないと言えよう。相互検証手続を実質的に行えるような環境づくり、事務に関する相互理解が必要である。

②その他の指摘事項

明らかな不当事項ではないものの、法規等準拠性の視点から改善を求める内容、その他の指摘事項は以下に記載の通りである。

【1. こどもみらい課】

事業の委託先の事業実績報告書の確認が出来ていらないことに起因して、書類上の不整合性が認められた。「病児・病後児保育対策事業」は、国と県の一部負担による市町村事業であるが、市町村事務における確認誤りも含めた県

への報告誤りと、県の確認事務の不徹底による国への実績報告の誤りが認められた。また、「あおもり出会い系サポート事業」では、事業委託先のあおもり出会い系サポートセンターから、事業の再委託に関して、書面による承諾が行われていないことも分かった。

【2. 医療業務課】

「産科医療保支授事業」について、県立中央病院に関する事業実績の確認を怠ったことにより、国に対して、誤った実績値が報告されていた。担当者一人任せにする状況を改善し、内部統制の構築と機能強化を図る必要がある。

また、国の基金事業で設置した周産期センターの備品等は、基金の最終年度の年度末近くになって整備され、年度をまたいで支出されていた。計画性とともに、事業の目的に沿った取得手続きが必要と考える。県立中央病院の宿泊施設事業については、特定のN P O 法人にに対して、補助金交付要綱を改正する不自然で例外的な財政支援が行わっていた。当初計画した事業展開が難しくなった場合であっても、事業者の財務状況の悪化のみを理由に、短期間で過度に支援することについては、前のありの姿勢ではなく、住民サービスの向上の点から十分な協議を行い、公の機関としての規律と筋度を持つ必要がある。

【3. 病院局】

県立中央病院では、多額の過年度未収金の解消方法、医薬品等の管理方法、時間外手当の不適切な内部ルールに基づく集計方法による過少計上が問題となつた。周産期センターの高品質な医療と安定的な経営を継続するためには、医師の量的確保は必須であることから、医師にとって働き甲斐があり、医師を目指す人にとって魅力的な職場である必要がある。そのためには、関連法規等のルールに従つた経営、適正な計算事務が求められる一方で、事实上回収不能な未収金は事務コストを増すばかりであつて、会計上の引当金処理とともに、不納欠損処理するための新たなルール化も必要となるであろう。

【4. 障害福祉課】

障害児の「日常生活用具給付等事業」「補装具費支給事業」について、市町村の実績報告書の提出期限が遵守されていない実態、県において、添付書類の確認が十分に行われていない実態が指摘事項となつた。提出期限は法定事項であり、また、実績報告書の確認事務は、金額を確定するための補助金適正化法第14条、第15条に定める必須の事務手続きである。県は、法規等に基づき行っている検査確認事務について、より実態に踏み込んだ内容確認を行ない、補助金交付事務の適正性を確保しなければならない。

【5. 総務人事課】

「私立学校経常費補助事業」においては、交付要綱に定めた交付要件を守らない学校法人に対しても、電子メール割として補助金の交付が行わっていた。県は、交付要綱の遵守を徹底する必要がある。

(2) 意見の主な内容

法規等に違反する内容ではないものの、行政改革の着実な推進に向けて、事務の有効性、経済性、効率性の観点から、監査人が県に対して改善を求める内容、もしくは監査人の期待や要望事項を以下に記載する。

①県と市町村事務との関係

一部、指摘事項で取り上げた内容と重複するが、検査確認事務の徹底、検証事務の重要性を再確認して欲しい。市町村事業として行う事業については、市町村の実績報告書の提出を受けて、それらを県が取りまとめた上で国に報告するのが一般的な事務の流れである。財源が国であろうと、県の基金や一般財源であろうと、市町村に対して提出を義務付けている書類の提出については、要綱等のルールに基づき、提出期日、提出書類内容が遵守されなければならない。また、提出された内容について、県は記載内容が遵守されないとどうか確認する事務を行わなければならない。しかし、この確認作業、検証事務については、数多くの問題が提起された。特に、市町村が作成して県に提出された書類については、想像を絶するほどの金額的な記載誤り、提出内容の誤りが認められた。單純な記載誤りとは断定できない内容も含め、県と市町村との「ぬるま湯」的な関係が垣間見られた。適正な確認事務を怠ることは、逆に市町村事務を正確性の点で弛緩させ、不正行為の温床になる場合があると考える。提出書類に誤りが発見されたら、速やかに明確に伝達し、所用の措置を講じさせ、自身も講じること、そのことが県民の信頼を得るために最も必要とされる事務であり、國、県民から期待される大きな役割である。監査人には、結果として補助金額等に誤りは無かったから問題はないという県職員の意識や風土があるようを感じられたが、それは最も改革すべき事項、まさに行政改革である。27年度からの子ども・子育て支援新制度は基礎自治体が主体となることが決まっていることを考え合わせると、このような数値の正確性に対する意識の薄さは大きな不安材料である。事務の移管にあたっては、市町村に対する指導事項を明瞭かつ具体的に伝達して欲しい。

②県と委託先等との関係

市町村と同様の事業は、民間セクターの学校法人、社会福祉法人、公益法人、国立大学法人、任意の団体が提出する実績報告書に見て取ることができる。民間セクターには全体としての決算報告書の作成義務、県への提出義務が課せられている。提出されたものを受け取るだけではなく、積極的に分析し、これらの機関の事業実態、整合性を決算報告書等から検証していく機能を持つことを期待したい。

事業の有効性の観点からは、その効果の測定が出来ていないと思われるもの、あるいは効果の測定方法に問題があると思われるものがあった。選択と集中の理念により、厳しい県財政の中で絞り出した重点事業が、予算未消化に終わった事業、そもそも事業評価を行う測定尺度として不適切な指標を掲げている事業などが発見されたのである。このような効果の測定の不十分性は、本県の抱える固有の課題に対して、施策の空洞化や僵直化をもたらす危険性があるのでないだろうか。

また、事業の経済性、効率性の観点からは、長期間にわたって同一の委託先に事業を委託する事業、指定管理者の事業実態を把握できない事業、備品等の管理が出来ていらない実態が見受けられた。特に、医療薬務課の事業については、周産期医療に関連する事業として、毎年度定額契約となるてる県内において委託可能な先が一つしかない研究委託事業、あるいは県庁内の任意団体を通じて、極めて競争性の低い手続きによって備品購入が行われている事業が問題となった。内部統制の整備が必要であるとともに、委託事業の成果を自己評価し、今後の課題として、県の政策課題を解決する有効性の高い事業の実施を期待したい。

③子育て支援施策に関する県の姿勢

総論的な見地から、子ども子育て支援施策全般に関する全体的な印象としては、国による施策を堅実に行う意識は強い一方で、県が事業を自主的かつ積極的に展開していこうとする姿勢を感じることはできなかった。県は子育て支援施策の目的を達成するために、創造的な発想を持って事業の企画立案を行い、浸透を図って欲しい。予算を配分するだけではなく、目的の達成に向けた予算の効果的執行が必要である。わくわくプランとして予算化し、目標に向かって事業を行うに当たって、サービス享受の公平性確保、地域偏在の解消といった点では、長期間にわたって地域住民に提供できない事業があることもわかった。

特に福祉や教育の分野では、国の施策の事業形態が変われば、それに追随するのが地方の行政運営であろうが、地方創生がキーワードとなる今後、生き残りをかけて、地方の斬新な取組み、固有の施策実行が求められることがある。ただ漫然と従来通りの事業内容、費用対効果が明確でない事業を継続しても、地域のニーズに対応した特色ある施策の実行はできないはずである。県が県土全般の子育て支援施策を有効なものとしていくためには、県に固有の課題に対して集中的に取り組みを行う、あるいは、そのような取り組みを前向きに市町村に対して、支援と助言を行うことが期待されよう。

④中央病院の地方公営企業会計制度の大改正に対する対応

県立中央病院については、平成26年度より導入される新たな地方公営企業会計制度の適用について、貸倒引当金の計算、減損会計の適用上の留意点を示したので、参考にして欲しい。中央病院は、県内の周産期医療の中核組織であり、一人でも多くの子どもを産み育てるために必要不可欠な施設である。大都市部で生まれ育った監査人は、本県の医療環境の脆弱性、都市部との格差を強く実感してきた。県内の医療資源が量的な面で、人的にも施設的にも減少傾向に歟止めがかかる現状において、中央病院あるいはその県内ネットワーク機能の役割は、今後、益々高まることが予想される。地方公営企業として、独立採算を原則とした不斬の経営努力を進めながらも、不採算医療、高度医療を担う使命感を持ち続けるための財政的援助は、制度上認められない範囲内で行わなければ、県民の生命と健康を守ることはできない。健全な財政、透明な経営と会計、積極的な情報公開のために、地方公営企業会計制度の改正に対して、正しい対応を図らねばと考える。

第2-1 (1)健康福祉部こどもみらい課(子育て支援グループ)

1-1. 青森県子ども家庭支援センター

(1) 事業の概要

① 事業内容

青森県子ども家庭支援センター(以下、「子ども家庭支援センター」という。)は、青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例に基づき設置されている公の施設である。男女共同参画社会の実現のための多様な活動を開催する青森県男女共同参画センター(以下、「男女共同参画センター」という。)と、健やかに子どもを生み育てる環境づくりを推進するための各種支援事業を行う子ども家庭支援センターの二つの機能を持つ施設(アピオあおもり)である。アピオあおもりは、平成18年度より指定管理者制度を導入しており、株式会社阿部重組、芝管工株式会社及び青森コミュニケーションズ株式会社からなるASTAC・G(アスタクダーブ)が指定管理者となっている。男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの管理に関する基本協定書(以下、「基本協定書」という。)を締結し、協定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までとなっている。

② 事業費の推移

区分	(単位：千円)		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	25,985	25,926	25,926
決算額	25,985	25,926	25,926

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
委託料 合計	25,926	子ども家庭支援センター指定管理料

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手續
【合規性について】	
事業にかかる事務の執行は規制する法令等に準拠しているか。	指定管理者への往査により、関連する法令、契約内容や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】	
目的の達成に向けて効率的な事業となつているか。	指定管理者往査を実施し、事業の成果を関連資料に基づき検証した。
【経済性、効率性について】	
事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	指定管理者往査を実施し、事業の経済性、効率性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見1-1-①】事業経費の計画に対する実績について

指定管理者は、前事業年度の2月末までに年度事業計画書を県に提出しなければならない（基本協定書第7条）。年度事業計画書には、管理業務の収支計画が記載される。

下記は、指定管理者の支出金額について、平成25年度の収支計画と実績（事業報告書の管理業務に関する経理の状況）を比較した表である。

支出項目	計画(A)	実績(B)	差引(B)-(A)
人件費等	46,800	48,457	1,657
一般管理費	18,525	19,943	1,418
施設設備管理費	24,509	25,276	767
事業費1 (男女共同参画センター)	8,569	5,045	△3,523
事業費2 (子ども家庭支援センター)	6,706	4,690	△2,015
租税公課	4,000	5,695	1,695
合計	109,109	109,109	0

（出所：年度事業計画書及び事業報告書より監査人作成）

上表を見ると、事業費の実績が計画より大幅に減少し、事業費1（男女共同参画センター）の事業費執行率58.9%、事業費2（子ども家庭支援センター）の事業費執行率69.9%となっている。一方、人件費等や一般管理費等は計画より増加している。

一般管理費が増加した大きな要因は、水道光熱費が1,643円増加したことによる。物価変動リスクは、指定管理者の負担（基本協定書第9条）どなつてのことから、指定管理者が負担せざるを得ない。

結果として、水道光熱費の負担が大きくなつた分、事業費を削減して実施しなければならない状況となつたといえる。しかしながら、管理業務仕様書に定める業務は適切に実施することができた。この事実を逆に捉えると、事業費については大幅な削減余地があるということができる。

したがつて、県は指定管理者が行う経費の積算金額について、計画と実績の乖離が大きいため、積算の見直しの実施や、事業が計画どおり適切に実施されているかについて指定管理者の指導を徹底していく必要がある。

【意見1-1-②】事業報告書の確認結果の共有について

指定管理者は、事業年度終了後30日以内に事業報告書を県に提出し、その承認を受けなければならない（基本協定書第16条）。このことから、県は、

提出された事業報告書についてその内容を確認する必要があるが、監査人に提出された事業報告書においては、下記の点で不十分であった。
管理業務に関する経理の状況には、収入及び支出について、項目、金額及び備考（内訳等）が記載されるが、下記の通り、一般管理費の合計金額が記載されていなかった。また、租税公課の合計金額が誤っていた。（ただし、支出合計金額は一致している。）

項目	金額(正)	金額(誤)
一般管理費	19,943,751円	7,095,627円
租税公課	5,695,802円	（空欄）

アピオあおもりは、既述の通り二つの機能を有する施設であり、アピオあおもりの指定管理業務全体に係る所管課は、環境生活部青少年・男女共同参画課である。事業報告書は同課に提出され、確認事務が行われており、当該事務により上記誤りは修正されていたものの、ことも多い課に伝達されていなかつたことが、後になつて明らかとなった。

今後においては、確認事務の結果を事業に関する両方の課において共有し、指定管理者の事業実績の内容を計数値の面でも正しく把握し、保管しておく必要があると考える。

【意見1-1-③】支出内容の確認について

管理業務に関する経理の状況に記載されている支出内容が適正性を確認するため、指定管理者に往査し、月次推移や伝票等証憑書類を通査した。
事業費のうち、子ども総合相談事業において、3月にポスター・リーフレット作成費72,000円（税抜き）が計上されていたため、その内容について質問したところ、子ども総合相談のポスター及び施設案内のリーフレットであつた。年度末発注であれば、支出と消費の対応関係がない可能性があると考え、振替伝票を見たところ、ポスター・リーフレット作成費ではなく、平成25年度事業実施報告書の印刷費75,600円（税込み）として計上されていた。県は、支出内容の確認を適切に行う必要がある。

1-2. 児童相談所カウンセリング強化事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

【目的】 子どもへの虐待相談件数が年々増加し、家族の再統合を目指した積極的な指導が求められているが、児童虐待を行う保護者は、自身の被虐体験等により心の問題を抱えている場合も多く、児童福祉司、児童心理司だけでの対応には限界がある。そこで、本事業は、精神科医等の協力を得ることにより、保護者に対するカウンセリングをより効果的に行おうとするものである。

【事業内容】
各児童相談所において委嘱等された精神科医等が、医学的診断や保護者に
関する処遇方針への助言、心理療法を担当する職員に対する助言を行い、必
要に応じて保護者に対するカウンセリング等を行う。

(2) 事業費の推移

平成25年度決算額の主な内訳			
区分	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額
報償費	299	精神科医等報償費	662
旅費	5	合計	385
			318
			304

(単位：千円)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1-2】児童相談所の支出区分について

本事業は、児童相談所においてカウンセリングを実施した精神科医に対し
て報償金等を支給するものである。現状、当該報償金等の支出区分は、弘前
児童相談所及び八戸児童相談所におけるものとして予算の設定が行われてお
り、また、国への報告における単位としても弘前児童相談所及び八戸児童相
談所という分類になっている。

しかし、実際には、中央児童相談所（青森市）においても支出があるため、
正しい支出区分は、中央児童相談所、弘前児童相談所及び八戸児童相談所の
3区分になる。事業実績等をまとめた資料は実際の支出区分に応じたものと
して作成することが適切である。

【事業内容】	
○ 里親制度普及啓発促進事業	ア 普及啓発
	イ 児童相談所及び八戸児童相談所におけるものとして予算の設定が行われてお り、また、国への報告における単位としても弘前児童相談所及び八戸児童相 談所といふ分類になっている。
	ア 里親委託推進・支援等事業
	イ 里親家庭への訪問支援
	ウ 里親による相互交流

【目的】
保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な
環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進することが重要で
ある。そのために、児童相談所、里親及び乳児院の児童福祉施設が相互理解
を深め、共通の認識を持って里親への委託を進めるとともに、社会の制度理
解を深めるなど、里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親の資質向上を図
ることの研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する
ことを目的とする。

1-3. 里親支援機関事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な
環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進することが重要で
ある。そのために、児童相談所、里親及び乳児院の児童福祉施設が相互理解
を深め、共通の認識を持って里親への委託を進めるとともに、社会の制度理
解を深めるなど、里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親の資質向上を図
ることの研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する
ことを目的とする。

【事業内容】	
○ 里親制度普及啓発促進事業	ア 普及啓発
	イ 児童相談所及び八戸児童相談所におけるものとして予算の設定が行われてお り、また、国への報告における単位としても弘前児童相談所及び八戸児童相 談所といふ分類になっている。
	ア 里親委託推進・支援等事業
	イ 里親家庭への訪問支援
	ウ 里親による相互交流

【里親の区分と要件】

区分	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
要保護児童 (保護者のない児童又は 保護者が監護せること が不適当であると認めら れる児童)	次に掲げる要保護児童のう ち、都道府県知事がその養 育に関し特に支援が必要と 認めたもの	要保護児童 (保護者のない児童又は 保護者が監護せること が不適当であると認めら れる児童)	要保護児童 (保護者のない児童又は 保護者が監護せること が不適当であると認めら れる児童)	次の要件に該当する ①当該親族里親に扶 養義務のある児童 ②児童の両親その他 心身に有害な影響を受けた 児童 ③同行のある若しくは同行二 組び料をおそれる行動を する児童 ④身体障害、知的障害若し くは精神障害がある児童
対象児童	②同行のある若しくは同行二 組び料をおそれる行動を する児童 ③身体障害、知的障害若し くは精神障害がある児童	②同行のある若しくは同行二 組び料をおそれる行動を する児童 ③身体障害、知的障害若し くは精神障害がある児童	②同行のある若しくは同行二 組び料をおそれる行動を する児童 ③身体障害、知的障害若し くは精神障害がある児童	①要保護児童の要件に加え、 次の要件のいずれかに該当 すること。 ・ ①の全てに該当するこ と。 ②経済的に困窮している こと。(要保護児童の 委託児童の養育の経験を有 すること。 ③都道府県知事が行う養 育事業等を終了してい ること。 ④他の要保護児童を 現に監護する者が死

④里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあっては除く。） 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがない者 未成年の者 ウルノ禁止法又は政令第35条で定める福祉関係法律により罰金の刑に処され、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関する不適当な行為をした者	ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上有能力を有すると認めた者 ②専門里親研修を終了していること。 ③委託児童の養育に専念できること。	亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことに伴う養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。		
区分	平成23年度 当初予算額 決算額	平成24年度 4,021 3,786	平成25年度 4,021 3,547	4,021 3,886

② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度 当初予算額 決算額	平成24年度 登録有効期間：5年間	平成25年度 登録有効期間：2年間 規定なし
その他 研修受講義務：義務登録有効期間：5年間	研修受講義務：登録有効期間：2年間 規定なし	研修受講義務：登録有効期間：当該委託児童の措置解除と共に取消	研修受講義務：登録有効期間：規定なし

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
報酬	1,444	その他非常勤職員報酬（里親委託推進員報酬）
共済費	224	
報償費	34	
旅費	986	
需用費	181	
役務費	160	
委託料	857	
合計	3,886	

(2) 調査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1～3】専門里親認定研修における人数制限について

里親制度の普及啓発を促進する事業には、専門里親認定研修が含まれている。平成25年度に実施された専門里親認定研修では、申し込みが2名あったにもかかわらず、1名のみを研修受講者として推薦することとした。県では、平成23年12月に「専門里親継続研修について」の中で、他県の状況も確認した上で、専門里親の認定研修受講者は1名とする方針を定めている。その中で、専門里親の問題点として、「専門里親は毎年増加しており、継続研修の費用が毎年増加し続けていること」、並びに「専門里親がファミリーホームを開設し、今後専門里親としての委託は受けられないにもかかわらず、県負担で専門里親研修を受講していること」を挙げている。しかし、そもそも施設における画一的な養育に比して柔軟な対応が可能な里親制度の利点を生かすため、あるいは、子供たちをもつ家庭的な環境で育てていこうという考えに従い、県では専門里親の増加が望ましいと考えて目標値を設定したはずである。然るに、それほど大きな予算を必要とする事業でもないならば、一定の範囲では費用の増加も問題にはならないのではないかと考えられる。また、費用面の問題が無視できないほど大きくなってしまったならば、専門里親の自己負担割合の設定を見直すなどの対応で足りることである。

このように考えると、今後、専門里親認定研修を受講しようとする者が複数いた場合でも、予算の範囲内で柔軟に対応することが合理的かつ合目的であると考えられる。

1-4. おおもり出会い系サポート事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

急速に進行する少子化対策の一環として、結婚を希望する者の出会いと結婚を支援することを目的に、「おおもり出会い系サポートセンター」を設置し、コーディネーターによる出会いの場の情報提供、地域で繋結びを行うサポートの育成・支援、結婚に関する意識啓発のためのセミナー・フォーラムの開催等を実施する事業である。

本事業は、平成23年度に「おおもり出会い系サポートセンター」を設置し、平成25年度までの3年間実施する予定であったが、事業内容を見直したうえで、あおもり出会い系・結婚応援事業として平成27年度まで継続することとなつた。なお、本事業は平成23年度に企画提案により選定した社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団（以下、「すこやか福祉事業団」という。）への委託により実施している。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)			
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	20,633	13,885	11,015
決算額	20,085	13,087	11,015

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
委託料	10,805	あおもり出会い系サポートセンター委託
その他	210	
合計	11,015	

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手續
【合規性について】事業にかかる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	委託先往査により、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】目的的達成に向けて効果的な事業となるべきであるか。	委託先往査を実施し、成果を検証した。
【経済性、効率性について】事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	委託先往査により、経済性、効率性を検証した。

(3) 監査の結果

【指摘事項1-4】再委託の承諾書について

すこやか福祉事業団は、委託業務のうち、婚活セミナー等開催業務とホームペーパー管理・運営業務について、再委託を行っている。再委託を行う場合には、平成25年度あおもり出会い系サポート事業業務委託契約書第8条の規定により、あらかじめ書面により県の承諾を得なければならぬが、ホームペーパー管理・運営業務再委託について、県は書面による承諾が行われていない。

<平成25年度あおもり出会い系サポート事業業務委託契約書より抜粋>

第8条 受託者は、委託事業の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

他方、婚活セミナー等開催業務については、同委託業務仕様書により「再委託」と示されているため、書面により承諾が行われている。

<あおもり出会い系サポート事業委託業務仕様書より抜粂>

3 委託業務の内容

(3) 婚活セミナー等開催業務

県内全城の結婚を希望する者を対象に、婚活の実践方法や自己の魅力アップのためのセミナー。会員交流会を効果的に開催すること(再委託可)。

県は、業務委託契約書の規定に従い、再委託をする業務については、書面により承諾を行う必要がある。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見1-4-①】事業名の相違について

(1) 事業の概要に記載した通り、「あおもり出会い系サポート事業」は、平成26年度から「あおもり出会い系・結婚応援事業」として実施されている。しかし、平成26年度の委託契約書・仕様書における事業名の記載の一部が「あおもり出会い系サポート事業」のままとなっており、整合していない。従って、委託契約書及び仕様書において、事業名を整合させる必要がある。

【意見1-4-②】事業の成果について

県は、本事業を開始するにあたり、事業開始3年目(平成25年度)の目標としては、単年度の成婚数約100組を掲げていた。しかし、平成25年度末の成婚者数は、単年度で29人、累積でも41人と大幅に目標を下回っている。

【表1-4-1】成婚者数等の推移

(県提供資料)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(単位:人・団体)	
				個人会員(累計)	11月末時点
個人会員(累計)	353	733	1,030	34	45
団体会員(累計)	47	63	80	47	45
協賛団体(累計)	2	12	41	2	96
成婚者数(累計)					73

目標指標を大幅に下回った理由について、県は、本事業は男女のマッチング(お見合い)事業ではなく、イベンント情報の提供による出会い系の場の提供を中心としていること、及び、成婚報告を行わない会員もいることを、その理由にあげている。

しかし、それは事業開始検討当初から想定されることであり、その想定の下での目標設定であつたはずである。県は、先進県である茨城県の成婚数を参考に目標設定し、さらには当該目標数を基に成婚1組当たりの事業費を算出しており、費用対効果も妥当であるとの事業評価を行っている。

下表【表1-4-2】は、県が目標設定の参考とした茨城県との比較である。県は事業開始後3年間累積で成婚数41人であるのに対し、茨城県は事業開始後3年間累計で成婚数255組を達成している。また、成婚一人あたり事業費も青森県が事業開始後3年間平均で1,077千円であるのに対し、茨城県は284

千円である。青森県は、茨城県のようなマッチング事業は実施しておらず事業実施形態が異なること、茨城県の場合は民間との協働により行っているため、県の事業費負担が半額以下に抑えられていることを考慮したとしても、費用対効果の点で物足りなさを感じられる。

【表1-4-2】青森県と茨城県の事業実績比較表

年度 (平成)	青森県			茨城県		
	事業費 (千円)	成婚数 (人)	1人あたり事 業費(千円)	事業費 (千円)	成婚数 (組)	1組あたり事 業費(千円)
18	—	—	—	27,280	41	665
19	—	—	—	23,030	77	299
20	—	—	—	22,249	137	162
21	—	—	—	21,581	186	116
22	—	—	—	30,001	171	175
23	20,085	2	10,042	41,766	179	233
24	13,087	10	1,308	23,281	193	120
25	11,015	29	379	21,281	178	119
計	44,187	41	1,077	210,469	1,162	181

注1：成婚数は累積ではなく、単年である。
注2：青森県は、会員以外の相手と結婚する場合もあることから、成婚数を「組」ではなく、「人」でとらえている。つまり、会員同士の成婚の場合、2人ともカウントする。(出所：青森県は県提供資料より、茨城県は県ホームページ資料より監査人作成)

監査人は、最近行われた本県知事の講演会において、本県の人口減対策として、比較的若い20代の世代の結婚を促進するための事業を今後積極的に展開していく方向性を挙げた。人口減施策の中で、結婚促進対策を本県の事業として今後も継続的に推進していく以上は、成婚数を把握する手法を検討するとともに、先進自治体から情報収集するなどして、事業の有効性と費用対効果を高めていく必要があると考える。

【意見1-4-③】わくわくあおもり子育てプラン(事業編)における指標について

わくわくプラン(事業編)において、「広報誌配布数(累計)」10,000部を本事業の指標(事業目標)として設定している。これは、あおもり出会いサポートセンターのPR等のための広報として作成したペンフレットの配布数であり、平成23年度4,370部、平成24年度2,280部、平成25年度2,430部と

累計9,080部の実績となっている。

事業の概要で記載した通り、本事業は、急速に進行する少子化対策の一環として、結婚を希望する者の出会いと結婚を支援することを目的としている。従って、「成婚数」を指標とすることによって、プランに掲げている目標である「合計特殊出生率の増加」につながるものと考える。
成婚数を把握しきれないというのであれば、出会いの場としての「イベント参加者数」を代替指標とすべきであり、目標を達成するための手段にすぎない「イベント情報提供回数」や「広報誌配布数」を指標とすることは不適当であると考える。

第2-1 (2)健康福祉部こどもみらい課(児童施設支援グループ) 1-5. 認定こども園推進事業費補助金

(1) 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、幼稚園型認定こども園に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てる事ができるような体制整備を行うことを目的とする。

(2) 事業内容

- ①事業内容 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に対する事業に対し、事業費の補助を行う。
- ②対象児童 保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童
- ③施設の設置主体 学校法人
- ④補助基準額 1人当たり月額 1・2歳児 57,000円
1人当たり月額 乳児 107,000円
- ⑤事業の効果 幼保連携の一貫した教育及び保育が可能となる。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 補助率

国1/2(安心こども基金)、県1/4、市町村1/4

(5) 予算額

6,156千円

(6) 決算額

市町村	対象施設	設置主体	認可外保育所名	事業費(円)	左記事業費の計算	
					にこにこルーム	通算(千円単位)
おいら せ町	認定こど も園A	学校法人 K	にこにこルーム 延べ95名(1・2 歳児)	2,181,000	(人件費3,386+管 理経費1,861+保育 料収入2,338)×34	
五所川 原市	認定こど も園B	学校法人 J	みみちゃん教室 延べ127名 (乳児36名、1・ 2歳児91名)	4,828,000	(人件費7,1142+管 理経費2,435+保育 料収入3,140)×34	
			合計	7,009,000		

(7) 監査の結果
【指摘事項1-5】認定こども園推進補助金の二重交付について

こどもみらい課において「認定こども園推進事業」、「総務学事課において「私立幼稚園子育て支援等推進事業」（事業No.5-3.の事業概要を参照のこと。）の両事業を監査した結果、本事業の補助対象とされた人件費の一部は、両課の事業の対象経費と重複していることが明らかとなつたため、交付済みの補助金347万円の返還を要請すべきである。

①補助対象経費
こどもみらい課の本補助事業の対象となつた人件費の内訳は、以下の通りである。

①-1. こどもみらい課の補助対象人件費

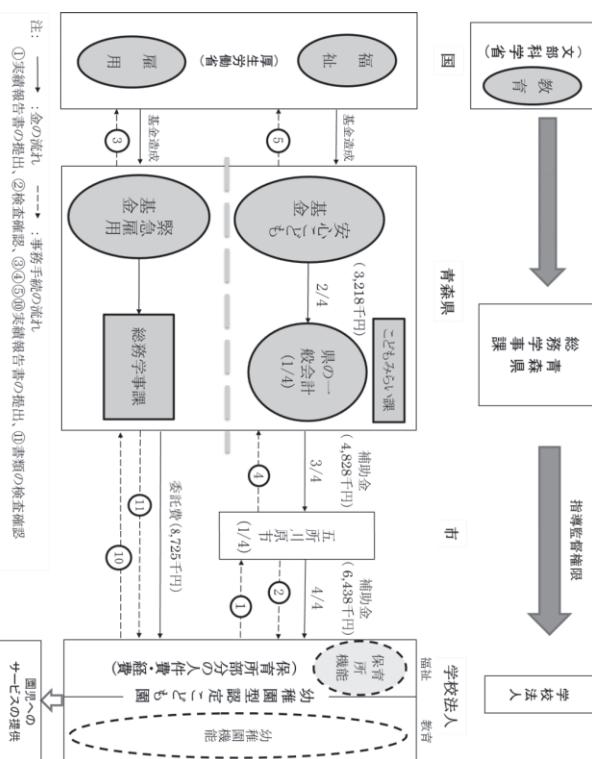
(単位：円)					
No.	氏名	A 基本給	B 私学共済掛金	C 雇用・労災保険料	補助対象人件費 A+B+C
1	Gさん	2,284,000	242,954	26,271	2,553,225
2	Hさん	1,048,400	114,042	12,059	1,174,501
3	Nさん	805,000	85,585	9,260	899,845
	小計	4,137,400	442,581	47,590	4,626,571
	その他4名				2,515,757
					人件費合計 7,142,328

総務学事課の委託事業の対象となつた人件費の内訳は以下の通りである。

①-2. 総務学事課の委託費対象人件費

(単位：円)			
No.	氏名	仕事内容	支給額
1	Gさん	1~5歳児の保育、教育補助、子育て支援、預り保育、通園バス添乗、園長指示の業務	2,275,808
2	Hさん	同上	1,031,083
3	Nさん	教育補助員（Hさんの退職に伴い雇用） (No.1-3 小計)	784,610 (4,091,501)
4	Dさん	教諭	2,356,529
5	Mさん	同上	2,202,511
		人件費合計	8,650,541

②事務の概念図
以下は、事業費が重複となつたことを示す事務等の概念図である。



(②-1) こどもみらい課の事務手続きの流れ

年月日	書類の流れ	公文書番号	書類名
平成26年3月11日	五所川原市→県こどもみらい課	五家発第1519号	補助金交付申請書の提出
平成26年3月27日	もみらい課→青こ第2072号		交付決定通知書の提出 (知事決裁)
平成26年4月10日	五所川原市→県こどもみらい課	0145921	支出負担行為票
平成26年5月1日	五所川原市→五家発第63号		事業完了実績報告書の提出 (平成26年3月31日事業完了日)
平成26年5月26日	県こどもみらい課→青こ第216号		確定通知書の提出 (課長決裁)
			支出命令書

額の確定にあたつて、県こどもみらい課が検査確認した資料は、五所川原市作成の事業完了実績報告書、一般会計歳入歳出決算(見込)書抄本、認定こども園事業費支弁台帳、基準額一覧表、人件費一覧表、経費一覧表、経費区分表、経費の領収書

(写し)である。

(②) 総務学事課の事務手続きの流れ

年月日	書類の流れ	公文書番号	書類名
平成25年3月22日	学校法人→県		見積書、雇用・就業機会の創出計画書
平成25年4月1日	県→学校法人		緊急雇用創出事業業務委託契約書
平成25年6月6日	学校法人→県総務学事課	幼78	委託料請求書(概算払)
平成26年4月4日	学校法人→県総務学事課		雇用・就業状況実績報告書
平成26年5月19日	学校法人→県総務学事課		委託料請求書(確定払)
平成26年5月26日	県総務学事課		支出命令書

額の確定にあたって、県総務学事課が検査確認した学校法人の資料は、賃金台帳、源泉徴収票、就業規則、雇用保険者資格取得等確認通知書、私学共済資格確認通知書、出勤簿(タイムレコード)、給与支払明細書、給与銀行振込明細書、人件費部分の会計元帳となっている。

(③) 外部監査の実施状況及び経緯

こどもみらい課の認定こども園事業で交付した補助金4,828,000円(基金を財源とした3,218,000円と県一般財源1,610,000円の合計額)の補助対象経費となつた人件費7,142,328円のうち、上表No.1,2,3の職員3人分の人件費4,626,571円は、本県総務学事課が学校法人と25年4月1日付けで委託契約した対象人件費と重複していることが、監査を行った結果、判明した。26年9月に監査人がこどもみらい課で本事業の監査を行った時点で、上記3名は幼稚園で働いているのではなく保育所で働いていること、総務学事課の補助金との重複はないとの説明を担当者から受けた。しかしながら、総務学事課で監査した10月時点では、上記3名とは、県の委託事業として、上表の仕事内容に基づいた雇用契約を結んでいることの説明が総務学事課担当者からあり、緊急雇用対策委託費との重複が明らかになつたものである。「安心こども基金」と県の一般財源を財源とする補助金と、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を財源とする委託費とを、同一の学校法人の同一の補助対象経費に対して二重に支出することは、補助金等の適正な執行事務ではない。参考として、総務学事課は、補助金の二重交付について、緊急雇用創出対策事業により雇用している者については、経常費補助金(事業No.5-5.を参照のこと。)の対象外とすることを学校法人側に注意事項として明記して指導を行っている。すなわち、同一課内で執行する補助金の二重交付については、県として認めないとする規律が働いているのである。

(④)当事者の意見

各課の監査の後、11月27日、両課の担当者に同席してもらい、監査人を含めた三者協議を行った。以下は、その内容の要約である。

(④-1) 事業に対する県こどもみらい課の意見

監査人の問題提起を受け、五所川原市に対して再度確認を求めた結果、二重交付であることがわかつた。当課では、総務学事課が保育所に対しても県の委託費を支出していることを全く知られていなかつたため、実績確認手続を行つた五所川原市に情報提供することができなかつた。そもそも、保育所事業の主たる経費である人件費を単年度雇用に依存することを推進するような委託事業は、当課の常識の範囲外である。県は市の実績報告を基に、課内の実績確認手続きをつづいているため、実際には市の実績確認に依拠する部分が大きい。しかしながら、補助金交付要綱は当該事業を想定する内容になつていいことから、二重支給についての責任は県にあると考えるので、県は五所川原市に対して責任を追及する立場ではない。五所川原市が学校法人に対して返還請求するかどうかは、五所川原市独自の判断である。学校法人の立場になって考えると、学校法人は五所川原市の補助金交付要綱に基づいて交付申請していることから、何らの疑いもなく補助対象経費として申請したものと思われる。

(④-2) 事業に対する県総務学事課の意見

雇用対策の観点から行つた本事業は、年度前契約により適正な手続きにより起案され執行されたものであるが、保育所機能に係る人件費に対して委託契約を締結したことに関する情報提供を、当課がこどもみらい課に事前に行わなかつたために、こどもみらい課の補助金と重複してしまつた。府内の情報提供を綿密に行っていれば、このような誤りは発生しなかつたと考える。

(⑤) 事業に対する外部監査人の判断

監査人の結論として、補助金交付要綱に県の人事費委託費の存在可能性が明記され、それを基に五所川原市が認定こども園を設置する学校法人の事業実績報告をきちんと検査確認して、その結果を基にこどもみらい課が交付確定を行つていれば、二重支給は防止できたはずだと考える。その根拠として、県の委託料により認定こども園の人事費負担を受けている、おいらせ町の学校法人Kは、事業実績報告書においても、支出人件費から県の委託人件費相当額を減額して作成・報告し、おいらせ町は適正な検査確認事務を行つている。つまり、同一の事象であつても事務手続きの精度に格差があつたと考えるのである。監査人が、こどもみらい課の検査確認資料を総務学事課のそれと比較すると、特に人件費について検査確認資料が明らかに少なく、原始証憑を確認できていない。具体的には、五所川原市は県に提出した実績報告書の添付書類として「支払いを証する書類の写し」を記載しているが、人件費に

ついては月別個人別の支給一覧表であり、その支出の根拠となる給与台帳や復命書などの原始証憑は添付されていないのである。「青森県補助金等の交付に関する規則」第13条においては、書類審査で足りない場合には現地調査等を行った上で補助金の額の確定を行うものと規定されている。問題の発生は、この点にあったことが考えられる。実績報告の基となる検査確認事務が、交付申請する学校法人の作成する資料に過度に依存する構造と慣行となってい、執行側の検査確認行為に甘さがあったのである。まずは速やかに、五所川原市が学校法人に対して対象経費とした基本給、私学共済掛金、雇用保険料、労災保険料のうち、県の緊急雇用対策事業で対象になった部分について金額を確定し、県は過大交付補助金となった認定こども園推進事業費補助金の返還を、五所川原市に対して請求する必要がある。このような国の基金を利用した事業であることからすれば、県の一般財源への4分の1部分の返還だけに留まらず、県は安心子ども基金に2分の1部分を返還しなければならない。国から県と市を経由して、それぞれの自治体において正当な事務手続きを経て学校法人に流れた子育て補助金は、監査の結果を受けて、正当な手続きを経た後に、国、県、市に返還させる必要性が生じたものである。

このような不当然二重支出が発生した事務上の原因是、第一に、学校法人側の事務の不慣れさがある。県から委託費をもって雇用した職員の人事費補助の請求手続きを市町村に実施する事務は、常識ではあり得ない。第二に、市町村事務における実績確認事務の甘さである。人件費の支出確認において、賃金台帳等の支出の根拠となる資料の検査確認は必須のはずである。第三に、県庁内部の問題として、課を超えた横断的な情報提供と情報交換が欠如していることも原因である。組織内行政と一般に言われるような、組織内の横の情報共有が出来ていないことが、非常に大きな原因であったと思われる。

ここで、各課の職務分掌に立ち返ってみよう。第4部に記載した各課の分掌事務内容から、関連する事務分掌の部分を転載したのが、下記の内容である。

(こどもみらい課の分掌事務)

1 児童の福祉に関する事務（他課の分掌に係る事務を除く）。
10 保育学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する事務（保育学前の子どもに関する事務を除く）。

(総務学事課の分掌事務)

17 私立学校に関する事務。
18 認定こども（知能が別に指定するものを除く）に関する事務（私立幼稚園に係る事務を除く）。

① 園児1人当たり補助単価の格差

国の定める補助基準額は、1・2歳児が57,000円、乳児は107,000円と決められている。仮に、単純に金額ベースで人数を計算すると、乳児は1・2歳児188人換算となり、みみちゃん教室は159名となる。これにより、園児1名あたりの補助金は、ここにコレムが22,957円、みみちゃん教室が30,364円と計算される。幼稚園等に対する経常費補助（事業番号5-5を参照）が園児一人当たり補助金額を設定しているのとは対照的である。運営費補助とは言つても、基準となる保育所の経営の効率性に著しい格差があることが認められた。「指摘事項1-5」で述べた人件費に係る補助金の件を除いても、みみちゃん教室は設置初年度であるため、初期経費がかかったことも一因である。監査人が上記の不適正事務を発見する出発点は、上記の2つの保育所の収支実績に、著しい格差が存在することを認識したことである。

に規定している証左であるが、であるならば、「全体を俯瞰しなければ、どこに境界線が引かれているのか判断できず、その限局的な範囲内で行った事務の適正性を監視することにはならないのだと考える。自己完結的に事務の限局を行うことの危険性が内在しているのである。

結果だけ見れば、県の委託事業で雇用した人件費、すなわち県の事業費に對して県が補助金を交付したという、お粗末な不当事項である。県と市町村、県庁内の対象課の間で十二分に原因を更に究明し、このような法規等に準拠しない不適正事務を反省し、組織上、地方自治体間、事務手続き上において再発防止策を講じる必要がある。

(8) 監査対象事業に対する意見**[意見1-5]認定こども園の保育所の收支状況について**

本県に設置されている幼稚園型認定こども園の数は、25年4月1日現在14園、26年4月1日現在は16園である。本補助金の計算基準について、25年度に交付を受けた前記した2園の收支状況の比較表である。

(単位：千円)

平成25年度の收支状況		にこにこルーム みみちゃん教室
大区分	中区分	
支出経費	人件費	7,005
	支給額	7,142
	他補助金対象分	△3,618 0
	差引(A)	3,386 7,142
	管理経費合計(B)	1,861 2,435
	支出経費合計(C)=(A)+(B)	5,247 9,577
保育料収入	(D)	2,338 3,140
差引	(E)=C-(D)	2,909 6,437
上記に対する4分の3補助額(E)×3/4		2,181 4,828

②学校法人の計算書類との数値の乖離

知事所轄の学校法人は学校法人会計基準により作成した計算書類(年度の決算報告書)を県総務学事課に提出義務があるため、こどもみらい課を通じて提出を求め、閲覧した。計算書類に含まれる消費収支内訳表において、独立部門として表示された「保育所部門」の経営数値は下表のとおりである。みみちやん教室については、上表の補助金執行にあたって実績報告を受けた内容と、管理経費の捉る方に大幅な乖離があることが推測される。つまりは、補助金申請上は2,435,488円であるのに対して、計算書類上は340,286円しかない、ことがわかる。計算書類の部門別計算に対する疑惑が残るところである。なお、この管理経費2,435,488円に対しても本補助金は交付されているが、この部分については不適正事務はなかったとの説明を、こどもみらい課より受けた。

【表1-5】保育所2園の収支状況比較表
(単位：千円)

勘定項目	にこにこルーム	みみちやん教室
補助金	2,909,206	6,437,816
事業収入	4,879,025	41,98,800
帰属収入合計	7,788,231	105,361,616
基本金組入額合計	0	△1,500,250
消費収入の部合計	7,788,231	91,36,366
人件費	8,451,962	71,35,822
管理経費	1,939,359	340,286
消費支出の部合計	10,391,301	7,476,108
当年度消費収入超過額		1,660,258
当年度消費支出超過額	2,603,070	

本補助金の計算構造を分析すると、保育所運営費用から保育料負担額を控除した金額の4分の3相当額を補助するため、市町村が補助する4分の1相当額を加えると、保育所の収支差額は0円又はマイナス収支になるはずである。しかし、この計算書類によれば、学校法人会計特有の処理である基本金組入後においても、保育所だけで166万円ものプラスの収支、実質的な収支差額はプラス316万円となる。幼稚園部門と合算した消費収支差額は、計算書類上、プラス1,010万円となっている。本補助金は幼稚園型認定こども園への移行促進を目的とした事業であるが、学校法人全体の財政的支援を目的とするものではなく、あくまでも保育福祉向上の観点から、保育所部分のマイナス収支の補てんを行うことで、経費負担の軽減化を図るのが狙いだと解される。このような公的補助金の使命と性格から考えて、このような相当の余剰金を生じさせる運営費補助金は、学校法人の自立した経営を退化させ、財務規律を弛緩させることにつながりかねない。実績確認手続きにおいては、県は部門別計算の正確性に対する意識を強く持つ必要があると考える。「全体」を見なければ、個別部門の計算の適正性は確認できるはずはないのである。

③県内市町村事業との連携

本事業は安心こども基金事業であるため、本事業の実施に当たっては、国 の定める規則に則って行う必要がある。平成21年4月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課発出の事務連絡「安心こども基金」Q&Aもその一つであるが、市町村負担のない事業に対して基金を執行することは制度上できない。そのため、本県において本事業を実施する市町村は、五所川原市といらせ市のわずか2つのみであり、それ以外の市町村に所在する幼稚園型認定こども園には、本事業は適用対象外である。調査したところ、県内には25年4月1日現在で14園、26年4月1日現在で16園の幼稚園型認定こども園が存在していた。それらの計算書類を閲覧したところ、どちらも多額のマイナス収支を計上しているが、それらに対する補助金の交付は、国または県の制度上、全くないのが現状である。市町村の財政状況次第で、幼稚園型認定こども園の財政状況に大きな格差を生じさせ、その結果として子育て保育事業のサービスに格差が生じることについては、仕方ない気持ちと共に非常に残念な気持ちを持っている。県と市町村は今後、更に連携を深め、交付申請のあった市町村に対して事務的に交付するだけではなく、県の県土全般を対象とする指導的役割を担い、県民福祉の向上のために、このような基金事業を活用するメリットを各市町村に訴えることを期待したい。

1・6. 保育所緊急整備事業

(1) 事業目的

待機児童解消のための保育所（公立を除く。認定こども園を構成する保育所）を含む。以下同じ。）の創設や老朽改築による保育環境の整備等保育所の施設整備に要する経費に対する補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。国の安心こども基金は平成24年度で終了する予定だったが、国の平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費の使用等により、平成25年度まで延長されたことから、平成25年度まで事業が継続となったものである。

(2) 整備対象施設等

- ①整備対象施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所
- ②整備対象施設の設置主体（間接補助事業者） 社会福祉法人、学校法人（幼保連携認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人において当該保育所の施設整備を行なう場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

(3) 補助対象経費

種目	補助対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な経費
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(4) 平成25年度予算・決算額

予算額 1,051,872 千円
決算額 828,921 千円（翌年度繰越額を含む）

(5) 事業内容

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 県1/2（国基金）、市町村1/4、法人1/4
- ③平成25年度整備施設の概要

- 平成25年度の事業実績は、建築資材の高騰の影響等により工事の進捗が計画通りに進まなかつたことなどにより、翌年度繰越工事が一部発生した。その点を踏まえ、補助金の交付先である社会福祉法人の決算報告書を自治体または法人のホームページから入手し、県に提出された事業実績報告書と整合性が確保され、当該補助金及び施設整備工事が25年度決算報告書に正しく会計処理されているかどうか監査した。なお、これは社会福祉法人に対する監査ではないため、数値の適正性監査ではなく、補助金を交付する側と受ける側の会計処理の整合性が確保されているか、という視点で行った財務諸表の分析的手続きである。

(7) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

[意見1-6]実績確認と会計処理の整合性について

社会福祉法人会計基準（平成23年度基準）に従い、一般に公正妥当な会計処理として、下記の仕訳処理を行う。

（正しい会計処理の仕訳例）

時点	財務諸表の区分	借方	勘定科目	貸方	勘定科目	金額	備考
補助金を受けた時	資金収支計算書	資金			施設整備等補助金收入		
	事業活動収支計算書	預金			補助金収入		年末までに入金がない場合は「未収金」
貸付文照表							
建物建築のため	貸付文照表		建設販売定		預金		
の部分払い時	資金収支計算書		建設販売取得支出		預金		
建物の完成時	貸付文照表		建物		預金		
	資金収支計算書		建物取得支出		預金		
決算仕訳							
	事業活動収支計算書		国庫補助金等特別積立		補助金相当額を積立金処理		
	貸付文照表		立金積立		立金		
	事業活動収支計算書		減価償却費		国庫補助金等特別積立		減価償却費実施分の取崩
			立金		立金		
			金取引額		828,921		

(監査人が分析対象とした決算報告書のチェックポイント)

① 年度交付が確定した法人については、資金収支計算書及び事業活動支計算書に「補助金収入」が計上されているか。貸借対照表上、「未収金」に計上されているか。資金収支計算書に「建物等取得支出」が計上されているか。貸借対照表の資産の部に「建物」が計上されているか。同じく、事業活動計算書に「国庫補助金等特別積立金積立額」、純資産の部に「国庫補助金等特別積立金」が計上されているか。

② 26年度繰越工事となつた法人については、建築業者への部分払いを除いて、会計処理されていることはないか。

社会福祉法人の認可等の権限については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、平成25年4月1日より市町村在法人に対する指導監査等の事務が、県から市に委譲されている(町村所在法人については、権限は県のままである)。また、「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」(平成25年5月31日雇児0531第14号、社援0531第11号、老発0531第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、財務諸表を情報公開することとされた。

決算報告書を入手し検討した結果、不整合となつてゐる先は下記の通りである。

平成25年度完成分	
① 湯町 市	社会福祉法 人会議会 員
② 青森 市	社会福祉法 人会議会 員
平成26年度繰越分	
③ むつ 市	社会福祉法 人会議会 員

資金収支計算書、事業活動計算書に補助金収入の計上が127,302千円ある。
資金収支計算書、事業活動計算書に補助金支出手出188,020千円ある。事業活動計算書、貸借対照表に「国庫補助金等特別積立金」の計上がない。貸借対照表には、「建設仮定期定」77,573千円が計上されているだけで、「建物」勘定には計上がない。

検討した結果としては、①②のケースは行政側では建物の完成実績を確認して25年度補助金として交付しているのに対し、社会福祉法人側では25年度では建物が完成していないが、社会福祉法人側では25年度中に建物が完成した会計処理をしている。③は保育園のホームページでも、26年3月24日に新園舎での保育を開始し、定員が90名になったことを明記している。

この会計処理の不整合性については、社会福祉法人が行政の強い公的規制を受ける公益法人であること、指導監査権限が県又は市町村にあること、事業実施主体になるための強い参入規制があること、社会福祉法人には国民から情報公開の要請が強いこと、より一層のガバナンス強化が求められていること

と、監査制度の改革や社会貢献活動の義務化を含めた法人制度の見直し議論が進んでいること、等々点から考へると、看過するべきではないと考える。それでは、何故このような事例が発生するかであるが、私見では、5~6月に県から市町村に補助の内示があつた後、法人のヒアリングや入札、設計などを行うと、建築工事の開始が9月頃になることが多く、年度未完成が一般的であること、それによって完成検査確認業務が年度末または新年度当初になることが多いこと、市町村の実績報告事務を受けて県の交付確定事務となることで、県の補助金交付が5月末になることが多いこと、などが原因である。会計処理と決算報告内容の適正性確保は、言うまでもなく、一義的には社会福祉法人側の責任の下で行うものである。しかしながら、県は出納整理期間内で前年度処理を行うことができても、法人側は理事会や評議員会、純資産登記の期限などの決算スケジュールの時間的制約中で、適正な会計処理を行えなくなる可能性があり、行政側の事務処理にも遠因があると思われる。25年度の県こどもみらい課の決裁書上は、検査確認後の補助金の確定は5月7日、補助金の資金交付が5月30日であった。結論的には、より適時な事務処理を市町村が行い、県に速やかに実績報告を行い、県はなるべく速やかに内部の起案決裁処理を行つて補助金の交付事務を行つ必要があると考える。また、完成検査の時点や補助金の交付決定の時点で、例えば「本補助金は25年度分であり、貴法人においても25年度決算において適正に会計処理を行うよう希望する」旨の文書を通知しても、当該事案のようない不整合性はかなり困難であるのではないか。いずれにしても、県の会計処理と法人の会計処理に認識の相違があるこのような事案においては、行政の指導監督権限の中で、完成検査の時点や補助金の交付決定の時点で、例えば「本補助金は25年度分であり、貴法人においても25年度決算において適正に会計処理を行うよう希望する」旨の文書を通知しても、当該事案のようない不整合性はかなり困難であるのではないか。いずれにしても、県の会計処理と法人の会計処理に認識の相違があるこのような事案においては、行政の指導監督権限の中で、完成検査の時点や補助金の交付決定の時点で、例えば「本補助金は25年度分であり、貴法人においても25年度決算において適正に会計処理を行うよう希望する」旨の文書を通知しても、当該事案のようない不整合性はかなり困難であるのではないか。いずれにしても、県の会計処理と法人の会計処理に認識の相違があるこのような事案においては、行政の指導監督権限の中で、完成検査の時点や補助金の交付決定の時点で、例えば「本補助金は25年度分であり、貴法人においても25年度決算において適正に会計処理を行うよう希望する」旨の文書を通知しても、当該事案のようない不整合性はかなり困難である。

1-7. 地域子育て支援事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、以下の7つの事業を行っている。全て、実施主体は各市町村であり、国から県を通じて、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)が充当され、その2分の1が補助金として、各市町村に交付される。なお、前期までは、国からの直接市町村に交付されていたため、県の事業としては平成25年度からとなっている。

- 1-7-1. 地域子育て支援拠点事業費補助
- 1-7-2. 一時預かり事業費補助
- 1-7-3. 乳児家庭全戸訪問事業費補助
- 1-7-4. 養育支援訪問事業費補助
- 1-7-5. フアミリーサポートセンター事業費補助
- 1-7-6. 子育て短期支援事業費補助
- 1-7-7. へき地保育事業費補助

このうち、わくわくプランには、1. 地域子育て支援拠点事業費補助、2. 一時預かり事業費補助、6. 子育て短期支援事業費補助が記載されている。

補助金は、各事業ごとに実施規模や実施内容に応じて、国が定めた補助基準額と支出した対象経費とを比較して少ない金額の2分の1が交付決定されることになっている。

1-7-1. 地域子育て支援拠点事業費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちを支援することを目的とする市町村事業に要する経費の一部を補助する事業である。

具体的には、児童福祉法第6条の3第6項に規定される事業で、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、基本的に下記の取り組みを基本事業としてすべきで実施する。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	—	—	270,592
決算額	—	—	273,415

県の事業としては、平成25年度から開始した事業である。

③ 平成25年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

市町村	拠点数	対象経費	補助基準額	補助確定額
平内町	1	7,920	7,920	3,960
今別町	1	3,556	3,560	1,778
鶴ヶ沢町	1	8,680	7,420	3,710
深浦町	1	6,000	7,420	3,000
藤崎町	2	10,032	10,500	5,016
大鶴町	1	3,560	3,560	1,780
板柳町	2	14,890	14,840	7,400
鶴田町	1	7,920	7,920	3,960
中泊町	2	10,500	13,260	5,250
野辺地町	2	8,500	10,000	4,250
七戸町	5	39,690	39,600	19,800
六戸町	2	12,700	12,700	6,350
東北町	1	4,355	4,360	2,177
おいらせ町	3	23,761	23,760	11,880
東通村	1	7,580	7,920	3,790
三戸町	1	7,043	10,490	3,521
五戸町	1	3,556	3,560	1,778
南部町	3	24,222	22,260	11,130
階上町	1	7,920	7,920	3,960
新郷村	1	4,780	4,780	2,390
合計	100	591,658	634,060	273,415

市町村によって、支援拠点の数も金額も異なるが、単に人口規模によって差が出ているのではなく、その取り組み方及び支援拠点となる保育所等への委託の方法の違いにより差が生じている。なお、支援拠点は、県内に103か所あるが、週3日以上実施するといった本事業の補助対象要件を満たしていない場合、補助金をもらえないでの、補助金対象としては100か所となっている。また、蓬田村、外ヶ浜町、田舎館村、六ヶ所村、西目屋村、田子町、佐井村、風間浦村、大間町、東通村には、支援拠点はない。

1-7-2. 一時預かり事業費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

常日頃、保育所を利用してない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難になる場合等の保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする市町村事業に要する経費の一部を補助する事業である。

具体的には、児童福祉法第6条の3第7項に規定されており、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として屋間において、保育所その他の場所に

（単位：千円）

市町村	拠点数	対象経費	補助基準額	補助確定額
青森市	8	58,658	60,600	29,329
弘前市	5	65,376	43,400	21,700
八戸市	16	65,838	85,480	32,900
黒石市	4	20,640	31,680	10,320
五所川原市	11	23,200	45,470	11,600
十和田市	7	41,654	41,360	20,680
三沢市	3	21,308	26,520	10,654
むつ市	2	14,840	14,840	7,420
つがる市	3	43,074	23,760	11,880
平川市	8	20,104	37,200	10,052

おいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいい、青森県の場合、ほとんどが保育所に対する委託により実施されている。

② 事業費の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	—	—	94,146
決算額	—	—	82,370

県の事業としては、平成 25 年度から開始した事業である。

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)					
市町村	箇所数	預かり件数	対象経費	補助基準額	補助確定額
青森市	53	18,635	55,797	56,860	27,898
弘前市	31	9,873	36,875	29,660	14,830
八戸市	24	13,552	36,629	40,440	18,314
黒石市	6	1,579	6,330	3,165	3,165
十和田市	1	240	450	530	225
三沢市	2	3,396	5,940	6,940	2,970
つがる市	1	160	1,800	5,150	900
平川市	4	436	1,813	2,120	906
蓬田村	1	46	530	530	265
外ヶ浜町	2	598	3,040	2,110	1,055
深浦町	1	69	124	530	62
藤崎町	2	950	7,837	3,170	1,585
田舎館村	2	203	1,060	1,060	530
鶴田町	1	31	520	520	260
七戸町	6	942	6,250	3,125	2,324
六戸町	1	469	520	1,580	260
東北町	13	897	5,850	6,890	2,935
六ヶ所村	3	253	13,452	1,590	795
おひらせ町	1	497	1,850	1,580	790
三戸町	1	79	750	530	265
五戸町	1	381	450	1,580	225
南部町	3	294	4,386	1,590	795
合計	166	53,660	192,708	178,080	82,370

23 市町村で実施しているが、各市町村で実施箇所数や預かり件数は異なり、1か所あたりの預かり件数は、31件～1,698件（平均323件）、1か所あたりの補助金額は、62千円～1,485千円（平均496千円）と大きく差が生じている。これは、委託する保育所が民間か公立か、保育所との契約額の決め方が、各市町ごとに異なるためである。

1－7－3. 乳児家庭全戸訪問事業費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

保健師等がすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事を目的とする市町村事業（児童福祉法第6条の3 第4項に規定される「乳児家庭全戸訪問事業」）に要する経費の一部（主に保健師への報酬や訪問のための交通費）を補助する事業である。

具体的には、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、下記の内容を実施する。

(単位：千円)					
市町村	訪問実施件数	実施割合	対象経費	補助基準額	補助確定額
青森市	1,638	81.0%	4,649	7,404	2,324
弘前市	—	—	—	—	724
八戸市	1,198	96.9%	1,473	5,706	751
黒石市	—	—	—	—	453
五所川原市	323	96.7%	882	1,608	441
十和田市	426	100.0%	1,009	1,009	504
三沢市	345	88.5%	3,818	1,602	801
つがる市	384	98.5%	1,288	1,836	644
平内町	186	100.0%	2,193	894	447
蓬田村	53	94.6%	102	252	51
外ヶ浜町	19	82.6%	62	840	31
鰺ヶ沢町	48	100.0%	30	230	15
深浦町	34	100.0%	560	168	60
藤崎町	120	100.0%	698	576	288

市町村	訪問実施件数	実施割合	対象経費	補助基準額	補助確定額
大鶴町	25	100.0%	42	120	21
鶴田町	86	100.0%	92	336	46
中泊町	45	100.0%	180	216	90
七戸町	73	100.0%	40	354	20
六戸町	67	91.8%	81	318	40
東北町	75	100.0%	360	360	180
おいらせ町	187	98.9%	858	900	429
五戸町	105	95.5%	52	498	26
南部町	92	100.0%	1,383	444	216
階上町	76	87.4%	147	354	73
新郷村	10	100.0%	37	48	18
合計	7,713	91.8%	22,630	35,187	8,777

実施市町村は 27 市町村であり、実施市町村全体の訪問実績率は、91.8% であった。そもそも、実施していない市町村があるが、実施している市町村の中でも実績率には開きがあり、また、訪問 1 件あたりの補助金の単価も 172 円～2,403 円（平均 1,138 円）と大きく異なる。これは、訪問する保健師が、市町村の職員なのか、臨時で雇っているのかの違いや補助対象とする経費の範囲が、市町村によりまちまちであるからである。旅費交通費を補助対象経費に含めていない市町村もあった。

1-7-4. 健育支援訪問事業費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる児童及びその保護者は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事を目的とする市町村事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定される「養育支援訪問事業」）に要する経費の一部を補助する事業である。

具体的には、対象家庭を訪問し、下記の内容を実施している。

ア 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭層に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援
イ 出産後間もない時期（概ね 1 年程度）の養育者に対する育児不安の解消
ウ や義育技術の提供等のための相談・支援

エ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の差達保障等のための相談・支援
オ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	—	—	—
決算額	—	—	1,594

県の事業としては、平成 25 年度から開始した事業である。

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳

市町村	訪問相談件数	対象経費	補助基準額	補助確定額
青森市	803	558	6,424	279
五所川原市	42	267	280	133
三沢市	186	4,357	1,488	744
平内町	8	14	64	7
藤崎町	10	106	80	40
中泊町	8	56	64	28
東北町	41	246	246	123
おいらせ町	20	94	160	47
三戸町	94	298	720	149
五戸町	13	30	104	15
南部町	5	230	30	12
階上町	14	35	112	17
合計	1,244	6,494	9,772	1,594

実施市町村は、わずか 12 市町村である。乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育を必要とする保護者への支援なので、対象となる家庭がなければ実施されないが、他の取り組みで対応しているとも考えられる。また、実施している市町村の中でも、訪問相談 1 件当たりの補助金額の単価も 347 円～4,000 円（平均 1,594 円）と幅があるが、南部町のように独自の企画（ことはの指導員の訪問）を行っていたり、訪問する保健師を臨時に雇っているか否か、補助対象経費の範囲が市町村により異なっていることが考えられる。

1-7-5. ファミリーサポートセンター事業費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

ファミリーサポートセンターとは、地域において子供の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織の事であり、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進することも、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする市町村事業に要する経費の一節を補助する事業である。

ファミリーサポートセンターは、以下の事業を行うが、補助金の支給は、以下のア～ウの全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリーサポートセンターを対象とする。

① 事業の概要

- ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- イ 相互援助活動（預かり・送迎）の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡などを行うことを含む。）
- ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- カ ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）のファミリーサポートセンター（病児・病後児の預かり等を含む）の利用支援

② 事業費の推移

		(単位：千円)		
区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額		—	—	13,464
決算額		—	—	11,446

③ 平成25年度決算額の主な内訳

市町村	延べ会員数	講習時間数(ワ)	病児緊急対応強化事業(注)利用件数	ひとり親家庭支援(カ)	対象経費	(単位：千円)	
						補助基準額	補助確定額
青森市	1,430	24	183	有	6,473	12,560	3,236
八戸市	649	12	0	無	6,102	4,000	2,000
五所川原市	626	0	0	有	2,643	4,400	1,321
十和田市	720	24	0	有	3,820	4,760	1,910
三沢市	379	24	0	無	3,707	3,160	1,580
むつ市	412	13	0	無	2,799	2,800	1,399
合計	4,216	97	183		25,545	31,680	11,446

本事業は、ファミリーサポートセンターの規模の条件があるため、実施市町村は、6市のみである。取り組み実績と委託契約額は、市によって差があるため、補助金額にも差が生じているが、他の事業に比べて、市町村ごとの差は少ない。

(注) 病児緊急対応事業は、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を行なう事業である。

1-7-6. 子育て短期支援事業費補助

(1) 事業の概要

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする市町村事業に要する経費の一部を補助する事業である。

その宿泊形態により、保護者が疾病等の理由により緊急一時に母子を保護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時に宿泊する）を行う、①短期入所生活援助（ショートステイ）事業と、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う、②夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2種類がある。

② 事業費の推移

		(単位：千円)		
区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額		—	—	705
決算額		—	—	233

③ 平成25年度決算額の主な内訳

市町村	箇所数	対象経費	(単位：千円)	
			補助基準額	補助確定額
弘前市	1	2,713	394	197
八戸市	1	73	84	36
合計	2	2,786	479	233

2市ともに対象経費は委託料であるが、その契約内容、金額は異なるため、対象経費に大きく差が生じている。

1-7-7. へき地保育事業費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される

児童を保育するための施設であって、市町村長が実施要件に適合すると認め指定した施設（へき地保育所）に対して必要な費用を補助する事業である。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	—	—	8,000
決算額	—	—	8,000

(単位:千円)

③ 平成25年度決算額の主な内訳

市町村	箇所数	年間開所日数	1日当たり平均入所児童数	(単位:千円)		
				対象経費 基準額	補助 基準額	確定額
三沢市	1	287	16	10,753	4,000	2,000
平内町	1	298	9	7,093	4,000	2,000
六ヶ所村	2	542	22.5	28,867	8,000	4,000
合計	4	1,127	17.4	46,713	16,000	8,000

実施市町村は、3市町村のみである。へき地保育所を設置する場所には要件があり、また、そもそも要件を満たした施設が既に存在していることには、本事業の補助を受けることはないので、この程度の利用に留まっている。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1-7-①】各市町村の補助金申請に関する確認事務について

県は、各市町村から本事業の補助金申請の書類を入手しているが、その記載内容の検証を行っていない。県では、各市町村の申請資料の記載やその根拠となる決算資料が正しいものとして、補助金の交付手続きを行っているが、各市町村からの決算書（見込）抄本の備考欄の説明が、補助金精算額調書の対象経費と整合しているかについては、最低限チェックして、交付手続きを行なうべきである。市町村によつては、備考欄の記載と本事業の対象経費との関連について全く説明になつていなかつたり、金額の整合性が確認できない報告書（弘前市、八戸市、五所川原市、鰺ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、鶴田町、東北町、おいらせ町、南部町、階上町）や、決算書の備考欄の金額記載が誤っている報告書（黒石市）があつた。また、決算書の備考欄の説明内容も、市町村によって、事業名を書いていない、千円単位で記載している、備品の購入で購入内容を詳細に記載している、というように、報告書の記載レールが統一されていない。人件費を事業の補助対象経費の対象にするか否

【意見1-7-②】事業の目標設定値に対する取り組みについて

県では、本事業について、目標を定めて取り組んでいるはずであるが、そくわくプランの目標設定は、各市町村が示してきたものの集計結果であり、県の意思ではなく、その達成度合いは各市町村の取り組みによるものであるため、県は全県的な目標の達成に前向きに取り組んでいる姿勢はないとのことであった。事実、こどもみらい課では、目標最終年度の平成26年度に向けて、各市町村に実施や改善を促すといった取り組みも行っていなかったなどの市町村が目標を達成し、どの市町村がまだ未達なのかを把握していくなかつた。これは、わくわくプランの概要にある、県の取り組み姿勢とは異なるものでないだろうか。県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努め、市町村に対して、計画に沿つて一体的な取り組みを求めるのが、県の基本姿勢のはずである。目標達成の状況は下記の通りである。

事業名	指標	目標値	平成25年度実績	目標達成までの状況
わくわくプランで設定した目標				
地域子育て支援事業費	実施市町村率 (中核市を除く)	87.1%	74.3%	あと5町村で実施する必要がある。
一時預かり事業費	実施箇所数 (中核市を除く)	132か所	113か所	あと19か所を設置する必要がある。
子育て短期支援事業費	実施市町村数	4市町村	3市	あと1市町村で実施する必要がある。
国が掲げている目標				
乳児家庭全戸訪問事業	実施市町村	全市町村	27市町村	あと13町村で実施する必要がある。

また、この地域子育て支援事業の7事業については、実施している市町村とそうでない市町村のばらつきが大きい。特に、西目屋村、田子町、佐井村、風間浦村、大間町、東通村においては、全ての事業を実施していない。県では、未実施の理由や原因についても把握していないが、これは、これまで県が、本事業の目標管理を各市町村に任せっきりにしてきたことも、その一つと考えられる。県は、目標値と実績値とで乖離のある市町村、あるいは事業実施に至っていない市町村に対して、一層の努力を促すと同時に、市町村の改善策と共に考えていくことが必要ではないだろうか。

[意見1-7-③] 本事業の実施状況(費用対効果)の分析について

本事業の実施主体は各市町村であり、事業遂行上の保育所等との委託契約や臨時職員等の雇用の判断は、各市町村で行っているため、同じ事業でも市町村によって、かなり対象経費に差が生じている。これは、各市町村の人口規模、取り組み姿勢や予算などが異なるからであり、ある程度の差が生じるのは、仕方のないことだと思われる。

しかし、各市町村の補助金精算額開帳書やその対象経費の根拠資料である決算書の備考欄(説明欄)を見比べると、対象経費の範囲に違いが大きくあった。

特に市町村職員(公立の保育所の職員を含む)の人員費をどれだけ対象経費に計上しているかで、大きな差になっていることが窺え、また、事業実施報告書を見比べると、実施単位当たりの費用が大きく異なっており、安い費用で多くの件数をこなしている市町村とそうでない市町村があることがわかる。

各市町村の自主性と自由な選択に任せることもあり、不公平な補助金交付ではないか、検証すべきであると考える。

また、国が定めた補助基準額以上の支出をしていても、補助金額に上限があるため、市町村の負担が大きくなるだけなので、市町村の自主性に任せておいてよいのかもしれないが、補助基準額を大きく下回る市町村の場合には、契約の実態を吟味し、保育所に不当な負担をかけないか、それにより本制度の利用が躊躇されていないかなど、予算を削るあまり、事業の効果が發揮できていないかの検証もすべきと考える。

県は、本事業の実施状況とその効果に関するところから分析は可能であり、事業利用者の意見や感想といった数値に表れない定性情報も市町村と連携して把握すべきである。事業がどのように役立っているのかについての評価・分析は、市町村が行っている場合であっても、県は、全県的な視点で情報を収集し、事業を総括し、分析をするべきであると考える。ましてや、平成26年度からは、県の負担が3分の1発生するため、従来のような市町村任せの姿勢を改め、事業の有効性を検証することが期待される。

1-8. 病児・病後児保育対策事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

保育所に通所中の児童が病気で集団保育の困難な期間に、保育所や病院等に付設された専用スペースにおいて一時に児童を預かることにより、子育てと就労の両立を支援する。

本事業には、病児対応型、病後児対応型、体調不良対応型、非施設型(訪問型)と4類型あるが、県内で現在実施しているのは病児対応型と病後児対応型である。

病児対応型は、病気の回復期に至らない場合かつ当面の症状の急変が認められない児童を対象とするのに対して、病後児対応型は、病気の回復期でか

つ集団保育が困難な児童を対象としており、いずれも市町村が必要と認めた。概ね10歳未満の児童を対象としている。事業の実施主体は市町村である。

② 事業費・事業実績の推移

(事業費)		(単位:千円)			
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
当初予算額	43,146	54,333	72,281	76,130	
決算額	43,071	53,477	65,784	73,988	

③ 平成25年度決算額の主な内訳

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	73,988	保育対策等促進事業費補助金
合計	73,988	

負担割合は、国1／3、県1／3、市町村1／3となっている。上記金額は国1／3負担分と県1／3負担分を合わせた金額である。

④ 補助金交付実績等

(単位:円)					
実施市町村	病児対応型 得減免分 加算	病後児対応 型	病後児低所得 者減免分 加算	普及定着 促進費	合計
弘前市	14,866,000	0	0	0	14,866,000
八戸市	16,533,000	231,000	9,666,000	92,000	26,522,000
黒石市	0	0	3,400,000	0	3,400,000
十和田市	6,766,000	0	0	0	6,766,000
三沢市	0	0	4,666,000	19,000	4,685,000
むつ市	0	0	2,800,000	16,000	2,816,000
つがる市	0	0	2,800,000	0	3,133,000
鶴ヶ沢町	0	0	1,600,000	0	1,600,000
七戸町	0	0	6,800,000	0	6,800,000
おいらせ町	0	0	3,400,000	0	3,400,000
合計	38,165,000	231,000	35,132,000	127,000	333,000
					73,988,000

⑤ 補助基準額

県の補助基準額は国の補助基準額と同一となつてゐる。

(1) 病児対応型

- ① 基本分
1か所当たり年額 2,400,000円
- ② 加算分
基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算
- 1か所当たり年額
5,000,000円(10人以上 50人未満)
- 2,500,000円(50人以上 200人未満)
- 4,250,000円(200人以上 400人未満)
- 6,250,000円(400人以上 600人未満)
- 7,750,000円(600人以上 800人未満)
- 9,750,000円(800人以上 1,000人未満)
- 11,750,000円(1,000人以上 1,200人未満)
- 13,750,000円(1,200人以上 1,400人未満)
- 15,750,000円(1,400人以上 1,600人未満)
- 17,750,000円(1,600人以上 1,800人未満)
- 19,750,000円(1,800人以上 2,000人未満)
- 21,750,000円(2,000人以上)

(2) 低所得者減免分加算(病児対応型)

生活保護法による被保護者世帯

ア 生活保護法による被保護者世帯

イ 市町村民税非課税世帯

2,500円×年間延べ利用人員

イ 市町村民税非課税世帯

4,250円×年間延べ利用人員

6,250円×年間延べ利用人員

7,750円×年間延べ利用人員

9,750円×年間延べ利用人員

11,750円×年間延べ利用人員

13,750円×年間延べ利用人员

15,750円×年間延べ利用人员

17,750円×年間延べ利用人员

19,750円×年間延べ利用人员

21,750円×年間延べ利用人员

2,500円×年間延べ利用人员

4,250円×年間延べ利用人员

6,250円×年間延べ利用人员

7,750円×年間延べ利用人员

9,750円×年間延べ利用人员

11,750円×年間延べ利用人员

13,750円×年間延べ利用人员

15,750円×年間延べ利用人员

17,750円×年間延べ利用人员

19,750円×年間延べ利用人员

21,750円×年間延べ利用人员

(5) 低所得者減免分加算(病後児対応型)

ア 生活保護法による被保護者世帯

イ 市町村民税非課税世帯

2,500円×年間延べ利用人員

イ 市町村民税非課税世帯

(ただし、平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発見第59号)の2厚生事務次官通知)第4保育所収入(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困難していると市町村の長が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護世帯と同額とすること)

(6) 優及定着促進費(病後児対応型)

1か所当たり年額 500,000円 (事業開始の前年度又は事業開始年度1回限り)

(7) 体調不良児対応型

1か所当たり年額 4,310,000円

(8) 非施設型(訪問型)

1か所当たり年額 6,711,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,355,500円)

(2) 監査の結果

【指摘事項1~8】実績報告書等の確認について

県では保育対策等促進事業の完了に際して、実績報告書の添付書類として補助金精算書②補助金事業実施状況③歳入歳出決算(見込)書抄本を事業実施市町村から提出させている。歳入歳出決算(見込)書抄本が対象経費と不一致であるものや、数値の整合性がとれていらないものが数多くあつたため、県の事務担当者に確認したところ、以下のような数値等の誤りが発見された。県では、主に書類間の数値の整合性や計算の検証を行つてはいることだが、本来なら実施事業の対象経費が正しいことを確認するための歳入歳出決算(見込)書抄本と提出書類との照合手続きが不十分であつたり、誤った記載をしている市町村もあった。補助金精算書の誤った記載については、国への実績報告金額も誤つたことになる。いずれも補助金額には影響しなかつたものの、補助金交付事務として実績報告書等が適正妥当なものであるかについて、県は十分な確認事務が必要である。

【表 1-8-①】 県提出書類の記載誤り事項

市町村	県提出書類	項目等	誤 正	原 因 等	(単位：円)	
					歳入歳出決算(見込)書抄本	歳出委託料
弘前市	補助金精算書	対象経費	4,264,481	4,200,000	市ではなく実施施設の金額を誤つて記載した。	
むつ市	歳入歳出決算(見込)書抄本	対象経費	164,000	0	他の取入額	した。
		歳出委託料	33,710,000	31,607,000	予算額を誤つて記載した。	

【表 1-8-③】 市町村の記載誤り事項（市町村提出書類）					
市町村	市町村概要	項目等	内 容 等		
藤ヶ沢町	補助金精算書	対象経費 実支出額	6,760,994	簡便的に保育士1人 分の給与と看護師へ ルバーゲンを記載 し、実際の対象経費 ではない。	
おいらせ町	歳入歳出決算 (見込)書抄本	歳入 補助金	2,800,000	3,400,000	予算額を誤って記載 した。
おいらせ町	歳入歳出決算 (見込)書抄本	歳出 補助金	4,200,000	5,100,000	

上記の他、監査人が直接、市町村から事業実施設の補助金等申請書類や実績報告書等を収集したところ、県の提出書類や市町村の提出書類に、下表に記載した誤りや不備も発見された。対象施設の名称や支出額、補助基準額の算定基礎となる児童数を誤って記入しているケースもあった。また、県には正しい数値で提出したが、証憑書類等により金額の妥当性を確認していないケースもあった。いずれも補助金額には影響しなかったものの、市町村においても補助金交付事務として対象施設から提出される実績報告書が適正妥当なものであるかについて十分な確認が必要である。また、県においても、市町村の作成する実績報告書に誤りが全くないとは言えず、適宜、市町村より実施施設の実績報告書を提出させるなどの確認も必要である。

【表 1-8-②】 市町村の記載誤り事項（県提出書類）

市町村	県提出書類	実施施設	項目等	誤 正	内 容 等
藤ヶ沢町	病児保育室「ことりの森」	実支出額(円)	10,150,000	12,150,000	病児保育室「ことりの森」と病児保育室「きりん」との数字を逆に記載して県に提出した。
弘前市	補助金事業実施状況	年間延べ利用児童数	726	862	
八戸市	補助金事業実施状況	年間延べ利用児童数	12,150,000	10,150,000	実施施設の実施報告書と市補助金実績調書とのチェック漏れにより誤った人數を県に提出したが、補助金額には影響はなかった。
十和田市	補助金事業実施状況	年間延べ利用児童数	433	435	
十和田市	補助金事業実施状況	実施施設名	病児・病後児保育所「森の里」	病児・病後児保育所「森の里」	実施施設名を誤つて県に提出した。

（3）監査対象事業に対する意見

【意見1-8-①】事業目標の達成状況について

わくわくプラン策定期（平成20年度）において、病児・病後児保育事業

市町村	市町村概要	項目等	内 容 等
おいらせ町	事業実績報告書	年間延べ利用児童数	実施施設の事業実績報告書には241人と記載している。県には正しい人数の241人で補助金事業実施状況を提出したとのことだが、修正した事業実績報告書を実施施設から収集すべきである。

実施市町村は5市町村であり、最終年度の平成26年度には13市町村を事業目標としていた。この事業目標は、各市町村の目標の積み上げ数値であり、達成しておらず、当初計画になかった三沢市、藤ヶ沢町が事業実施しているものの、10市町村の実施であり、目標達成には至っていない。当事業の実施は、市町村の判断によるもので、サービス提供・給付の義務付けはないものの、児童福祉法においては事業の着実な実施に向けた努力義務は必要とされる。県内では、中核市である青森市を除いた39市町村中10市町村のみが事業実施しているにすぎない。病児・病後児保育事業は、子育てと就労の両立を図る保護者の強力な味方であるが、比較的ニーズが高いと思われる病児保育については、医師や看護師の確保が難しいこと、病児の急変などのリスクが高いこと、病児保育の施設基準を満たすことが難しいこと、実施施設の費用の負担もあり、設置が進んでいない現状がある。市町村レベルだけでは解決できない課題が多く、県としても事業実施の推進に向けて積極的役割を果たすことが望ましい。

【意見1-8-②】事業実施施設の收支状況の改善について

県内で、病児・病後児施設の設置が進まないのは、現行基準の補助金を得ても安定的な運営を継続して行うのは難しいことが原因である。県内の施設の運営状況は、下記の通り、青森県内の病児保育室1施設当たり平均で2,881千円の赤字（全国平均△472千円）、病後児保育室1施設当たりで1,448千円

の赤字（全国平均△875千円）、全体でも1,896千円の赤字（全国施設△734千円）となっており、全国平均と比較して圧倒的に收支状況は悪く、当該赤字は運営施設の負担となるため、病児・病後児保育事業の粗い手が増加しないのは当然である。

根本的な収支状況の改善には安定的な財政支援が必要と思われ、全国知事会からは国へ定額補助である基本分（病児保育1か所あたり年額240万円、病後児保育1か所あたり200万円）の引き上げなどの要望が出されているが、県独自でも運営施設の収支状況等について市町村より継続的に情報を取り扱い、医師や看護師などの人材確保が難しい地方の実情に則した国への提案を取り組むことも必要と思われる。また、国の基準によれば、利用者数が200人毎の加算基準となっており、1人でもこれに満たなければ199人分の人件費・経費がかからうとも、加算分（病児保育で150万円～200万円、病後児保育で90万円～190万円）の補助金が受け取ることができない交付要綱となつており、実際に1人が足りず、補助金を返還するケースもあり、運営施設の負担は極めて大きい。この点に関して、八戸市は平成26年度から事業実施自治体の裁量で利用者数を50人毎の加算基準にして、運営施設の負担軽減を図り、子育て支援の更なる充実を目指しており、この取組は他の事業実施市町村についても参考となる。

【表1-8-④】1施設あたり平均運営収支状況

	病児保育室	病後児保育室	全体	(単位：千円)
補助金・委託料	11,519	4,848	6,933	
利用料收入	1,093	187	470	
収入計	12,612	5,035	7,403	
人件費	13,187	5,976	8,229	
給費	2,307	508	1,070	
対象給費計	15,494	6,484	9,300	
収支	△ 2,881	△ 1,448	△ 1,896	
対象施設数	5施設	11施設	16施設	
平均利用児童数	838人	214人	409人	

（監査人が各種資料を基に作成）

【参考】全国施設運営収支状況(平成24年度中央値)

	病児保育室	病後児保育室	全体
収支	△ 472	△ 875	△ 734

(4) 監査対象事業に関する参考事項

【参考事項1-8】事業実施施設の利用料の設定について
県内の病児・病後児保育の各施設の利用料は、下表のように県内10市町村では横並びの設定となっている。

【表1-8-⑤】平成26年度実施市町別利用料金

実施市町村	種別	利用料金 (単位：円)	生活保護世帯 等減免措置	備考
弘前市	市内	1,000	無	
	市外	2,000		
八戸市	市内	1,500	有	
	市外	2,000～2,500		
	在園児	300		
黒石市	市外	1,000	無	
	市内	2,000		
	市内	1,300	無	
十和田市	市外	1,800		
三沢市	市内	1,300	有	市外は自主事業として実施
むつ市		1,300	有	
つがる市		2,000	有	
鵡ヶ沢町		1,000	無	
	在園児	500		
七戸町	町内	500	有	
	町外	1,000		
	在園児	0		
おいらせ町	在園児以外	1,500	有	市外は自主事業として実施
	町外	2,000		

（監査人が各種資料を基に作成）

（注）生活保護世帯等減免措置とは、国が補助基準額に定めている生活保護法による被保護者世帯への減免分加算額であり、その上限額は5,000円となっている。生活保護世帯等の減免措置制度を採用していない市町村は、10市町村中5市町村あり、今後、前向きに検討するという市町村もある。その一方で、その制度を採用しない理由として、そもそも利用料金が低額であるため要望がないといった理由があった。

利用料は現在の運営施設の収支状況から算定されたものではなく、事業がスタートした当初時点では、ある県内市町村施設を参考として決められているため、はじめから低く設定されており、これをもって運営施設の赤字を補てんするには至っていないが本事業の利用料金の現状である。下表は、運営施設が収支均衡する利用料金を利用者から徴収するとすれば、計算上は、病児保育で現状の1人当たり平均利用料1,304円から3,439円増額の4,743円、病後

児保育で 874 円から 6,768 円増額の 7,642 円、全体でも 1,149 円から 4,636 円増額の 5,785 円を利用者負担とすることを示した表である。

【表 1-8-⑥】 平成 25 年度利用者 1 人当たり平均対象経費等

(単位 : 円)

1 人当たり平均 (a)	病児保育室 18,489	病後児保育室 30,301	全体 22,738
補助金・委託料 (b)	13,746	22,658	16,952
利用料収入 (c)	1,304	874	1,149
赤字額 (d)=(b)+(c)-(a)	△3,439	△6,768	△4,636
収支均衡する利用料金 - (d)+(c)	4,743	7,642	5,785

（監査人が各種資料を基に作成）

現状では民間等の運営施設へ経済的に依存した事業実施形態になっており、運営施設の経済的負担が続くことで、本事業の継続が危ぶまれることは回避しなければならない。そこで、事業実施市町村が、運営施設の収支状況や市町村民の所得状況、利用者の応分負担等も勘案して、利用料金を再検討することも必要であると思われる。また、事業の性質上、利用人数は疾病の状況などによって大きく変動するため一定ではないが、平成 25 年度は病児保育では 1 施設あたり平均定員数 4.8 人に対して 1 日当たり平均 2.9 人の利用があるが、病後児保育に関しては 1 施設あたり平均定員数 4.1 人に対して 1 日当たり平均 0.7 人と 1 人に満たない利用人数である。

【表 1-8-⑦】 平成 25 年度 1 日当たり平均利用人数等

(単位 : 人)

1 施設当たり平均定員数	病児保育室 4.8	病後児保育室 4.1	全体 4.3
1 日当たり平均利用人数 (監査人が各種資料を基に作成)	2.9	0.7	1.4

病後児施設の中には年間の総利用人数 17 人というところもある。一方、八戸市の病児保育施設では周辺市町村に施設がないため、全体の利用人数の約 7 % の利用者が市民以外である。こうした市民外利用者は市内利用者より利用料金は高く設定しているものの、対象経費は割りきれば、事業実施市町村は市外利用者分についても補助金負担していることになる。今後の病児・病後児施設の設置や運営にあたっては、利用者人数等を考慮し、広域事業としての実施も視野に入れて検討する必要がある。上十三・十和田湖広域圏住自立圏共生ビジョンにおいては、病児・病後児保育について広域利用の推進を図ることとしているが、現状では市民外の利用は自主事業としている市町村もあり、経費負担などの運用面は今後の検討課題であるとのことである。

1-9. 延長保育促進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

- 目的
就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第 39 条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としている。なお、補助率は国 2 分の 1、県 2 分の 1 である。

- 実施主体
実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とされている。

- 対象児童
本事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童とされている。なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできることとされている。

- 対象事業
・延長保育推進事業（基本分）
延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることにより、11 時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。
11 時間の開所時間内に職員配置基準により配置する保育士等のか、保育士等を 1 名以上加配するもの。
・延長保育事業（附加分）
11 時間の開所時間の前後の時間において、さらに 30 分以上の延長保育を実施する事業。延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置するもの。（保育士等の数は 2 人を下ることはできない。）

② 事業費の推移

(単位 : 千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	849,714	1,014,440	1,055,446	1,044,473
決算額	922,228	946,645	958,705	982,527

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳

(単位 : 千円)

簡	平成 25 年度決算額	細簡
負担金補助及び交付金	982,527	保育対策等促進事業費補助
合計	982,527	

(2) 監査の結果
指摘すべき事項はない。

【意見1-9】実績報告書とその添付資料について

実績報告書とその添付書類については、「平成25年度青森県保育対策等促進事業費補助金交付要綱」以下通り規定されている。

(実績報告)	規制第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は平成26年4月15日のいずれか早い期日までに平成25年青森県保育対策等促進事業完了(廃止)実績報告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
(1)	平成25年度保育対策等促進事業費補助金精算書(別表3)
(2)	平成25年度保育対策等促進事業費補助金事業実施状況(別表4)

(3) 平成25年度職入歳出決算(見込)書抄本

上記の実績報告書添付資料について監査したところ、4つの市町村(弘前市、むつ市、外ヶ浜町、東通村)から提出された(1)と(3)の書類において、金額が一致していない箇所があった。

また、1つの町(藤崎町)から提出された(1)と(3)の書類において、金額が合ったこと

①書抄本の内訳が記載されていないために金額が一致しているか確認できなかつた箇所があった。

このような事態が生じたのは、主として次の事由によるものである。

①県が、市町村から提出された実績報告書及びその添付資料を十分審査しな付資料の提出を求めている趣旨を十分理解していないかったこと

県において、市町村から提出された実績報告書及びその添付資料を十分審査するようにすること、及び市町村に対し、実績報告書及びその添付資料作成に関する適切な指導を行うことが必要である。

1-10. 休日保育事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

1) 目的

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等(以下「休日等」という。)においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって、児

童の福祉の向上を図ることを目的としている。なお、補助率は国2分の1、県2分の1である。

2) 実施主体
実施主体は、市町村(中核市を除く。以下同じ。)又は市町村が適切と認めた者とされている。

3) 対象児童
本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童とされている。

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	61,033	68,677	88,203	87,950
決算額	54,710	71,130	76,196	81,985

③ 平成25年度決算額の主な内訳

節	平成25年度	細節
負担金補助及び交付金	81,985	保育対策等促進事業費補助
合計	81,985	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

実績報告書とその添付資料について、【意見1-9】と同様に規定されている。

本事業の実績報告書添付資料について監査したところ、6つの市町村(弘前市、むつ市、藤崎町、鶴田町、おいらせ町、東通村)から提出された(1)と(3)の書類において、金額が一致していない箇所があった。

また、1つの町(藤崎町)から提出された(1)と(3)の書類において、決算(見込)書抄本の内訳が記載されていないために金額が一致しているか確認できなかつた箇所があった。

監査の意見は【意見1-9】に記載した内容と同じである。

1-1-1. 放課後児童健全育成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、専用の部屋を確保し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るため、市町村に対し放課後児童クラブの運営費に係る補助を行っている。

補助率は3分の2であり、国と県がそれぞれ3分の1ずつ負担している。

平成25年5月時点で、青森県では33市町村で放課後児童クラブが運営されているが、中核市である青森市は県からの補助対象外である。

② 事業費の推移

(単位：千円)			
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	375,975	389,993	395,819
決算額	342,786	359,296	389,333

③ 平成25年度決算額の主な内訳

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	389,333	放課後児童健全育成事業費補助金
合計	389,333	

④ 補助金算定について

補助金の額は、放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く）の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額、又は交付要綱で定めた基準額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額と、県の交付要綱に定められている。基準額は、年間平均登録児童数、開設日数、開設時間の3つの要素により決定される。平成25年度の基準額一覧は以下の通りである。

開設日数250日以上の基準額一覧

① 1ヶ月あたり基準額 年間平均登録児童数	基準額
10～19人	年額1,193,000円×かか所数
20～35人	年額2,094,000円×かか所数
36～45人	年額3,360,000円×かか所数
46～55人	年額3,193,000円×かか所数
56～70人	年額3,026,000円×かか所数
71人以上	年額2,859,000円×かか所数
② 開設日数加算額 内客	基準額

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見 【意見1-11-①】実績報告書の検証について

中泊町の実績報告書の添付書類である実施状況報告書を閲覧したところ、補助の対象となる経費（支出済額から寄附金その他の収入額を控除後の額。以下、対象経費。）と補助金算定にあたり計算される基準額が同額であった。対象経費は実際に支出した金額がベースとなっており、基準額は年間平均登録児童数に基づいて計算されるため、両者は通常一致しないものと思われる。

また、実績報告書の添付書類である歳入歳出決算（見込）書に記載されている支出済額（以下、決算書支出済額）が対象経費と一致していなかった。この点について中泊町より、実際に支出した金額は決算書支出済額とのことである。基準額より決算書支出済額のほうが大きかったため、基準額をベースに補助金の額が計算され、計算された補助金の額に影響はない。

対象経費と決算書支出済額が不一致である市町村は中泊町以外にも多数散見された。県としては、歳入歳出決算（見込）書は主に予算代替されているかの確認しかしておらず、対象経費と決算書支出済額の金額の整合性確認までは行っていないとのことであった。また、実績報告書の確認について、記入誤りや記入漏れがないかの確認が中心であり、各放課後児童クラブの帳簿書類や領収書等の証憑書類の確認は行われていない。そのため、対象経費が補助対象経費のみであるのか、対象経費が適切な金額なのかという視点での検証が行われていなかっため、補助金の交付金額を誤る可能性がある。

原則として1日8時間以上開所する場合	14,000円×251日～300日までの250日を超える日数
③ 長時間開設加算額 内容	基準額
平日分(1日6時間を超えるかつ18時を超えて開設する場合)	時を超える時間の年間平均時間数
長期休暇分(1日8時間を超えて開設する場合)	123,000円×1日8時間を超える時間の年間平均時間数

以上より、実績報告書の記載に不自然な点がある場合には、市町村に問い合わせを行い、必要に応じて実績報告書の再提出を求める、対象経費の検証として各放課後児童クラブの帳簿書類や領収書等の証憑書類も行うことが必要である。

【意見1-11-②】年間平均登録児童数の検証について

補助金の基準額は、年間平均登録児童数、開設日数、開設時間の3つの要素により決定されるが、基準額一覧のとおり、基準額決定に大きく影響を与えるのは年間平均登録児童数である。実績報告書に記載されているが、年間平均登録児童数について、県では主に記入誤りの確認を行っているが、年間平均登録児童数の妥当性の検証は行っていない。年間平均登録児童数は基準額決定に大きく影響を与えるため、不正に児童の登録だけ行って登録児童数を水増しし、補助金を不正に受給する可能性もありうる。

そこで、各放課後児童クラブの児童の出欠状況を確認できる書類を実績報告書の添付書類として追加し、年間平均登録児童数と毎日の児童の出欠人数が大幅に乖離する場合や、全く出席していない児童がいる場合等には、市町村担当者に対してヒアリングを実施する等、年間平均登録児童数の妥当性の検証方法について検討すべきである。

第2-1 (3) 健康福祉部こどもみらい課(家庭支援グループ)

1-12. 妊娠・出産・子育て情報機能強化事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

周産期死亡率を低減するため、妊娠婦に健康管理に関する各種情報を提供して早産を予防し、低体重児の出生の減少を目指す。妊娠婦及びその家族が情報を取得しやすい環境として、携帯電話端末からアクセスできるサイト「パパ・ママ・ナビあおもり」を運営し、また会員登録した者に対し、妊娠週数に応じた情報を、月1回携帯電話へメール配信するという事業である。平成25年度に事業を開始している。

周産期医療をめぐる本県の各指標	平成11,12年度	平成12,13年度	平成15年度	平成24年度
新生兒死亡率	—	全国最下位	—	全国3位
周産期死亡率	—	全国最下位	—	全国13位
乳児死亡率	全国最下位	—	—	全国10位

本県では産科医療機関の集約化が進んでいることから、安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができる環境整備を継続して実施するために、妊娠婦の健康管理に関する各種情報を提供することで、安心して妊娠期を過ごし、早産の予防、低体重児の出生数が減少につなげ、その結果、新生兒死亡率や乳児死亡率の改善を図ることを目的とする。

② 事業費の推移

(単位：千円)

決算額	事業費の負担割合は県が10/10である。					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	2,018	2,018	2,018	1,926	9	1,935
委託料						
その他						
合計						

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1-12-①】事業効果の薄れた事業の继续について

こどもみらい課では、アクセス件数を本事業の成果指標としている。アクセス件数の年次推移は下表のとおり、平成21年度に最大となった後減少し、25年度は21年度の27.9%にとどまった。また、平成25年度のメール配信数は月平均23件であった。

【表1-12-1】アクセス件数の年次推移

(単位：件、千円)

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25
アクセス件数	96,379	218,667	428,897	586,860	429,248	347,543	201,167	163,896
1日平均件数	264	599	1,202	1,608	1,176	952	551	449
当初予算額								

(出典：所管課作成資料及び委託先からの業務報告書)

わくわくプラン後期計画期間について、アクセス件数を出生数との関係で見ると、下表【表1-12-2】のように出生数当たりのアクセス件数が減少している。

【表1-12-2】出生数当たりアクセス件数の年次推移

(単位：件)

年度(平成)	22	23	24	25
アクセス件数A	429,248	347,543	201,167	163,896
青森県出生数B	9,711	9,531	9,168	9,126
A/B	44.2	36.5	21.9	18.0

(出典：所管課作成資料及び厚生労働省「人口動態統計」)

「パパ・ママ・ナビあおもり」の利用数・利用率とも低下している一方で、事業の効果は明らかに遞減している。

アクセス件数の減少について所管課からは、「パパ・ママ・ナビあおもり」

が近年急速に普及したスマートフォンに対応していないこと、事業開始当初は情報提供の発信主体が県だけであったものが最近では市町村でも情報提供をしており、より身近なほうへ利用者が流れている可能性があるとの説明があった。そして、登録会員へのサービス維持のため、本事業を継続するとしている。

確かにスマートフォンへの対応は、利用を増やすための一つの方策となる可能性がある。ただサイトの集客力はアクセス手段のみならず情報内容の如何による面が大きい。メール配信が月平均23件と僅少であることや、情報発信主体、発信される情報の質量とともに多様化していることを考慮すると、情報の受け手側にとって、サービスへの満足感が得られないことが想定される。また、情報提供事業の性質上、初めて子育てすることになった利用者の取り込み方に問題があつて、利用者の納得という状況にあることも予想されるところである。本事業をこのままの形で継続することは、顧客満足度、費用対効果、提供手段の陳腐化から考へて、好ましくない。利用促進のための課題検討と具体的な改善施策を講じる必要がある。

【意見1-12-②】随意契約による委託先の選定について

「パパ・ママ・ナビあおもり」の運営管理業務は、平成15年度に競争入札で選定した業者に平成16年度から10年度継続して随意契約で委託している。これは、公の施設に関する指定管理期間が3年から5年であることから見ても、長すぎる期間である。事業開始当初は他に受託可能な業者が存在しなかつたとしても、その後受託可能な業者が出現しているものとて、委託業者の再選定を含めた事業の見直しを行わないことは不適切である。

本事業の継続にあたっては、委託先業者を選定し直す必要がある。

【意見1-12-③】サイトへの広告掲載について

「パパ・ママ・ナビあおもり」には民間事業者の広告掲載がない。平成25年度に事業者から広告掲載の希望が寄せられたが不可との回答がなされた。サイトへの広告掲載は不可としたため、その後も継続的に不可としているとの説明を受けた。サイトの開設当時はともかく、最近では自治体のウェブサイトへの民間事業者の広告掲載は一般的に行われており、むしろ掲載希望者を募っているのが通常である。これには広告料収入により自治体の費用負担を軽減する意味も大きい。従って、「パパ・ママ・ナビあおもり」においても広告掲載を許可しない合理的な理由はなく、県の負担を軽減するためにも、広告掲載の許可を検討する必要がある。

1-13. 長期療養児療育相談事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

小児慢性特定疾患等のため長期にわたり療養を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、在宅における療養を確保するために、保健・医療・福祉の連携推進により、疾病的状態及び療育の状況を随時把握し、適切な療育指導を行う。また、長期療養児や家族の疾病に対する不安や孤立感の軽減等のための支援を行う事業である。

長期療養児に対する療育指導は、平成9年4月1日より、児童福祉法第19条第2項の保健所における療育の指導等に位置づけられた。

② 事業の実績

保健所による療育指導を行っている。平成25年度において療育相談は32人（延64人）に対して行われた。また患者や家族の交交流会・学習会については、開催の希望がなかったため開催されていない。

本事業の成果指標としては療育指導実績件数を設定している。

成果指標	平成20年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
療育指導実績(件)	807 (アカデミー時)	1,050	1,173	1,128	1,075

② 事業費の推移

(単位：千円)

当初予算額	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	973	826	605

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

	平成25年度	決算額	主な内容
報酬	81		
役務費	59		
その他	97		
合計	237		

(2) 監査の結果
指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

[意見1-13] わくわくプランにおける本事業の位置づけについて

(1) 事業の概要に記載した通り、本事業はわくわくプランの策定以前から国庫補助事業として継続的に実施されており、かつ、プランの計画期間後も国の補助制度のもとで継続が見込まれているものである。国の補助の仕組みを越えて県独自の上乗せないし手厚い部分があるとか、対象を拡大しているとかといった特徴はない。

事業の内容からみて、療育相談を必要とする対象児童にはあまねく利用してもらう必要はあるものの、指導件数の増加を右肩上がりに目指す性質のものではない。長期療養児の生活や養育上の不安や悩みごとが少ないと指導を受けずに済んでいるとすれば、そのほうがむしろ望ましいともいえる。

[表1-13] 長期療養児療育相談実績の年次推移

実績項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実入数(人)A	500	577	585	615
延入数(人)B	1,050	1,173	1,128	1,075
一人当たり平均指導件数(B/A)	2.1	2.0	1.9	1.7

また、わくわくプランの基本方針1の施策目標である乳児死亡率、合計特産出生率、里親等委託率のいずれとも、直接的な関係が薄い。以上のことから、プランにおける本事業の位置づけはあいまいであり、そのような事業をプランに含めることはプラン全体の性格をあいまいにしてしまう恐れがある。本事業をあえてプランに含める意味があるかどうか、検討が必要だと考えられる。

1-14. 不妊相談事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

少子化の一因として不妊対策の遅れが挙げられていることから、不妊に悩む男女に不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報を紹介するため、専門機関による不妊治療等の相談体制を整備する。

県の事業区分では「生涯を通じた女性の健康支援事業費」の中に女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業、HTLV-1 母子感染予防対策事業の3事業があり、このうち不妊専門相談センター事業がわくわくあおもり子育てプランに入っている。

不妊専門相談センター（以下「相談センター」という。）事業は、平成14年度から弘前大学医学部附属病院産婦人科への委託により実施している。専門医による面接相談窓口を年40日（金曜日の午後2時から4時）設置するほか、メールによる相談を随時受け付けている。また、専門相談員研修を実施している。事業の成果指標は不妊相談件数である。

[表1-14-1] 不妊相談件数の年次推移

成果指標	平成20年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数 (件) (平成25年度) (平成24年度)	323 (平成24年度) 28(15)	2620	39(28)	60(38)	

注：平成20年度の件数は女性健康支援センターの相談件数を含む。平成22年度以降の件数で
() 内はメールによる相談件数（内数）である。

② 事業費の推移

（単位：千円）

初年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額 1,575	2,001	2,074	2,381

注：女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業、HTLV-1 母子感染予防対策事業の合計額。不妊相談事業のみの金額は集計されていない。

③ 平成25年度決算額の主な内訳

節	平成25年度 決算額	主な内容
委託料	1,160	不妊専門相談センター事業委託
役務費	122	
その他	105	
合計	1,387	

(2) 監査の結果

[指摘事項1-14] 委託料の積算根拠について

委託先である弘前大学医学部附属病院とは、平成14年度の本事業開始以来、継続して随意契約としている。その理由は、こどもみらい課の起案書によるところ、委託先が本事業を県内で唯一実施可能な機関であるため（地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号）である。また、契約金額の算定にあたり見積書の微取を行っていない。その理由は、相手方に県の予算の範囲内で契約金額を提示し相手方の意思を確認した上で契約すること及び委託先が本事業を県内で唯一実施可能な機関であることである。

委託先から提出された平成25年度の受託事業完了報告書を開覧したところ、委託先における収入額と支出額の総額は一致していたが、費目ごとに見ると下表のように差額が生じていた。

【表1-14-2】委託先における費目別受入額と支出額

(単位：千円)

費目	受入額	支出額	差額
物件費	163	595	432
国内旅費	0	225	225
謝金	852	64	△788
その他	143	217	73
学内活性化事業経費拠出	0	58	58
計	1,160	1,160	0

(出典：受託事業完了報告書)

受入額の費目・金額は所管課の委託料積算根拠資料と一致していた。

【表1-14-3】委託先の受入額とその内容

費目	金額(千円)	所管課の積算根拠
物件費	163	相談用図書購入費、情報冊子印刷費
謝金	852	相談員（医師、ケースワーカー）雇用、研修講師謝金
その他	143	研修会場費、資料代等
計	1,160	

(出典：所管課作成資料)

所管課の積算において委託料の73.5%を占める謝金は、委託先の支出額においては5.5%と僅少であり、逆に物件費・国内旅費の支出が合計で70.8%と大きくなっている。所管課では相談センターの運営には人件費が最も多くかかると想定している。相談センターという事業の性質上、相談員の確保が不可欠であること、物品の購入は相対的に少ないはずであることから、所管課の想定は妥当なものと監査人は考える。それに対し、委託先において相談センター業務を受託するのに人件費はわずかで、物件費・国内旅費が大部分を占めるということは、所管課の想定しているのとは全く違う形で相談センターが運営されているか、あるいは、委託の趣旨と異なる支出がされている可能性があるといえる。

委託先における支出内訳が所管課の積算根拠と乖離していることについて、所管課では、委託料の使途については委託先に一任しているため詳細な把握を行っていないとの説明があった。すなわち、所管課では相談センターの運営実態が計数的にも内容的に把握されていないということであり、しかも、それは長期間にわたっていることから、委託費の積算根拠の正確性に疑問が生じる。長期間、決まった金額を渡し切りで運営を委託してきたことが、監査の結果として明らかとなつた。

委託先から報告された受入額と支出額の乖離について内容や理由を調査するか、あるいは改めて見積書を徵取することにより、委託料の積算を実態に応じて正確に行う必要がある。これにより、今後の委託費の積算において、少なくとも謝金の部分について減額できる可能性が高いと考えられる。

1—15. 特定不妊治療費助成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

県が指定する医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦に対し、1回当たり15万円を限度に年度2回、通算5年間にわたり助成する事業である。

近年の医療技術の発達によって、不妊治療による出産の可能性も高まっているが、その高額となる医療費に子どもを詰めざるを得ない場合も多い。国では少子化対策の一環として平成16年度に「特定不妊治療費助成制度」を創設し、不妊治療に要する費用の一部を助成することによりその経済的負担の軽減を図ることとした。本県では平成17年度から本事業を開始した。事業の成果指標は助成件数である。

② 事業費の推移

【表1-15】助成件数の年次推移

成果指標	平成20年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成件数 (件)	370 (アカ策定期)	464	499	665	718

(単位：千円)

簡	平成25年度	主な内容
負担金補助及び交付金 合計	89,935	特定不妊治療費助成事業費補助

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1—15】事業の成果指標について

(1) 事業の概要に記載した通り、本事業の成果の指標は助成件数とされている。助成件数は平成22年度以降増加しているが、不妊治療の目的から見て、妊娠の成立を事業の指標とすべきと考えられる。

この点、所管課では、平成25年度以前については妊娠の有無を書類上把握できる仕組みになつていなかつたので、医師から提出される受診等證明書の

様式を見直し、平成26年度以降は妊娠の有無という欄を設けて、妊娠の成立を県として把握できるように改めている。平成26年度以降についてデータを蓄積し、事業の成果指標として役立てていくことが望まれる。

③ 平成25年度決算額の主な内訳

1-16. ひとり親家庭等医療費補助事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

ひとり親家庭等の児童及びその父または母の健康保持と福祉の増進を図ることを目的として、市町村が行うひとり親家庭等医療費助成事業に対し、県は2分の1以内で補助を行っている。県内の全市町村がひとり親家庭等医療費助成事業を実施している。青森県では、昭和56年度からひとり親家庭等医療費補助事業を開始し、制度の変遷は以下の通りである。

ひとり親家庭等医療費補助事業の変遷

年度	内容
昭和56年度	ひとり親家庭等医療費補助事業開始 対象：義務教育修了前の児童
平成3年度	制度拡充 対象：満18歳の年度末までの児童及びその母
平成8年度	制度拡充 対象：満18歳の年度末までの児童及びその父又は母
平成17年度	入院時食事療養費を補助対象から除く

県の補助の対象となる医療費の給付対象者、対象となる医療費等は以下の通りである。

補助対象の概要

項目	内容
給付対象者	ひとり親家庭等の児童（18歳に達した年度末まで）及びその父又は母
対象となる医療費	入院・通院に係る医療費 (入院時食事療養費を除く)
所得制限	定額（平成9年8月～平成10年7月の児童扶養手当支給に係る所得制限の額《一部支給》相当額）
一部負担金	児童はなし 父及び母については、1医療機関1月当たり1,000円

（2）監査の結果

指摘すべき事項はない。

（3）監査対象事業に対する意見

【意見1-16】市町村が実施している医療費の給付事業の確認について
県が定めた交付要綱では、以下の事項が定められている。

・ 県内の市町村が、県が定めた実施要領に基づいて行うひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費に対して補助金を交付すること。
・ 市町村が、条例及び規則の制定を行うこと。
・ 市町村長は、父、母又は養育者から提出されたひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書に基づき、ひとり親家庭等医療費受給資格証（以下、資格証）の交付を行うこと。
・ 資格証を交付したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格者台帳を整備すること。
・ 所定の時期に資格証の更新を行うこと。
・ 市町村は、医療費の給付状況を明らかにするため、ひとり親家庭等医療費給付台帳を備え付けること。

県では、市町村から提出された交付申請書、実績報告書の確認を行っていが、その確認は提出された書類間の数値の整合性確認が中心となつておらず、市町村が実施している資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切であるかについては、特に検査等は行われていない。
ひとり親家庭等医療費助成事業の実施主体は市町村であり、一義的には各市町村で資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切なものか検討すべきといえる。しかし、県の補助金は県が定めた実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対して交付するとなっている以上は、

（単位：千円）

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金 合計	451,324	ひとり親家庭等医療費補助金

県が定めた実施要領に基づき市町村が事業を適切に実施しているかを定期的に確認することが必要である。

1-17. 乳幼児はつらつ育成事業費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

乳児死亡率の改善や、乳幼児の健康の保持増進を、さらには保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、市町村が行う乳幼児医療費給付事業に対し、県は2分の1以内で補助している。青森県では、全市町村が乳幼児医療費給付事業を実施している。平成5年度から乳幼児はつらつ育成事業を開始し、制度の変遷は以下の通りである。

乳幼児はつらつ育成事業の変遷		内容
年月		
平成5年10月	「乳幼児はつらつ育成事業」開始	
	対象：入院0～1歳、外来0歳	
	所得制限：児童手当（一般）に準拠	
平成7年10月	制度拡充	
	対象：入院外来とも0～3歳	
	所得制限：児童扶養手当（一部支給）に準拠	
平成10年8月	所得制限：定額（平成9年8月～平成10年7月の児童扶養手当（一部支給）相当額）	
平成11年8月	制度拡充	
	対象：入院を0歳児～小学校未就学児童一部負担：4歳以上の入院1日あたり500円	
平成17年10月	制度拡充	
	入院時食事療養費を補助対象から除外	
平成20年10月	対象：通院を0歳児～小学校未就学児童一部負担：4歳以上の通院1月あたり1,500円	

乳幼児の対象となる医療費の給付対象年齢、対象となる医療費等は以下通りである。

補助対象の概要

項目	内容
給付対象年齢	0歳児～小学校未就学児童
対象となる医療費	入院・通院に係る医療費（入院時食事療養費を除く）
所得制限	定額（平成9年8月～平成10年7月の児童扶養手当支給に係る所得制限の額（一部支給）相当額）

一部負担金
(入院は1日当たり500円、通院は1月当たり1,500円)

② 補助金額の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(単位：千円)
当初予算額	543,161	651,423	635,292	
決算額	635,542	621,261	593,680	

③ 平成25年度決算額の主な内訳

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金 合計	593,680	乳幼児はつらつ育成事業費補助金

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1-17】市町村が実施している医療費の給付事務の確認について

【意見1-16】と同じ内容につき、記載を省略する。

1-18. 自立支援医療（育成医療）給付事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療（育成医療）の給付を行い、早期治療に要する費用を支給する事業である。

育成医療の給付は、身体に障害のある児童に対し早期に治療を行うことにより、障害の除去ないし軽減を図り、生活能力を得させることを目的とする。平成17年度までは児童福祉法第20条第1項の規定により実施していたが、平成18年度からは障害者自立支援法第58条第1項の規定により自立支援医療の一環として行っている。制度移行後の主な改正点は、自己負担額が原則として医療費の1割負担となったほか、入院時食事療養費を給付対象外としたことである。

育成医療給付の申請は都道府県に対して行う。給付が決定すると育成医療受給者証が交付され、これを指定自立支援医療機関に提示して医療の給付を受けることになる。平成18年10月1日から青森市が中核市に移行したことにより、青森市在住の方々の事業については青森市が実施主体となつた。また平成25年4月1日からは権限委譲により市町村が給付事務の実施主体となつている。事業の指標は給付件数である。

【表1-18】給付件数の年次推移					
指標	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付件数 (件) (ア)※策定期)	581	639	552	558	135

注：平成 25 年度の件数は市町村への権限委譲のため減少している。

② 事業費の推移

② 事業費・事業実績の推移					
事業費 区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	(単位：千円)
当初予算額	330	365	313	395	

決算額	412	206	474	173
-----	-----	-----	-----	-----

事業実績			
年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
派遣時間 (時間) A (非課税世帯)	128	196	345
派遣時間 (時間) B (課税世帯)	355	6	212
派遣時間 (時間) A+B 総合計	483	202	557
総派遣人數 (人)	60	55	71
利用者 (人)	7	8	7
			5

(単位：千円)

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳			
節	平成 25 年度 決算額	主な内容	
負担金補助及び交付金 扶助費	8,874 5,633	平成 25 年 4 月～26 年 2 月診療分 平成 25 年 3 月診療分	
合計	14,507		

(単位：千円)

④ 平成 25 年度委託料の主な内訳			
内訳	平成 25 年度 決算額	主な内容	
派遣手当 (国庫補助分)	122,396	@740×169 時間 = 125,060 125,060 - 2,664 (下記控除金額) = 122,396	
派遣手当 (国庫補助対象外)	2,664	@740×36 時間×0.1 = 2,664 課税世帯は派遣手当の 1 割を負担	
事務手数料	8,505	@315×27 人 = 8,505	
保険加入賃費	39,760	保険加入費	
合計	173,325	国庫補助基準では、市町村民税課税対象世帯から派遣経費の 1 割を徴収することになっているが、県では当該分 (上表の 2,664 円) も負担しているため、当該世帯も無料で利用することができる。負担割合は、国 1 / 2 、県 1 / 2 となっている。	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1-18】わくわくプランにおける本事業の位置づけについて

【意見1-13】と同じ内容につき、記載を省略する。

1-19.ひとり親家庭等日常生活支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

母子家庭、寡婦及び父子家庭で、就職活動等または疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等のために一時的に介護、保育等のサービスが必要で、介護や保育を行うものがいない世帯に家庭生活支援員を派遣し、当該家庭の福祉の増進を図ることを目的として実施している。全国では 27 都道府県で実施している（平成 25 年度現在）。県では、事業の実施を公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会（以下、県母連という。）に委託している。

(2) 監査の結果

【指摘事項1-19-①】県の単価適用方法について

国の定める母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱によれば、本事業の基準額は以下のようなになっている。

次により算出した額の合計額

- 1 事業費分 1 か所当たり 1,747,000 円
- 2 派遣手当分

(1) 子育て支援

ア 葦夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00~18:00)

なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合 1,110円×延活動単位数

イ講習会会場等

ウ早朝、深夜等(18:00~翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時~翌5時)の時間については次のエの単位

どとする。

(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3

エ宿泊分

3,680円×延児童数

オ移動時間

移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活

動単位数を換算し、1,550円を乗じて得た額とする。

1,550円×延活動単位数

(ア)30分未満は 0 単位

(イ)30分以上 1 時間未満は、0.5 単位

(ウ)1時間以上は 1 単位

(2) 生活援助

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00~18:00)

イ早期、深夜等(18:00~翌日9:00)

ウ移動時間

移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,550円を乗じて得た額とする。

1,550円×延活動単位数

(ア)30分未満は 0 単位

(イ)30分以上 1 時間未満は、0.5 単位

(ウ)1時間以上は 1 単位

利 用 者 数	宿泊分 (22:00~翌5:00)		(18:00~22:00、5:00~9:00)		差額金額 (△+○)
	宿泊 回数	宿泊単価 額(注1)	差額金 額(注2)	早朝深夜 単価差額 額(△)	
A	1	25	1,550	37,500	174
B	2	0	0	0	16
				△180	△640
				△31,320	△10,240
					△4,060

(注1) 740円×7時間=5,180円

(注2) 児童1人 740円×20円=14,80円

児童2人 740円×20円×1.5=Δ6,60円

【指摘事項1-19-②】委託事業者に対する指導監督について

委託先の県母連において実地監査を行った結果、本事業に関連して、下記の問題点が認められた。県は委託者の事業内容について監督する立場にあることから、今後の事務において改善を図るよう、指導することが必要である。

②-1 資格確認について

県母連が本委託事業を実施するにあたって依拠する青森県母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業実施要綱によれば、介護人（家庭生活支援員）の

国の補助金交付要綱によれば、子育て支援と生活援助を区分しており、子育て支援は、家庭生活支援員の居宅の他、外部の場所で行う支援であるのに対して、生活援助は、対象家庭の居宅で行う支援を生活援助として取り扱うこととしており、基準単価も子育て支援は1時間当たり740円であるのに対して、生活援助は1時間当たり1,530円としている。

一方、県の場合は、子育て支援と生活援助を区別せずに、子供の数も関係なく、深夜早朝以外の通常勤務時間(9:00~18:00)

の単価で支払っている。実際に平成24年度において、下記のように利用者別にみれば、国の単価基準を上回って支援員に支払をしているケース(利用者Aのケースでは、国の単価基準額で算定するより6,180円過払いとなっている)が発見された。

全体では、他の利用者Bとの割増基準料金と相殺して総額で国の単価基準による算定を超えたため、国への補助金返還金額は計算上生じなかつたが、支援の区分や時間帯に関係なく一律の単価740円を適用する

県の単価適用方法によれば、国の補助金額を上回る場合があり得ることになる。

また、支援員に支払う時間数の集計は、1時間未満の15分や30分といった端

数が生じた場合、すべて切り上げして1時間として計算して派遣手当の支払

いを行っている。このよう取扱いにより、国への基準額を上回るケースは、一律740円の低い単価を採用している青森県ではないとは思うが、場合によ

っては上回る状況も想定される。国とは異なる適用単価、慣例的に行われてい

るこのような時間数集計については、再検討の上で、取扱要領等を定め、適正な運用を図る必要がある。

選定及び登録について、訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者を選定し、母子・寡婦・父子家庭介護人（家庭生活支援員）名簿に登録し、内容に変更があった場合は速やかに登録内容の変更を行うこととしている。この名簿を確認したところ、ヘルパー資格取得の証明書を微取っていない者が3人いた。そのうち2人は、まだ事業を行っていないが、残りの1人にについては既に事業を実施している者だった。要綱に従い、速やかに資格証明書を微取して、要件を具備しているかを書面により確認する必要がある。

②-2 派遣手当の源泉徴収税額について

県母連では、家庭生活支援員への派遣手当は、支援事業終了の都度支払われているが、派遣手当から差引かれる源泉所得税額を月ごと等に支払う給与に適用する源泉徴収税額表（月額表）乙欄の適用であるので、今後は適正な源泉徴収税額を適用して算定し、派遣手当から差し引いて支払う必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1-19-①】県の適用単価の見直しについて

青森県内には122人の家庭生活支援員（平成26年4月1日現在）がいるが、県内40市町村のうち18市町村には登録者がおらず、また、同一市町村に支援員がいたとしても、日程の確保は容易ではなく、家庭生活支援員の人材確保が課題となっている。この原因は、事業が不定期で安定的な収入を得られないため人員が集まらないとのことであった。この他にも、県は上述のように一律の時間単価740円を採用しており、国の要綱上の子育て支援派遣の単価としては妥当としても、生活援助派遣（対家庭で行う乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除等）の単価としては、国の基準単価が1,530円であるのを見てもわかるように、民間実態を反映したものとなっていない。本県の最低賃金は全国的に見て非常に低い位置にあることは言っても、近隣の民間サービスである家政婦サービスでの1時間当たり利用単価は最低でも1,000円程度を超える場合もあり、同じ仕事内容で単価の低い家庭支援員になろうという誘因は、そもそも働かないのではないかと考える。本県の日常生活支援事業では、低い時間単価のため、母子家庭等を支えたいというボランティア的な考え方で家庭生活支援員を引き受ける方もいるとのことである。以上のことから、生活援助派遣事業については、県の適用単価の見直しが必要であろう。

【意見1-19-②】利用者の公平性について

平成24年度においては、本事業の派遣金額412千円（総派遣時間557時間）のうち、特定の家庭1人による年間利用額が263千円（派遣時間356時間）と全体の6割超を占めた。この利用により、当初予算313千円を超えたため、県では474千円の補正予算を組んだ。当初予算の超過原因ともなった利用状況については、母親の出張中に男子中学生を泊りがけで随時、ほぼ1年間に亘つて預かるものであった。この派遣理由が過保護過ぎるのではないか、あ

るいは妥当であるかについて一概には判断できないが、本事業の趣旨は、一時的事由で日常の家事や育児などができない場合の支援事業であり、年間を通じた継続的な利用を想定したものではない。監査人が調べたところ、他県では、1人に対して1ヶ月あたりの上限利用日数や上限派遣時間を設定し、継続的利用が一定期間続く場合には、派遣支援を解消できない理由を聽取し、状況を確認するなどの事項を設けているところもある。一方で、このような制限を設けると、支援が必要な人に適切な支援ができないくなるという考えもあるが、限られた予算の中で、支援の必要な人に偏りなく公平に支援の機会を提供するためには、ある程度の制限は利用規定などを設けて示すべきであると考える。

【意見1-19-③】潜在的利用者へのPRについて

就職活動、疾病、学校行事等の際に、無料で家庭生活支援員の支援を受けられる本事業は、母子家庭等にとってまさに詳しい所に手が届く有難い事業であり、今後益々必要とされる事業であろう。しかし、事業実績等を見てわかるように、年度によって派遣時間のはらつきが見られ、本事業を知る一部の者（年間利用者5人～8人）のみの利用に留まっているのが実態である。

本事業は、市町村の広報誌、委託先である県母連のホームページ、母子家庭等対象のちらしに掲載するなどして周知しているが、利用人数が増加していないのを見ると、有効なPRができないことが実施上の課題であると思われる。県母連で行う各種イベントでも積極的に告知するなどし、多くの潜在的利用者に認知してもらうための工夫が必要である。県民の多くが認知し利用することで、受益の公平性が保たれ、事業が有効に機能していると評価できるのである。

【意見1-19-④】支援員の資格要件について

国の母子家庭等日常生活支援事業実施要綱によれば、家庭生活支援員は次の要件を備えている者のうちから選定することになっている。

(1) 生活援助は訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者とする。

(2) 子育て支援は、別に定める一定の研修を修了した者とする。

県では、生活援助も子育て支援も、訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者でよいとしている。子育て支援について、国で定める基準より緩い基準としているのは、人材確保が難しいことや厚生労働省が定める一定の研修を開催し人材を確保する予算はないためとのことだった。監査人が調べたところ、他県では、定期的に子育て支援員養成講座を開催したり、子育て支援には保育士の有資格者等の要件を定めているところもある。子育て支援には、乳幼児の保育等に関して様々なリスク（例えば保育中の事故、虐待など）を伴うこともあり、本来であれば厚生労働省で定める一定の研修を受けた者や保育士等が実施することが望ましいことは言うまでもない。本事業に限ったことではないが、女性の視点で考えると、人材確保が難しいか、

らといって資格要件を下げるのではなく、子育て支援推進に資する人材の教育充実を図り、受け皿を底上げしていく取り組みが今後において望まれる。

1-2-0. 母子家庭自立支援給付金事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

近年の経済状況、特に雇用環境の厳しさから、母子家庭の母が安定した生活を営むことが困難な状況となっている中、母子家庭が安定した生活を営み、自立の助長を促進することを目的として、母子家庭の母に対する教育訓練のための費用や生活支援の一部補助を行うものである。

本事業は、母子及び寡婦福祉法施行令第29条（自立支援教育訓練給付金）と第30条（高等職業訓練促進給付金）に基づく国庫補助事業であり、国が4分の3を負担している。具体的な内容は、以下の通りである。

ア　自立支援教育訓練給付費補助事業～個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するため、母子家庭の母の自立が効果的に図られる認められる講座等を受講した場合、本人が支払った費用の20%に相当する額を10万円を限度として給付する。

イ　高等技能訓練促進費等補助事業～母子家庭の母の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の入学支援修了一時金及び修業する全期間において高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を促進する。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	8,560	7,833	8,658
決算額	6,039	5,126	5,784

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

事業の種類	件数	補助金	内容
自立支援教育訓練給付費補助	2件	43	介護ヘルパー 1件 ホームヘルパー2級 1件
高等技能訓練促進費等補助	7件	5,740	看護師 4件 准看護師 3件
合計	9件	5,783	

1-2-1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

母子家庭等の生活の自立と安定向上を図るため、就業支援や相談体制の整備等、母子家庭の母等への支援を総合的に実施する事業であり、その事業を行なう「母子家庭等就業・自立支援センター（以下、「センター」という。）」の業務を県母連に委託し、事業を実施している。委託料のうち、人件費部分は100%県が負担しているが、事業費部分は、50%を国が負担している。

事業の内容は、以下の通り大きく5つあり、これらは国の実施要綱のメニューから選定したものである。

1) 就業支援事業

ア　就業相談～就業相談員を配置し、母子家庭の母等を対象に就業に関する相談を受け、それぞれの家庭の状況、職業特性、就業経験に応じ、適切な指導・助言を行う。

イ　相談関係者の活動支援～母子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るため、母子自立支援員との連絡会議や関係者を集めたブロック研修会を開催し、意見、情報交換等を行う。

2) 就業支援講習会等事業

指摘すべき事項はない。

(2) 監査の結果

20%の補助で、上限も10万円となっていることに加え、ハローワークや市でも同様の制度があり、別の給付が受けられる方は、本補助金の利用はできないので、利用者は郡部の方が対象になってしまい、郡部だと講座数が少なく、通学の手段も乏しいことが、利用件数も少ない原因と考えられる。

就業準備や離職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を取得するための講習会を開催する。講習会は、介護職員初任者研修課程講習、パソコン講習、調理師試験準備講習の3つを用意している。

④

県母連での主な事業実績の推移
1) 就業支援事業、3) 就業情報提供事業

センターの就業支援バンクに登録した求職者に、ハローワーク等から得た求人情報を提供・斡旋する。

4) 母子家庭等地域生活支援事業

養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するため、毎月1回弁護士による法律相談を実施するほか、その他の生活に関する相談にセンタ一職員が対応する一般相談を実施する。

5) 自主活動援助事業

母子家庭等が集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合ったりする場を提供し、また、研修等の講師を依頼し、母子家庭等の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲形成と家庭生活の安定を図る。

② 就業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	25,366	25,325	25,187
決算額	25,360	25,261	24,949

③ 平成25年度委託料精算額の主な内訳

(単位：千円)

区分	費目	金額	内容
人件費	給料	8,012	県母連の職員に対する人件費
	職員手当等	3,775	を全て、本事業の委託費でまか
	法定福利費（共済費）	2,187	なっている。
	福利厚生費	32	人件費は、県職員の給与に準じて計算している。
	貢金	57	
	福祉基金積立金	644	
	計	14,710	
事業費	報酬	1,584	就業相談等の相談員報酬他
	法定福利費	256	
	賃金	4	
	報償費	3,994	講習会講師料、弁護士報酬他
	旅費	1,098	講習会、交流会等の旅費
	公用費	1,292	コピーデータ
	役務費	590	
	使用料及び賃借料	1,333	講習会の会場借上料他
	委託料	121	
	公課費	2	
	計	10,239	
人件費・事業費合計		24,949	

② 就業支援講習会等事業

講座名	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護職員	開催地	弘前市・八戸市	弘前市・八戸市	弘前市・八戸市
初任者研修課	定員	40人	40人	30人
程講習	実人員	15人	17人	12人
バソコン講習	修了者	15人	16人	12人
開催地	弘前市・八戸市・五所川原市・十和田市・三沢市・むつ市	弘前市・八戸市・五所川原市・十和田市・むつ市	弘前市・八戸市・五所川原市・むつ市	弘前市・八戸市
講習会等	定員	87人	58人	55人
実人員	41人	39人	28人	16人
資格取得者	31人	28人	16人	
調理師試験準備講習	開催地	弘前市・八戸市	弘前市・八戸市	弘前市・八戸市
備講習	定員	10人	10人	8人
講習会等	実人員	9人	6人	5人
講習会等	資格取得者	7人	3人	3人

講習会の内容は、受講者の声を聞き、毎年、少しずつ変化を加えているが、最近は、応募が少なく、受講者、資格取得者の実績は減少傾向にあり、時間と人的資源の制約、予算の都合で、なかなか効果的なものができないといった課題を抱えている。

4) 母子家庭等地域生活支援事業

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般相談	39人	55人	48人

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手續
[有効性について] 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。 事業費の集計が正しく行われて いるか。	委託先である県母連にも往査し、事業実施担当者から事業の実施状況の説明を受けた。 県母連の事業報告書、決算報告書を入手し、分析と検討を 加えた。

(3) 監査の結果

【指摘事項1-21】県母連の人事費負担について

(1) 事業の概要

県母連は、僅かではあるが、本事業以外の公益事業（県の委託事業である「ひとり親家庭等日常生活支援事業」No.1-19参照）も行っているにもかかわらず、県母連からの精算資料の金額には、県母連の人事費の全額が、本事業の精算額として計上されている。このことは、県母連の決算報告書上の事業費（人件費総額）が県の精算額と一致していることから明らかである。即ちこれは、県母連の他の事業の人事費も本事業の精算額に含めてしまっていることを意味する。県母連には、以前、県職員を派遣していたという歴史的な経緯と、県職員給与に準じた委託費の設定を行い、業務量に応じた給与見直しも行っており、過大な給与を支払っているという事実はないと認められることがから、問題はないとの考え方である。しかしながら、同一内容の公益目的事業（日常生活支援員派遣事業）とは言え、中核市として自主事業を行う青森市からの委託事業に係る人件費は、青森市からの受託収入に対応する費用であって、県の委託料の対象経費とするべきではない。事業費に係る人件費のうち、管理費部分を除くとか、合理的な基準に基づき事業区分別に按分計算して、本委託事業の対象とするべきである。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見1-21】精算資料等の確認、事業内容の評価について

こどもみらい課においては、県母連からの精算資料は正確な内容であると推定し、その内容の確認業務を行はずに委託料を支払っている。また、実施した事業の報告を受けるのみで、事業実績による効果の評価も行っていない。基本的に事業の企画、実施は県母連に丸投げであり、予算是この5年間殆んど変わっていない。例えば、就業支援講習会等事業の減少要因の分析を行うとか、事業の存在意義について利用者からのアンケートを回収して検証するとか、事業の費用対効果の分析と検証を行うべきであるが、全く行われていなかった。県母連は事業の企画・実施の能力もあり、県と関係の深い公益財団法人である。3年に1度程度、県の指導監査も受けているとは言え、事業の経済性及び有効性を更に高めるために、また、会話の真実性と正確性を確認するため、事業委託者として、報告内容の実態把握、最低限の原稿記述の確認、及び事業内容の検証と評価を行うべきと考える。

1-2-2. 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 事業の概要

① 事業内容

1) 目的
母子家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進させることを貸付事業の目的としている。

2) 会計及び財源
「母子及び寡婦福祉法」第36条に基づき、「母子寡婦福祉資金特別会計」が設置されている。母子寡婦福祉資金貸付金事業は、国と県との共同事業であり、その財源は、国からの借入金（県債）と県一般会計からの繰入金（国2／3、県1／3）である。

3) 貸付金の種類

資金の種類	貸付対象者	貸付内容
事業開始資金	・寡婦	事業を開始するに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	・母子家庭の母	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運営資金
修学資金	・母子家庭の母 ・寡婦	①母子家庭の母が扶養する児童・父母のない児童の高等教育、大学、高等専門学校又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 ②高等専門修習の修学及び入学に必要な資金
修業資金	・母子家庭の母 ・児童 ・寡婦が扶養する子	①自ら事業を開始し又は会社等に就職することを目的として、必要な知識と技能を習得するための資金 ②高等専門修習の修学及び入学に必要な資金
就職支援資金	・母子家庭の母又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	事業を開始し又は就職することを目的として、必要な知識と技能を習得するための資金 就職するため直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） ・寡婦	①医療又は介護（医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金 ②医療又は介護（医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦	①技術習得資金を借り受けた知識・技能を習得している間の医療又は介護を受けている間②母子家庭になつて間もない7年未満の母の生計を安定・維持するのに必要な生活補給資金※母子家庭の児童に対する父親からの養育費の取得に係る裁判費用も貸付の対象となる ③母子家庭の児童に対する父の生計を安定・維持するのに必要な生活補給資金※母子家庭の児童に対する父の生計を安定・維持するのに必要な資金
住宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金

就学支援資金	・母子家庭の母が扶養する児童、 ・父のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
総額資金	・母子家庭の母 ・寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上 の子の結婚資金

② 償還率の推移

(青森県)

(全国)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
償還率	現年度償還分	83.76%	84.61%	85.73%
	過年度償還分	9.04%	9.52%	10.46%
	全体	43.74%	43.78%	44.49%

③ 未収金比率の推移

(青森県)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
未収金比率	貸付金期末残高	3,227,184	3,299,367	3,351,268
	未収金期末残高	235,075	245,496	255,099
	未収金比率	7.3%	7.4%	7.6%

(単位:千円)

④ 貸付実績額と決算剰余金の推移

(単位:百万円)

(全国)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
未収金比率	貸付金期末残高	191,454	197,257
	未収金期末残高	36,182	36,182
	未収金比率	18.4%	18.3%

青児第77号通知「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則第20条の取扱いについて(通知)」(平成2年4月26日)には、以下のように通知されている。

2. 違約金不徴収事務の留意することについて
納入期日を経過して償還金が未納の場合は、すみやかに、未納の事由を調査し、違約金不徴収に該当するときは、未納者に当該手続きを指導すること。

【合規性について】	監査要點	実施した手續
事業にかかる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	母子寡婦福祉資金特別会計による決算額内訳に関連する資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性を検証した。 東青地域県民局(東地方福祉事務所)を往査して、貸付の審査、償還、延滞管理に関連する資料を開覧し、担当者への質問を実施した。	

(3) 監査の結果

【指摘事項1-22-1】 違約金の不徴収について

違約金については、法規上、以下の通り規定されており、納入期限が経過した償還金及び利息については、年利10.75%の延滞利息が徴収されることとされている。

母子及び寡婦福祉法施行令(以下、政令という。)(昭和三十九年七月一日政令第二百二十四号)

(違約金)
第十七条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年十・七五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わなきことにつき、災害その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

また、違約金の不徴収について以下の通り規定されており、借主は違約金不徴収申請書により、違約金の免除を県に対し申請することとされている。

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和39年11月16日青森県規則第105号)

(違約金不徴収額等)
第二十条 借主が政令第十七条ただし書に規定する事由により支払期日までに償還金等を支払うことができないときは、違約金不徴収申請書(第三十三号様式)に当該事由を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。
2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、災害その他やむを得ない事由があると認めたときは違約金不徴収通知書(第三十四号様式)により、当該事由がないと認めたときは違約金徵収通知書(第三十五号様式)により、それぞれその旨を当該借主に通知するものとする。

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
貸付実績額	364,056	333,653	315,176	299,956
決算剰余金	73,873	122,566	172,223	170,613

東青地域県民局に往査して、「母子寡婦福祉資金電算システム」から出力される「母子福祉資金違約金発生者一覧表」や帶納者に関する資料等を閲覧し、担当者へ質問した結果、以下の事実が判明した。
返済方法として、例えば、月払いを選択した場合には、毎月の返済額が、毎月調定されることになる。本来、複数の月についてそれぞれの月次返済額が、が未納であれば、それについて違約金が発生していることになる。従つて、未納事由の調査及び違約金不徴収の事務は、そのすべてを対象とすべきである。

以下、事例を用いて説明する。

返済状況	返済期日	返済日	平成26年3月末現在 在庫金	備考
1月返済分 10,000円	平成26年1月31日	平成26年3月31日	174円	期末現在返済済
2月返済分 10,000円	平成26年2月28日	-	91円	期末現在未納
合計			265円	

上記の事例で説明すると、3月末現在において違約金は合計265円発生しているため、本来であれば、上記通知に従って、その全額について違約金不徴収事務を執行すべきである。
しかし、母子寡婦福祉資金電算システムから出力される「母子福祉資金違約金発生者一覧表」は、完済分の違約金のみを抽出する仕様になっており、返済の終わっていない分の違約金については抽出されていないかった。にもかかわらず、東青地域県民局では、上記「母子福祉資金違約金発生者一覧表」に基づいて、未納事由の調査及び違約金不徴収の事務を執行していたため、收入未済の延滞金については、未納事由の調査が行われておらず、また、違約金不徴収事務の対象とされていなかった。県担当者によると、県内の他の地域県民局でも、同じシステムを使用しているため、事務の執行状況は、同様であろうとのことであった。

上記の事例で説明すると、1月返済分(返済済)に対する違約金174円のみを違約金不徴収事務の対象としており、2月返済分については、その対象とされているなかったことになる。さらに、このことは、債務者が払込みれば、返済を行わない限り、違約金不徴収事務の対象とはされず、違約金不徴収申請書及びそのことを証する書面の提出が不要であることを示しており、モラルハザードの誘因となっているといつても過言ではない。

なお、前述した通り、違約金は年利10.75%と高金利であり、監査人の推計によると、ある債務者については、延滞額974千円に対して、平成26年3月末現在で822千円の違約金が発生している事案もあった。この違約金822千円に対する未納事由の調査及び違約金不徴収事務が次落していたことによる。このような事態が生じているのは、主として次の2つの事由によると認められた。

①県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨が十分理解されていなかったこと。

- ②県において、違約金の不徴収事務に関する、債務者に十分な指導が行われていなかつたこと。
- 以上より、県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨の十分な理解、及び債務者に対する適切な指導を行うことが必要である。
- (4) 監査対象事業に対する意見**
- 【意見1-22-①】 違約金不徴収の決定について**
- 政令17条ただし書きにおいて「災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、違約金を徴収しないことができる旨定められているが、青児

- ②こどもみらい課及び各地域県民局で使用されている「母子寡婦福祉資金電算システム」が、出力する「母子福祉資金違約金発生者一覧表」において、収入未済の延滞金に対する違約金を抽出しない仕様になっているにも関わらず、東青地域県民局では、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」のみに基づいて、未納事由の調査及び違約金不徴収事務が執行されていたこと。以上より、県における、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨の十分な理解、及び、「母子寡婦福祉資金電算システム」の機能追加・改修等により、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」に収入未済の延滞金に対する違約金が表示されるようにした上で、その一覧表に基づき、未納事由の調査及び違約金不徴収事務を執行する、あるいは、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」では抽出されない未納の延滞金に対しても未納事由の調査及び違約金不徴収事務が執行されるよう、事務の執行方法を改めることが必要である。

【指摘事項1-22-②】 違約金不徴収申請書の添付書類について

違約金について、【指摘事項1-22-①】に記載した政令に規定されており、

一定の条件に該当する場合において違約金の徴収が免除されている。

また、違約金の不徴収についても、前記した施行細則に規定されており、借主は、違約金不徴収申請書に、支払期日までに償還金等を支払うことができない事由を証する書面を添付して、県に対し申請することとされている。

東青地域県民局に往査し、違約金不徴収申請書を閲覧し、担当者に質問した結果、以下の事実が判明した。

東青地域県民局において、滞納者より提出された違約金不徴収申請書に、支払期日までに償還金等を支払うことができない事由を証する書面の添付が一切行われていないにも関わらず、違約金不徴収の決定が行われ、申請書すべてについて不徴収が認められていた。なお、この違約金不徴収の対象とされたのは、23件の延滞金に対する違約金、合計756,100円であった。ただしこれには、【指摘事項1-22-①】で述べたように、收入未済の延滞金に対する違約金は含まれていない。

このような事態が生じているのは、主として次の2つの事由によると認められた。

①県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨が十分理解されていなかつたこと。

②県において、違約金の不徴収事務に関する、債務者に十分な指導が行われていなかつたこと。

以上より、県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨の十分な理解、及び債務者に対する適切な指導を行うことが必要である。

第480号通知「母子福祉資金及び寡婦福祉資金に係る違約金の取扱いについて（通知）」（昭和59年10月1日）において、「その他やむを得ない理由」が以下のように通知されている。

2. その他やむを得ない理由

- (1) 借主又はその家族が傷病により入院又は通院をしたとき。
- (2) 借主が支払期日に生活保護を受けているとき。
- (3) 借主が事業を廃止若しくは休止し、又は業績不振におちいったとき。
- (4) 一時的にやむを得ない多額の出費があつたとき。
- (5) 生活困難の状態にある借主から、支払期日の翌日以降6か月以内に償還金を支払う旨、地方福祉事務所長に対し書面での申し立てがあり、かつ、その期間内に納付されたとき。
- (6) 地方福祉事務所長がやむを得ない理由があると認められたとき。

監査に起きた東青地域県民局において、平成25年度に違約金不収の決定がなされた23件のうち、15件が上記（6）地方福祉事務所長がやむを得ない理由があると認められたとき。」であった。また、その違約金不収申請書を開覧した結果、支払の遅れる理由として、「収入が少ないため」や「経済的に困難なため」等、直ちにやむを得ない理由があると判断するには、不十分ではないかと思われる記述が散見された。

違約金不収申請書の書面の添付が漏れていたのは【指摘事項1-22-②】に記載した通りだが、滞納者より提出された違約金不収申請書に基づき違約金不収の決定に関して、運用上の問題があるのでないだらうか。すなわち、「やむを得ない理由」がある場合に違約金不収とする政令が濫用され、本来、違約金を微取すべき場合にも、安易に不収の決定がなされているのではないかとの疑惑が生じたのである。

これについて、東青地域県民局においては、違約金不収申請書に記載されている「支払の遅れる理由」のみで不収の決定をしているわけではなく、滞納者について日常的にその状況把握に努めていることから、それらを総合的に判断したうえで、不収の決定がなされているとの説明を受けた。

しかし、違約金の不収事務は、青森県母子及び寡婦福祉法施行細則に定められているとおり、あくまで書面に基づいて執行するのが規則上の大原則であり、また、日常的な滞納者の状況把握にも限界があり、直近の状況を詳細に把握することはできないと考えられることから、上記のような執行状況は是正される必要がある。

ところで、通知より30年あまりが経過した今日、経済社会全般、母子家庭を取り巻く経済的環境、金融環境、女性の働き方、女性あるいは女性に対する考え方や意識、日本社会における女性の立場・役割等々、全てについて激しい変化が見られるることは誰も否定できないであろう。これらの現在の社会経済環境には必ずしも適合しない状況も想定される、通知に列挙された「やむを得ない理由」の事由を見直すことも検討すべきではないだろうか。例えば、「やむを得ない理由」として、複雑化した社会に対応する形で具体的な例示をさらに多く列挙する一方、その他やむを得ない理由は限定的に解釈すべきではないだろうか。ただし、すべての「やむを得ない」理由をあらかじめ想定し列挙

することは困難であるから、「地方福祉事務所長がやむを得ない理由があると認められたとき。」という項目は、残すべきであろう。

政令17条には、「当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。」と定められている。しかし、これは、違約金不収申請書を提出さえすれば、違約金不収としてもいいという趣旨ではないはずであり、「収入が少なく」とも、「経済的に困難」でも期日内に返済を続けている多くの債務者との負担の公平性は担保されなくてはならない。

県においては、政令に「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」という限定的な規定が置かれている趣旨に鑑み、「やむを得ない理由」を厳格に解釈する必要があると思われる。

【意見1-22-②】 過年度収入未満額の固定化について

下表は、平成25年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計の歳入の部（諸収入のうち、預金利子を除く）の概要である。

(単位：千円)

目	節	調定額 (a)	収入済額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未満額 (a)-(b)-(c)
母子福祉資金貸付金收入		527,468	270,523	568	256,376
現年度収入		280,817	248,810	—	32,006
過年度収入		246,651	217,13	568	224,369
寡婦福祉資金貸付金収入		16,057	8,133	—	7,923
現年度収入		7,609	7,367	—	241
過年度収入		8,448	766	—	7,681
違約金及び延納利息		6	3	—	3
貸付金償還金違約金		3	3	—	—
過年度収入		3	—	—	3
補入		3,713	1,014	—	2,698
現年度収入		803	542	—	261
過年度収入		2,909	472	—	2,436
計		547,245	279,675	568	267,001

(出所 平成25年度青森県歳出決算書、財産に関する調書明細書より、監査人作成)
また、平成25年度末の青森県母子寡婦福祉資金特別会計における年度別収入未満額の状況については下表の通りである。

(単位：千円)

発生年度	件数 (割合)	金額 (割合)
平成25年度	6,731 (12.4%)	32,510 (12.2%)
平成24年度	6,359 (11.7%)	31,203 (11.7%)
平成23年度	5,712 (10.6%)	27,255 (10.2%)

平成 22 年度	5,303	(9.8%)	24,590	(9.2%)
平成 21 年度	4,771	(8.8%)	21,410	(8.0%)
平成 20 年度以前	25,253	(46.7%)	130,030	(48.7%)
合計	54,129	(100.0%)	267,001	(100.0%)

上表より、平成 20 年度以前に発生した収入未溶額が、件数及び金額において半数あまりに達しており、収入未溶額が固定化している様子が伺える。福祉目的の貸付金であり、回収について難しい面もあるが、モラルハザードの誘因を放置すれば、結局、事業自体の存立基盤を脅かしかねず、本来の目的である母子家庭及び寡婦に対する福祉という目的を達成できない結果になる恐れもある。やむを得ない理由により返済が困難な債務者へ十分な配慮をしつつも、モラルハザードを未然に防ぐ意味も込めて、早期の償還に努める必要があると思われる。

1-2-3. 母子自立支援プログラム策定事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

母子家庭の母に対しては、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保等、経済的支援策などの総合的な自立支援策を展開するため、平成 14 年度に母子及び寡婦福祉法などが改正された（平成 15 年 4 月 1 日施行）。また、児童扶養手当について、支給開始から一定期間（原則 5 年間）を経過した場合等における手当の一部減額措置が決定され、児童扶養手当受給者に対する自立・就労支援が課題となっている。

平成 20 年度から、各地方福祉事務所に 1 名ずつ配置されている母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員を兼務し、母子担当職員とともに本事業を実施している。児童扶養手当受給者に対して、面接を行い、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを本人の同意の上作成し、併せて必要な説明や情報提供、連絡調整を行うなど、母子家庭及び父子家庭の自立を支援するものである。

相談者のうち、就労支援方策等を検討するため「福祉から就労」支援事業へ移行することが望ましい（就労に阻害要因がない）相談者については、公共職業安定所に支援要請し、改めて安定所コーディネーターとともに対象者を含めて面接後、就労支援メニュー選定会議にかけて、支援メニューを選定する。さらに、公共職業安定所は、メニューに基づき支援を行っている。母子自立支援員と母子担当職員は、適宜相談者の状況等を確認し、プログラムを作成、経過を記録の上、継続して相談に応じていくものである。

県内の各福祉事務所の所管区域は次表の通りである。

福祉事務所の所管区域

福事務所	所管区域
福事務所	所管区域
東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (東地方福事務所)	東津軽郡
中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (中南地方福事務所)	中津軽郡、南津軽郡、板柳町
三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (三戸地方福事務所)	三戸郡、おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (西北地方福事務所)	西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く）
上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (上北地方福事務所)	上北郡（おいらせ町を除く）
下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (下北地方福事務所)	下北郡

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	132	55	55	55
決算額	93	55	55	55

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 25 年度 決算額	主な内容
旅費	37	母子自立支援員活動費
需用費	12	消耗品費
役務費	6	電話料
合計	55	

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点

実施した手続

【有効性について】

東青地域県民局（東地方福事務所）を往査して、「母子自立支援員の面接簿」及び「母子自立支援プログラムの経り」を閲覧し、母子自立支援プログラムの作成状況等を確認した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見1-23】事業の対象者に対する案内の送付について

1-24. ひとり親家庭等在宅就業支援事業

(1) 目的・概要

本事業は、児童扶養手当受給対象者を対象として行われる。県内各都道府県の児童扶養手当受給の認定事務は、平成24年度までは県内に6か所ある地域県民局においてそれぞれ実施していたが、平成25年度より、当該認定事務を東青地域県民局において集中して実施することとなった。母子自立支援策定プログラムについては、各県民局において作成した事業の案内に関するリーフレットを、事業の対象者に対して、送付することにより周知を図ってきた。しかし、平成25年度は、東青地域県民局以外の県民局に併置される福祉事務所において、当該県民局管内における児童扶養手当受給対象者を把握することが困難になり、このリーフレットを送付することができなくなってしまった。この結果、以下の表の通り、平成24年度から平成25年度にかけて、相談受付者数が大幅に減少している。

(単位：人)

	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
①相談受付者数(本事業希望者数)	33	27	25	4
②助言・指導のみで終了した件数	19	10	15	0
③自立支援計画書作成者数	5	7	6	4
④その他	5	8	2	0
②～④まで至らず、相談等継続中	4	2	2	0

なお、平成25年度の相談受付及び自立支援計画書作成者数の実績(4件)は、すべて東青地域県民局(東地方福祉事務所)の管内の対象者に対するものである。
結論として、自立支援計画書作成者数自体の減少は僅微だが、助言・指導のみで終了した件数は大幅に減少しており、他の地域県民局管内において、潜在的な助言・指導のニーズが存在したことは否定できない。
事業の有効性を確保するため、適切な情報の共有と事務分担の決定が望まれる。

ひとり親家庭の在宅就業支援については、国の平成21年度補正予算において、安心こども基金の中に本事業が設けられた。ひとり親家庭の経済的な自立を目的として在宅就業を促進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従業者の能力開発、相談支援等の一連の取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的とした基金事業である。実施期間は平成24年12月から平成27年3月31日までである。

(2) 全国における実施状況

平成26年8月20日に厚生労働省から公表された「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価委員会報告書～ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の評価と今後の在宅就業支援の在り方について～」(以下、「報告書」という。)において明らかにされているとおり、本事業として、全国の48地方自治体が51事業を行った。このうち、24年度未終了は21地方自治体24事業、25年度未終了は23地方自治体23事業、26年度未終了予定は4自治体4事業である。このうち24年度未終了事業について集計した結果、募集人員2,749人に対して6,887人の応募があり、2,901人が訓練に参加した。事業実施者の内訳は、株式会社・有限会社が20社と最も多い。

(3) 全国における本事業の実施結果

先述した24事業で訓練に参加した2,901人のうち、基礎訓練を終了し応用訓練に進んだ人は2,294人(81.9%)、応用訓練を終了した人は2,034人(72.6%)であった。応用訓練終了者のうち、在宅就業に従事した人は706人(37.2%)、就職した人は412人(20.3%)となり、いずれも十分な結果とは言い難い内容である。在宅就業従事者の平均収入については月16,367円(最低700円、最高68,500円)、月5千円以下が21事業者中8事業者と回答しており、「無理なダブルワークの解消につながるレベルの収入(月6万円程度)」又は「生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの収入(月3万円程度)」には遠く及ばず、成果を認める内容ではなかった。他方で、24事業の総事業費55.9億円を①訓練を開始した人の数、②訓練を終了した者の数で除して計算された1人当たりに要した費用は①199.4万円(最低45.2万円、最高380.6万円)、②274.6万円(最低65.4万円、最高845.8万円)と高額であり、費用対効果が極めて低い結果となつた。

(4) 今後の本事業の在り方と方向性

在宅就業自体については、ひとり親にとって無理なダブルワークの解消や子どもの将来の教育費など財蓄に充てるための収入を得る場合などには、有効な働き方の一つになり得ること、乳児等の養育、自身の病気などによって

外で働けない場合には、有効な働き方の一つとして強いニーズがある。また、在宅就業の経験、能力開発機会の提供によっては、女性のキャリアを中断させることなく、再就職や安定的な雇用に繋げることが可能である。これらのことによれば、在宅就業支援を引き続き行う価値があるとも言える。

しかしながら、前述のとおり本事業の事業結果が、主に費用対効果の観点から低い評価となり、このままの方法で継続することは妥当ではないと結論づけられた。今後は、これまでに蓄積されたノウハウを活用しながら、次の課題等を踏まえた支援策を実施するべきである。

①地方自治体や事業実施者に対する具体的な数値目標の設定を徹底して、事業を計画的に実施する。

②事業実施者の選定は、業務開拓と業務処理、相談支援に関し秀でた事業者を選定し、その費用はひとり親家庭の就労支援として補助する仕組みを検討する。

③在宅就業希望者の能力開発は、基礎的なスキルについては他の支援策を活用すること、訓練手当の支給の在り方を費用対効果の観点から再検討すること、中学校卒業程度の学歴の人には、学び直し支援策を検討すること。

④在宅就業への登録について、地方自治体は仕事を優先的、積極的に登録する方が求められる。また、登録元となる企業等に対するインセンティブを与える仕組みを検討すること。

⑤ひとり親家庭の就業支援が効果を上げるために、他の様々な支援を組み合わせて実施することが必要である。

(5) 本県の事業形態と実施スケジュール

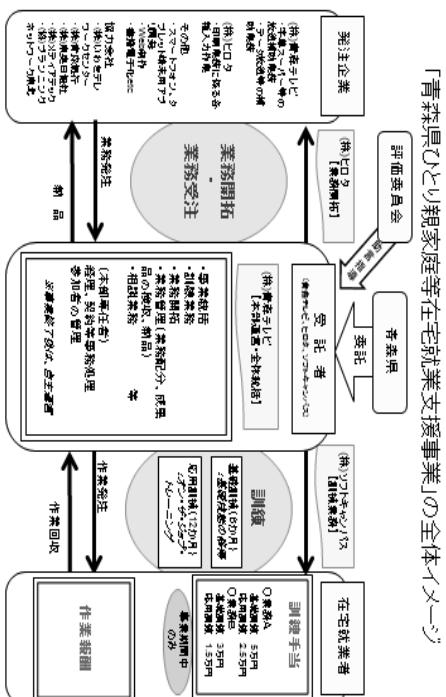
①実施期間 平成24年12月から平成27年3月31日までである。

②受託者 「株式会社青森テレビ・株式会社ヒロタ・株式会社ソフトキャンパス」の3社

③事業費予算

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
委託料				
①業務開拓	0	25,725	20,580	46,305
②能力開拓	13,997	85,291	48,659	147,947
③業務処理等	17,729	52,574	34,882	105,185
委託料計	31,726	163,590	104,121	299,437
評議委員会運営費	0	432	432	864
専任非常勤職員報酬	0	1,978	1,980	3,958
合計	31,726	166,000	106,533	304,259

- ④委託事業内容等
i.業務の開拓



業務A（ダブルワークの解消につながるレベルの収入を得られる）、業務B（将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入が得られる）に該当する在宅業務を新規に開拓する。

ii 参加者の能力開発

ア 参加者の計画・能力に応じ①の業務内容を踏まえた訓練プログラムを作成。

イ e-ラーニング等の在宅訓練と集合訓練を実施し、各段階で到達度等を審査。

ウ 訓練期間中、参加者に下記のとおり訓練手当を支給する。

- ・基礎訓練期間
- 業務A：月額2万5千円（おおむね週1日、月28時間以上の訓練）
- 業務B：月額5万円（おおむね1日3時間、月54時間以上の訓練）
- 業務C：月額3万円（おおむね1日2時間、月36時間以上の訓練）

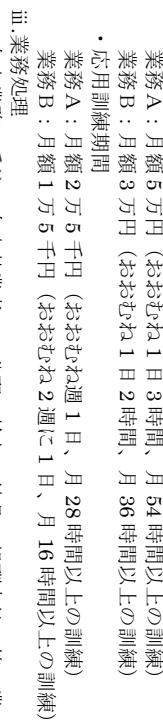
iii 業務処理

在宅業務の受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払い等の業務処理を行う。

iv 業務実施主体

青森県在宅ワーク支援センター（青森市松森1丁目4-8（株青森テレビ内））

「青森県ひとり親家庭等在宅就業支援事業」の全体イメージ



青森県ひとり親家庭支援事業会員登録

平成24年度 平成25年度 平成26年度				
業務開拓 在宅業務の開拓 在宅業務の開拓(在宅訓練講習会)		在宅業務の開拓(在宅訓練講習会)		
能力開発 参加指導、基礎訓練指導 基礎訓練(期間: 6カ月)・専用訓練開始		専用訓練(期間: 12カ月)		
業務開拓 プロボーナス支給、就労時間、訓練手当支払、講師報酬支払等	訓練手当支払、講師報酬支払等	訓練手当支払、講師報酬支払、専用訓練者への分配	訓練手当支払、講師報酬支払、在宅監督者・専用訓練者への分配	訓練手当支払、講師報酬支払、在宅監督者・専用訓練者への分配
○委託料の内訳(現行計画) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 (単位: 千円)	25,725 0	20,980 32,760	46,056 49,932	49,932 *Webコンテナツアントロイド作成、修正、更新講習コース(10名) *入り、電子書籍コース(80名) 計100名
訓練費用 監修費用 管理費用 システム開発	13,997 10,972 6,757	52,531 27,006 19,793	32,027 70,155 34,225	58,556 104,120 299,430
計	31,726	163,950	104,120	299,430

(6) 平成25年度委託費の積算明細

(単位: 千円)

No.	区分・内訳	合計	人件費	業務開拓費	能力開発費	管理費
1	給付金関連					
①給付金		30,400		30,400		
②給付手数料		800		800		
2	機材他貸与関連					
①機材他貸与関連		13,200		13,200		
②回収		6,129		6,129		
3	基礎訓練					
①eラーニング利用料		10,200		10,200		
4	応用訓練関連					
①システム利用料		2,400		2,400		
②コンテンツ制作		3,300		3,300		
③応用訓練オンライントラクター		5,000		5,000		
5	集合研修関連					
6	事務所関連					
①人件費(管理者、事務員他)		17,400		17,400		
②賃借料(事務所、相談窓口)		6,400		4,000	2,400	
③一般		3,720		3,720		
7	事業広報費用		3,500	3,500		
8	業務開拓・配分等					
①業務開拓者		12,500		12,500		
②各地区スマートバイトセンター		12,000		12,000		
9	評議会・各種報告等		200			200

(7) 監査対象事業に対する意見
【意見1-24-①】委託先の事業実施状況の監督体制について

県は委託事業者に対して、一定の監督検査権限を有している。このことは、本事業が国の基金を財源としていること、県の歳出予算の執行であること、対外的に定めていること、などから明らかである。県は訓練手当の出納検査と称して、過去に1度だけ委託事業者に赴いて検査を実施しているが、今般、監査人と共に委託先を訪問し、決算関係書類(貸借対照表、活動計算書、収支計算書)を開覧し、事業実態に関する委託先監査を行った。わずか3時間ではあつたが、事業内容に対する理解を深めること、受託者側の考え方、会話処理の実態把握、意見交換等々、非常に有意義な監査であったし、県担当者にとっても同様であったはずである。平成25年度の決算報告書を閲覧した結果、本来は固定資産計上するべき事務所賃借に係る保証金126万円が費用処理されていること、資金不足により事業者から借り入れた資金190万円(25年度)及び理事から借り入れた資金65万円(24年度)について、金銭消費貸借契約書が未作成の状態で負債計上され、法定利息の負担が明確でないこと(決算書上、未払利息の計上がないこと)といった会計上の指導事項が発見された。3億円もの巨費を投入した県事業であることから、委託先の決算内容については、県としても十分な検査確認を行うことが必要と考えるが、時間的制約などの理由から難しいのが実情である。であるならば、改善策として、県が設置した評議委員会に決算報告書の分析・評議機能を持たせ、委託先に対し、改善提案内容に関する指導性を強化することを提案する。評議委員会の開催状況は下表の通りであるが、決算内容の提出と報告がなく、これまで決算審査は全く行われていない。

10	管理システム開発 ①在宅就業支援システム ②SNS構築費用	5,000 6,050				5,000 6,050
11	サーバー開通 ①システム運用サーバ(レンタル) ②システム運用サーバ(回線費用)	300				300 1,000
	③サーバ運用保守 ④システム運用保守 ⑤ホームページ運用 ⑥SNS運用費用	500				500 2,000 2,500
	計 消費税額	155,799	41,900	3,500	88,529	21,870
	合計	7,790	2,095	175	4,426	1,093
		163,589	43,995	3,675	92,955	22,963

(6) 監査の結果
指摘すべき事項(はない)。

回次	年月日	時間	出席人数	議題
平成24年度第1回	24年10月4日	13:30~15:30	4名(1名欠席)	①応募状況 ②委託先決定までのスケジュール ③評価基準等について ④企画提案技術における企画提案内容の審査、評価 ⑤プレゼンテーション等実施日程について ⑥各企画提案についての懇話
平成24年度第2回	24年10月9日	13:00~17:30	4名(1名欠席)	①企画提案技術における企画提案内容の審査、評価 ②評価委員会の開催スケジュールについて ③評価委員会委員の欠席について
平成24年度第3回	25年3月19日	14:00~15:30	3名(2名欠席)	①事業全体会のスケジュールについて ②事業の実施状況について ③報告事項に関する意見交換
平成25年度第1回	25年8月8日	13:30~14:30	4名(1名欠席)	①事業全体会のスケジュールについて ②事業の実施状況について ③報告事項に関する意見交換
平成25年度第2回	25年11月26日	15:30~17:00	5名	①事業全体会のスケジュールについて ②事業の実施状況について ③報告事項に関する意見交換
平成25年度第3回	26年3月20日	15:00~16:30	3名(2名欠席)	①事業全体会のスケジュールについて ②事業の実施状況について ③報告事項に関する意見交換及び事業の中間評価
平成26年度第1回	未定			

委託先の経営実態について、県は殆ど知ることなく、委託費の効率的有効的な使い方を指導することはできない。国の評価委員会が費用対効果の視点に立って本事業の見直しを求めたこと同様に、県の評価委員会も本事業の実態を深く知り得る立場にある訳であり、委託先を指導監督することができれば、県の委託先管理責任を十分に果すことに寄与することになる。

【意見1-24-②】著作権及び物品等の帰属について

県と委託先との業務委託契約書第12条には、「委託業務により製作された資料等に係る著作権及び購入した物品等の所有権は、全て委託者に帰属するものとする。」と規定されているため、本事業で委託者が設置・使用したパソコンや回線等の物品、制作したコンテンツ、SNS構築費用、管理システム、ホームページ等は、事業終了後も県の所有物となる。金額的には、取得費ベースで72百万円程度と試算されたが、事業終了後の利活用については、金額的重要性、著作権の質的重要な性を勘案し、本県における事業の方向性に合せて、有効に活用できるような対応策が必要不可欠である。また、使用したパソコン等については、委託先の共同運営会社が自己資金で購入し、在宅ワーク支援センターにリース(賃貸)する取引形態になっているため、所有権は民間企業になることになる。この点に関しては、契約書12条の内容が想定している取引形態(購入)と異なる形で予算上の積算が行われていることから、事業終了後は民間企業から物品の寄贈を受ける手続きになるものと考える。また、県の財産となるこれらのパソコンについて、損害保険が付保されておらず、財産管理上の点で、必要な費用は予算措置する必要があったと考える。実際に壊れた機器は、別の機器を代替利用して、保管されている。県の財産を委託先が使用貸借している取引形態であるのが経済実態であり、そもそも、予算積算上で想定したりース契約を委託先に必須とすることそのものが、実態と解離しており、妥当ではなかったようになる。

【意見1-24-③】本県における本事業の必要性と今後の方向性について

本事業については、前述した国の方針として、在宅就業推進事業から一般的な職業訓練を切り離すこと、発注企業及び事業実施者に一定の報酬を自治体が支払う形態になることが既に決定している。本県の当初の考え方では、本事業終了後も、事業者自らが事業を展開していくことを想定しており、この事業継続を条件として平成29年度までの事業収支計画書の提出も受けている。この計画書には、先述した県の所有物となつたパソコン等の物品を無償貯蔵して、事業者の自主事業として運営することが明記されている。つまりは、無償貯蔵以外の財政措置は今後行わないことが基本路線とされている。しかし、この考え方では、国のひとり親家庭等に関する本事業が、これまで通りに継続することを前提にしているため、軌道修正が求められている。その方向性を決定するにあたっては、基本理念として、国の基金事業だけに捕らわれることなく、本県のひとり親家庭等に関する特有の課題を解決するための有効な施策・事業でなければならぬ。省みれば、本事業の募集にあたっては、100人の定員に対して700人の応募があったこと、「青森県ひとり親家庭等実態調査結果報告書(平成21年9月1日現在)」によれば、母子家庭の平均年間収入が200万円未満の家庭が78%(全国平均では70.3%)と高いこと、困っていることは生活費である家庭が多いこと、などからは、本県に固有の課題として、ひとり親家庭等の数が増加している実態、家庭の経済的な問題、があることが推測できる。数の実態については、監査人の人間関係においても、実際に実感するところでもある。その場合に、3億円を投入して在宅ワークに就業可能な100人の人間を今後の施策にどのように生かしていくか、という本事業の「成果の回収」、あるいは、応募したが参加できなかつた600人の就業支援の必要はないのか、という「福祉の公平」、国と同様の「費用対効果」の観点に立って、具体的で様々な課題を県は認識する必要があるし、本事業の有効性を自己評価しなければならない。

1-25. ママとパパの健やか生活習慣サポート事業

(1) 事業概要

青森県は妊娠婦の同居者の喫煙率が 59%（平成 22 年度）と高く、母体や胎児・乳幼児が受動喫煙にさらされている現状がある。本県の出生数は概ね 1 万人であるが、その半分の家庭で乳幼児の受動喫煙が存在していることになる。また、出生児体重 2,500g 未満の低出生体重児は全出生数の約 1 割と増加傾向にある。低出生体重児の増加要因として、喫煙や若い女性の過度のダイエットなどがあげられている。これらの現状を踏まえ、妊娠期の女性の健康に対する意識の向上を図るため、また、低出生体重児の減少に向け、妊娠前の良好な生活習慣について広く普及啓発するとともに、妊娠の受動喫煙防止のため、イベントによる周知や禁煙補助剤を活用した薬剤師による禁煙指導等を行う、平成 24 年度から 2 年間の本県の重点事業である。

(2) 事業費予算・決算額

（単位：千円）

年度	予算額	決算額
平成 24 年度	5,510	3,343
平成 25 年度	4,367	1,570

(3) 事業主体

青森県（一般社団法人青森県薬剤師会への委託事業）

(4) 平成 25 年度事業費の内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
需用費	640	パンフレット、リーフレット、チラシ（薬局向け）
役務費	10	送料
委託料	910	キャンペーン事務費、補助剤購入費（1 箱 2,800 円）
合計	1,570	

(5) 事業内容

①母子の受動喫煙防止イベント事業
県内 5 か所で受動喫煙防止に特化した普及啓発事業を行う。

②妊娠の夫等に対する禁煙支援事業

- i. 目的
喫煙している妊娠の夫等に対し、受動喫煙の害を認識し、薬局において薬剤師の禁煙支援を行う。
- ii. 対象者
喫煙している妊娠の夫等で下記に該当する人

- ・薬剤師による支援を受けて禁煙を行う意志のある人

- ・禁煙補助剤の使用が可能な人
- ・禁煙補助剤使用後にアンケートに回答できる人

iii. 実施担当者

一般社団法人青森県薬剤師会に所属する薬剤師

iv. 実施場所

一般社団法人青森県薬剤師会に登録している禁煙サポート薬局

v. 事業の進め方

禁煙サポート薬局に提出された申込書に基づき、薬剤師が助言と禁煙指導を行い、禁煙補助剤を最初の 2 週間分販売する。3 週目以降 8 週目までの分は自費購入する。アンケートへの回答は、パッチ初回配布時、2 回目配布時、出産後の 3 回である。禁煙補助剤については、ニコチネルパッチ 20、シガノン C Q 1、ニコレットパッチである。

vi. 周知方法

・市町村妊娠届出窓口で受動喫煙防止に係る指導及び本事業の活用について説明する。

- ・産科医療機関等において、マタニティー教室等において本事業の周知用チラシの配布を行う。
- ・禁煙サポート薬局へのチラシの掲示

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

[意見1-25-①]事業実績の第三者的評価について

妊娠の夫等に対する禁煙補助事業について、事業予算の設計上は平成 24 年度 500 人、同 25 年度 750 人を見込んでいたが、実績は 24 年度 571 人 82 件、25 年度 127 人 166 件と低調な結果となつた。25 年度の禁煙サポート薬局の稼動は 209 薬局のうち 126 薬局であり、支援した 1 薬局あたりの支援数は平均 1 人である。残りの薬局は、支援数 0 である。この実績となつた原因と反省点について、県担当者の意見を以下に記載する。

- ①県
県民に禁煙意識をもつと強く植え付けてから本事業を実施すべきであった。また、窓口が市町村になつていて、市町村への指導力が足りなかつた。夫のみならず、ひとり親の同居者（その両親）にまで対象範囲を広げれば良かった。

- ②事業者（県薬剤師会）
もっと強力に薬局に対して支援協力をうべきであった。希望者から要望があるのを待つ受け身の姿勢が強かつたのではないか。
- ③県民側

健康のために禁煙する意識が薄い、母子手帳を交付された時のリーフレット等を見ていらない、妻から言われて受動的に禁煙に取り組む人は、意志が弱いため禁煙に結びつかない。県は、件数的にも事業費の大幅な未消化となつたことを受けて、この反省とアンケート結果を踏まえ、本事業の成果を以下のように分析しているという。

- ①出産後アンケートの回答 26人のうち、12人が禁煙している。禁煙できた理由について、家族の健康のためが6人、健康のためが2人となっており、啓発はできた。また、禁煙ができなかつた14人についても、60日禁煙が1人、150日禁煙が1人と実績が出てること、一日の喫煙本数が減つた人や、妊娠の前では吸わくなつたなど、成果を把握している。また、妊娠婦同居者の喫煙率は、23年度53.7%、24年度49.3%、25年度48%と徐々に下がつてきている。
- ②県民への禁煙意識の向上、喫煙行為が他人に迷惑である意識を植え付けさせた。
- ③妊娠同居者に対する禁煙対策事業について、26年度の県事業は行われないが、短命県返上に向けた「がん対策」事業の中、禁煙対策事業は継続されることが、本事業の後継事業はないものの、県薬剤師会が自主事業で類似の事業を行う仕組みが出来た。

本事業の実績評価として、監査人は禁煙達成者の実績数のみを考えていたが、それ以外にあることについては、県担当者の説明によって理解を共有できた。また、事業の目的については、本県県民の喫煙率が全国ワーストレベルであることに対する施策であり、また、同じ女性の視点から見て、必要かつ有意なものと考えている。しかしながら、県予算の特別枠での重点事業（「未来への挑戦推進事業」）であったことを踏まえて少し踏み込むと、より費用対効果の視点を持ち、事業計画の達成を目標にした更なる努力が県にも必要だつたと考へる。仮に単純に、禁煙継続者数のみを評価指標に考えた場合には、禁煙継続者12名で本事業費1,570千円のうち委託費910千円とすると、1人当たり7.6万円と算出される。これは、8週間分すべてを補助した金額を遙かに超える金額であり、費用対効果の観点からだけでは説明できない。県薬剤師会と市町村薬剤師会、会員である薬剤師が勤務する民間の調剤薬局といふ重層構造を考慮すると、まずは窗口を広げて禁煙希望者を掘り起こすために、①更に住民に近い地区薬剤師会を委託先にする方法、②公益事業を意識した、より積極的に禁煙指導に取り組む地区薬剤師会を委託先にする方法、③経済的なメリットも含めて、より川下にある実際の事業実施者（会社、薬剤師）が積極的に取り組みやすい環境を想定した事業形態（＝コチネルパッチ20をインターネットで調査したところ、消費者価格で2,400円程度、ある県内調剤薬局の仕入価格は1,764円であった。2,600円は概ね妥当な金額と判断しているが、技術料を考えると、経済的なメリットを感じる薬局は少ないであろう。）、など、改善すべき点があると思われる。更には、本事業はわくわくラン事業ではないためなのか、事業の実績評価及び数値目標に対する実績値

が公表されていない。期間限定の重点事業であることからしても、県は施策事業評価を県民に対して公表し、その成果及び改善点を明らかにする必要があると考える。

【意見1-25-③】委託費の概算払いの方法について

1回目のアンケートの回収183件を100とする、2回目のアンケート回収率は149件で81.4%と低調であった。つまり、1回目のみの助成を受け、2回目は来局しなかった方が20%近くもいたことになる。さらに、出産後のアンケートについては、アンケート送付数が63に対して、回答数は26と41.3%しか回答がなかった。25年度の禁煙支援数は126件、延べ166人であり、アンケート回答数と合致しない。出産後のアンケートについては、出産に至らなかつた方もいたために薬剤師会側で実施を躊躇していた経緯があるとのことである。しかしながら、委託契約書上の禁煙補助剤対象者の要件には、「アンケートに回答できる人」と明記されているため、禁煙補助剤の補助要件として、アンケートへの回答は必須のものと考えられる。数値の整合性を確保し、契約条項に沿った事業の実施を行うよう、県は委託先に対する指導助言が必要と考える。

【意見1-25-③】委託費の概算払いの方法について

平成25年度分委託費の支払方法について、県は、同25年4月に委託契約額3,712千円の全額を概算払いしたが、同26年4月25日付けの事業完了報告書の提出を受けて、同26年5月16日に事業実績を超える額2,791千円の返還を受けた。この返還額は、実に、契約額の75%の金額に相当する。県の概算払いの根拠として、「実施にあたり、禁煙補助剤等の購入等の経費を必要とすることが起案書に書かれていて、イベント事業の開催時期は8月から11月にかけて行われていて、禁煙支援事業の薬剤購入は、一般の調剤薬局が自己資金で出し、後日、県薬剤師会が調剤薬局に振り込む取引になつていることから、必ずしも年度当初の全額概算払いが必要不可欠だとは思われない。委託先の運転資金の補填と見做されないよう、事業の進捗状況を見極めながら、中間払いで概算払いした方が、同じ2回の事務執行であったとしても、県費の節約につながると考える。

第2—2 医療業務課

2—1. 小児救急医療支援実施事業運営費補助

(1) 事業の概要

休日又は夜間において入院治療が必要となった小児重症救急患者に対する医療の確保を図るため、厚生労働省が定めた救急医療対策事業運営要綱に基づき、市が自ら行う小児救急医療支援事業(小児救急医に係る二次輸送)及び市以外の者が行う小児救急医療支援事業に対し市が補助する事業に要する経費について、当該市に対して、県が青森県小児救急医療支援事業運営費補助金を交付するものである。負担割合は、国、県、市、それぞれ3分の1である。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	5,681	5,785	5,583
決算額	5,465	5,482	5,391
合計	5,391		

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度	主な内容
節付	5,391	小児救急医療支援実施事業運営費補助
負担金補助及び交付金		
合計	5,391	

(4) 県内の二次小児救急医療について

県内における小児の二次救急医療体制については、津軽地域において、弘前市立病院、健生病院、黒石市国民健康保険黒石病院(以下、黒石病院)、国立病院機構弘前病院、国立病院機構青森病院が、毎日交替で二次小児救急医療を提供する二次輸送病院体制が取られており、その他の地域ではそれぞれの病院小児科が小児科医の当直や呼び出しで確保している。津軽地域の二次輸送病院のうち、弘前市立病院、健生病院、黒石病院の3病院が運営費補助の対象となっている。

2—2. 小児救急医療対策協議会開催費補助

(1) 事業の概要

青森県内における適正な小児医療及び小児救急医療体制の確保を図るために、小児医療の専門家による協議会として青森県小児医療対策協議会(以下、県協議会)を設置し、協議検討を行っている。平成24年度は県協議会が2回開催されているが、平成23年度、平成25年度は開催されなかった。県協議会とは別に、津軽地域における小児救急医療体制を維持・運営しておらず(以下、津軽地域協議会)、津軽地域協議会の開催費も県協議会の開催費から賄われている。平成23年度から平成25年度まで、津軽地域協議会は毎年1回開催されている。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	300	578	291
決算額	157	347	95

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度	主な内容
報償費	69	協議会委員謝金
旅費	5	
使用料及び賃借料	21	協議会会場使用料
合計	95	

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2—1】実績報告書の検証について

黒石市の実績報告書の添付書類である歳入歳出決算(見込)書抄本に記載されている歳入の部(県補助金)小児救急医療支援事業運営費補助金の金額が補助金交付決定額と一致していなかった。この不一致について、県の担当者を通じて黒石市の担当者に確認したところ、歳入歳出決算(見込)書抄本に記載した金額は黒石市における現計予算額とのことであった。また、県の担当者によると、実績報告書の確認時ににおいて、この金額の一致を必須要件とはしていないとのことであった。しかし、予算額と決算額は、異なる性質を持つものである。実績報告という行為には、事業実績値を記載することを求めるものが交付主体の立場であると考えられることから、決算見込額と実績額に差額が発生した場合には、提出書類の訂正を行うよう、指導する必要がある。

(2) 監査の結果
指摘すべき事項はない。

【意見2-2】協議会の運営について

本事業の平成23年度から平成25年度までの当初予算額と決算額の推移をみると、当初予算額と決算額との間で大幅な乖離が継続的に生じている。平成25年度は、予算要求の時点では平成25年10月に県協議会の開催を予定していたが、各委員の日程が合わず開催が見送られ、津軽地域協議会が1回開催されたのみであった。

青森県小児医療対策協議会設置要綱では、「県協議会は必要に応じて知事が招集する。」と定められており、県協議会が毎年定期的に開催されなければならないわけではない。しかし、小児科医が少ない青森県において、県協議会は青森県内における適正な小児医療及び小児救急医療体制の確保について、様々な意見、助言を得て、情報共有を図る貴重な機会である。

そのため、協議会の適切な運営のためにも、日程調整の仕方を工夫し、また、協議会の1回あたり開催費が大きく変動する要因は少ないと考えられるため、予算の精度を高めるように努めるべきである。

2-3 小児救急電話相談事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

(ア) 電話相談事業の概要

近年の少子化や核家族化の進展等により、家庭の中で子どもの病気や育児に関する助言を受ける機会が減少しており、休日・夜間の子どもや急病による不安を持つ保護者が多くなってきている。また、医師不足の青森県においては、休日・夜間の小児救急医療体制の構築が困難な地域も多く、軽症患者の時間外受診、コンビニ受診等により、地域の中核病院の負担が過大となり、本来救急医療が必要な患者への適切な医療の提供に支障をきたしている。

そこで、保護者の不安軽減と小児救急医療体制の補完を目的として、夜間の子どもの急病に際し、緊急受診の必要があるかどうかアドバイスする小児救急電話相談を実施するものである。

当初は土、日、祝日、年末年始の夜間19：00～22：30に実施していたが、平成23年8月から相談日・時間帯を延長し、毎夜間19：00～翌朝8：00に実施している。

(イ) 電話相談事業の業務委託について
平成23年度にダイヤル・サービス株式会社に業務委託している。平成23年度に業務委託した際には、プロボーサル方式により3社が競合したが、見積額

格だけでなく、業務遂行能力、相談体制の充実度等、多様な観点から総合的に評価を行い、ダイヤル・サービス株式会社を選定している。
平成23年度、24年度と、これまでトラブル等なく業務を遂行しており、県が求める相談体制を維持するのに適切な業者と評価し、平成25年度も随意契約により同社に業務委託している。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	9,011	8,155	8,155
決算額	7,077	7,938	7,959
(単位：千円)			

③ 平成25年度決算額の主な内訳

節	平成25年度	主な内容
役務費	399	電話回線基本使用料、通話料、短縮ダイヤル番号利用料等
委託料	7,560	小児救急電話相談事業業務委託料
合計		7,959

④ 開運指標について

(ア) 相談件数について
平成23年度から平成25年度までの青森県の相談件数の推移は以下の通りである。

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	1,646	2,977	3,402

東北6県の平成23年度の相談件数実績は以下の通りである。

都道府県名	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
相談件数	1,646	3,946	9,879	1,487	3,602	7,003
1相談件あたりの相談件数(件数/相談実施日)	6.75	10.81	27.07	4.07	9.87	19.19
相談回数	2	4	2	2	1	3
相談時間帯	毎夜間19：00～23：00	毎夜間19：00～22：30	毎夜間19：00～22：30	毎夜間19：00～翌朝8：00	毎夜間19：00～翌朝8：00	(青森県医療業務課調)

青森県は平成23年8月より、相談日を土、日、祝日、年末年始から毎日に拡充しており、平成23年度以降の相談件数は増加傾向にある。
東北各県との比較では、各県によって相談時間帯や相談回数が異なるものの、平成23年度の青森県の相談件数実績は東北6県の中では秋田県に次い

で低い。ただし、平成23年度は東日本大震災が発生したこともあり、特に震災の影響が大きい岩手県、宮城県、福島県は、震災の影響による相談件数の増加が少なからずあると考えられる。

(イ) 救急搬送件数について
平成23年度から平成25年度までの青森県の小児の急病に係る救急搬送件数、年齢区別の救急搬送患者に占める軽症者の割合の推移は以下の通りである。

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小児の急病に係る救急搬送件数	1,587	1,516	1,358

(青森県防災消防課「防災・消防の現況」より)

小児の急病に係る救急搬送件数に基づく年報報告（青森県防災消防課所管）より
年齢区分別の救急搬送患者に占める軽症者の割合

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	65.8%	66.7%	66.7%
成人	50.3%	52.7%	52.5%
老人	29.7%	30.7%	32.0%

小児の急病に係る救急搬送件数に基づく年報報告（青森県防災消防課所管）より
年齢区分別の救急搬送患者に占める軽症者の割合については、18歳未満の区分が他の年齢区分と比較して高い割合であることがわかる。

(ウ) 曜日および時間帯別件数（年度累計）

青森県の平成25年度の曜日及び時間帯別の相談件数は以下の通りである。

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	祝日・年 末年始	総合 計
日数	43	50	51	51	49	50	49	365
0時～	29	19	24	27	22	25	40	199
1時～	19	12	14	26	17	11	24	14
2時～	10	14	15	12	18	19	22	7
3時～	8	10	9	12	18	11	18	95
4時～	9	8	10	6	7	6	14	4
5時～	8	7	9	7	10	11	12	6
6時～	12	10	16	19	17	7	32	9
7時～	18	10	22	19	23	23	49	193
8時～	—	—	—	—	—	—	—	—
18時～	19時～	20時～	21時～	22時～	23時～	合計		
19時～	87	105	112	105	118	125	123	74
20時～	64	74	74	100	76	92	84	47
21時～	57	48	50	55	59	67	65	25
22時～	26	40	35	29	48	41	43	17
23時～	22	30	36	33	32	37	37	13
合計	369	387	426	450	465	475	563	267
平均件 数/1日	8.6	7.7	8.4	8.8	9.5	9.5	11.5	9.3

(ダイヤル・サービス株式会社作成の報告書より)

曜日別の1日あたり平均相談件数は、医療機関が休診であることが多い土曜、日曜、祝日・年末年始に多くの傾向にある。また、時間帯別の相談件数について、19時から21時の時間帯に相談が集中している。
青森県では電話相談用の回線として2回線設けている。この回線数の過不足について県の担当者に質問したところ、以前、回線が混み合ってつながらなかつたという意見があったため、混み具合を確認したところ、2回線とも既に繋がって不通のケースが生じていても数分程度のことであり、1日あたりの平均相談件数や、他県の回線数を比較しても、回線数が不足している状況はないといえる。
また、インフルエンザが流行する冬季や、帰省の時期である年末年始の時期に相談件数が増加する傾向にあることであり、この時期に一時に回線を増設する検討は行われているとのことであった。

(エ) 相談者の満足度

平成25年度の電話相談について、相談者の満足度については以下の通りであり、全ての電話相談において相談者が納得している結果となっている。

納得した	ほぼ納得した	あまり納得せず	納得しない	合計
3,393	9	0	0	3,402

(ダイヤル・サービス株式会社作成の報告書より)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-3-①】相談実施体制の確認について

相談実施体制については、県が作成した小児救急電話相談事業業務仕様書に定められている。そのうち、青森県内の小児救急医療対応医療機関の案内について、青森県内の状況を把握した上で実施し、また、独自の医療機関データベースも常時更新を行う旨が定められている。
この医療機関データベースの更新について、県の担当者より、業務委託先に対して定期的な更新状況の確認は行はれていないとの回答があった。委託先独自の医療機関データベースが定期的に更新されない場合、小児救急対応医療機関の案内にあたり、誤った情報提供を行う可能性があるため、定期的に医療機関データベースの更新状況の確認を行うことが望ましい。

【意見2-3-②】継続的な事業の検証について

(1) 事業の概要④に比較表として記載した東北各県の電話相談事業の実績について、平成23年度は東日本大震災が発生した時期であり、岩手県、宮城県、福島県の相談件数については、震災による件数の増加が少なからず含まれていると考えられる。そのような特殊要因による相談件数の増減や、そ

の日々の相談件数の趨勢は、継続的、定期的にデータを入手し、比較を行うことによって把握ができるものである。
異なる効果的、効率的な事業の執行のためにも、東北地方に限らず、継続的に他の事業の実施状況を把握し、比較検討し、分析することが必要である。

2-4. 人工透析・産科医療機関機能確保設備整備費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

青森県地域医療再生計画の一環として、平成23年度から平成25年度まで実施された事業である。東日本大震災の体験を活かし、災害時の機能維持確保を支援するため、人工透析医療機関及び分娩可能な産科医療機関が行う医療機能の強化に係る施設・設備整備に対する補助事業である。

平成25年度においては、人工透析医療機関を対象とした補助金の交付1件のみであったため、平成24年度の産科医療機関を対象とした補助金の交付について監査を実施した。なお、補助率は2分の1、財源は国の特別基金である。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	※11,244	6,017	5,000
決算額	1,818	1,758	5,000

※平成23年度は当初予算なし。数字は、11月補正予算より。

③ 平成24年度決算額の主な内訳

区分	平成24年度 決算額	内容
負担金補助及び交付金	1,758	人工透析・産科医療機関機能確保設備整備費
合計	1,758	

(単位：千円)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-4】補助基準額について

平成24年度の交付要綱によると、補助基準額は、人工透析医療機関については10,000千円、産科医療機関については5,000千円と定められているが、医療機関の種類によって差を設けることに関して合理性があるかどうか確認できなかつた。県の担当者の回答では、複数の医療機関に照会し調査した結

果、一般的に、人工透析医療機関の方が比較的電力需要が多く、従って、自家発電設備を整備する際に、費用が多くかかることが推定されたとのことであつた。しかし、病床数等から判断して、産科医療機関も大規模であれば、小規模な人工透析医療機関よりも、電力需要が多く、自家発電設備の整備にかかる費用が多額になることも考えられる。

本事業は平成25年度で終了したことだが、設備の整備に係る費用に補助金を交付する際の交付要綱策定期には、多角的な観点から補助金の基準額を設定することが望ましいと考えられる。

2-5. 地域周産期母子医療センター運営費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

地域周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び過酷な勤務状況における医師、看護師等の待遇改善等に必要な地域周産期母子医療センターの充実強化を図るため、地域周産期母子医療センターに指定され、MFICU(NICUに併設された新生児集中治療管理室)、NICU(新生児集中治療管理室)、GCU(母子・胎児集中治療管理室)のいずれかを有する医療機関が、周産期医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日付医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知)に基づいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、医療機関に対し、補助金を交付している。

本補助金は、平成22年度から国が「周産期医療体制整備指針」を定め、行っている国庫補助制度を利用したものであり、県負担はしていない。

青森県には、青森市民病院、八戸市立市民病院(以下、八戸市民病院)、国立病院機構弘前病院、むつ総合病院の4つが、地域周産期母子医療センターになっているが、むつ総合病院はNICU等が設置されておらず、また、本補助金は、国立病院機構弘前病院といつた独立行政法人を対象外としているため、青森市民病院と八戸市民病院の2施設が補助対象となっている。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	38,493	45,339	45,352
決算額	29,209	24,934	20,080

(単位：千円)

③ 平成25年度決算額の主な内訳

対象病院	平成25年度 決算額	基準額	MFICU	NICU	GCU
青森市民病院	10,391	44,792	0床	7床	8床
八戸市民病院	9,689	86,120	6床	6床	8床
合計	20,080	130,912	6床	13床	16床

国は、集中治療室の種類により、単価を定め、病床数に乘じて、基準額を算定している。国の補助率は、その3分の1である。
 決算額が予算額を大きく下回っているのは、八戸市民病院は、N I C U 部門が黒字であったため、補助金の対象外になったことと、国の補助金の内示率が、69.6%とかなり下振れしたためである。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-5】補助対象経費の確認事務について

本事業の対象経費は、国の医療提供体制推進事業費・補助金交付要綱による、「地域周産期母子医療センター運営事業」に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、耐用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消費費）等となっている。しかし、青森市民病院及び八戸市民病院からの精算額明細書には、研究研修費として、それぞれ438千円、2,528千円が記載され、その精算明細書に基づき補助金が交付決定されていたため、これらが、本事業の補助対象経費になるのかを確認したところとして、対象経費の詳細な内容に関する部分までは、確認をしていないことから、すぐに回答は得られなかった。

結果的に、従来から、研究研修費には、学会等への参加費や旅費、書籍等の購入費が計上されているものとして、これを事業経費に含め、補助金を交付しており、国への補助申請においても、国から特に指摘を受けていないので、問題としていないとの回答があったが、そのような確認作業は、補助金交付額の確定の際に確認しておくべきことである。国庫補助金の事務を行う県としては、最低限、各病院にその支出内容を確認し、補助金交付要綱上の補助対象経費であることを確認する必要があると考える。

2-6. 周産期医療システム運営事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

本県では、平成16年4月に「青森県周産期医療システム」を策定し、県内の各周産期医療施設間の連携と役割分担、迅速な輸送を行うための具体的な手順など、総合周産期母子医療センター（以下、「総合周産期センター」）を核とした周産期医療体制のあり方についての基本方針が定められている。

また、このシステムにおいて、総合周産期センターは、本県における周産期の中枢として、高度な周産期医療の提供のほかに、県内周産期医療施設間のネットワーク構築、周産期医療従事者の養成、周産期医療の向上のための調査研究などの役割が定められている。

事業の主な目的は以下の通りである。

- ・総合周産期母子医療センターにおけるセンター機能の充実
- ・「青森県周産期医療システム」の円滑な運営
- ・周産期医療従事者の資質向上及び人材育成
- ・周産期医療に関する調査研究の推進

事業の内容、平成25年度当初予算及び財源については以下の通りである。

- 1) 周産期医療協議会経費（833千円）<国庫1/3>
 周産期医療システムの検証、その他本県の周産期医療の向上に関する種々の課題について審議を行う協議会の運営経費

- 2) 周産期医療ネットワーク事業（1,794千円）<県単>
 地域周産期センターにおける搬送依頼に対する施設の選定・回答、情報収集・整理等に要する経費の助成

- 3) 専門相談設置費（2,977千円）<国庫1/3>
 総合周産期センターにおける専門相談、搬送依頼に対する施設の選定・回答、情報収集、データ入力、集計・分析等

- 4) 普及啓発事業（298千円）<国庫1/3>
 青森県周産期医療システムの円滑な運営を図るため、医療関係者、地域保健関係者を対象としたシンポジウムを開催する。

- ・募集範囲：産科医療関係者、新生児医療関係者、小児医療関係者、地域保健関係者、消防関係者

- 5) 周産期医療関係者の育成研修事業（321千円）<国庫1/3>
 地域周産期医療施設の医師、助産師等に対する専門研修を実施し周産期医療従事者の養成と資質向上を図る。

- 6) 周産期医療システム調査・研究事業（406千円）<国庫1/3>
 ①母体・胎児、新生児救急輸送調査
 県内外の周産期に関する輸送の実態を把握し、死亡回避のための適切な方策を検討する。

- ②新生児死亡登録管理
 新生児の死亡例を分析し問題点の解明と改善策を検討する。

- ③ハイリスク妊娠婦・新生児登録管理
 ハイリスク妊娠婦の妊娠分娩経過、新生児の予後等に関するデータを收集・分析し、関係医療施設、医療関係者に還元している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	7,219	7,510	6,629
決算額	5,913	6,200	4,821

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	内容
報償費	137	
旅費	51	
需用費	6	
役務費	25	
使用料及び賃借料	23	
負担金補助及び交付金	4,579	県立中央病院に対する負担金 2,785 むつ総合病院に対する補助金 1,794
合計	4,821	

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

実施した手続

監査要点	実施した手續
【合規性について】 事業にかかる事務の執行は開通する法令等に準拠しているか。	中央病院に往査して、事業にかかる決算額に関する資料の閲覧、及び、担当者への質問を実施し、計画等との整合性を検証した。
【経済性、効率性について】 事業にかかる事務の執行に際して、事業にかかる決算額に関する資料の閲覧、及び、担当者への質問を実施し、事業にかかる経済性、効率性を追求しているか。	中央病院に往査して、事業にかかる決算額に関する資料の閲覧、及び、担当者への質問を実施し、事業にかかる事務の執行に際した経済性、効率性について検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見
【意見2-6】県における実績値の把握について

医療業務課では、県立中央病院（以下、中央病院という。）に対する負担金に関連する事業で、事業の内訳項目に対応して決算額が把握されていない。また、中央病院からの報告も受けていない。中央病院でも、負担金とそれに對応する決算額の比較が行われていなかった。監査対象の事業費のうち、中央病院に対する負担金を生じさせる事業の内容は以下の通りである。

- ①専門相談設置費
- ②普及啓発事業
- ③周産期医療関係者の育成研修事業
- ④周産期医療システム調査・研究事業

しかし、監査人が簡便的に負担金とそれに対応する中央病院における決算額実績を比較したところ、以下の通り乖離が生じていた。

(単位：千円)

事業名	負担金	中央病院決算額	差額
①専門相談設置費	2,977	4,241	△1,264
②普及啓発事業	298	96	202
③周産期医療関係者の育成研修事業	321	75	246
④周産期医療システム調査・研究事業	406	21	385
合計	4,002	4,435	△433

そもそも、この事業費は負担金として県の一般会計から中央病院に支出され、中央病院における決算額が負担金を下回っても、県の一般会計に返還されることはない。他の補助事業等と比較して、県における決算の把握及び、予算決算の比較分析が重要視されていないのは、そのためであるようと思われる。しかし、事業全体として予算と決算の比較分析を行っていないと、事業内容の改廃を意思決定するための情報不足に陥るおそれがある。さらに、中央病院全体の経営状態を分析する際にも、個々の事業における予算決算比較がないことは問題ではないだろうか。

以上より、中央病院における予算決算の比較分析、及び、医療業務課において中央病院に対し予算と決算の報告を求めるここと、さらに、将来の予算策定に生かすことが必要である。

2-7. 総合周産期母子医療センタードクターカー整備運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

総合周産期センターは、限られた県内の周産期医療資源を重点的に配置し、特に重篤な母体・胎児、新生児を救命するための高度な周産期医療を提供する三次医療施設である。周産期に係る重篤な症状については、搬送も集中的な治療を行っため救急車への医師の同乗が必須であるが、本県の地域における周産期医療体制(特に西北五地域、上十三地域、下北地域)の現状を考えた場合、産科及び新生児医療を担う医師が限られており、出迎え搬送が必要となる事例が発生することから、総合周産期センターの機能として出迎え搬送に対応できる体制を整備することが必要となっている。

また、総合周産期センターは、NICU 12床(GCU12床)、MFICU 9床(後方病床 16床)の病床を有しているが、センター稼働後はMFICU 及びNICUが當時ほぼ満床状態となっており、センターの機能を十分に發揮するために

は、重篤な状態を脱した患者については、地域の周産期センター又はかかりつけ医（分娩予終施設）への逆搬送を積極的に進め、常に重症患者の受入を可能とする体制を整えているが、事業全體の決算額は以下の通りである。

- ・総合周産期センターの開設に伴い、県内の周産期医療の中核としてあらゆる状況での母体・胎児及び新生児搬送に対応し、周産期死亡率、乳児死亡率等の低減を図る。
- ・総合周産期センターの限られた病床を効果的に活用し、特に重篤な症例を常時受け入れができる体制を整え、周産期死亡率、乳児死亡率等の低減を図る。

事業の内容は以下の通りである。

- 1) 運転管理業務（運転料、搬送員、車両管理料）
- 2) 燃料費（県病技能技師運転の場合）
- 3) 講習会費用（運転者、搬送員の講習会開催経費）
- 4) 保険料（自賠責保険、任意保険）
- 5) 自動車修繕料（修繕費対応分、消耗品費対応分）
- 6) 格納医師等の診療手当
- 7) 車両重量税
- 8) 診療報酬

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(単位：千円)
	当初予算額	1,696	1,884	
決算額	1,407	1,884	1,485	

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	内容
負担金助成及び交付金	1,485	青森県立中央病院に対する負担金
合計	1,485	

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

2-6. (2) と同じ内容である。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見2-7】県における実績額の把握について

医療業務課では、ドクターの出動回数は把握しているが、事業全體の決算額については、中央病院からの報告を受けておらず、把握もされていなかつた。また、中央病院でも、予算と決算の比較が行われていなかった。しかし、監査人が簡便的に平成25年度の負担金とそれに対応する決算額を比較したところ、以下の通り、一部の項目について、負担金と中央病院における決算額に乖離が生じていた。

項目	負担金	中央病院決算額	差額
運転管理業務委託	1,028	1,827	△799
保険料	61	130	△69
自動車修繕料	285	57	228

運転管理業務委託に係る費用について、差が生じているが、これはほぼドクターの出動回数に比例する費用であり、決算が予算を大きく上回っているのは、出動回数が予算より多かったことや、ドクターの走行距離が予算よりも長かったことに起因する。中央病院での予算策定には、2年前の出動実績回数が使用される等、実績データが全く予算に反映されていないわけではないが、ドクターへりの運用開始により、ドクターの出動回数の減少が予測される等の事情が加味されない、形式的な予算策定となっている。

【意見2-6】で述べた内容と同じく、中央病院における予算決算の比較分析、及び、医療業務課において中央病院に対し予算と決算の報告を求めることが、さらに、将来の予算策定に生かすことが必要である。

2-8. 産科医確保支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

平成21年度に処遇改善による産科医確保を目的に創設された事業で、産科を有する病院・診療所、及び助産所において正常分娩を取り扱った際に、医師・助産師・看護師等に分娩手当を支給している医療機関を対象として、その分娩手当の3分の1を国が補助する事業である。財源は医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）である。基準額は1分娩当たり1万円であり、医師・助産師・看護師等への手当支給合計額が1万円を超えていても1万円が基準額となる。国の通知によると、残りの3分の2については、県・市町村・事業者のいずれかが負担することされているが、青森県では県費による補助は行われず、医療機関が負担することとなる。

② 事業費・事業実績の推移

ア.事業費

(単位:千円)				
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	17,920	19,507	22,789	25,606
決算額	16,672	17,148	15,199	15,914

イ.事業実績

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
分娩件数	5,213	5,781	7,759	7,049
医療機関件数	14	15	21	21
合計	15,914			

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 25 年度	主要な内容
負担金補助及び交付金	決算額	
産科医確保支援事業費	1,178	中央病院分
補助金 産科医確保支援事業費	14,736	中央病院以外の医療機関分
合計	15,914	

(2) 監査の結果

【指摘事項2-8】国への事業実績報告の誤りについて

国への総合補助金の事業実績報告に関して、中央病院の分娩件数については実績件数を県として確認することなく、平成 22 年度と平成 24 年度は予算上の分娩件数を報告していた。監査人が確認した結果、平成 22 年度においては、中央病院の予算上の分娩件数は 440 件(平成 23 年 1 月に見込まれたもの)であるのに対して、実際の分娩件数は 455 件あった。仮に実際の分娩件数で予算補正及び実績報告を行っていたならば、差額の 15 件分の分娩手当 15 万円の 3 分の 1 の 5 万円を国から補助金交付を受けることが可能だったことになる。平成 24 年度においては、予算上の分娩件数 518 件に対して、実際の分娩件数は 497 件で、過大な件数を国へ報告していたことがわかった。平成 24 年度の統合補助金は、国により内示率 72.9% に減額されているため、実績数によっても、国への補助金返還額は結果として生じることはない。

中央病院以外の医療機関については、青森県産科医確保支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金交付がなされ、産科医確保手当の支給実績も月別に報告することになっている一方で、中央病院に関しては、県の補助金交付要綱に基づかず「負担金」として支出しているため、支給実績等の情報を担当者が入手せずに、国への実績報告を行っていたことが原因となっている。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-8-①】県補助金交付要綱に係る補足資料について

本事業に関して、県は補助金交付申請前に所要額調査を各医療機関に対して行っている。平成 25 年度青森県産科医確保支援事業費補助金交付要綱には、補足資料があり、『基本的に平成 25 年 7 月 25 日付で依頼した「平成 25 年度産科医確保支援事業・所要額調査票」で御回答いただいた件数が上限であり、また交付申請書に記入する際も上限額となります。(国の内示額が確定しているため)』との記載があるが、実際には所要額調査票で回答した件数を上回つて交付申請を行っている医療機関が 7 件、分娩件数にして 383 件あり、この中には 150 件も見込額を上回る申請を提出してきた医療機関もある。一方で、補足資料に記載のあるとおりに、所要額調査票で回答した件数を上限として申請し、実績件数が補助金対象外となっている医療機関もある。また、申請時点でも実績件数よりもさらに下回る件数を申請している医療機関もあった。結果としてこのような医療機関の件数をすべて考慮しても、平成 25 年度については国の内示額を上回ることはなかった。

県では、補足資料の扱いについて、申請の総額が国の内示額を上回った際は、所要額見込調査の件数を上限とする場合もあり得るということを、各医

また、中央病院の分娩件数の実績を確認するため、月別の診療手当(分娩対応加算)を監査人が入手して確認したところ、双子に関して数え漏れがあり、実際には、7 件多い 449 件であることもわかった(この他にも分娩件数の漏れが、病院局の監査で判明しているが、それは病院局の部分で詳述する)。このような事務処理誤りも、他の医療機関と同様、実績資料を入手して確認していれば早期に判明し、解決していたはずである。

更には、他の医療機関についても、月別別の支給実績件数と人別の支給実績件数が一致しないものがあった。人別の支給実績件数の方が正確だったため、補助金額への影響はなかったが、確認手続は厳密に行う必要がある。また、県の補助金交付要綱では、実績報告書に添付する補助事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本には、補助事業の決算見込額を備考欄等に記入することになっているが、その記入がないものがあり、本事業の補助金額が決算会計処理されているか確認できないものもあった。

今後は、補助金額の誤りが発生しないことを目的として、県は中央病院の実績情報を確実に入手し、また、他の医療機関についても、提出された書類の確認手続を適正に行う必要がある。

<中央病院分のみを抜粋>

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算分娩件数	440	535	518	508
国への実績報告	440	505	518	*442
中央病院の実績	455	505	497	442

療機関に予め周知するためであり、国内の内額内に収まった場合は、申請額どおりに交付決定を行うこととしているとの説明であった。
そのような趣旨であれば、補足文書通りに申請額を提出している医療機関も実際にあることから、公平性を確保するため、また、誤解を招かぬために、補足文書の記載も「上限額となります」ではなく、「上限額とする場合もあります」という表現にすべきである。

【意見2-8-②】県内の分娩件数の把握について

県内には、平成24年度では出産可能な医療機関が34件あった。そのうち21件が本事業の補助金申請を行っている。平成24年度の県への実績報告において、産科医等確保支援事業・所要額調書(分娩手当)の県内医療機関の分娩取扱実績件数を記載する欄には、本補助金の申請がない医療機関については、見込分娩件数が記載されている。意外にも、県では、実際の医療機関別の分娩件数を把握しておらず、このような見込件数を合計した分娩件数は、9,839件と計算され、公表されている平成24年度の県内の総出生数9,168人を大きく超える結果となつた。当該差額は、里帰り出産分等と考えられるものの、県は国に対して、正確性に欠ける数字を報告していることがわかつた。民間の医療情報サービスでは、信憑性はともかくとして、インターネットで医療機関別の正常分娩件数等のデータは誰でも閲覧可能である。

産科医確保を堅実の政策課題として掲げる県として、医療機関別の分娩件数等の正確な情報を入手しておくことは、出産場所の現状把握、早期の対策を立てること、重要施策の実現のために有用であると考える。

2-9. 新生児医療担当医確保支援事業

(1) 事業の概要

① 目的

国においては、産科医の確保を図るために、分娩を取り扱った産科医・助産師・看護師等に対し、医療機関が分娩手当を支給する場合、その一部を補助する制度を平成21年度に新設した。

しかし、ハイリスク分娩の場合、産科医に加えて新生児医療担当医が分娩に立ち会うのが通常であり、産科医には手当が支給されても新生児医療担当医には支給されないことが不公正が問題となつていて了。

このため、国では産科医の分娩手当と同様の内容により、平成22年度に分娩に立ち会う新生児医療担当医についても支給される手当に対する補助制度を創設し、本県では、平成22年度から当該制度を活用しており、平成25年度においても、引き続き本事業を実施しているものである。

② 事業内容

産科を有する病院・診療所、及び助産院において正常分娩を取り扱った際に、新生児医療担当医に手当を支給している医療機関を対象として、その新生児医療担当医手当の3分の1を国が補助するものである。(基準額1万円)

この基準額は子ども1人あたり1万円であり、手当支給合計が1万円を超えていても1万円が基準額となる。(新生児一人あたりの基準額)
補助率は3分の1であり、財源は統合補助金である。

③ 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	706	680	766
決算額	536	408	461

④ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	内容
負担金補助及び交付金	461	中央病院に対する負担金348 八戸市民病院に対する補助金113
合計	461	

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手續
【合規性について】	
事業にかかる事務の執行は適度であるか。	中央病院に往査して、給与規程に基づいて、実際に手当の支給が行われているか、確認した。
【経済性、効率性について】	
事業にかかる事務の執行に際して、中央病院に往査して、実際の手当支給事務の妥当性を検証した。	

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見2-9】負担金と補助金の公平性について
八戸市民病院に対する補助金に関する当初予算額及びその算定方法は、以下の通りであった。

NICU 年間利用人数	基準単価	補助率	補助額
80人	10,000円	1/3	266,000円

補助額 = NICU 年間利用人数 × 基準単価 × 補助率 (千円未満切捨)

一方、八戸市民病院に対する補助金の決算額及びその算定方法は以下の通りであった。

NICU 年間利用人数	基準単価	補助率	内示率	補助額
49人	10,000円	1/3	69.6%	113,000円

補助額 = NICU 年間利用人数 × 基準単価 × 補助率 × 内示率 (千円未満切捨)

なお、内示率については、医療提供体制推進事業費・補助金交付要綱にその根拠が定められている。同交付要綱によると、統合補助金の交付額は、各都道府県の交付基礎額の合計額とされているが、各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする、とされている。平成 25 年度については、この「必要な調整」により、交付額が減額されており、国から県への内示によると、その割合は、69.6%であった。これは、県に交付される統合補助金全体に対する減額割合であり、県はそれを統合補助金の対象事業に均等に割り振った結果、その 1 事業である本事業費についても、69.6%を乗じて、決算額が算定されている。八戸市民病院に対する補助金は、県の定めた交付要綱（平成 25 年度青森県新生児医療相当医療保支援事業費補助金交付要綱）に従って交付されており、上記の計算式は、同交付要綱に依拠している。一方、中央病院に対する負担金については、補助金ではないため、この交付要綱は適用されない。

さて一方、中央病院に対する負担金の当初予算は以下の通りであった。

NICU 年間利用人數	基準単価	補助率	補助額
150 人	10,000 円	1/3	500,000 円

また、中央病院における NICU 年間利用人數の実績は 137 人であった。従つて、八戸市民病院と同様に県の定めた交付要綱を適用して計算すると、決算額は以下のようになるはずである。

NICU 年間利用人數	基準単価	補助率	内示額減	補助額
137 人	10,000 円	1/3	69.6%	317,000 円

ところが実際には、中央病院に対する負担金の決算額は 348,000 円であった。これは、以下のようないくつかの計算に基づいている。

NICU 年間利用人數	基準単価	補助率	内示額減	補助額
150 人	10,000 円	1/3	69.6%	348,000 円

このように、当初予算における NICU 年間利用人數は 137 人である間にても関わらず、負担金の決算額の算定において、当初予算における NICU 年間利用人數（150 人）が用いられている。担当者が質問したところ、前述した通り、県の交付要綱の対象外であるため、合規性について問題となるわけではないと回答があつた。また、県から国への実績報告としても、実績の NICU 年間利用人數、基準単価、及び新生児科医への手当支給の実績総額（1,370,000 円）を報告するのみであり、合規性に問題があるわけではないとの回答があつた。しかし、同じ事業を実施しているにも関わらず、決算額の算定方法が異なっているのは、補助対象事業者間の公平性の観点から問題があると思われる。また、中央病院の経営状態を分析する上でも、他の事業者と比較可能性等が担保されず、問題があるのでないだろうか。以上より、負担金の算定も、県の定めた補助金の交付要綱と同様の算定方法に従つて行われるのが妥当であると思われる。

2-10-①. NICU の増床・機能強化

(1) 事業の概要

① 事業内容

総合周産期センターにおける NICU の満床状態を解消するため、増床を行うとともに、フォローアップのための機能を整備する事業である。「地域医療再生計画（青森地域医療健康圏）」に位置付けられ、地域医療再生臨時特例基金を活用し、平成 22 年度から平成 25 年度を計画期間として実施された。増床については、NICU を 9 床から 15 床へ増床した。増床工事は平成 22 年度に完了したが、人的資源の確保等を勘案し、段階的に増床（平成 23 年度：9 床→12 床、平成 26 年度：12 床→15 床）した。フォローアップのための機能の整備については、NICU に必要な医療機器の整備である。平成 23 年度以降の事業費は、全て医療機器の整備に係るものである。

② 事業費の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	31,938	89,544	23,854
決算額	31,938	65,690	33,230

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳

節	平成 25 年度	主な内容
負担金補助及び交付金	33,230	NICU 医療機器の整備
合計	33,230	

（2）事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手續
【合規性について】	
事業にかかる事務の執行は開運する法令等に準拠しているか。	
【有効性について】	
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	
【経済性、効率性について】	
事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	

(3) 監査の結果

【指摘事項2-10-①】医療機器の計画的な整備の必要性について

平成25年度に整備したNICU医療機器は、下表の通りである。

【表2-10-1】平成25年度 NICU 医療機器整備の一覧表

No.	品名	金額(千円)	契約日	予算要求
1	胃食道2チャンネル24時間PHモニター	1,491	4月24日	
2	タンパク質多項目同時測定システム	3,129	5月29日	
3	ミニキューブ	109	7月24日	
4	特注カート(11台)	1,218	8月28日	
5	超音波診断装置	173	10月16日	
6	NKハイカウンター	4,893	12月27日	
7	クリニカルオメーションセンター	1,344	1月29日	
8	開放型保育器	656	3月5日	
9	光線治療器(2台)	535	3月5日	
10	特注コンバクトカート(5台)	693	3月10日	
11	微量血液検固計	393	3月17日	
12	胸痛・心筋マーカー測定装置	504	3月17日	
13	加温加湿器(2台)	2,499	3月19日	
14	トキシノメーター	2,856	3月19日	25年度補正
15	汎用人工呼吸器	1,134	3月25日	
16	空気・酸素ブレンダー(3台)	2,688	3月27日	25年度補正
17	開放型保育器(2台)	3,832	3月27日	25年度補正
18	回診用X線撮影装置用有線FPD	531	3月27日	
19	SLE5000用呼吸プロック(2台)	3,727	3月28日	
20	血液浄化装置	33,231		
	合計			

(出所：県提供資料を監査人が加工して作成)

2-10-② NICU増床に係る運営経費の増加に対する財政支援

(1) 事業の概要

① 事業内容

総合周産期センターの安定的運営を維持するため、NICU増床に伴い発生する支出増に対する財政支援を行うものである。平成23年度から平成25年度においては、国の特例基金を活用したが、平成26年度からは、一般財源からの繰出となる。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	6,009	5,473	5,268
決算額	6,009	5,473	5,268

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

No.	品名	金額(千円)	予算要求の経過
1	人工呼吸器(3台)	22,295	・平成24年度当初で要求
2	ハミングX オプションセット	11,025	・平成24年度当初で要求

(2) 監査の結果
指摘すべき事項はない。

2-10-③. 総合周産期母子医療センター・ドクターへリ機器整備

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、ドクターへリによる新生児搬送によって、患者の早期治療を可能とするため、搬送用保育器を固定できるストレッチャーとトランスポーターを調整したるものである。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	4,304	4,304	0
決算額	0	4,303	2,370

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

筋	平成25年度	主な内容
負担金補助及び交付金	2,370	ドクターへリ機器整備、ドクターカー更新
合計	2,370	

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手續
【合規性について】 事業にかかる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	事業費の決算額内訳、支出負担行為等の支出にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令との整合性を検証した。

【有効性について】 目的的達成に向けて効果的な事業となっているか。

中央病院に往查して、備品の整備状況の視察及びその利用実態について担当者への質問を実施し、事業の実績を確認した。

【経済性、効率性について】 事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。

決算額内訳、支出命令等の支出にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続き及び支出内容の妥当性を検証した。

(4) 監査対象事業に対する意見
【意見2-10-③】購入備品の管理について

本事業は、総合周産期センター整備事業の一環として、ドクターへリを使用する際に用いる患者搬送用のストレッチャーとトランスポーターを購入したものである。購入した備品は下表の通りである。

ここで、ストレッチャーとは、患者を搬送するための器具(担架)である。

また、トランスポーターとは、ストレッチャーの台車部分のことである。

【表2-10-③】 総合周産期センターのドクターへリ周辺機器

品名	数量	取得日	取得額	設置部署
搬送用ストレッチャー	1	平成25年5月22日	1,050	経営企画室
トランスポーター	3	平成25年7月23日	1,207	経営企画室

(出典：固定資産台帳 器械備品 平成25年度)

2-10-④. 周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

【目的】

総合周産期センター、地域周産期母子医療センター等の医療機関及び療育機関において、障害児が出生から療育期までの間、診療歴などについての情報共有が可能なとなるシステムを構築することにより、患者がそれぞれの機関において適切な医療サービス、療育等を受けることを可能とするものである。

【事業の内容】

本システムは、周産期医療及び障害児に係る医療・療育分野までの広範用的な内容となっており、システムの導入により地域周産期センター等の医療機関の入力業務が増えることも想定される。そのため、全ての関係機関にメーリットが生じるようなシステムのあり方について、これまで中央病院の医師を中心として検討してきたものであるが、平成25年度にシステムの全体構想がまとまり、システム開発等を行い導入を図ることとなった。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(2) 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	60,412	60,843	60,365
決算額	0	0	50,652

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)		
節	平成25年度	主な内容
負担金補助及び交付金	50,652	周産期・障害児医療情報共有システムの構築・運営事業
合計	50,652	

(2) 検査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 検査対象事業に対する意見

【意見2-10-④-1】システム導入の計画性と有効性の検証について

下表には、本事業によって情報システムが導入される予定であった各施設における費用と、平成26年2月に予算を補正した際の理由を記載した。

【表2-10-④-1】導入(予定)施設と導入費用

(単位：千円)

導入施設	導入費用		予算の補正理由
	当初	補正後	
総合周産期センター	20,145	25,048	<タブレットPCの設置台数増> 各患者に対して1:1のパソコン台数を確保し、リスク面での問題を解消するため、台数を増加する。 <システム機能の強化> 全国のデータと比較した上で県内の周産期医療の成績を俯瞰し評価するために全国の新生児医療施設データベースへの自動登録機能を追加した。
地城周産期母子医療センター	19,693	22,124	<サーバーの故障を防ぎ、システムの信頼性を向上させるため、フォールトレーン(無停止型)サーバーに変更した。
医療教育センター	19,693	0	院内で再検討した結果、病院全体で導入済みの行システムの方が看護サマリの点で優れていた等の理由で、導入しないことになった。
さわらび	278	0	中央病院との患者のやり取りが少ないので、導入しないこととなった。

高次周産期医療施設	弘前大学医学部附属病院	0	2,982	弘前大学医学部附属病院は「高次周産期医療施設」であり、重症患者のやり取りが多く、システムを有効に活用できるため導入した。
重症心身障害児者	国立病院機構青森病院	0	278	弘前大学医学部附属病院や中央病院で治療を受けた患者を多数受け入れているため導入した。
合計		60,365	50,988	

(出典：県提供データ)

本システムは、当初、表中にある8施設に導入される予定であった。しかし、八戸市民病院は、看護記録等の機能においては導入済みの現行システムの方が優れているとして、院内で再検討した結果、今回は導入を見送ることになった。また、さわらび医療教育センターは、中央病院との間で患者のやり取りが少ないとの理由で、今回の導入を見送った。

一方、弘前大学医学部附属病院は、県の周産期医療システムにおいて「高次周産期医療施設」として、重症患者のやり取りが多いため導入することになった。さらに、国立病院機構青森病院は弘前大学医学部附属病院や中央病院で治療した患者を多数受け入れているため、導入することになった。

このようにしてみると、導入年度になってからの導入施設の変更が多発しており、当初予算定時には導入施設が定まっていた実情が見て取れる。このことから、本システムについては、その導入企画に計画性があるとは言い難い事情があったものと思われる。

他方で、導入施設がなかなか決まらないことにより、「平成25年度青森県周産期地域医療再生特別支策事業費補助金(周産期医療情報共有システム整備分)交付要綱」は、平成26年1月30日施行であるが、遅って平成25年4月1日から適用という裏則的なものとなっている。また、交付申請書の提出期限についても、平成26年2月20日であり、交付決定も平成26年2月27日と、ほぼ年度末に近い日に補助金の支給が正式に決定されているような状況である。このような状況では、そのシステムの必要性、あるいは最適なスペック、数量、価格について吟味するということが実効性ある形で行われたとは考えにくい。

本事業は、国の特例基金を財源として行われている事業であり、平成21年度から平成25年度までを実施期間とするものである。従って、平成25年度は最終年度であったために、どうしても平成25年度中の事業開始に過ぎなければいけない。この「重複」>サーバーの故障を防ぎ、システムの信頼性を向上させるため、フォールトレーン(無停止型)サーバーに変更した。

院内で再検討した結果、病院全体で導入済みの行システムの方が看護サマリの点で優れていた等の理由で、導入しないことになった。

付言すると、今回導入を見送った施設があるが、導入施設の吟味が完全ではないと言わざるを得ない状況である。このような状況で、県は本システム導入における当初目的が十分に遂げられていると言えるか、といった事業の有効性について検証しておく必要がある。県の課題は、総合周産期センターの満床状態による新規受入れが困難なこと、地城周産期センターも逆転送受入れが困難な状況の克服であって、そのための有効な事業かどうか、という視点である。このような大規模システムの導入の場合は、多くの情報を共有できることによって、医療上最も有効性の高く、人材の省力化による効率性の高いシステム

になることから、当初導入が検討された県内の主要な医療機関のネットワーク化を図ることが最も望ましい姿だと考えられる。その実現に向け、時間的な制約や予算上の障害を克服して、場当たり的な対応ではなく、できるだけ計画的にを行うべきである。更には、県は、新たに必要とする施設がないか、導入する際の利用面、費用面等のハードルは何か、システムの導入施設から改善点や注意点などの意見を集約して効果を高める役割を担っていく必要がある。

【意見2-10-④-2】随意契約の手続と後証について

本システムの導入手続きは、随意契約により行われている。平成26年3月3日付けの運営部長決裁文書において、随意契約による理由は、中央病院が從来から導入しているシステムに機能追加するものであり、システム構築した同社にしかできないものだという。しかし、從来から導入しているシステムへの機能追加というだけでは、理由として非常に抽象的である。

随意契約となる理由は個別的な事案であることから、契約に関する規則に基づいた随意契約であることを証明するために、より具体的で明確な理由を明記しておく必要がある。

また、本システムの導入に当たっては、契約者からのみ見積書を微取し、その金額をそのまま予定価格とし、そして結果的には当該金額で契約に至っている。確かに、この見積書の微取の段階で、ある程度契約金額についても交渉したであろうが、これでは価格底減努力がどのように行われたのかが不明である。本件については、青森県財務課第百四十八条との項目にも合致するとは考えられない。たとえ導入するシステムが決まっていても、複数の見積書の微取を怠るべきではなかったと考える。

青森県見積書規則

(見積書)

百四十八条规定は、随意契約をしようとするときは、契約書面その他見積りに必要な事項を示し、特約の理由がある場合は、除外を除き、二人以上から見積書を微取するものとする。ただし、一件の予定価格が十数万円を超えない場合又は次の各号の一に該当する場合は、見積書の微取を省略することができる。

- 1 構築研究
- 2 安全・安心な出産環境の提供に関する研究
- 3 総合周産期センターにおける安全な
- 4 超早産児初期時のニトログリセリン
- 5 切迫早産治療に関する臨床的アドバイス
- 6 地域医療にかかる産科医療システムの構築

合計	994	4,527	12,293	21,777
----	-----	-------	--------	--------

2-10-5. 総合周産期母子医療センターに対する研究委託

(1) 事業の概要

① 事業内容

【目的】

県周産期医療システムにより、本県の周産期医療はこれまで徐々に改善してきたが、これからも安定的に維持し、かつ更なる向上を図る必要がある。それを実現するためには、本県周産期医療に内在する課題について、その解決方法を明らかにし、周産期医療に携わる関係者が一体となって取り組む必

要がある。このため、まず調査に対する方策を明らかにするため、調査・研究事業を実施するが、このことは県周産期医療システムに関わるものであり、個々の医療機関に独自に取組を求めるることは困難であるため、県として実施するものである。

【調査研究項目と委託費の推移】

本事業による研究委託は平成22年度から実施しており、平成25年度が最終年度である。研究テーマは大きく2つに分けられる。一つは『産科医療に関する研究等』であり、もう一つは『新生児医療に関する調査研究』である。両研究の中の個別研究テーマとそれぞれの委託費の推移は下表の通りである。

【表 2-10-5-1】 各委託研究の実績額推移
(単位: 千円)

(1) 産科医療に関する研究等		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 母体救命に関わる救急搬送システム	159	654	0	1,029	
2 研究	0	1,767	912	681	
3 助産システムの構築研究	567	1,241	1,509	138	
4 超早産児初期時のニトログリセリン	267	0	0	0	
5 切迫早産治療に関する臨床的アドバイス	0	683	0	0	
6 ヌースタディー	0	181	9,870	19,929	
合計	994	4,527	12,293	21,777	

(2) 新生児医療に関する調査研究		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 NICU 退院後の児に対して親子の相	0	138	124	145	
2 青森県において母乳育児を推進させるための方策に関する研究	635	1,132	772	457	
3 「新生児医療ネットワーク」構築による「新生児医療ネットワーク」構築による	1,122	171	1,000	0	
4 青森県の新生児医療水準向上を目指した研究	652	2,362	2,337	1,348	
5 医療情報の電子化により NICU における医療安全向上を図るための研究	0	4,240	38	1,361	
6 目指した人工呼吸管理法に関する研究	477	897	8,945	4,509	
7 NICU 入院中の親の面会支援に関する研究	1,929	0	1,027	0	
8 周産期医療と重症心身障害児医療・学級教育・児童福祉施設等との連携に関する研究	0	33	371	3,566	
合計	4,817	8,976	14,616	11,389	

(出典: 各年度の研究委託費精算書より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	20,000	34,187	26,495
決算額	13,504	26,910	33,166

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
委託料	33,166	総合周産期センターに対する研究委託

【指摘事項2-10-⑤】基金事業終了直前の委託研究費について

本事業は、青森県における周期医療の特徴・改善策等に関する各種調査研究を行うことにより、周産期医療の一層の充実強化を図ることを目的とするものである。

下表は、本事業の委託研究にかかる経費で購入された物品のうち、年度末(平成26年3月末)付近の日において購入された物品の一覧である。

【表2-10-⑥-2】 研究にかかる経費（一部）

(単位：千円)

支出日	経費の内容・内訳	契約金額	備考
4月1日	書籍購入費（38冊）	213	3月27日に納品されている。見積書は3月13日に微取している。
4月1日	書籍購入費	31	3月27日に納品されている。見積書は3月14日に微取している。
4月9日	書籍購入費	35	3月31日に納品されている。
5	医療情報の電子化によりNICUにおける医療安全向上を図るための研究		
支出日	経費の内容・内訳	契約金額	備考
4月1日	ソフトウェア等	459	3月25日に納品されている。見積書は3月19日に微取している。
4月1日	ソフトウェア	473	3月31日に納品されている。見積書は3月27日に微取している。
6	超低出生体重児の慢性肺疾患予防を目指した人工呼吸管理法に関する研究		
支出日	経費の内容・内訳	契約金額	備考
4月1日	生体モニター情報システム委託	3,150	3月31日に納品されている。見積書は3月19日に微取している。
4月1日	テム構築業務委託	3,150	3月19日に微取している。契約日は3月31日である。
5月9日	超音波画像データ管理システム	1,344	3月28日に納品されている。契約日は3月19日である。
8	周産期医療と重症心身障害児医療・学校教育・児童福祉施設等との連携に関する研究		
支出日	経費の内容・内訳	契約金額	備考
5月9日	人工呼吸器NAVAオペ	3,559	3月31日である。

(出典：県提供データより監査人作成)
※1：支出日及び備考欄にある日付は全て平成26年である。

本事業も、前述した2-10-④の事業と同じく、国の特例基金によって実施された事業である。従って、研究の実施期間は平成25年度までであり、原則的に、備品の納品と経費の支出は平成26年3月末日が期限である。しかし、本事業は研究委託である。委託期間の年度の末日には、研究の成果物が出来上がっているはずであり、同日付にて物品等を購入してもそれらを研究に供することはできないのは自明である。また、委託期間終了後も研究に供するために物品を購入した等の主張があったとしても、それは研究費助成等の事業で行われるべきことであり、本事業とは別に事業を設定して行うことが筋である。

国の基金事業は、当初、平成21年度から始まり、平成25年度が最終年度となっていた。そのため、平成25年度中に予算消化目的で物品購入を行ったのではないかとも考えられるのである。

県が、国の基金事業を利用することは大いに結構である。しかし、本事業を行う本来の目的は明確にしておかなければならない。また、委託事業の場合、県はその目的を受託者と共にすべく努めなければならない。本事業の場合、「青森県における周期医療の特徴・改善策等に関する各種調査研究を行うことにより、周産期医療の一層の充実強化を図ること」であったはずであるが、このようない状況では、本当に有意義な研究が行われているのか甚だ疑問である。

(2) 新生児医療に関する調査研究

4 青森県の新生児医療水準向上を目指した研究

県は、そのような疑念を持たれないよう事務手続にも留意し、受託者（この場合は医師）にもわかりやすいように事務のルールを示さなければならぬ。今回のような研究委託の場合は、例えば、最終年度、あるいは最終年度の最後の半年間には備品等の購入はできないようにするといったルールを最初から決めておき、受託者に示しておくことも一案である。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-10-⑤-1】購入備品等の予定価格について

下表は、本事業の委託研究にかかる経費で購入された物品の一部である。いずれの物品の購入についても、落札金額を予定価額で除した値（落札率）がほぼ100%となっている。

【表2-10-⑤-3】 研究にかかる経費（一部）

(単位：千円)

(1) 産科医療に関する研究等				
6 地域医療にかかる産科医療システムの構築				
支出手	※1	経費の内容・内訳	落札額	備考
①	2月 14 日	GE ヘルスケア 地域医療 連携システム	5,607	・5名による指名競争入札。 ・予定価格は落札額と同額。（落 札率100%）
②	5月 9 日	GE ヘルスケア 地域医療 連携システム（GEヘルスケ ア）	9,103	・4名による指名競争入札。 ・予定価格は落札額と同額。（落 札率100%）
③	5月 9 日	GE ヘルスケア 地域医療 連携システム（アトムメデ イカル）	4,945	・4名による指名競争入札。 ・予定価格は4,948,650円。（落 札率 99.94%）
(2) 新生児医療に関する調査研究				
6 超低出生体重児の慢性肺疾患予防を目指した人工呼吸管理法に関する研究				
支出手		経費の内容・内訳	落札額	備考
④	5月 9 日	人工呼吸器 NAVA オブショ ン	1,344	・4名による指名競争入札。 ・予定価格は落札額と同額。（落 札率100%）
8 周産期医療と重症心身障害児医療・学校教育・児童福祉施設等との連携に関する研究				
支出手		経費の内容・内訳	落札額	備考
⑤	5月 9 日	超音波画像データ管理シ ステム	3,559	・4名による指名競争入札。 ・予定価格は落札額と同額。（落 札率100%）

※1：支出日は全て平成26年である。

(出典：県提供データより監査人作成)

上記5回の指名競争入札における指名業者は全て同一である。ただし、②～⑤の事業では、同一の1者が辞退しているため、入札参加者は4者になつている。落札業者は、④の事業を除き、他の4事業は同一業者であった。

結論的には、指名競争入札といえども、複数の事業について、これだけの入札参加者がいて1者のみが落札率ほぼ100%で落札できる確率は極めて低いと考えられる。また、①～⑤の全ての事業において応札金額が2位であった入

札参加者は予定価格を大きく超える金額で応札していることも考慮すると、周産期医療研究協議会における物品の購入にかかる契約行為には全く競争原理が働いていないと言わざるを得ない。

周産期医療研究協議会のような県内の任意団体における事務においても、その財源は公費であり、同協議会には価格低減努力が求められるものである。県庁内の任意団体については、その存続期間が限定期的であっても、県はその事務を適正に行うべく努める必要がある。

【意見2-10-⑤-2】 研究委託費の予算額との差異について

下表は本事業における平成25年度の当初予算額、平成25年10月に変更された後の予算額及び最終の決算額（所要実績額）を示したものである。

【表2-10-⑤-4】 各委託研究の予算と実績

(単位：千円)

(1) 産科医療に関する研究等				
研究テーマ				
母体救命にかかる救急搬送システムの構築に 関する研究	当初予算額	1,000	後予算額	1,000
2 安全安心な出産環境の提供に関する研究		1,200		2,305
3 総合周産期センターにおける安全な助産シス テムの構築研究		500		500
4 超早産児初期時のニトログリセリン使用時の 母体への影響について		500		500
5 切迫早産治療に関する臨床的アドバイススタ ディー		1,000		1,000
6 地域医療にかかる産科医療システムの構築	合計	11,272	16,879	19,929
(2) 新生児医療に関する調査研究				
研究テーマ				
1 NICU 退院後の児に対して親子の相互交流が 果たす役割	当初予算額	50	後予算額	50
2 青森県において母乳育児を推進させるための 方策に関する研究		500		500
3 「新生児医療ネットワーク」構築による若手新 生児医療領域に貢献する研究		100		100
4 青森県の新生児医療水準向上を目指した研究		1,823		1,823
5 医療情報の電子化により NICU における医 療安全向上を図るための研究		1,000		1,000
6 超低出生体重児の慢性肺疾患予防を目指した 人工呼吸管理法に関する研究		7,500		8,066
7 NICU 入院中の親の面会支援に関する研究		0		0
8 周産期医療と重症心身障害児医療・学校教 育・児童福祉施設等との連携に関する研究		50		50
合計		11,023	11,589	11,389

(出典：県提供データより監査人作成)

表中の当初予算額と決算額を比較すると研究テーマによっては、金額が大きく異なるものが見受けられる。また、平成 25 年 10 月に変更された後の一変更後予算額と決算額を比較した場合でも、その金額が大きく異なる研究テーマがある。確かに、研究内容によっては当初想定していない事態が起こり、余計な支出が発生する場合も考えられる。しかし、平成 25 年度の予算変更は、平成 25 年 10 月に行っており、本事業による委託研究は、平成 22 年度から始まった 4 年間の最後の半年間に差し掛かった状況である。この時点で研究に不測の事態が発生することは考えにくい。

(1) 事業の概要に記載した通り、協議会の事務局は医療業務課に設置され、分室が中央病院に設置されている。しかし、このような事務局の設置の仕方では、本事業の委託費を支払う部署と受け取る部署が実質的に同じになってしまふ。

マがある。確かに、研究内容によっては当初想定していない事態が起こり、予算外的な支出が発生する場合も考えられる。しかし、平成25年度の予算変更是、平成25年10月に行っており、本事業による委託研究は、平成22年度から始まった4年間の最後の半年間に差し掛かった状況である。この時点で研究に影響の事態が発生することは考えにくい。

このような状況から推察すると、結果として予算額自体は何ら意味のあるものではなく、それはすなわち、何が本当に必要なかまとまっていない段階で予算執行しているのが実態であると判断せざるを得ない。

[指摘事項2-10-5]に記載したことの繰り返しになるが、これは当初、平成25年度が本研究委託の最終年度であるため、予算消化が目的化した結果ではないかと考えられる。研究は、研究者あるいは医療関係者でなければ、その結果が仕様を満たすかどうかはわかりにくい。したがって、本事業のような研究委託の場合、周産期の医療の充実強化に役立つという本来の目的に資する研究を実施すべきである。

その目的が達成されているかどうか疑問を持つてしまう。
研究委託においては、研究目的を具体化し、そのために何が必要なのかを確に定めてから、適当な受託者を選定し、事務手続上のルールを示して従わせようしなければ、本来の目的は果たせないことに留意すべきである。

五

2-10-⑥ 弘前大学に対する研究委託

本事業は、青森県地域医療再生計画の中の一つの事業であり、周産期専門医を確保するため、弘前大学の医学生及び研修医等が、周産期医療分野を積極的に志すよう、各種研修等を実施するとともに、周産期医療従事者の増加を図るために有効な調査・研究を弘前大学に委託するというものである。

本事業の財源は、国の特例基金である。事業内容は、研究委託という事業名ではあるが、実態は、医学部学生及び研修医を対象に、周産期医療に関するセミナーや産婦人科セミナーを実施していることへの費用補助である。弘前大学からの報告書では、平成26年度の小児科学講座へ4名が、産科婦人科学講座へ2名が入講予定となっているとのことである。

② 事業費の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	(単位:千円)
当初予算額	20,000	20,000	20,000	
決算額	20,000	20,000	20,000	

③ 平成25年度決算額の主な内訳

物件費(固定資産)	節	產科婦人科	小兒科	音計	主な支出内容
		—	783	783	実驗室改修工事

(出典: 青森県周産期医療研究協議会設置規程ほか県提供データより監査人作成)

				(単位:千円)
節	産科婦人科	小児科	計	主な支出内容
物件費(固定資産除く)	1,720	1,407	3,127	備品、事務用品
図書	32	—	32	学会等への旅費
国内旅費	1,302	2,332	3,634	非常勤職員給与
人件費	5,494	2,384	7,879	セミナー開催会場費・学生の学習スペースの設置
謝金	—	—	—	その他
合計	10,450	3,092	4,542	
	10,000	10,000	20,000	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-10-⑥-1】PDCAサイクルによる事業実施について

本事業の委託内容は、周産期医療従事者の増加を図るために調査研究であるが、実態は、弘前大学の小児科、産科婦人科への負担金のようなものである。すなわち、どのような活動を行えば、周産期医療に携わる医師を増員できるのか、確保できるのかを研究するというよりも、実態は、医学部学生の5、6年生や研修医を、周産期医療分野のセミナー等に呼び、そこに興味を持つもじらうための活動に対する費用補助である。しかし、本事業は平成22年度から毎年行っているものの、県の行っている事業成果の把握は十分とは感じられなかった。本県知事は本年2月の知事会見において、本県の産科・小児科医師の育成と確保に取り組むために、特定診療科への誘導を図り、弘前大学との連携に努めていくことを公式に表明している。県の保健医療計画においては、県内の産婦人科・産科医数は、昭和57年に151人、平成8年は114人、平成22年は95人と減少傾向であるが、これまでの県の取り組みの一つの成果として、産科医師数の下げ止まり傾向が見られるることは、監査人として評価するものである。

弘前大学が行っているセミナーの開催は、周産期医療を目指す医師の卵にとって、職業上の専門分野を選択する入口を決定するための有用なイベントであることを疑う余地はないが、金額的にも実施方法的にも毎年変わらない形で行われている。監査人は、この人口を広げ、ハーモルを下げる目的とした事業は、県にとっても医学部生にとっても、非常に重要だと考える。県は、これまでのような弘前大学に任せきりの受け身姿勢ではなく、出来る限り詳細な事業実績の評価を行った上で、目標を達成するために必要と思われるイベント等を提案しながら、更に前向きな提案型の事業を行うことを期待している。青森県の医師不足、特に周産期医療の現状といった県全般の社会問題を解消することは、喫緊の政策課題である。それは、本県知事が県内高等学校の在学生に対する講演の中、県の主要課題として取り上げていることからも、また、県の周産期医療協議会の議事録を見ても窺えることである。県は、この

政策課題にもっと積極的に取り組み、その改善策を本事業並びに「2-10-⑦県南地域産科医療体制強化推進事業」に反映させていくべきと考える。

なお、監査の際、医師の人数について弘前大学に確認してもらったところ、小児科学講座及び産科婦人科学講座への入講者数の資料として、以下のような報告を受けた。

診療科	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小児科	1名	4名	2名	4名
産科婦人科	6名	6名	0名	3名
合計	7名	10名	2名	7名

(注) 平成25年度に大きく減少している点については、平成22年度の国の制度改革改正があり、初期臨床研修プログラムの弾力化により、産婦人科が必修科目から外されたことで、産婦人科の魅力を伝える機会が減ったことが原因と思われる。

上表の数字の推移を見る限り、現時点においては、本事業の効果は明確に表れているとは言えないが、一般に、診療科を選択する時期は、卒後研修を終えてからなので、2~3年後以降まで継続的にその効果を検証しなければならない。正に、本県の医療現場にとって「金の卵」とも言える人的資源を、産み育てるための投資そのものである本事業であるからには、本当の意味での成果の可視化は数年後になるとは言つても、その投資額の内容を出来る限り詳細に把握し、分析し、年度年度できめ細やかなカスタマイズを加えながら、検証を繰り返して新事業計画に結び付けていくといった、精緻なPDCAの実行を県に求めたい。

【意見2-10-⑥-2】補助対象経費の確認事務について

本事業の委託業務については、弘前大学から「受託事業実績報告書」が提出され、支出した経費の明細が記載されているが、医療業務課では、その補助対象経費の詳細な内容を把握できていなかつた。周産期医療従事者の増加を図るための調査研究といつても、内容を見た限りでは、実態的には、弘前大学の小児科、産科婦人科への負担金のような内容が散見された。監査において、支出明細書から何点か疑問が生じた支出内容について、弘前大学に確認してもらった結果、全て、本事業の委託目的に該当するとの回答を得たが、その中には、医師の学会参加のための旅費も含まれており、本事業の範疇なのか、通常の医学部の業務の範疇なのか、第三者の目からは判然としない。医師が学会等に出席して得た、最新の情報を小児科、産婦人科に興味のある学生等に紹介し、その魅力を伝えるのに有用だというのが、本事業の委託目的に合致する理由とのことであった。そうであるならば、大学医学部に関係する医師の活動費のほぼ全てが補助対象となり得るわけで、あまりに広く補助対象経費を解釈することは、本事業の目的達成のために必要不可欠な対象経費を見誤る恐れがある他、事業効果の測定、事業評価の正確性が達成できなくなる恐れがある。

2-10-⑦. 県南地域産科医療体制強化推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、青森県地域医療再生計画の中の一つの事業であり、上十三地域を含む県南地域の安全・安心な産科医療の確保に向けて、複数の地域産科医療体病院の協働のもと、県南地域において地域周産期母子医療センターの役割を担う八戸市民病院が代表となって、県南地域への主要な産科医派遣元である国立大学法人東北大大学病院に対して、業務委託を行う事業である。具体的には、東北大大学病院が有する研究機能・人的資源・ノウハウを最大限活用した県南地域の産科医療機関の負担分散を図るための産科医療ネットワークの構築、当該ネットワークを構築するため必要な産科医配置体制を確保するための人材育成の取組に対し補助を実施するものである。

② 事業費の推移

平成25年度東北大大学からの精算書の内訳			
摘要	区分	平成23年度	平成24年度
当初予算額		10,000	10,000
決算額		10,000	10,000
(単位：千円)			

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-10-⑦】補助対象経費の確認事務について

本事業の委託業務について、県は、八戸市民病院から、最終的な委託先である東北大大学が作成した「実績報告書」「精算書」入手しているが、そこには経費の明細の記載もなく、医療業務課では、その内容の確認事務が不十分であった。弘前大学への研究委託事業と同様、本事業の委託先での支出の目的適合性は、検証しにくいものであり、県は、今後、本事業の補助対象経費の内容の

妥当性を確認すべきと考える。

2-11. 総合周産期待機宿泊施設整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

この事業は、県の遊休資産となった職員公舎の利活用をしながら、民間事業者による低額の宿泊サービスを提供することで、入院児等の家族や妊娠婦への利便性向上を目的とした公民連携型の事業である。青森県行政経営管理課、医療業務課、中央病院、民間事業者の提案型コラボレーション事業と言える。

しかし、平成24～25年度の試行的運用の結果、待機宿泊施設（以下、施設名称の「ファミリーハウスあおもり」という。）は、平成26年度以降も継続することとしたが、事業者による自立運営の目途が立たないことから、「地域医療再生計画（平成24年度補正予算）」において、「自立運営への移行」目標に定め、平成26年度から27年度までの2年間の追加支援を盛り込んだ。

② 事業費の推移

平成25年度決算額の主な内訳			
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度 年度合計
当初予算額	0	4,765	6,630
決算額	11,592	3,236	22,953
(単位：千円)			

④ファミリー・ハウスあおもりの概要
 ファミリー・ハウスあおもりの利用対象者は、総合周産期センターを利用する患者やその家族である。一般患者やその家族も利用できるが、周産期医療を必要とする患者及びその家族の利用を優先するものとしている。

- ・中央病院から徒歩5分の場所に、平成24年7月オープン
- ・部屋は全11室（シングル8室、ダブル2室、ツイン1室）
- ・1泊シングル2,500円、ツイン4,000円、ダブル6,000円などの低料金、日帰り休憩（2時間600円～）も可能。周産期の患者には、割引制度がある。駐車料金は1台500円。
- ・財源：県補助金1,000万円、金融機関からの借入金2,000万円で、コモンドが平成23年度に事業を立ち上げた。

⑤補助事業者の経営状況

コモンドが公表する決算報告書によると、経営状況は下表の通りである。
 他の事業も行っていることが事業報告書に記載されているが、同法人が行う事業は、ほとんど全て本事業であると言える。コモンドの決算期は7月31日である。

(宿泊事業の純粋な事業収支)	第2期 (平成24年8月1日～ 平成25年7月31日)		第3期 (平成25年8月1日～ 平成26年7月31日)	
	事業収入 (千円)	A B (P) C	事業費用 (千円)	B C D=B-C A-D
実質赤字	(千円)	8,319	9,841	3,845
				2,655
利用者数				1,705人
利用者一人当たり事業収入				2,624円
利用者一人当たり事業費用				5,694円
2年間の平均ペット料率				△3,070円
(公表資料より、監査人が作成)				△1,492円

(ii)貸借対照表

区分・勘定科目	平成25年 7月31日現在	平成26年 7月31日現在
流動資産		
現金預金	2,719	5,240
流動資産合計	2,719	5,240
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,488	25,779
什器備品	3,065	2,604
無形固定資産	29,554	18,384
合計	164	164
固定資産合計	29,719	28,548
資産合計	32,439	33,789
流动負債		
固定負債		
長期借入金	16,975	1,200
固定負債合計	16,975	1,200
負債合計	19,099	3,207
正味財産の部		
負債及び純資産の部合計	13,339	30,582
(注)建物、什器備品は開業当初の工事費用、物品等であるが、上記数値は減価償却後の残存簿価である。	32,439	33,789

(単位：千円)

(1)活動計算書

(単位：千円)

勘定科目	第2期	第3期
経常収益		
補助金収入（青森県より）	5,442	21,356
事業収入（宿泊事業収入）	4,474	7,186
その他の収入	2,616	175
経常収入合計	12,533	28,717
経常費用		

【指摘事項2-11】補助対象の民間事業者に対する資金援助について

公募により選定したコモンドに対し県が交付した補助金は、平成25年度までで既に総額で3,700万円を超える額となつた。以下に記載した①補助率の変更、②補助金交付要綱の同一年度内改正、③募集要項の内容を上回る財政支援、④短縮耐用年数による減価償却費に対する財政支援、の点で、県の今後の資金援助に一定の限度と事務処理の改善を求めるものである。

①補助率の変更

本補助金は、「平成25年度青森県総合周産期持機宿泊施設試行的運用事業費補助金交付要綱」(以下、「当初交付要綱」という。)に基づき、交付されている。本補助金の補助率は、3分の2である。

<当初交付要綱より抜粋>

補助対象経費及び補助金の額	
第2回 割引金の交付に対する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。	
1. 基準額	略
2. 補助対象経費	3. 補助金の額
(ア) と(イ)を比較して、いざれか低い額以内の額（千円未満の端数は切り下とする。）	(ア) 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していざれか低い額を選定し、当該選定額に3分の2を乗じて得た額
(イ) 略	

本事業の平成24年度における補助率は2分の1であり、平成25年度には補助率が上がっている。補助率のため上げた理由は、事業者の想定より影響支を試算すると、1,515千円(=補助率3分の2の場合の補助金額6,060千円-補助率2分の1の場合の補助金額4,545千円)となることから、当初の想定を超えた1,515千円の資金援助(追加補助)を行ったといえる。

補助事業とはいって、事業者の行う事業に対し安易に追加的な資金援助を行うのは限定期であるべきである。基本的には、事業者の経営努力により収支を改善すべきと考える。また、宿泊事業においては、変動費は少なく固定費が大部分を占めるため、利用者を呼び込むことさえできれば、開業当初から徐々に経常は上向く(つまりは利益が出る)のが通常であり、初年度よりも2年目の運営経費の補助率が高まることは、経営環境の一般論からは率直に疑問を覚える。このような安易に追加的な資金援助を行うことは、県民負担の増加を容認し、事業者の経営努力のインセンティブを阻害する要因にもなる。

②補助金交付要綱の同一年度内の改正

当初交付要綱は、25年度末に近い平成26年3月に改正された。改正理由は、「平成26年度から特機宿泊施設の本運用に移行するにあたり、試行的運用期間における累積資金収支不足額を解消するための補助を行って、施設の経営基盤の安定化を図るものである。」とされている。改正後の平成25年度青森県総合周産期待候機宿泊施設試行的運用事業費補助金交付要綱(以下、「改正交付要綱」という。)は、下記の通りである。

(補助対象経費及び補助金の額)
第2表 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」といふ。）及び補助金の額
は、次の表のとおりとし、通常分と基盤整備分を合算した額とする。

		基盤整備 分
	17,488 千円	試行的運用期間終了時における累積資金収支不足額の解消に要する経費
(A)	(A)から(B)を控除した額と基準額を比較して、いすゞが低い額の(十円未満の端数は四捨五入。) (B) 待機宿泊施設試行的運用期間における総支出額(施設改修費、什器・備品等整備費、施設運営費及び事業資金借入元金・利息(済額))	(A) 待機宿泊施設試行的運用期間における総収入額(宿泊料等収入、事業資金借入金収入額、県補助金収入及び寄附金その他の収入額)

改正交付要綱に基づき、基盤整備分として試行的運用期間終了時における累積資金収支不足額の解消に要する経費に対して、補助金が交付された。これは、言い換れば、宿泊料等収入でまかなえないすべての経費を補助することであり、結果として、本事業は補助率100%の補助事業であったこととなる。

事業スキーム立案時と現在とを、運営主体の資金面から比較すると、県の負担が想定高まつたことは確かである。中でも、事業者が借入金を一括繰り上げ返済するための原資としての基盤整備分の補助は、資産が事業者に帰属している現状において、著しく過度な負担である。前記の通り、事業者の一般正味財産額は、平成25年度末（平成26年7月末）において3千500万円にまで膨張し、NPO法人の内部留保の額としては高額と言える。一括繰り上げ返済に伴う利息102千円についても、本補助金で賄っている。もし仮に本事業開始当初から全額補助事業であれば、このような利息負担は発生していなかつた訳であり、その場合には、県財政における県債等による平均資金調達利率との比較検討も必要であったと考える。

事業者はこの補助金を受けて、金融機関からの事業資金借入金の残高13,135千円を一括して繰り上げ返済した。しかし、当該借入金の借入期間は平成24年6月28日から平成29年4月30日であり、返済期日が到来し、延滞状況に陥っていた訳でもなく、一括して繰り上げ返済する必然性は乏しい。監査人が、繰り上げ返済した借入金13,135千円及び繰り上げ返済に伴う利息102千円を累積資金収支不足額に含めない場合の補助額（基盤整備分）を試算16,993千円との差額は13,277千円となる。（下表参照）

	総支出額 千円	総収入額 千円	差引額 千円	基準額 千円	補助金額 千円
実際の交付額	66,696	49,803	16,893	17,480	16,893
監査人試算額	53,459	49,803	3,656	17,480	3,656
差額	13,237	0	13,237	0	13,237

累積預金収支不足額の補填目的で支村要綱を改正し、資金援助を行つ場合は、その事案が眞に緊急を要するものに限定されるべきである。繰り上げ返済した借入

③募集要項の内容を上回る財政支援

金13,135千円及び繰り上げ返済に伴う利息102千円は、当初の事業計画上、当事者間で合意があった内容に基づく資金調達費用であり、本来は、当初計画通り、事業者が該得する利益を財源に償還すべきものであった。

本事業を実施するにあたり、事業者を選定するための公募を実施した。募集要項には、事業実施期間及び県からの補助について、下記の記載がある。
[募集要項](#) [トドケル会](#)

④短縮耐用年数による減価償却費に対する財政支援
ところで、通常分の補助金の額を算定するための総事業費には減価償却費も含まれるため、精算額明細書の支出済額として、減価償却費 3,543 千円が計上されている。
一方、コモンズの「平成 24 年度（第 2 期）事業報告書」では、活動計算書單に減価償却費 1,390 千円が計上されており、2,153 千円の差額がある。この差額が生じている原因について検討した。

一方、コゼンスの「平成 24 年度（第 2 期）事業報告書」では、活動計算書に減価償却費 1,390 千円が計上されており、2,153 千円の差額がある。この差額が生じた原因について検討してみる。

精算額明細書の減価償却費の算出内訳をみると、「補助金を除く圧縮記帳方式」期間（5 年間）との記載があることから、本事業の予定実施期間である 5 年を経済的耐用年数として償却計算していることが推測できる。

それに応じて活動計算書においては、法定耐用年数（建物の場合 49 年）をレート（借料計算）している用いわかる。

むことに、眞面目に算していいと心に思ふ。したがつて、差額が生じている原因は、採用した耐用年数の相違によるも

のであるといえる。作成する書類、提出目的の相違によって、計算方法を変更することは一般

的ではない。精算額明細書と活動計算書において採用する耐用年数は同一であるべきである。本案件の場合、下記の通り、募集要項に「事業終了後には隣

(3) 事業実施期間
補助対象期間は、平成 23 年度から平成 25 年度までとします。なお、待機宿泊施設の運営は、平成 28 年度までを原則としますが、平成 26 年度以降の事業実施については平成 25 年 9 月 30 日までの運営状況を踏まえ、県と事業者との協議によります。

(5) 県からの補助
待機宿泊施設の整備及び運営に係る経費について、県から事業者に補助を行います。
ア 施設の改修等に要する経費
県は、事業者に対し、平成 23 年度予算の範囲内で、改修工事（増築、解体及び外構工事）を含む。）及び什器・備品の整備に要する経費の 1/2 を補助します。

イ 施設の運営に係る経費
県は、事業者に対し、平成 23 年度～平成 25 年度の間、各年度の予算の範囲内で、運営に係る基本経費の 1/2 を補助します。

基本経費とは、宿泊施設の運営のため必要となる人件費（雇用により必要となる福利厚生費を含む。）、水道光熱費、保守費、寝具関連経費（保険料、通信費、清掃費、旅費、事務費（印刷費等））とし、詳細は、県補助金の補助要綱に定めます。

選定後に補助率を上げること、基盤整備分の補助を行うことは、募集時の条件には示されていない。

事業者は、募集要項で示された条件等を検討して、採算等の経営判断で事業参加の意思決定を行うのであって、「参加の公平性」の観点から、募集時の条件を容易に変更するべきではない。公募にはコモンズ1者のみが参加したが、補助率が最初から3分の2と示されていれば、参加した業者が他にあつた可能性は残る。25年度における基盤整備分の補助が示されていれば、経済的なりスクはほとんど事業者側になくなるだが、なおさらである。

また、事業実施は原則までが、平成26年度以降の事業実施についても、事業実施までの運営状況を踏まえて協議すること、補助対象期間は平成23年度から平成25年度までとなっている。補助率の変更が平成23年度となつたことも、募集時の条件とは合致しない。つまりは、25年度までの状況に応じて、事業を撤退するか、本格運用に入るかどうかは未定であつたのである。

コモンズは、募集要項に平成28年度までと事業実施期間が示されていたから、事業資金借入金の借入期間を平成24年6月28日から平成29年4月30日としたと推察される。このように、募集要項に示される条件は、事業者の経営上の意思決定に重要な影響を与える。したがって、事業者選定後に補助要件を変更することは、公平性の観点からも不合理である。

精算額明細書において、減価償却費の過大計上分2,153千円を修正した場合の補助金所要額に与える影響を試算したところ、補助金所要額は4,854千円と試算され、1,206千円の差額が計算された。

<補助金所要額精算書を加工し監査人作成>

	実際の交付額 千円	監査人試算額 千円	差額 千円
総事業費	12,836	10,683	2,153
補助対象経費を事業実施月数で除した額	757	757	0
宿泊料収入及び寄附金その他 の収入額	6,586	6,586	0
差引額 補助対象経費の実支出額	7,097	4,854	2,153
基準額	9,930	9,930	0
選定期	9,090	9,090	0
県補助基本額	6,060	6,060	0
真補助所要額	6,060	4,854	1,206

⑤その他

(i) 補助対象経費の明確化について

本補助金の補助対象経費は、下記の改正交付要綱に規定されている。

<改正交付要綱より抜粋>

(補助対象経費及び補助金の額)
第2 次、次の表のとおりヒシ、通常分と基盤整備分を合算した額とする。

区分	1. 基準額	2. 補助対象経費	3. 補助金の額
通常分	略	待機宿泊施設の運営に要する基本的な経費（運営管理費、人件費、雇用関連経費、水道光熱費、リース代、保守費、広告宣伝費、その他雑費等）	(ア) と(イ) を比較して、いすゞか低い額以内の額（千円未満の端数は切捨てとする。） (ア) 略 (イ) 総事業費に補助対象経費を事業実施月数で除した額を加えた額から宿泊料等の収入及び寄附金その他の収入額を控除した額
基盤整備分	略	試行的運用期間終了時における累積金収支不足額の解消に要する経費	(A) 待機宿泊施設的運用期間における総支出額（施設改修費、什器・備品等整備費、施設運営費及び事業資金借入金元金・利息返済額） (B) 略

第一に、通常分の補助対象経費の例示において、「その他雑費等」とあるが、これでは補助対象経費の範囲が曖昧である。例えば、税理士顧問料341千円や社会保険労務士顧問料3千円が、補助対象経費に含まれているが、経営状

況の良否に関わらず発生する、このような法人運営のための管理経費まで含めて良いかどうか、コモンズは、本事業以外にも行っている事業があるため、疑義の残るところである。補助対象経費は本事業の事業費のみとして、管理費を除くとか、損益分岐点の考え方を援用して、固定費を回収するための売上高不足額への補助あるいは変動費に対する支援という考え方の方が、望ましいと考える。

一方で、減価償却費と借入利息については、補助対象外の経費として実績確認しているが、補助対象経費に含まれないことが要綱上に明確になっていない。補助対象経費の範囲を具体的かつ明確に規定する必要がある。

(ii) 利息返済額の補助について

基盤整備分として、利息返済額（借入利息）を補助しているが、当該補助額は利子補給金に該当する。「青森県補助金等の交付に関する規則」第2条において定義されているとおり、補助金と利子補給金は区別されている。したがって、利息返済額の補助を行うのであれば、改正交付要綱において「補助金」とある部分は、「補助金等」としなければならない。

<青森県補助金等の交付に関する規則より抜粋>

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるもののをいう。

一 様

二 利子補給金

三 その他の相当の反対給を受けない給付金であつて知事が定めるもの

(iii) 精算書の収入計上漏れについて

改正交付要綱第7の規定に従い、補助金所要額精算書と精算額明細書が提出されているが、内容を閲覧した結果、収入の計上漏れがあると思われる。精算額明細書には収入額が記載されるが、寄付金その他の収入額が0円となっている。コモンズの「平成24年度（第2期）事業報告書」に受取利息293円が計上されていることを考慮すると、精算額明細書においても、寄付金その他の収入額に受取利息が計上されしきるべきである。なお、コモンズの事業年度は平成24年8月1日から平成25年7月31日であるから、補助対象期間と一致しないため、計上漏れとなつた額は293円とは限らない。実際、25年度の決算報告書には、寄付金収入124,659円と受取利息310円が計上されている。

仮に計上すべき受取利息293円である場合の補助金所要額を試算すると、補助金所要額は同額と計算され、結果として補助金所要額の変更が生じなかつたが、補助金所要額精算書及び精算額明細書に計上される金額は、補助金所要額の算定上重要性が高い。

したがって、補助金所要額精算書及び精算額明細書については、精査を徹底し、収入の計上漏れ（及び支出の過大計上）がないようにする必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見2-11-①】事業者の事業報告書等との整合性確認について

事業完了実績報告書に添付される補助金所要額精算書及び精算額明細書の記載誤りは、事業者の活動計算書との整合性を確認すれば、容易に発見できるものだと考える。

改正交付要綱第7の規定では、事業者の活動計算書の添付は求められてはいないが、事業者の事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書)は、「特定非営利活動法人事業報告書等の公開に関する要領」に基づき、県のホームページ上に公開されており、容易に入手可能である。

したがって、今後は、補助金所要額精算書及び精算額明細書と事業者の事業報告書等との整合性について、確認を行う必要がある。

【意見2-11-②】今後の待機宿泊施設運営について

試行的運用の後、ファミリーハウスあおもりは、平成26年度以降の本格運用に入った。県は、事業者の自立支援のために、更に、平成26年度から平成27年度までの追加支援を行うこととした。

既述の通り、県は、補助率の変更や補助金交付要綱の改正を行い、事業者に対し、運営費及び借入金返済資金として2,600万円を超える多額の運営資金援助を行ってきた。当時の事業スキームによって、県有財産である公舎敷地の地代相当額の減免も行っている。財源が基金でなければ、このような運営で手厚い補助事業は行えなかつたのではないか。

待機宿泊施設の運営については、これまで事業者、県、中央病院で構成される運営委員会での協議により行ってきた。同委員会では、資金援助を行つ一つの理由として、当初事業者が提案していた宿泊料金(シンクル1泊3,200円)を低額(同2,500円)に設定したこと等をあげているが、開始から平成26年9月30日までの延べ利用者数4,806人にその差額700円を乗じても3,363千円であり、平成25年度補助額22,953千円については、妊娠等の中央病院利用者の福祉向上による公益性を基礎とするものと考えるしかない。

外観だけではあるが現場観察した監査人の基本的認識は、廃虚同然の建物の中とは言え、母親が乳幼児の一一番近くで繋がっていると思える施設の立地条件、低料金であることを考へると、この施設の存在意義はあるよう感じている。若干の注意点としては、他の同業者に対する民業圧迫ととらえられなくもない低料金であるが、近隣ホテル等からの距離があることを考へれば、肯定的に考えたい。幸いにして、ベット稼働率は上向き傾向にあるといふ。では、事業者の利益を追求し、利用者の福祉向上を追求し、遊休県有財産の利活用促進という当初の3つの命題を解決する手段は、この事業スキームしかなかったのであろうか。当初スキームの破綻が露見する前に、方法の選択肢は他にもなかつたのであろうか。監査人が思うには、利用者が病院利用者に限定されることを勘案すると、一民間事業者に単年度で多額の事業費を補助するよりも、正当事務料金(最低でも事業者が計算した1泊3,200円。)に設定して、利用者への直接補助制度を採用した方が、県の単年度負担の平

準化が図られたように考える。仮に700円の補助を利用人数に行った場合、25年度で189万円、24年度で119万円の補助となり、同額が事業者の収入増(すべて借入金の返済財源となる)となる。この点については、NPO法人の税務について県は留意しなければならない。旅館業は低廉な宿泊施設(法人税法基本通達15-1-42に規定する1泊1,000円程度)を除き、原則として収益事業課税となること、収益事業に係る収入又は経費を補てんするための補助金は課税対象になる(法人税法基本通達15-2-12)ため、税負担による内部留保の流出を考慮しなければならない。また、宿泊業のような設備型事業にあって、事業期間が最長5年では短すぎる。銀行借入期間が5年の短期で収支均衡を図るのは、そもそも難しいのである。公舎存続の将来的見通しが不透明であつても、最低で10年程度の事業期間がなければ、民間事業者にとっての継続的事業化判断は難しいはずである。

県は、追加の資金援助を行う前に、収益増加を目的として、上記の点も含めて、事業者との協議を行い、事業者に対し経営努力を促す必要があつたと考える。市内の民間ホテルは客室稼働率の確保に必死である。他の民間事業者と同レベルのサービス内容や運営による料金割引は行えないであろうか。例えば、県は、資金援助の要因の一つとして、広報不足によるベッド稼働率の低迷を理由としている。運営委員会では広報活動の重要性について認識を共有し、事業者は平成24年8月にサンイン看板設置、平成24年12月にポスター印刷、平成25年3月にホームページ及びリーフレット作成、平成26年4月に広告チラシ作製及び導版取り付けを行つた実績が報告されている。また、県は、県の広報誌、メルマガ、テレビなどの媒体を通して、本事業の推進を図ってきた。資金援助の要因を広報等の媒体を通じて、本事業の推進や手法についての改善余地があつたのではないか。低体重児の症状が比較的安定した段階で、ドクターヘリなどを使つて、なるべく早く八戸、弘前の地域周産期センターに搬送することで、家族の負担を減らす努力をしているとの説明を受けた。センターの受入体制に余力をつけておくことが、急性期患者の対応として必要なのである。そのような医療上の要請と配慮があることと、この宿泊施設の利用拡大との整合性も認識する必要があるのでないだろうか。

その他、寄付金その他の収入が0円であり、寄付金など外部資金の獲得努力を促すことも必要であったと考える。他県の待機宿泊施設では、寄付金による運営及びボランティアによる運営がなされている事例もある。公益財團法人による運営であれば、法令の定めによって、税負担についての心配は不要のこととなる。むしろ、下記に示す2つの事例のように、公益財團法人の運営による事業で、経常収益に占める寄付金収入が高い事に注目したい。

(他県の事例1)

科目	金額(千円)	割合
宿泊料收入	39,956	10.4%
運営補助金収入	7,702	1.2%
寄付金収入	326,079	84.6%

その他	11,725	3.0%
経常収益合計	385,463	100.0%

公益財團法人ドナルドマックドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン（せんたいハウス其他8施設を運営）の平成25年度正味財産増減計算書より、監査人作成。

(他県の事例2)

科目	金額(千円)	割合
施設利用料	8,813	3.1%
受取補助金等	9,895	3.5%
受取寄付金	258,197	91.4%
その他	5,695	2.0%
経常収益合計	282,602	100.0%

公益財團法人がんの子どもを守る会（アフラックペアレンツハウス3施設を運営）の平成25年度正味財産増減計算書より、監査人作成。

振り返れば、資産の取得費全額を補助した結果となつた現時点において、県は、今後の運営について、この事業者に固執する必要性はなくなつたと言えなくもない。県の目的は、周産期医療の更なる充実を図るため、施設の安定的運営による利用者の利便性向上にある。中央病院は、周産期医療の「最後の砦」とも言える施設である。これらのことから、原点に立ち返って、今後の待機宿泊施設の運営にあたっては、医療上の要請、利用者の意識、要望や傾向を踏まえながら、収益構造、事業形態を見直すことを委員会で協議し、費用対効果に照らした事業継続の適否、継続の場合の運営形態、運営主体を決定しなければならない。

2-12. 八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助

(1) 事業の概要

① 事業の概要

県南地域における産科医療施設の減少に対応するため、八戸市民病院が行う周産期医療センター増床整備に対する補助を行い、産科医療体制の機能強化を図る。平成23年度に策定された「青森県地域医療再生計画(三次医療圏)」において、県南地域における産婦人科医不足への対応強化のため、八戸市民病院が行う産科病棟整備(30床増床)に対し補助を行うとされた。増床数はその後計画の詳細を決定する中で24床とされ、八戸市民病院の産科病床は既存の22床と合わせて46床となった。当院は地域周産期母子医療センターに認定されており、青森県南地域の周産期医療の中核を担っている。周産期母子医療センターとは合併症をもった母体や妊娠中にトラブルの発生した母体、問題を抱えた胎児・新生児を管理する医療施設である。近年、周辺の分娩取り扱い施設の減少にともない分娩数が急増しているが、現在のところ里帰り分娩も含め分娩制限は行わずに対応している。そのような状況でも医療の質を落とさず増え続けるローリスク妊娠にも対応できるよう努めている。

【表2-12-1】事業及び施設の概要

項目	概要
事業名	八戸市立市民病院周産期センター増築事業
所在地	青森県八戸市大字田向字鬼沙門平1
開設者 (設置者)	八戸市長
施工期間	着工 平成25年3月5日～竣工 平成26年3月25日
診療開始	平成26年4月
	1. 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上3階
	2. 建築面積 1,272.72 m ²
	延面積 2,396.49 m ²
施設の概要	3. その他概要 待合室、診察室、両親学級、作業室、陣痛分娩室3室、新生児室、医師宿直室、病床24床、デイルーム、事務室他



周産期センターの外観

(参考)	母体胎児集中治療室(MFICU) 6床
産科病床	46床
新生兒集中治療室(NICU)	6床
周産期センターの施設・設備	継続保育室(GCU) 8床
	陣痛分娩回復室(LDR) 5床
	緊急手術にも対応可能な分娩室1室

【表2-12-2】総事業費及び財源の概要

事業費	補助対象事業分	補助対象外事業分	(単位：千円)
施設整備分	951,749	52,008	1,003,758
建設工事費	937,749	-	937,749
工事監理業務	14,000	-	14,000
設計業務等	-	52,008	52,008
設備整備分	264,368	-	264,368
医療機器	264,368	-	264,368
計	1,216,117	52,008	1,268,125

財源	(単位：千円)
県補助金	金額 600,000
地方債(病院事業債)	652,100
病院の一般財源	16,025
合計	1,268,125

県が支出するのは上表の財源のうち県補助金部分である。県は国の特例基金を利用して、本事業に平成24年度・25年度の2ヵ年ごわたり計600,000千円を支出した。ゆえに、実質的に県の一般財源による財政負担はない。

施設整備には本棟工事、強電設備、弱電設備、空調設備、給排水設備の各工事が含まれ、いずれも一般競争入札により業者選定が行われている。

② 事業費の推移

区分	平成24年度	平成25年度
当初予算額	15,422	584,578
決算額	15,422	584,578

(単位：千円)

③ 平成25年度決算額の主な内訳

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	584,578	八戸市民病院への補助金
合計	584,578	

(単位：千円)

【指摘事項2-12】消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等の提出遅延について

(2) 監査の結果

ア 交付要綱への準拠性違反

県は補助事業者に対し、平成24年度及び平成25年度八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等を求めている。両交付要綱で文言は同一である。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第9補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合においては、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還せざることがある。

報告された仕入控除税額は補助金によって賄われており、補助事業者は税務申告によって実質負担がないために、県に返還する必要がある。

平成26年10月29日現在、平成24年度分及び平成25年度分の消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「報告」という。）が八戸市民病院から未提出であった。包括外部監査において監査人から県への質問があるまで未提出のままでおり、12月4日付けで県へ提出され、返還手続が開始されたとのことである。

報告の提出期限について、交付要綱では「速やかに」とのみ定めており、具体的な時期は明示されていない。消費税の確定申告は課税期間の終了日の翌日から2ヶ月以内である。八戸市民病院の課税期間が毎年4月から3月末であり、消費税等の確定申告が5月末になされたとすると、出納整理期間（2ヶ月）を参考にした場合、7月には報告すべきと考えられる。その場合、平成26年12月になっての提出は、24年度分につき1年以上、25年度分についても約4ヶ月遅延していることになり、速やかな報告を求める交付要綱に準拠した事務となっていない。

医療業務課を通して八戸市民病院に確認したところ、事務処理を失念していたことが分かった。また、当該報告は消費税等仕入控除税額が確定した場合に行うべきものであり、返還すべき額があつても報告を受けるべきである。従って、所管課は報告の遅延を放置せず早急に提出させることが必要である。

イ 厚生労働省医政局長通知への準拠性違反

<平成17年9月20日付厚生労働省医政局長通知>

「医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金等の消費税及び地方消費税に係る事務処理の適正化について」より抜粋

平成17年の会計検査院の実地検査において、国庫補助を受けた補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の事務処理が不適切である旨、指摘を受けているところである。

これについては、補助事業者が補助金に係る消費税等の取扱いに対する理解の不足、消費税等の申告内容の未確認、都道府県において交付要綱の交付条件に補助金に係る消費税等の取扱いについて条件を付していない事例があることなどの要因が存在している。については、今般の会計検査院からの指摘に鑑み、事務処理の適正化に取り組むこととして、別添「補助金の消費税及び地方消費税の取扱いに係る事務処理の適正化について」に基づき、是正措置を講ずることとしたので遺漏なきようお願いするものである。

是正措置の内容として、平成18年度以降の対応は、交付要綱の改正の際に、所要の見直しを図ることとされている。県の交付要綱はこの是正措置に沿つたものではあるが、実際の運用状況においてはいまだ是正措置の趣旨を全うしたとは言えない状況が認められた。

ウ 県の基金会计への影響

県へ提出された平成24年度及び25年度の「消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額報告書」を閲覧したところ、要返還相当額は24年度に25,153円、25年度に0円となっていた。要返還相当額に関して、当該報告書と添付された消費税の確定申告書、付表等との間に不整合は見られなかった。

平成24年度の要返還相当額については、本来25年度に返還されたならば25年度の基金への戻入になるべきところ、26年度になつてから返還手続がとられた。基金事業であることは可能であったと考える。国の財源を使った基金事業は会計検査院の検査対象にもなっており、報告の遅延は県の交付要綱への準拠性違反にとどまらない不当事項に該当する。

エ 改善策の必要性

所管課は以上のような準拠性違反、基金事業の重要性及び予算執行の責任に鑑み、報告書の徹収につき担当者任せにせず、課内でのチェック体制、すなわち内部統制を整備し機能させる必要がある。この点に関して、解釈の誤りを防止するために、速やかとは具体的に何ヶ月を指すか明らかにして、交付要綱に明記しておく必要がある。

(3) 監査対象事業に関する参考事項

【参考事項2-12】分娩取扱数と医療スタッフについて

県の補助事業により整備された八戸市民病院の周産期医療センター増床後の分娩取扱状況を、増床前の平成25年度と比較すると、下表【表2-12-3】のように正常分娩の占める割合が上昇し、増床の成果が現れているように見えることができる。

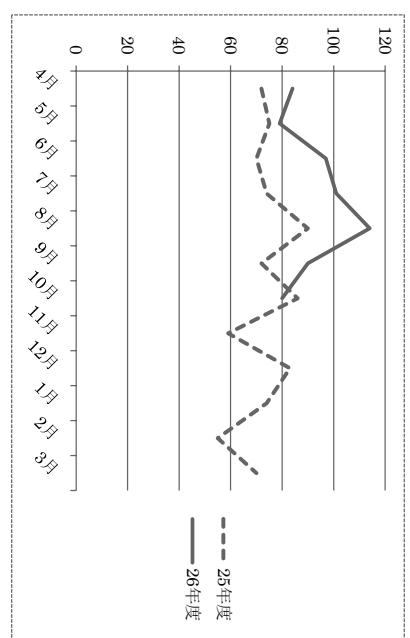
【表2-12-3】周産期センターの分娩取扱状況

	平成25年度	平成26年度
分娩取扱総数	1,292	799
うち正常分娩	880	645
正常分娩/取扱総数	68.1%	80.7%
普通病床数	22	46
病床当りの正常分娩数	40.0	14.0

(出典：八戸市民病院作成データ、平成26年度は10月までの実績)

また、正常分娩取扱数が平成26年度4月から10月までの各月で概ね前年同月を上回っている。

【表2-12-4】周産期センターの正常分娩取扱数の月次推移



一方、産科病棟系職員数は次のように、看護師・助産師が大幅に増えたのに対し、医師・研修医の増加が小幅にとどまっている。正常分娩の増加が主に看護師・助産師の増加によって担われていることがうかがえる。県南地域における産婦人科医不足への対応強化のために、このように正常分娩を医師と助産師とで適切に分担し、ハイリスク分娩を主に医師が担う、という体制も一つの選択肢になると想えられる。ただし、医師不足の問題が根本的に解決されたわけではなく、今後は人員体制面の制約から分娩の受入が困難となることも想定しうる。その場合には今回の周産期医療センター増床整備によってハーフ面の充実は図られたものの、県南地域の産科医療体制の機能強化を図るという事業の目的が果たされなくなる可能性がある。

今後は、国費を投じた増床事業がその目的を十分に果たされるよう、八戸市民病院において、人員体制面での充実を継続的に図っていくことが望まれる。

【表2-12-5】周産期センターの産科病棟系職員数

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度
医師	6	7
研修医	2	3
看護師	6	15
助産師	27	37
看護助手	4	6
合計	45	68

(出典：八戸市民病院作成データ、各年度4月1日時点)

第2—3 病院局

中央病院往査における勘定科目監査の監査要点と実施した監査手続

監査要点	実施した手続
外部監査の措置の状況	平成15年度包括外部監査における監査結果等に対する措置の状況表の提出を受け、内容を確認した。
経営状況の分析	病院の過去3期分の決算内容を比較分析検討した。
未収金の実在性	平成25年度未現在の未収金残高の内訳書を確認した。
未収金の回収管理	未収金の計上、回収に係る事務手続きを質問した。
未収金の回収可能性	過年度未収金について、年度別患者別の情報の内部を検討した。
新地方公営企業会計基準への対応	平成26年度より計上が義務化される貸倒引当金の計上基準を質問し、検討した。
棚卸資産の実在性	平成25年度未現在の棚卸資産残高の集計表を入手した。
棚卸資産の管理の適正性	薬品等の管理状況について、担当者及び委託先事務員に質問した。
棚卸資産の実在性	平成25年度末の実地棚卸表の提出を求めた。
総合周産期母子医療センターへの対応	総合周産期母子医療センターに関連する有形固定資産残高明細表を入手し、固定資産台帳と契合した。
固定資産増加額について、関係記録及び証拠資料と契合した。特に、見積書、契約書、裏議書、領收書の内容を検討した。	固定資産の計上基準、減価償却方法等の適正性

3—1. 未収金 (1) 監査の結果

【指摘事項3-1】未収金の管理及び評価の適正性について

①過年度未収金の金額的重要性について
中央病院の過去3年間の過年度未収金残高の推移は下表の通りである。

【表3-1-1】直近3年間の年度未収金残高の推移表

項目	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
入院	1,247	226,506	1,252	220,457	1,070	230,971
外来	1,059	43,182	1,102	48,425	948	48,474
後納分	89	8,238	83	7,868	122	7,691
合計	2,395	277,926	2,417	276,750	2,140	287,136

このうち、総合周産期センターに関する分は113件、24,897千円であり、全体に占める割合は金額的に8.67%と多額になっている。

【表3-1-2】病院局 過年度未収金の年齢表

(単位：千円)

年度	過年度未収金		左のうち、総合周産期センターの過年度未収金	
	(中央病院全体) 件数	金額	件数	金額
平成7年度	1	48	0	0
平成8年度	1	94	0	0
平成9年度	0	0	0	0
平成10年度	3	275	1	192
平成11年度	5	1,816	0	0
平成12年度	32	4,761	2	136
平成13年度	93	11,345	7	834
平成14年度	128	14,375	5	1,858
平成15年度	167	29,178	8	1,779
平成16年度	160	37,371	9	2,537
平成17年度	153	23,657	15	3,900
平成18年度	187	28,457	10	2,453
平成19年度	219	24,795	11	3,359
平成20年度	176	18,798	12	2,571
平成21年度	173	15,860	7	1,549
平成22年度	192	19,868	8	1,696
平成23年度	232	23,319	10	1,049
平成24年度	218	33,119	8	984
合計	2,140	287,136	113	24,897
総合周産期センターの占める割合		5.28%		8.67%

多額になる理由は、産科は一般的に、1件当たりの医療費が高額であることが要因であるが、平成21年10月より開始となった出産育児一時金直接支払制度の利用によって、最近は発生が減少しているという。しかしながら、長期間かつ多額の長期未収金先の具体的な事例として、下記内容の具體例があることから、回収手続の更なる強化により成果を上げなければならない。

発生年度 (平成)	患者名	住所	未収金額 (千円)	状況	
				未収金額 (千円)	状況
10年度	S	弘前市	192	夫と離婚。子供は死に。パート勤務。月5千円の返済約束が守られない。元夫へ請求せよと開き直る。	
13年度	F	平内町	1,642	面談はできるが、10年以上未入金。未収金額は子供の分も含んだ総額。	
13年度	I	五所川原市	182	中央病院側の対応に疑義があり、當時の医師との面談を条件としている。22年度より文書のみ送付している。	
13年度、 16年度	T	千葉県	626	24年3月以降、面談できず、文書送付のみ。	
18年度	M	青森市	816	月5千円の分割返済だが、終東が守られない。26年1月が最終入金。	
20年度	H	群馬県	46	25年5月の文書送付が最後の手続き。26年3月が最終入金。	

②未収金管理の有効性、経済性及び効率性

未収金回収手続きは病院の資金收支の良否に直結するため、病院経営の基本的最重要事項である。当病院の未収金管理は、「未収金取扱要領」(平成17年10月施行、平成23年1月最終改正)に基づき行われているが、監査対象とした総合周産期センターの過年度未収先のうち、債務者の住所が青森県外にある分については、旅費負担軽減のために面談による回収手続きを行っていない。時効の完成を阻止するための通知文書を定期的に郵送するのみである。また、病院に対する不満や疑義を持つ債務者に対しては、相談対応やカルテ開示などによる対応を前向きに行っているものの、担当課内での協議により、当面の間、通知文書による催告手続きを行うこととし、現時点での債務者の状況を確認できていない。これらの事務は、厳密には取扱要領を遵守していないため、事務処理違反の常態化が懲戒されている。つまりは、病院は「公平性」の観点から、取扱要領に従って事務を繰々と行うことを基本としながらも、回収のための人件費コストといった「経済性」を勘案し、要領で定める手続きを行えないのが実情である。他方、平成17年の最高裁判所判決によつて公立病院の債権の消滅時効は、民法第170条第1号により3年と判断されたことは、公立病院業界に衝撃を与えた。この判決を受け、当病院の場合には、債務者が時効の援用をしない限り、債権残高が残り続けているのが実態であり、期末債権額の増加の一因もあるが、当病院の不納欠損処理額は激減している。法的要件に該当しない場合、不納欠損処理には議会の承認が必要となり、医業収益の増加に従って、債権残高は増え続ける方向にならざるを得ない。

【表3-1-3】 不納大損処理の件数及び金額の推移表

年次(平成)		件数	金額(千円)
16年度		169	13,459
17年度		125	10,550
23年度		3	752
24年度		3	667
25年度		2	233

一般的な経験則として、時間の経過により債権の毀損度合いは高まり、未収金回収率は低下することから、過年度未収金の回収は非常に難しいことが予測される。しかし、破産や免責確定がない限り、未収金を貸借対照表に計上し続ける会計処理を採用している。その場合でも、要領に定められた手続を行うことで、比較的回収しやすいと思われる発生から間もない債権の回収手続きを疎かにすることがあってはならない。未収金債権が更に増加することになるからである。限られた人員と時間の中で、効率的に業務を行い、最大の効果を上げるために、「費用対効果」の視点を持つ必要がある。この視点は、最小の経費で最大の効果を上げるという意味において、県民の理解は十分得られるものである。結論として、未収金取扱要領そのものが陳腐化不適応化している部分もあることから、要領の改定が必要であり、その際に費用対効果の観点を織り込むことが目的的である。最終段階処理としての病院長権限により、少額債権の切り捨て、超長期債権の切り捨て、遠隔地の回収手続きの簡素化、等の規定を盛り込むことで、医事課の事務処理の合理化、効率化と、全体としての未収金の回収促進が図られるものと考える。

③貸倒引当金の計上予定額の適正性

地方公営企業会計制度の見直しにより、平成26年度決算より貸倒引当金の計上が義務化された。26年度当初予算作成時点での、病院局が試算する中央病院に係る金額は下表の通りである。この計算方法については、アドバイザリー契約した監査法人の助言を受けて内部的にルール化したものであるが、下記の点で改善の余地があると思われる。

貸倒引当金の計算			
No.	貸倒引当金区分	書類	状況
1	貸倒債権	未収金引当・受取引	分類割り引・支票交換
2	貸倒債権	回収がつかみをもつてない川井山が不明	0
3	貸倒債権	年高の受取者のうち高齢者	27,504
4	貸倒債権	高齢の受取者のうち高齢者	18,760
5	貸倒債権	高齢の受取者のうち高齢者	18,760
6	貸倒債権	高齢の受取者のうち高齢者	1,232
7	貸倒債権	高齢の受取者のうち高齢者	6,720
8	貸倒債権	支票が届かない	1,260
9	貸倒債権	支票が届かない	80,620
10	貸倒債権	支払期限を過ぎても支払ができない債務者	0
11	貸倒債権	支払い方法不明	16,665
12	貸倒債権	貸者不明	11,792
13	貸倒債権	保険料未納	0
14	貸倒債権	滞納不届	2,915
15	貸倒債権	その他	1,212
合計			305,444
資産区分	引当率	累計対象とする上記資産区分のNo.	期末資産額
貸倒債権	0%	1,315	165,932
貸倒債権	0%	2,915,113,14	16,665
貸倒債権	0%	5,8	5,852
貸倒債権	100%	12	11,792
合計			305,444
			17,874

3-2. 債券資産

平成25年度末の棚卸資産の残高内訳は下表の通りである。

内訳区分	金額(千円)
薬品	111,495
診療材料	85,383
合計	196,878

このうち、総合周産期センターの診療材料は6,078千円であり、材料の特殊性のために、金額的に大きい割合となっている。

平成26年8月時点での調査した不動在庫は、中央病院全体で815千円であったが、そのうちNICU部門分は130千円であり、これも多い割合である。NICU部門の特徴として、直納品の仕入れが多くいため、定数管理が難しいことが院内会議における意見として、挙げられている。

(1) 監査の結果

【指摘事項3-2】棚卸資産の管理について

① 在庫金額の不一致

委託先から報告のあった25年度末棚卸資産の金額は、消費税抜きで111,507千円であった。決算報告書上に計上された薬品棚卸資産は111,495千円であり、12千円不一致である。この不一致原因は、月次では税込処理、決算では税抜処理する消費税の処理に關係するものであることがわかったが、

委託先の在庫システムで計上された税抜金額で決算報告書に計上する方法が正しい処理である。今年度以降の決算業務において、十分注意されたい。

② 実地棚卸に基づく期末在庫明細書の保存

中央病院の物品管理業務は、㈱ソラスト北東北営業所に全面的に業務委託している。いわゆる SPD (Supply Processing & Distribution) は院内物流システムによる情報の一元化と物流の効率化を図るもので、実務上、外部委託する病院が多いと認識している。中央病院が同社に支払う委託費は年間101,871千円(税込)である。委託範囲は、物流業務、滅菌業務、ME業務、管理課業務に区分され、非常に幅広い。下表は、そのうちの物流業務の内容である。

【表3-2】委託業務内容の内訳

委託業務名	具体的業務内容
購買管理業務	①物品購入計画支援②同等品(類似品)統廃合③新規採用品目の検討支援及び管理④単価契約等更新処理⑤物品の発注代行⑥検品検取の代行
在庫管理業務	①倉庫在庫管理②部署在庫管理③棚卸業務・商品品質管理④在庫適正運用ラウンド
搬送業務	①払出し準備②搬送③定期ラウンド
定数管理業務	①定数見直し②定数変更申請書③休日の定数管理
薬剤管理業務	①払出し準備及び搬送業務②受発注管理業務③棚卸業務④定数管理業務
検査試薬管理業務	①受発注管理業務②棚卸業務③定数管理業務
事務用品・日用品管理業務	①払出し準備及び搬送業務②受発注管理業務③棚卸業務
術式別セット管理業務	①品目セット、管理等
電算管理業務	①マスター管理②システム保守管理③電算入力
各種データ提供業務	①月例報告資料の提供
監査実施への参加業務	①診療料適正化推進委員会への参加
監査実施上、決算報告書に計上された棚卸資産の実在性を確認するため、25年度末現在の棚卸資産の明細書の提出を求めた。管理課は委託先から提出を受けた棚卸金額を基に起案書を作成し、在庫金額を把握し、これを基に経理課が会計処理を行っている。この数値の実在性を検証するために、期末棚卸資産の評価基準や評価方法を確認できる単価マスター、実地棚卸表、品目別棚卸資産明細表、診療科別(または所在地別)棚卸資産明細表の提出を求めた。しかししながら、単価マスターは日々、新単価でシステム上更新され、棚卸表は日々の定数管理状況を把握する情報だけとなっており、品目別棚卸資産明細表などの法定資料は、全く保存されていないことが判明した。つまりは、月次決算も含めた会計上の棚卸資産の金額は、委託先の在庫システムでしか把握することができない体制になっているのである。証拠となる資料が残されていない実態は、病院の委託先管理として不十分であり、速やかな改善が必要である。決算数値の基となる決算時点の期末棚卸明細表データは、紙媒体でも電子媒体でも、バックアップデータとして保存させなければならぬ。中央病院の事業文書規程上、決算関係文書の保存期間は10年、実地た	

な御に係る文書の保存期間は10年と規定されているため、規程に準拠した保存が必要である。

③薬品等値引きの会計処理

中央病院の薬品購入手続きは、年2回の見積り合せを行った結果、薬品単位で最も安い単価を提示した業者から購入している。業者ごとに年間購入金額を集計し、年度末の2月及び3月には、年間取引額に対して値引きを受けている。25年度の値引き総額は55,711千円であり、この全額を薬品費から控除して決算額としている。この値引き額については、薬品単位の値引き額を計算するには困難であるため、薬品等の単価は据え置いて、棚卸資産計上額からの控除処理は行っていない。会計処理上これは正しい処理ではなく、正しくは、期末棚卸資産に係る値引き額は、棚卸資産金額を減額する必要がある。

3-3. 固定資産

(1) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(2) 監査対象勘定科目に関する意見

【意見3-3-①】減損会計の適用に関する準備について

地方公営企業会計制度について、昭和41年以来、約46年ぶりに大幅な改正が行われ、平成26年度の予算及び決算から適用されている。公立病院は、救急、小児、周産期、高度先端医療といった不採算医療の扱い手であるため、一般会計からの繰入金等が必要不可欠であり、単なる営利目的により存在するわけでもないため、減損会計の適用について、特有の配慮がされている。そのことも含め、新たに導入された減損会計の適用について、病院局の担当者に質問し、減損の兆候の有無の識別方法等について確認したところ、以下の5つの点で不十分と思われる点があった。

1. グルーピングの検討結果が文書化されていない。

グルーピングの検討において、中央病院を1つのグループとしているが、その検討結果が文書化されておらず、不明確である。

2. 減損の兆候がないとしているが、判断根拠が不明確である。

公営企業に特有の配慮として、一般会計等からの繰入金等は、業務活動から生ずるキャッシュ・フローに含まれること、この繰入金等の額は、直前3事業年度における平均額等とされている。例えば、業務活動から生ずるキャッシュ・フローや損益が継続してマイナスの場合は、減損の兆候があると判定されるが、基本的に、「業務活動から生ずるキャッシュ・フロー」や「業務活動から生ずる損益」の算定方法を定義していないため、継続してマイナスかどうか、明確に判断できない。また、同様

に「継続してマイナス」の期間を具体的に定めていないため、継続してマイナスかどうか、明確に判断できない。規程等で明確に定めておく必要がある。

3. 土地の時価等を把握していない。

減損会計の適用初年度においては、減損の兆候を識別するために、網羅的に市場価格の調査を行うことが必要と考えられる。特に、土地の市場価格の調査は重要である。なお、土地については略線価等の価格指標を合理的に調整したものと市場価格とみなすという方法も、一般的に広く用いられている。ただし、その場合も、市場価格をどのように方法で算定するか、規程等で明確に定めておく必要がある。

4. 主要な償却資産とは何かを定めていない。

減損の兆候がある場合、減損の認識の判定がある。割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もり、それが帳簿額を下回る場合に、減損損失を認識することになる。地方公営企業会計では、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間については、主要な償却資産の耐用年数を使用することとされている。従って、主要な償却資産とは何かを具体的に定めておく必要がある。

5. 減損の測定に用いる割引率を定めていない。

減損の認識のステップにおいて、減損を認識すると判定した場合、減損の測定を行うことになる。減損の測定においては、資産または資産グループの使用価値の算定において将来キャッシュ・フローを現在価値に割引計算する必要がある。従って、その際、どのような割引率を用いるかについて、事前に検討し、規程等に定めておく必要がある。

減損会計は、見積りの要素が多い会計基準である。従って、病院局においては、減損会計の適用に際して、以上の点について、具体的に、財務規程等に定めて文書化しておく必要がある。

【意見3-3-②】固定資産システムの導入について

平成25年度の総合周産期センターの固定資産の一覧表を入手し、担当者に質問したところ、病院局では、平成25年度まで固定資産について会計システム等を導入せず、表計算ソフトウェアで管理し、減価償却計算等を行っていたことが判明した。平成26年度からは新たに固定資産システムを導入しているとのことであったが、平成15年度包括外部監査における経理全般のシステムに関する要望意見に対する措置として、本来であれば、少なくとも数年前から固定資産システムを導入し、効率的かつ正確な固定資産の管理業務及び計算業務を行っていて当然とも思われる。病院局全体としても、固定資産の割合は金額的にも重要性があり、導入したシステムが、早期に、安定的に運用されることが期待される。

3-4. 人件費

(1) 監査の結果

【指摘事項3-4-1】分娩件数の把握誤りによる診療手当の支払い誤りについて

中央病院には、1分娩当たり1万円の分娩手当の3分の1を国が補助する産科医確保支援事業費が負担金として交付されている。

中央病院の分娩件数の実績を確認するため、平成25年度の月別の診療手当(分娩対応加算)(以下、「診療手当」という)を医療業務課で入手して確認した。

ところ、双子に関して7件の数え漏れがあり、この件数分については、産科医に対して診療手当の支払いが過少となっていることが判明した。

中央病院の事務手続き上、病棟担当者が、毎月に分娩日時、分娩児名、担当医師名等を記載した診療手当整理簿を総務課に提出し、総務課で医師の分娩担当回数を確認し、1回1万円の診療手当の支払いが行われることになっている。この計算誤りは、双子に関して1行に2人分を記載していたもの等があり、総務課において、回数の集計と確認を誤ったことに起因する。

この誤りの他にも「青森県立病院年報」で公表している分娩件数と診療手当の支払回数とは差異があったため、調査を依頼したところ、以下の分娩件数の過不足があることがわかり、産科医への診療手当の支払い誤り等の事実が判明した。

診療手当実績		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数(回)		455	505	497	442
手当金額(円)		4,550,000	5,050,000	4,970,000	4,420,000
(中央病院の総務担当者より、監査人が入手した資料により作成)					

【表3-4-①】分娩件数と診療手当との差異内訳

(単位:件数)

左記の差異内訳				
A	B	C	D	E
多胎分娩分 娩出数(年 報ベース)	診療 手当 差異	双子に ついて1 人分の み支給 戴なし	診療手 当整理 簿に記 載	患者名 の重複 記載
22	461	455	6	1
23	507	505	2	3
24	504	497	7	3
25	457	442	15	7
合計	1,929	1,899	30	8

宿日直手当に関しては、時間外勤務について1回につき4時間あるいは2時間を加算し、それ以外の時間外勤務に関しては、時間外勤務等命令票に医師が記載し、命令者の承認印を受けた勤務時間に対して、総務課において一律に上記のルールにより査定率を乗じて時間外勤務時間数を計算し、時間外勤務手当金額を算出している。例えば、ある診療科の平成26年2月分時間外勤務時間の算定は以下のようになつており、勤務従事時間の申告は5人で91

(中央病院の総務担当者より、監査人が入手した資料により作成)
差異内訳B、Cについては、病棟担当者が婦人科や外来患者の分娩を把握しておらず、診療手当整理簿への記載漏れ・誤記入があつたことにより生じている。

【指摘事項3-4-2】医師の時間外勤務手当時間数の算定方法について

中央病院では、医師の時間外勤務手当時間数の算出にあたって、平成3年11月から、以下の内部ルールに従って、集計計算を行っている。当時の決裁文書等が確認できないため、導入された経緯等は不明であるが、当該内部ルールは、医師のみについて適用され、看護師等の他の職種には適用されておらず、勤務する職員には周知していない内容のものである。

<医師時間外計算のルール 平成3年11月>

加算分 当直1回につき、4時間 ICU当直は、2時間		
1ヶ月時間外勤務時間数		
10時間～19時間	0.70	8
20時間～30時間	0.65	13
31時間～40時間	0.55	19
41時間～70時間	0.40	22
71時間～100時間	0.35	28
101時間～130時間	0.32	35
131時間～160時間	0.30	41
160時間～190時間	0.27	48
191時間～	0.25	51

差異内訳Dについては、分娩料が発生しないため、分娩件数に含めていないものの、差異内訳Eは、応援医師が正職員でないために診療手当の支給対象外であることにより差異が生じている。
いずれも病棟及び総務課の確認不足等の原因により、産科医への診療手当について、支払いが過少となったものが多数発生しており、病院局職員給与規程に基づき支給すべきである。今後は、再発防止と適正な事務執行を徹底する必要がある。

時間がが、査定率により63時間と計算され、時間にして28時間、金額にして157千円程の時間外勤務手当が少なく算出され、支給されている。他の診療科では、100時間以上の時間外勤務で、査定率0.32が適用され、時間外勤務時間35時間という医師が何人もいる。

【表3-4-②】平成26年2月分時間外勤務時間の算定方法
(宿直手当時間外加算時間を除く)

医師	時間外勤務等命令票上の時間外勤務時間(時間)	査定率②	調整後時間外勤務時間④=①×②(時間)	差異時間⑤=③×②(時間)	時間外勤務手当り単価⑥(円)	差異金額⑥=④×⑤(円)
A	8	1	8	0	6,207	0
B	25	0.65	16	9	5,707	49,936
C	20	0.65	13	7	5,443	38,101
D	16	0.7	11	5	5,437	26,098
E	22	0.65	14	8	5,607	43,174
合計	91		63	28		157,309

監査人が総務課に対して集計を依頼したところ、平成25年度の時間外勤務等命令票上の時間外勤務時間は、病院全体の年間合計で68,033時間なのに對して、査定率を乗じて計算された時間外勤務時間は40,894時間で、27,139時間の差異があることがわかった。仮に医師1時間当たりの時間外勤務手当単価を5,000円とするとき総額で135,695千円程度、時間外手当は過少に算出されていたことになる。

【表3-4-③】平成25年度月別時間外勤務時間数の差異
(単位:時間)

月	時間外勤務等命令票上の時間外勤務時間	査定後時間外勤務時間	差異
4月	5,580	3,305	2,275
5月	5,822	3,506	2,316
6月	5,827	3,460	2,367
7月	5,864	3,454	2,410
8月	5,796	3,456	2,340
9月	5,800	3,422	2,378
10月	6,032	3,495	2,537
11月	5,662	3,433	2,229
12月	5,568	3,488	2,080
1月	5,591	3,439	2,152
2月	5,016	3,134	1,882
3月	5,475	3,302	2,173
合計	68,033	40,894	27,139

このような内部ルールを適用して時間外勤務時間を算出している理由については、「医師は上司はいるものの、1人で行動することも多く、残業時間を厳密には管理できること、医師が自分の勉強や研究、学会や関係団体などから個別に依頼を受けた講演資料等は、勤務時間外の診療業務の合間に、病院で所有している図書やパソコンなど院内設置の資料等を活用して作成されることがある、正確な病院業務従事時間の確認は難しい。」との説明を総務課担当者より受けた。しかしながら、実際の勤務実態を把握することなく、一律に査定率を適用する当該ルールは、県の規則にはない暗黙の取扱い事項である。また、医師を取り巻く環境変化がある中で、從前からの慣習であるからといって、平成3年に定められた査定率を採用し続ける合理的な理由は、制度上においても実態面においても見当たらない。

今後は、時間外勤務等命令票に記載すべき具体的な従事業務内容や適正な勤務従事時間を医師に周知徹底すること、及び、上司が医師の勤務実態を把握し、それに基づき時間外勤務時間を命令・承認し、規則等に準拠した時間外勤務手当を支給する事務体制を整備する必要がある。

(2) 監査対象勤務科目に関する意見

【意見3-4】宿日直手当の非課税の取扱について

中央病院では、宿日直手当1回につき4,000円を、一律に源泉所得税の非課税の取扱いとして会計処理している。

この理由として、宿日直手当は、病院に宿泊し、待機する行為に対して支給しているものであり、急変・救急患者対応等は通常業務であり宿日直手当の対象業務ではないため、別途時間外手当の対象とし、その中に源泉徴収として所得税を支払っているとの説明があった。

税法上または税実務上、入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務は、宿日直手当の非課税を定めた所得税法基本通達28-1ただし書きの適用があり、非課税となる。税実務上における税務当局の判断は、この非課税の宿直手当は限定的に捉えており、これ以外の急患に対応する救急の宿直は、通常勤務であり、宿日直手当についても全額が課税扱いとなるという解釈がなされている。他県の公立病院等では、この宿日直手当が税務当局から源泉徴収漏れを指摘されるケースが相次いでいる。中央病院が、医師の勤務実態にかかわらず、一律に宿日直手当を非課税と処理していたとするならば、それは税務リスクを抱えていることと同義である。今後は、勤務実態を把握し、取扱通達について検討の上、課税・非課税処理を判断する必要があるものと考える。

3-5. 委託費

(1) 監査の結果
指摘すべき事項はない。

(2) 監査対象勘定科目に関する意見

【意見3-5】周産期・障害児医療情報共有システムの固定資産計上

「医療業務課の「2-10-④周産期・障害児医療情報共有システム事業」（以下「本システム」という。）により、中央病院を含めた以下の各施設においては、情報共有システムが整備された。下表は、平成25年度における本システムの導入状況である。

導入施設	導入費用	
	当初予算	補正後予算
総合周産期センター	中央病院	20,145
	国立病院機構弘前病院	19,693
地域周産期母子医療センター	八戸市立市民病院	19,693
	あすなろ	278
医療療育センター	はまなす	278
	さわらび	278
高次周産期医療施設	弘前大学医学部附属病院	0
重症心身障害児（者）医療施設	国立病院機構青森病院	2,982

（出典：県提供データ）

中央病院は、地方公営企業法の財務規則等に基づいた病院事業の決算報告書等を作成している（青森県病院局財務規程第78条）。中央病院では、本システムの導入に係る会計処理として、（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）経費、（節）委託料という支出科目で処理している。つまりは、病院の会計処理上、医業費用として処理されており、本システムは固定資産として計上されていない。

固定資産計上するかどうかは、予算策定期の支出科目とは関係なく、当期以降も事業活動に供する予定の物品で、かつ一定金額以上のものについては原則として固定資産計上し、減価償却により費用を期間配分計上するのが適正妥当な会計処理である。

中央病院における周産期・障害児医療情報共有システムの具体的な支出内容は、サーバー関連機器（1,519千円）、タブレットPC（2,520千円）及びシステムの構築（21,008千円）からなっている。

原則的には、ハードウェアとソフトウェアが一体である場合、両者を合わせて「器械及び備品」勘定（有形固定資産）で処理しなければならない。ただし、ハードヒソフトを明確に区分する事が可能な場合、ソフトウェアのバージョンアップが頻繁に予定されている場合などは、別個の固定資産として会計処理する必要がある。その場合には、ハードウェアを「器械及び備品」勘

定で処理し、ソフトウェアは「ソフトウェア」勘定（無形固定資産）にて処理する必要がある。
一方、以下に転載した青森県病院局財務規程には、無形固定資産としてソフトウェア勘定が記載されていない。

青森県病院局財務規程
(固定資産の範囲)

第五十八条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。
一 有形固定資産 土地、建物、構築物、車両運搬具、耐用年数一年以上かつ取得額以上のソフトウェアは、その他の無形固定資産として会計処理する必要がある。なお、公営企業会計規則の改定によって、青森県病院局財務規程は全部改正され、青森県病院局財務規程（平成26年3月28日青森県病院事業管理規程第2号）として公布されている。本規程第61条においては、無形固定資産の部にソフトウェアが独立科目とされていることから、平成26年度より適正な会計処理が行われることが期待される。

第2-4 障害福祉課

② 事業費の推移

4-1. 障害児等療育支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

在宅知的障害児・者等の地域での生活を支援するため、障害児(者)施設の実績に応じ委託費を支給する事業である。本事業の内容は、以下のように大きく3つあり、1)と2)は、主に障害児の保護者からの相談に応じるもので、3)は、保育所の職員からの相談に応じるものである。

- 1) 在宅支援訪問療育等指導事業～巡回相談として、相談・指導を希望する家庭に定期的あるいは随時訪問し、又は地域の巡回訪問により、障害児(者)及び保護者に対する相談、指導を行う(事業の内容としては、訪問による健康診査等があるが、現状では、実施していない)。
- 2) 在宅支援訪問療育等指導事業～在宅の障害児(者)及び保護者に対し、外来により相談指導を行う。
- 3) 施設支援一般指導事業～障害児デイサービス事業、障害児保育を行う保育所等に対し、在宅障害児(者)の療育に関する技術指導を行う。

本事業は県内の障害児(者)施設を経営する社会福祉法人等に委託しており、以下の通り、平成25年度においては、5つの委託先がある。

地域	委託先	施設名
青森	県直営	県立あすなろ医療療育センター
青森	(社協)すこやか福祉事業団	ライフサポートあおば
津屋	(社協)藤母園	療育支援センターおおしみず
西北五	西北五広域福祉事務組合	森田学園
下北	(社協)みちのく福祉会	特定相談支援事業所津れっと

県立あすなろ医療療育センターは、県直営の施設であるため、本事業で委託費を支払っているのは、それ以外の4施設である。また、青森市は中核市であり、市が事業を行っているため、ライフサポートあおばは、青森市を除く郡部についてのみ、県の委託事業となっている。県としては、全ての圏域をカバーしたいと考えているが、三八地域においては平成22年度以降、上十三地域においては平成19年度以降は実施施設ではなく、本事業の空白地域となっている。

本事業は県の単独事業であり、平成19年度に現在の事業内容となつた後は変更なく、継続して実施されている。

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在宅支援訪問療育等指導事業	1,078	770	573
在宅支援外来療育等指導事業	(件数) (249件)	(176件)	(131件)
施設支援一般指導事業	(件数) (2,850件)	(2,557件)	(2,671件)
合計	(件数) 10,230	(107件) 9,440	(96件) 9,438

当初予算額 10,555 10,789 10,457
全体として、ここ数年は減少傾向にあるが、これは、本事業以外での障害者施設等での相談・支援業務で対応している部分があるという事と本事業が委託先においても人員を十分に確保できないため、相談受入れ体制に限界がある事情によるものと推測される。

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：円)

区分	単価	ライフケアサポート おおば	療育支援センター おおしみず	森田学園	相談支援事業所 ばれっと	合計
在宅支援訪問療育等指導事業	4,380円	1件	32件	68件	30件	131件
在宅支援外来療育等指導事業	4,380	140,160	297,840	131,400	573,780	2,671件
単価：2,882円	3件	1,296件	1,367件	5件		
施設支援一般指導事業		8,646	3,755,072	3,939,694	14,410	7,697,822
単価：2,155円	0件	83件	12件	1件	96件	
合計		13,026	4,884,097	4,383,394	157,965	9,438,482

委託費は、その事業毎に1件当たりの単価が決まっており、その単価に、実施した相談等の件数を乗じた額を毎月支払っている。委託施設、地域により、実施件数に大きな差があることが理解できる。

<平成25年度の単価の構成内容>

区分	単価	内容
在宅支援訪問療育等指導事業 (1日あたり5件実施を想定)	4,380円	医師雇い上げ：1人×@13,570円×15=2,714 保育士・指導員雇い上げ ：1人×@6,000円×1/5=1,200 ガソリン代 ：@149円×10L×15=298 事務諸費（指導材料費、通信運搬費） ：800円×1.05×15=168
在宅支援外来療育等指導事業 (1日あたり5件実施)	2,882円	作業療法士・理学療法士雇い上げ ：1人×@7,570円×15=1,514

を想定)		事務諸費 : 1人×@6000円×1/5=1,200 医師雇い上げ : 800円×1.05×1/5=168
施設支援一般指導事業 (1日あたり1件実施 を想定)	12,155円	作業療法士・理学療法士雇い上げ : 1人×@13,570円×0.5日=6,785 ガソリン代 : 1人×@7,570円×0.5日=3,785 事務諸費 (指導材料費、通信運搬費) : @149円×5L=745 事務諸費 (指導材料費、通信運搬費) : 800円×1.05=840

これらの単価の計算方法は、以前から変更はなく、ここ数年はガソリン代一般財源化されるにあたって、当時、厚生労働省が示していた単価をもとに定められたものである。

(2) 事業固有の監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手續
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	委託先から送付された相談の記録票の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。また、委託先である「森田学園」に実地往査し、事業実施担当者から、事業の実施状況の説明を受けた。
【経済性、効率性について】 事業にかかる事業の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	委託先の1つである「森田学園」に実地往査し、現場の担当者へも質問した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見4-1-①】単価の設定について

事業の委託費の単価は、ここ数年ほとんど変わっておらず、実際に事業を実施している施設における費用の発生状況とも整合していない。例えば、在宅支援訪問療育等指導事業については、医師1名の同行を前提に単価を積算しているが、実際には、医師が同行していることはないし、また、1日5件実施という前提だが、実際は1~2件であり、実態とはかなり異なる。

また、実施事業者からすれば、かなり安価な委託料と感じられており、以前、三八地域や上十三地域で、実施していた事業者が本事業から撤退したのも、コスト面での問題があったとのことである。県は、出来高払い方式にすることで、委託料を抑えていくという自己評価を行い、平成26年度以降も同様の形で本事業を継続している。

一方、わくわくプランにおいては、本事業の目標は、実施事業箇所数で6箇所（目標設定時の平成20年当時の現状維持という目標）となっているが、現状では、5箇所（実施地域で言えば、4地域）であり、目標未達の状態になっている。にもかかわらず、県は改善策を打つことなく、漫然と從来通りの方式で事業を継続しており、創意工夫が見られない。委託単価が問題なのであれば、現場の実情を調査し、從来とは違う単価設定を行うべきであるし、利用の少ない事業は廃止するなどして、限られた予算の中で、メリハリをつけた事業の企画をすべきと考える。

現状のままだと、市町村などから財政支援のある施設で、人材確保が可能な強られた事業者しか本事業の委託を受けることができず、結果的にこれまでも通り、偏った地域のみで本事業を実施していくことになりかねない。

【意見4-1-②】長期間にわたる事業実施の空白圏域の存在について

本事業のわくわくプラン上での目標は、平成26年度で実施施設数6箇所となっているが、平成25年度の実績は5箇所であり、目標設定時の平成20年度より減少しまっている。この目標6箇所の趣旨は、県土全域に施設を置くことであるが、三八地域は平成21年まで、上十三地域は平成18年まではあったが、現在はなくなってしまった。事業者が本事業から撤退した理由の一つは、委託単価が安いことであると推測されている。しかし、ここ数年、委託単価は抜本的に変わってはいない。

本事業は、完全出来高制と安い単価設定により、低額で実施できているかもしれないが、その結果、実施可能な施設が現れなければ、本事業の目的が達成できないことになる。本事業の施設がなくとも、別な仕組みで障害児やその家族の支援ができるのであれば良いが、一般的に、在宅知的障害児の保護者からの相談は、積極的に差し戻されることが少なく、専門的知識のある方が、聞いてあげる場がないれば、埋没してしまうことが多いようである。県は、本事業の空白地域でそのような問題が生じていないかの検証を行いうべきであるし、本事業を開拓する価値があるのであれば、委託先の増加（空白地域への開設）への取り組みをもとと積極的に行うべきであろう。

県は、本事業の存在意義を認めて、今後も継続実施の方針であるが、ただ、漫然と前年度と同様の実施方法で繰り返すのではなく、委託先の意見や要望をくみ取りながら、委託単価など見直しなどの極め細やかな改善策を講じながら事業の企画に努めるべきである。

4-2. 日常生活用具給付等事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

重度障害児・者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。

この事業は厚生労働省の「地域生活支援事業」の中の市町村地域生活支援事業の必須事業 10 事業のうちの 1 つである。県から市町村へは、細事業「市町村地域生活支援事業費」として他の事業補助金とまとめて交付している。

【表 4-2-1】事業及び給付の概要

対象となる日常生活用具		厚生労働省告示の要件を満たす下記の 6 種類	
対象者	身体障害者(既)、知的障害者(既)、精神障害者(既)、難病患者等であって、当該用具を必要とする者	介護・訓練支援用具	
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4	自立生活支援用具	
自己負担	1割を上限とする	在宅療養等支援用具	
実施主体	市町村	情報・意思疎通支援用具	
居宅生活動作補助用具		排泄管理支援用具	

事業の指標は給付等件数である。わくわくプランの事業評価において、誤つて、平成 23 年度以降の給付件数は障害者・障害児の合計を公表しており、ここでは、障害児分を内数として（）内に示した。なお、この誤りについては、毎年度取りまとめの上報告書として公表しているものなので、修正等での対応については、データの公表を所管していることでもみらい誤と協議中のことである。

【表 4-2-2】給付等件数の年次推移

指標	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付等件数(件)	2,519 (7ヶ年定期)	2,672	26,002 (2,671)	33,708 (3,505)	28,917 (2,753)

平成 25 年度は、対象者のいない西目屋村を除く県内 39 市町村に対して補助金を交付した。

【表 4-2-3】平成 25 年度日常生活用具給付件数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	74,406	79,210	81,607
決算額	63,415	65,556	58,217
決算額のうち障害児分	7,164	6,959	6,144

(出典：実施状況調より集計)

② 事業費の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	74,406	79,210	81,607
決算額	63,415	65,556	58,217
決算額のうち障害児分	7,164	6,959	6,144

③ 平成 25 年度決算額の主な内訳

節	平成 25 年度	主な内容
負担金補助及び交付金	58,217	県内 39 市町村への補助金
合計	58,217	

(単位：千円)

(2) 監査の結果

【指摘事項4-2-①】実績報告書の提出期限について

実績報告書の提出期限は、平成 25 年度青森県地域生活支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で交付の条件として次のように定められている。

第 7 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は平成 26 年 4 月 30 日のいずれか早い日までに事業完了（廃止）実績報告書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金精算書（第 7 号様式）
- (2) 実施状況調（第 8 号様式）
- (3) 勘定出決算（見込）書抄本

(監査人注：上記「規則」は「青森県補助金等の交付に関する規則」(昭和45年3月青森県規則第10号)」を指す。

市町村は実績報告書を主に郵送によって県に提出している。県は、障害福祉課に届いた時点で実績報告書への押印により收受日を記録する。そして全市町村から提出されたのち、一括して交付金の支出手続をとっている。

平成25年度の実績報告書の提出状況を確認したところ、次の通り提出日と收受日について問題点が発見された。

【表4-2-4】 実績報告書の提出日と收受日

ア 提出期限を経過しているもの	
市町村	提出日
青森市	5月15日
三沢市	5月1日
東北町	5月9日
三戸町	5月2日
イ 提出日から收受日まで7日以上経過しているもの	
市町村	提出日 収受日
弘前市	4月30日 5月13日
板柳町	4月30日 5月7日
鶴田町	4月30日 5月13日
七戸町	4月24日 5月13日
横浜町	4月28日 5月15日
佐井村	4月30日 5月12日
三戸町	5月2日 5月14日
南部町	4月21日 5月2日
階上町	4月17日 5月2日
新郷村	4月18日 5月2日
ウ 収受日が提出日以前になっているもの	
市町村	提出日 収受日
中泊町	4月26日 4月23日

アのように提出期限に遅れることは、交付要綱に違反するのみならず、期限を守って提出している他の市町村が、入金の遅れにより不利益を被ることになる。

所管課によれば、提出の遅れた市町村に対しては督促しているが、イのようには提出日から收受日までに7日以上経過している中には、提出期限を過ぎているが提出日を越及して記入している市町村もあるとのことである。

交付要綱に準拠して提出期限を遵守するよう、また実際の提出日を記入するよう、県は市町村に対して徹底すべきである。この点に鑑し、提出期限の厳守や罰則等補助金の交付に關して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。

【指摘事項4-2-②】実績報告書の添付書類の確認について

実績報告書の添付書類を閲覧したところ、外ヶ浜町において歳入歳出決算書(見込書)を添付すべきところ、歳入歳出予算書を添付していた。また、六戸町においては歳入歳出決算書(見込書)の歳出欄に金額単位の記載がなかった。いずれも所管課におけるチェックもれとのことである。

県は、市町村から提出された文書につき十分にチェックを行い、記入誤りや添付誤りがあれば訂正を求める必要がある。

【表4-2-5】 対象経費の不整合

市町村	対象経費(円)	歳入歳出決算(見込)書抄本	差額(円)
平川市	8,678,342	9,856,000	1,177,658
田舎館村	2,082,311	2,788,564	706,253
階上町	2,657,702	2,663,000	5,288

【指摘事項4-2-①】に記載した通り、県の交付要綱第7によれば、市町村は、事業完了実績報告書(第6号様式)に補助金精算書(第7号様式)、実施状況調(第8号様式)、歳入歳出決算(見込)抄本を添えて実績報告を行わなければならない。

監査人が把握した上記の対象経費の添付書類間の金額的不整合について、所管課担当者は、歳入歳出決算(見込)書抄本に記載された金額が実施状況調に記載された金額を上回っていなければ問題ないと判断しているとのことであった。その根拠は、実施状況調が市町村における事業費実績額であるのに対しても、歳入歳出決算(見込)書は、市町村における事業費予算額であるためである。確かに上記3市町村ではそのようになっている。しかし、実施状況調は日常生活用具給付等事業の対象経費に係る部分であり、歳入歳出決算(見込)書抄本は市町村の実績見込額を記載するものであることから、両者が一致しない合理性は乏しい。通常は、決算見込額の内訳明細書の役割を有するのが、実施状況調である。事業完了実績報告書には歳入歳出決算(見込)書抄本とともに市町村長の公印が押印されており、添付書類間の不整合を許容あるいは黙認すべきではないと考える。

県は、実施状況調の記載額を用いて作成された補助金精算書に基いて、市町村に対して補助金の交付確定を行っている。補助金の交付確定事務において、補助金精算書の正確性について、添付書類間の整合性を確認する必要があると考える。

【指摘事項4-2-④】交付要綱上の仕入控除税額報告書に関する規定について

県は事業者に対し、平成25年度青森県地域生活支援事業費補助金交付要綱において、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等を求めていた。

(補助金の交付の条件)

第48条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

しかしながら、所管課担当者に報告の猶豫状況について質問したところ、市町村から報告を受けていることであった。本事業については、市町村の一般会計における事業であり、消費税法上の特例により、申告義務はないこととなり、このような補助金に関する仕入控除税額はそもそも発生しないものである。従って、県の交付要綱に規定する内容ではないと考えられるため、今後の交付要綱作成にあたっては、削除する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見4-2】市町村が実施する給付事務の検証について

県は、各市町村が国に提出する実績報告書と、県に提出する実績報告書の整合性については確認していることである。しかし給付事務については市町村に一任している。市町村がそれぞれに作成している日常生活用具給付事業実施要綱についてその内容を確認することや、実際の給付事務が要綱に準拠して適切に行われているか検証することは行っていない。

現状では、市町村の給付事務に誤りがあった場合に、県でそれを発見あるいは防止できず、その結果県費の使途が不適切となってしまいかねない。毎年度全市町村について給付事務の調査をすることは現実的でないにしても、何年かに一度循環的に市町村へ赴いて検査を行うことを検討すべきである。これにより、市町村での地域生活支援事業の実態を把握することも可能となる。

4-3. 捩装具費支給事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

身体障害者・児の身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活又は職業活動を容易にする義肢、車いす、補聴器、盲人安全杖、器具等の給付（交付・修理）を行う。

わくわくプランの中では、身体障害児の失われた身体機能を補完又は代償すること及び将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的とする。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、負担割合は国1/2、県1/4、市町村1/4である。また自己負担の上限は1割となっている。平成25年度は県内40市町村すべてに対し負担金を交付した。

事業の指標は支給件数である。4-2. 日常生活用具給付事業と同様に、平成23年度以降の支給件数は障害者・障害児の合計を公表してきており、この誤りの修正等その対応については、こどもみらい課と協議中である。

【表4-3-1】支給件数の年次推移

指標	平成20年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支給件数 (件)	686 (平成23年度末時)	739	4,368 (769)	4,437 (744)	4,670 (742)

() 内の数値は、障害児の支給件数である。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	88,146	99,456	101,859
決算額	98,221	97,272	105,673
決算額のうち障害児分	25,502	26,444	26,309

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	105,673	県内市町村への負担金
合計	105,673	

(2) 監査の結果

【指摘事項4-3-①】実績報告書の提出遅延について

実績報告書の提出期限は「青森県身体障害児・者補装具費負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)で次のように定められている。

規則第12条の規定による報告は、負担金の交付に係る年度の翌年度の4月15日までに実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 負担金精算書（第6号様式）
- (2) 事業実績書（第7号様式）
- (3) 岐入歳出決算書（決算見込書）抄本

（監査人注：上記「規則」は「青森県補助金等の交付に関する規則」（昭和45年3月青森県規則第10号）を指す。）

平成25年度の市町村からの実績報告書の提出状況を見ると次表の通り、遅延しているものがあつた。

【表4-3-2】実績報告書の報告月日

市町村	報告月日
黒石市	4月22日
十和田市	4月24日
東北町	4月22日
風間浦村	4月21日
南部町	4月22日
新郷村	4月23日

県は、負担金の交付に係る年度（今回は平成25年度）の3月に市町村から審査して負担額を決定・交付し、4月に提出された報告の内容を審査した分は市町村から県に平成25年度予算へ返還し、不足した分は県から市町村に平成26年度予算から追加交付する。交付要綱に定める報告期限が4月15日と早期であるため、このような取扱いとしている。従って、事務処理が報告期限に間に合わない場合は返還・追加交付によることができる以上、報告の遅延が生じないよう、県は交付要綱に沿った期限に報告を求るべきである。

【指摘事項4-3-②】実績報告書の添付書類の確認について

実績報告書の添付書類を閲覧した結果、次の通り添付誤りが発見された。

【表4-3-3】実績報告書の添付書類の誤り

誤りの内容	
市町村	
平川市	歳入歳出決算書（決算見込書）抄本を添付すべきところ、歳入歳出予算書抄本には、予算に過不足が生じた場合は補正することを補約する旨の記載がある。
外ヶ浜町	歳入歳出決算書（決算見込書）抄本を添付すべきところ、収支決算（見込）書を添付している。交付申請の際は取支予算（見込）書を添付している。
風間浦村	歳入歳出予算書抄本を添付すべき交付申請書（平成26年2月25日）に、南部町歳入歳出決算書（見込）抄本を添付。数字は歳入歳出決算書抄本（4月14日）と同一となっている。

所管課担当者から、歳入歳出決算書（決算見込書）抄本の代わりに直近の予算書を添付する場合があり、決算書に代わるものとして通用し認めていること、その場合は補正を確約する旨を記載させていることの説明があつた。歳入歳出決算書（決算見込書）は補装具費を歳入と歳出の両方に計上していることを担保する書類ではあるが、それよりもむしろ補正することにつき首長の了解をとることに意義があるので、予算書を添付した場合にはその旨の一文を入れさせているという趣旨である。

しかし、予算書と決算書とは全く性質の異なる文書であり、予算書での代替を容認することは意図的な運用と言わざるを得ず、交付要綱によりがたいことは、統制管理の点から適切ではない。どうしても交付要綱によりがたい状況があるならば、県の組織として十分に調査・検討を行った上で交付要綱を改訂する方向での対応をとるべきである。

【指摘事項4-3-③】実績報告書の添付書類の整合性について

補装具給付事業の対象経費について、市町村から提出された負担金精算書（第6号様式）と歳入歳出決算書（決算見込書）抄本を照合したところ、次の通り不整合が見られた。

【表4-3-4】対象経費の不整合

市町村	区分	対象経費（円）
八戸市	障害児	17,244,598
		18,090,435
平川市	障害者・児	12,436,626
		12,910,000
今別町	障害者・児	1,906,657
		2,391,177
野辺地町	障害者・児	3,455,408
		3,754,185
大ヶ所村	障害者・児	3,099,006
		3,115,000
おいらせ町	障害者	4,007,213
		3,439,000
東通村	障害者・児	196,358
		197,000
風間浦村	障害者・児	1,355,772
		2,417,000
南部町	障害者・児	194,367
		500,000
		5,651,146
		7,628,000

所管課担当者によると、歳出には前年度の負担金を入れている可能性があり、歳入には市町村が目前で負担している部分（利用者の負担軽減のため）を入れている可能性があるとのことである。そのような原因で差異が生じるのであれば、差異の内容について説明を記載する様式とし、正確を期すべきである。

おいらせ町の障害者についての対象経費については負担金精算書上の対象経費が歳入歳出決算書上の対象経費より多額となっていることについては、

単純ミスと思われるとのことであった。県は、市町村から提出された文書につき十分にチェックを行い、記入誤りや添付誤りがあれば放置せず訂正を求めることが必要である。

また、蓬田村と東北町においては、歳入歳出決算書上、自立支援給付費総額を記載しており、そのうちの補装具費の金額が不明な状態であった。これについて所管課担当者は、県から国への報告及び市町村から国への報告もレベルでの記載となつており問題はないとの認識であった。しかし補装具費の対象経費に関する報告であるから、補装具費の支出済額が不明なことは看過すべきでない。補装具費について正確に記載するよう、市町村に対し指導する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見4-3-①】市町村が実施する給付事務の検証について

【意見4-2】と同じ内容のため、記載を省略する。

【意見4-3-②】県の役割について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より発出された「補装具費支給事務取扱指針(最終改正平成25年3月15日)」において、都道府県の役割が次のとおり定められている。

第1 基本的事項
3 都道府県等の役割について
(1) 都道府県
各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他の必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めること。
また、市町村の支援の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとすること。

4-4. 発達障害者支援センター運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

【目的】 自閉症・発達障害児者及びその家族等からの自閉症等に関する相談に応じ、適切な指導を行う中枢機関としての「自閉症・発達障害支援センター」(以下、支援センター)を設置・運営し、自閉症・発達障害児者の福祉の向上を図る。

【事業内容】

- 対象児者及びその家族等に対する相談支援
- 対象児者及びその家族等に対する療育支援
- 対象児者及びその家族等に対する就労支援
- 関係機関職員への研修
- 関係機関、県民に対する普及啓発活動

【委託先】 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団(以下「事業団」という。)

【その他】 本事業は、『4-5. 発達障害者総合支援事業費』と一体的に整理されている事業であるため、監査上も2つの事業を一体的に扱うものとする。

② 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	24,576	22,046	22,046
決算額	24,576	22,046	22,046
合計			

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
委託料	22,046	支援センターの運営委託

(2) 監査の結果

【指摘事項4-4】備品の管理について

平成25年度青森県発達障害者支援センター運営事業委託契約書によると、本事業の業務内容には、支援センターで使われる県所有備品の維持管理も含まれている。ほとんどの備品は一定程度利用されているが、開設以来9年が経過し、当初からあった備品の中には既に利用されなくなったものもあり、除却するかあるいは更新するかの検討を要するものがある。また、支援センターから県に対して故障したパソコンの廃棄を要請していたが、そのままになっているものも見受けられた。なお、そのパソコンは現在でも支援センターに

保管されている。契約上に定められた県備品の維持管理が、十分にできていないない状況が垣間見られた。
委託業者と年度初めに契約を更新する際、あるいは委託料の精算を行う際には、事業団と県の間で備品の保管状況についても、連絡事項とする必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見4-4】委託料精算書における収支計算について

下表は、支援センターの事業活動収支計算書と事業ごとの内訳である。
下表は、事業団における支援センター事業の事業活動収支計算書である。
事業団が県に提出している各事業の委託料精算書又は決算見込抄本(A運営受託事業、B総合支援事業、C市町村サポート事業)の数値を基に作成した。

【表4-4】 支援センターの事業活動収支計算書と事業ごとの内訳¹⁾

(単位:千円)

区分	Xセンター 全体	A運営受託 事業	B総合支援 事業	C市町村サ ポート事業	Y= A+B+C	Y-X
センター運営事 業受託事業	22,046	22,046	—	—	22,046	0
その他受託事業	9,442	—	5,624	3,818	9,442	0
収入						
収入合計	31,488	22,046	5,624	3,818	31,488	0
職員俸給	12,672	12,365	—	2,815	15,180	2,508
職員諸手当	5,277	5,186	—	418	5,604	327
臨時職員等給与	3,709	—	—	—	0	△3,709
退職共済掛金	268	268	—	—	268	—
法定福利費	3,553	2,447	—	—	2,447	△1,106
事務費支出	1,087	1,055	—	—	1,055	△32
事業費支出	6,933	724	5,624	585	6,933	0
支出合計	38,500	22,046	5,624	3,818	31,488	△2,012
事業活動 収支差額	△2,012	0	0	0	2,012	0
経理区分間繰入 金収入	△2,012	—	—	—	0	△2,011
経常収支差額	0	0	0	0	0	0

表中の各列の説明は以下の通りである。

Xセンター全体	支援センターの事業活動収支計算書の金額である。
A運営受託事業	支援センター運営事業費(※本事業)の委託費精算書に記載されている金額である。
B総合支援事業	発達障害者総合支援事業(※次項にて説明する事業)の決算見込抄本に記載されている金額である。
C市町村サポート事業	発達障害者支援体制市町村サポート事業(※わくわくプラン対象事業ではないため監査対象外)の決算見込抄本に記載されている金額である。

Y=A+B+C	A運営受託事業、B総合支援事業、C市町村サポート事業の各欄に記載した金額の合計である。
Y-X	A運営受託事業、B総合支援事業、C市町村サポート事業の各欄に記載した金額の合計から支援センターの事業活動収支計算書の金額を引いた金額である。

県からの委託事業という点から分類すると、支援センターが行っている事業は「発達障害者支援センター運営事業費」、「発達障害者総合支援事業」及び「発達障害者支援体制市町村サポート事業」の3事業のみである。発達障害者支援センターの支出は、原則的に当該3事業の受託収入で賄われている。
しかし、上記の【表4-4】によると、支援センター運営事業費、発達障害者総合支援事業及び発達障害者支援体制市町村サポート事業の支出項目の合計金額(列V)は、支援センター全体の事業活動収支計算書の支出項目の金額(列X)と一致していない。
これは、県に提出する各收支計算書において、事業活動収支差額をゼロにすることなく、各支出項目における事業団持ち出し部分(事業団が自らの資金を充当した部分)を支出金額から直接差し引いて記載している。
問題は次の二点である。一つは、事業団持ち出し部分を明示していないことにより、県が事業監督上知つておくべき情報を把握できていないこと、もう一つは、事業活動収支差額をゼロにするような配慮が受託者に無用な業務を発生させるばかりか、正確とはいえない情報を作らせることがある。
一点目については以下のことが言える。事業団持ち出し部分を明示していない収支計算書は本事業における正確なコストが記載されていないものである。したがって、そのような収支計算書から作られた精算書等では県が本事業の正確なコストを把握することはできないはずである。正確な実態把握は、事業の方向性や計画を決定する際に必要であるが、今までこれらを考慮せずに決定された可能性が高い。このような事業団持ち出し部分は、県と事業団がどのように負担することが最も合理的であるのか検討すべきである。

なお、監査人の考えでは、正確な収支計算の記載方法は次の通りである。
支援センター全体の事務とそれこかかる経理を考えると、(列X)の金額がより正確なものである。なぜなら、ここには何ら手を加える理由がないからである。すると、本来は、(列A)、(列B)及び(列C)の合計が(列X)と一致しなければならない。逆に言えば、支援センターの経理手法としては、(列X)の金額を(列A)、(列B)及び(列C)に振り分けるように記載するのが正しい。
しかし、そうすることで、例えば(列A)は幾らかの赤字(マイナス差額)が発生すると考えられる。それは、発生したとおりマイナスの事業活動収支差額(この場合、△2,012千円)を記載し、事業活動外収入(経理区分間繰入金収入)によって埋め合わせたことが明示されるように記載すればよい。

二点目については次の通りである。本来は、(列A)、(列B)及び(列C)の合計が(列X)と一致しなければならないことは上述した。しかし、支援セントターが仮に(列A)、(列B)及び(列C)のそれぞれの金額から事業団特出し部分を差し引いて記載していたならば、(列A)、(列B)及び(列C)の合計(列Y)は(列X)より必ず少ない金額でなければならない。つまり、「職員俸給」と「職員諸手当」について、プラスになっている。

「職員俸給」がプラスになっている理由は明らかである。本来は、サポートコーチという臨時職員に支払っていた給与を決算見込抄本では「職員俸給」の欄に記載しているためである。この点を修正すれば、「職員俸給」はマイナスになる。「職員諸手当」が、プラスになっているのは、何らかの理由で平成24年度予算額をそのまま記載しているためである。これは、本来の職員諸手当の金額ではないため、明らかに誤謬である。

このように事業活動収支差額をゼロにするような配慮は、正確な情報を捻じ曲げている。従って、県は正確に発生した金額を記載するよう指導しなければならないし、かつ県自身も正確な発生コストの把握に努める必要がある。

なお、運営費のうち人件費が事業費を圧迫し適正な事業実施ができるない県知事が判断した場合、県知事は支援センターに対し改善命令を下すことができ(発達障害者支援法第17条)、さらに改善命令に違反した場合には、支援センターの指定を取り消すことができる(発達障害者支援法第18条)。

県では、人件費が事業費を圧迫している判断基準として、人件費と事務費の合計が委託費の86.9%を超えた場合としている。この86.9%という値は、センター開設初年度である平成17年度の国標準要求額における人件費(及び事務費)と事業費の割合である。因みにこの判断は、支援センター運営事業費と発達障害者総合支援事業費(4-5.の事業)の金額を合計して行う。

この基準で判断すると、現状の割合は77.1%であるが、上述した正確な記載を行っても、84.3%(※1)ほどであり、基準の86.9%を超えることはない。さらに、事業団持ち出し部分が全て人件費に充当されているとして補正して計算した場合、現状の割合と同じ77.1%(※2)となる。結果として、記載方法により当該判断に影響を与えないことは付言しておく。

(列Xの人件費 - 列Cの「職員俸給」及び「職員諸手当」 + 列Xの事務費支出) / 総委託料	$(12,672 + 5,277 + 3,709 + 268 + 3,553 - 2,815 - 418 + 1,087) / (22,046 + 5,624)$
=84.3%	
(列Xの人件費 - 列Cの「職員俸給」及び「職員諸手当」 - 経理区分間繰入金収入 + 列Xの事務費支出) / 総委託料	$(12,672 + 5,277 + 3,709 + 268 + 3,553 - 2,815 - 418 - 2,012 + 1,087) / (22,046 + 5,624)$
=77.1%	

4-5. 発達障害者総合支援事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

- ・発達障害の早期発見・早期支援体制の基盤となる人材の不足
- ・ライフケースティングを通じて継続的に支援する基盤となる人材の不足
- ・発達障害者が社会のルールを学べる場の不足
- ・発達障害者の家族の悩みを解消する場の不足

これら4つの課題を解決すべく以下の事業を行う。

- ・発達障害児支援リーダー養成研修事業(当初予算: 1,719千円)
- ・相談支援事業所、保育所等における発達障害児支援の中核となる職員を養成し、地域の発達障害児支援リーダーとしての役割を担ってもらう。
- ・個別支援計画企画・実施コーディネーター養成研修事業(当初予算: 1,676千円)
- ・市町村福祉担当職員等を対象として、個別支援計画の企画、作成し、関係機関との調整、連携により総合的に計画を実施する役割を担ってもらう。
- ・発達障害者生活訓練研修事業(当初予算: 1,642千円)
- ・発達障害者家族講習会開催事業(当初予算: 587千円)

(2) 事業費の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	2,036	5,624	5,624
決算額	2,036	5,624	5,624

(3) 平成25年度決算額の主な内訳

区分	平成25年度 決算額	主な内容
委託料	5,624	【事業内容】記載の4つの研修の委託
合計	5,624	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見4-5】委託料精算書における収支計算について

【意見4-4】と同じ内容であるため、記載を省略する。

第2—5 総務部総務学事課

5—1. 私立幼稚園特別支援教育費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

心身に障害を有する幼児（以下「心・身障害児（注）」という。）の私立幼稚園への就園させ、特別支援教育を行う私立幼稚園の経営の安定を図るため、当該幼稚園を設置する学校法人に対し、私立幼稚園特別支援教育費補助金を交付している。これは、心身障害児であっても、可能な限り、通常の幼稚園で一般の園児と一緒に生活することが好ましいという考えに基づくものである。

本補助金は、国2分の1、県2分の1の負担で、昭和56年から実施されているものであるが、国の補助金は、在籍する心・身障害児の人数に制限（平成12年以降で2人以上）があることから、平成24年度からは、県が単独で、在籍する心身障害児が1人の場合でも、補助金を交付することとし、支援を拡充している。（注）心身障害児：満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項各号のいずれかに該当する幼児その他教育上特別の支援を必要とする幼児であって、児童相談所の判定又は専門医の診断等による心身の障害の程度が、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号文部科学省初等中等教育局長通知）又は「文部科学省初等中等教育局長通知」に該当する児童生徒について（平成18年3月31日付け17文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）に規定する程度である。

② 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象幼稚園数	18園	18園	20園
対象人數	51人	51人	63人
当初予算額	49,392	49,392	50,176
決算額	39,984	39,851	49,392
内、国庫負担分	16,707	16,707	24,696
対象幼稚園数	—	18園	13園
対象人數	—	18人	13人
当初予算額	—	9,016	7,840
決算額	—	7,056	5,096
対象幼稚園数	18園	36園	33園
対象人數	51人	69人	76人
決算額	38,984	46,907	54,488
内、国庫負担分	16,707	24,696	—

補助金の額は、1人在籍の場合、392千円又は補助対象経費のいすれか低い額以内の額、2人以上在籍の場合、心・身障害児の人数に、784千円を乗じて得た額又は補助対象経費のいすれか低い額以内の額である。
決算額が予算額を3年連続で下回っている理由の一つには、県では、当該年度の3月1日時点で在籍していることも交付の要件としているため、5月1日で在籍していても、その後退園してしまった場合には補助対象とならないことがある。

（2）監査の結果

指摘すべき事項はない。

（3）監査対象事業に対する意見

【意見5—1—①】目標指標の設定と評価について

本事業は、わくわくプランの実施事業になっているため、その行動計画において、施策の目標指標と達成度・課題を公表している。設定した目標指標は「補助対象園に対する補助金交付園数の割合」であり、平成20年度の現状値が100%、平成26年度の目標値が100%であるのに対し、平成25年度の実績値が100%で、達成度・課題は、「評価5（最高評価）」となっている。補助対象となる幼稚園が交付申請をすれば、要件を満たせば補助金を交付しない訳ではなく、この目標指標であれば、補助金交付の事務処理の漏れなどのミスがない限り100%になるのは当然である。果たして目標指標として適切かどうかが疑問であり、自己評価の評価5も余り意味を持たないよう感じられる。心・身障害児の数は、年により変動があり、また、全体の心・身障害児の人数の把握というのも困難であることも理解できるが、事業目的とは無関係の補助金交付事務の実施率を目標にしても、子育て支援に対する県の取組みの評価を示す指標としては適切とは思えない。

事業の目的が、「障害児を受け入れる私立幼稚園の支援」であることを勘案すると、心・身障害児を受け入れている幼稚園の数とか、心・身障害児の在籍数といった数値、あるいは心・身障害児の全体数に対する一般の幼稚園に在籍する園児の割合といった目標指標の方が、子育て支援施策の成果を測る意味では適切だと考える。

【意見5—1—②】対象となる園児の在籍要件について

本事業の対象になる園児について、県では、心・身障害者である園児が、当該年度の5月1日で在籍し、かつ、3月1日まで在籍していることを要件としている。そのため、5月1日に在籍し、以後毎月、幼稚園内で支援していくも、3月以前に退園した場合には、補助金の交付を受けることができない取扱いとなっている。しかし、県の交付要綱には、「5月1日現在において心・身障害児が就園している」との要件の記載はあるものの、「3月1日まで継続して在籍すること」という要件の記載が明示されていない。つまりは、この取扱いは県の内部的な取り決めと言うことができる。この取扱いについては、交付申

請及び実績報告時において、幼稚園の側で判断に迷うと思われ、実際に、県の予算未消化の一つの原因となっていることから、この点は、交付要綱に明記するなどして明瞭に指示すべきであると考える。

国の交付要綱は、県が補助をしている対象者に対し国庫補助するという内容になっているため、対象園児の在籍要件の設定内容は、県の判断に委ねられている。県では、交付要綱に「心身障害児に対する教育を継続的に実施している」ことを要件とし、これを根拠に3月1日までの在籍を求めていたことであった。要は、県の継続的教育要件は10か月超なのである。

しかし、心身障害児は、その症状の状況により、年の途中で入園、退園をせざるを得ないこともあり得るし、幼稚園としても、専任教諭の配置など、実施期間は相応の経費負担が発生している。また、専任教諭の配置転換を年度途中に行なうことは、雇用契約上難しいことも考えられる。幼稚園側が受け入れを拒絶した結果、退園したような事由を除いて、例えは、在籍期間に応じて月割額を補助するなど、県は、要件的に柔軟に対応しても良いのではないか。本事業は、教育事業ではあるが、福祉的な要素が非常に色濃い事業内容である。国、地方自治体は、弱い立場の国民に寄り添い、手厚い支援を行なうことこそが、その基本的な存在意義だと監査人は考えている。県は、幼稚園に在籍する園児やその家庭にこそ、目を向けることを願っている。幼稚園にとっては、経済的な負担軽減に加えて、本事業に前向きに取り組むことが可能となり、それによりサービスの質の向上が図られ、心身障害児の家庭支援や福祉向上に繋がるものと思われる。

5-2. 特色教育支援経費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

私立学校における特色教育の推進を図るため、学校法人が行う特色教育に関する事業に要する経費を補助する事業である。幼稚園を設置する学校法人については、預かり保育の推進及び幼稚園の子育て支援活動事業を対象としており、概要是以下の通りである。補助率は国2分の1、県2分の1である。

- A. 預かり保育の推進
 - (i) 補助対象幼稚園：以下のいずれかの取組（補助対象基準を充たすものに限る。）を行っている幼稚園

取組	補 助 対 象 基 準
ア 通常預かり保育	開園日の半分以上の日数、1日2時間以上の預かり保育（教員時間終了後の預かり保育に限る。）
イ 一般休業日預かり保育	一般休業日（土曜日等）のうち19日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育
ウ 長期休業日預かり保育	長期休業日（夏季・冬季・春季）のうち10日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育

※長期休業日期間中の土曜日等は、長期休業日とする。

(ii) 補助対象経費：各取組における次の算式で求められた金額	
取組	補 助 対 象 経 費
ア 通常預かり保育	（経常的経費支出額）×（通常預かり保育開設日数）÷（開園日数）×（1日平均の通常預かり保育時間）÷（1日平均の平日開園時間）
イ 一般休業日預かり保育	（経常的経費支出額）×（一般休業日預かり保育開設日数）÷（開園日数）
ウ 長期休業日預かり保育	（経常的経費支出額）×（長期休業日預かり保育開設日数）÷（開園日数）

(iii) 補助金算定額：学校ごとに、各取組における次の区分（A～D）に応じた補助単価（当該取組みに係る補助対象経費を限度とする。）の合計額	
区分	補助単価
通 常 預 か り 保 育	一 般 休 業 日 預 か り 保 育
1日平均担当教員数1人 (1日平均園児数1～10人)	504千円
1日平均担当教員数1人 (1日平均園児数11～20人)	840千円
1日平均担当教員数2人 (1日平均園児数21～40人)	1,190千円
1日平均担当教員数3人～ (1日平均園児数41～人)	1,540千円
	462千円
	280千円

※「1日平均担当教員数」「1日平均園児数」とは、平成25年度の次の期間における各取組の担当教員数及び園児数をそれぞれ合計した数を、各取組日数を合計した数でそれを除した数（小数点以下四捨五入）とする。

通常預かり保育 6月及び10月

一般休業日預かり保育 6月及び10月

長期休業日預かり保育 夏季休業日

※1日平均担当教員数及び1日平均園児数が異なる区分に該当する場合は、補助単価が低額となる区分とする。

B. 幼稚園の子育て支援活動の推進

- (i) 補助対象幼稚園：施設又は教育機能を広く開放することを積極的に推進するため、以下のいずれかの取組みを行っている幼稚園

取組	内 容
ア 通常預かり保育	幼児教育に関する各種講座の開催
エ 親子登園など子育て支援としての未就園児の受け入れ	親子登園など子育て支援としての未就園児の受け入れ
オ その他の子育て支援事業（子育てサークル支援、子育て情報の提供等）	その他の子育て支援事業（子育てサークル支援、子育て情報の提供等）

※1つの事業内容が複数の取組に該当する場合には、どれか1つの取組みにおいて初めて整理すること。

(ii) 補助対象経費：次の算式で求められた金額（千円未満切り捨て）

(経常的経費支出額) × (子育て支援開設時間) ÷ (開園日数) ÷ (1日平均の平日開園時間)

※子育て支援開設時間は、子育て支援の実態が認められる時間を含むものとし、例えば単に園庭を解放しているだけの時間や、教育相談のために教員が待機しているだけの時間は含まない。

(iii) 補助金算定額：学校ごとに次の区分（A、B）に応じた補助単価（補助対象経費を限度とする。）

区分	補助単価
A 認定こども園でない幼稚園	取組単価 160千円×取組実施数 (800千円上限)
B 認定こども園である幼稚園	取組単価 200千円×取組実施数 (1,000千円上限)

② 事業費の推移

A 預かり保育の推進事業

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	101,066	104,006	105,406
決算額	98,067	103,171	103,992

B 幼稚園の子育て支援活動事業

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	35,007	38,496	51,720
決算額	32,188	37,650	39,652

(単位：千円)

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度	細節
負担金補助及び交付金	143,644	特色教育支援経費補助
合計	143,644	

(2) 監査の結果

【指摘事項5-2】実績報告書の検証について

平成25年度の実績報告書に添付されている、以下3つの取組に関する実績書を閲覧したところ、103園中6園について、ア～ウのそれぞれの預かり保育開設日数の合計が、1年間の開園日数を超えていた。

- ア 通常預かり保育
- イ 一般休業日預かり保育
- ウ 長期休業日預かり保育

ア～ウのそれぞれの預かり保育開設日数は、定義上、それぞれ異なるものとされており、合計が1年間の開園日数を超過するということは、ダブルカウントが発生していることを意味している。

ところで、預かり保育開設日数は、それぞれの取組に関する補助対象経費の算定用いられている。そして補助金算定額は、補助単価と補助対象経費のいずれか少ない額となるが、該当する6園については、いずれも補助単価の方が少なく、補助算定額=補助単価となっていた。従って、補助対象経費の算定方法が仮に誤っていたとしても、結果的に補助算定額について誤りがあったわけではない。

以上の通り、平成25年度については、結果として補助金算定額には誤りがなかったが、県において、実績報告書及びその添付資料の検証が十分でなかつたことは否定できない。県による、実績報告書及びその添付資料の十分な検証、及び、補助対象の学校法人に対する十分な指導が必要である。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見5-2】特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書について

平成25年度の交付申請書及び実績報告書に添付されている、特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書を閲覧したところ、予算書と決算書の收入及び支出がその内訳も含めて同額となっている学校法人が散見された。実績報告書の提出締切日は平成26年4月10日となつておらず、3月決算の学校法人が決算を確定して提出することが著しく困難な日程となつていることから、各学校法人では、やむを得ず予算書をそのまま決算書として提出しているのが実態であると推察される。また、特色教育支援経費補助事業収支(決算)書では、その様式上、「上記収支(決算)書のとおり、計算書類を作成することを確約します。」として、各学校法人理事長に確約させる形式となっている。なお、県は、平成26年4月10日付で、文部科学大臣宛てに私立高等学校等経常費助成金に係る実績報告書を提出している(同報告書の提出期限も4月10日である)。

ところで、補助金算定額は、補助単価と補助対象経費のいずれか少ない額と定められており、多くの幼稚園では、結果として補助単価が採用されている。従って、仮に実績報告書に添付されて提出された収支決算書と、確定した実際の決算とに差があつても、必ずしも提出された収支決算書に基づいて算定された補助対象経費が補助金算定額となるわけではない。つまり、最終的に補助金算定額が誤っている可能性がある学校法人はごく少数であると思われる。ただし、確定した決算に基づいた補助金執行が行われるのは当然であり、補助金算定額の誤りが少額ことどまるからと言って、かかる手続上の問題点が看過されるべきではない。

以上より、学校法人が、4月10日までに実績報告書に添付して県に提出する収支決算書は、収支決算(見込)書とし、収支決算(見込)書と確定した収支決算書に差がある、補助金算定額が変更になる場合には、事後に訂正報告書を提出させる等の改善を検討する必要があると思われる。

5-3. 私立幼稚園子育て支援等推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

私立幼稚園が実施している未就園児（3歳未満の子ども）の受入といった子育て支援事業や、障害児教育等の特別支援教育等の取組みについては、保護者の勤労支援や地域の教育力向上における役割が増しており、地域・保護者から充実へのニーズが高まっている。一方で、幼稚園においては、少子化の進行等により厳しい経営が迫られており、適切な人員配置による十分なサービスが行われていない現状にある。そこで、本事業を通じて幼稚園に短期の補助員を配置することにより、これらの事業の充実を図るものである。

また、短期大学、四年制大学といった私立学校卒業生の就職率が低いことから、本事業により、未就職新卒生・既卒生等への短期の就業機会の創出を図るとともに、幼児教育現場における実際の就業を通じて、実質的な職業能力向上により将来の就職に結び付ける仕組みを作るものである。

本事業は、国が緊急雇用創出事業臨時特例交付金を県に交付して基金を造成し、この基金を活用して重点分野雇用創出事業の一つとして行わっているものである。県は、学校法人に対し事業委託し、受託者である学校法人が求職者を新たに雇い入れる形で雇用を創出している。

② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	201,255	223,650	244,008
決算額	179,391	182,631	211,307

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
委託料	211,307	緊急雇用創出事業業務委託
合計	211,307	法人70園

【指摘事項5-3-①】委託料に係る消費税の取扱いについて

委託料に係る消費税の取扱いについて、平成24年3月28日に厚生労働省職業安定局の地域雇用対策室長より「雇用創出基金事業における消費税の取扱いについて」の通知が、各都道府県の基金事業担当部局長宛てに発信されている。この通知は、会計検査院が一部の県において、あると雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業について実地検査を行ったところ、委託事業の実施に当たり、受託者が消費税の免税事業者であるにもかかわらず、事業費に消費税率分を上乗せして委託費として支払っている事案が散見されたとの指摘があり、その指摘に対する改善処置である。

この通知の主な内容を要約すると以下の通りである。

・通知の主な内容

1. 消費税の考え方

委託事業は、消費税法上の役務の提供に該当し、原則として事業費全体が消費税の課税対象となる。ただし、委託先が消費税法上の免税事業者に該当する場合はこの限りではない。

2. 課税事業者に対する取扱い

受託者が支払う賃金、請手当、社会保険料等（以下、人件費という。）の消費税が含まれていないものについては、その額を事業費として計上する。通勤手当等の交通費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して事業費として計上する。通勤手当等の交通費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して事業費として計上する。

委託事業は事業費全額が消費税の課税対象となるため、要した事業費を税抜の金額で計上し、この計上した事業費の総額に対して消費税を加算する。

3. 免税事業者に対する取扱い

受託者が免税事業者であることは、証明書等によって確認を行うこと。契約終結後に免

31日までの10ヶ月に基づいて作成されるべきであり、県の担当者に確認したところ、学校法人による作成誤りと県の確認漏れであった。

また、委託料は概算払いと精算払いの2回に分けて支払われる。まず、概算払い時には、平成25年6月に契約時の委託料の75%が支払われ、業務完了後の精算払い時には、契約時の委託料の金額を経費の実績額の上限とし、経費の実績額から概算払いにより支払われた金額を差し引いた金額が支払われることになっている。

県による実績報告書の審査時、委託契約期間10ヶ月に基づいた契約時の委託料と、雇用期間12ヶ月に基づいた経費精算書の経費の実績額が比較されており、委託料より経費の実績額が多かったため、委託料から概算払いした金額を差し引いた金額が精算払いされていた。しかし、本来、経費の実績額の対象となるのは委託契約期間10ヶ月の間に発生したものである。そこで、委託契約期間10ヶ月の経費の実績額を改めて確認したところ、経費の実績額が契約時の委託料を上回っていたため、結果的には、県に対する委託料の返還は生じなかつた。

この事案では、最終的に県に対する委託料の返還は生じなかつたが、契約期間と実績報告書の報告期間が対応していないと、誤った審査事務につながりかねない。そのため、実績報告書の審査にあたっては、契約期間と実績報告書の報告期間を確認した上で、適切な審査を行う必要がある。

税事業者であることが判明した場合には、変更契約等の措置を行うこと。消耗品費、印刷製本費及び通言運搬費等の既に消費税が含まれているものについては、課税事業者と同様に事業費に計上する。事業費の総額に対する消費税の加算は不要。

この消費税の取扱いに関して、監査の結果、以下の事象が発見された。

- ① 課税事業者について、通勤手当に係る消費税相当額が重複して計上され、過大な委託料の支払いが行われた。
- ② 免税事業者であるにもかかわらず課税事業者として取扱い、加算する必要のない消費税が加算され、過大な委託料の支払いが行われた。

このような事象が発生した要因は以下の通りである。

①の通勤手当の消費税について

事業費の総額を算出するにあたり、「通知の主な内容」の「2. 課税事業者に対する取扱い」に記載の通り、既に消費税が含まれている通勤手当について消費税分を減額する必要があるが、受託者宛てに県が作成した計算事例において、課税事業者における通勤手当に係る消費税の処理については触れておらず、通勤手当に係る消費税の取扱いについて学校法人への周知徹底が十分でなかったこと。

②の事業者の確認について

厚生労働省職業安定局による通知では、課税事業者が免稅事業者かの確認は「証明書等」によって行うこととされている。一方で、県による課税事業者か、免稅事業者かの確認は、委託契約前に受託者から県に提出される「雇用・就業機会の創出計画書」に課税事業者、免稅事業者の記載欄があるが、その記載内容の確認に留まり、その記載が正しいものと県側が推定して、証明書等の添付に基づく確認事務が行われなかつた。この2つの事務上の手続き誤りの結果、委託料の返還が発生する見込みとなつた。この監査結果を受け、県の担当者が調査した結果、返還をする法人数、返還金額は以下の通りである。

【表5-3】 監査結果による要返還委託料の金額

(単位：千円)

要因の区分	学校法人数	幼稚園数	委託料の返還 見込金額	左のうち、幼稚園 分の返還見込額	
				①	②
合計	12	20	178	99	99
(注)	調査の結果、委託料の返還見込金額については、総額で178千円となつたが、そのうち高等学校に関する返還額は17千円である。		160		

今後の改善策として、通勤手当の消費税の取扱いについては、厚生労働省職業安定局からの通知を県は十分理解し、学校法人への周知徹底を図ること、免稅事業者の確認についても、学校法人から提出される「雇用・就業機会の創出計画書」の記載だけでなく、消費税の確定申告書等により免稅事業者に該当するか否かの確認事務を県において行うことが必要である。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見5-3-①】事業の効果について

(1) 事業の概要 ①事業内容に記載の通り、本事業の事業目的の一つとして、本事業により未就職新卒生・既卒生等への短期の就業機会の創出を図り、児童教育現場における実際の就業を通じて、実質的な職業能力向上により将来の就職に結びつける仕組みを作ることが挙げられており、県としては継続的な雇用の創出を期待していたものといえる。
 短期の就業機会の創出については、契約書、実績報告書により把握することができるが、委託契約終了後の継続的な雇用という効果の検証について、委託先等に対する質問や確認、アンケートの実施を行っているか県の担当者に確認したところ、そのようなことは行っていないとのことであった。
 委託契約終了後に情報収集を行わなければ、事業の目的の一つである継続的な雇用の創出という効果について何ら検証することができない。また、将来的に事業を企画立案するに際して、本事業の実態把握と効果の検証を行うことで有用な情報を入手できると考えられることから、委託契約終了後にヒアリングやアンケートという形で情報収集を行うことが必要である。

【意見5-3-②】年度途中に業務が完了する委託契約について

本事業の委託契約のうち、契約期間が平成25年12月31日に終了するもの、平成26年1月31日に終了するものがそれぞれ1件ずつあった。この2つの委託契約について、契約書には、業務完了したときは、完了した日から起算して10日以内に実績報告書、経費精算書を県に対して提出するものとされているが、この2件とも実績報告書、経費精算書の提出は、平成26年3月31日に契約期間が終了する他の委託契約と同様に平成26年4月上旬に提出され、委託料の精算払いも、他の委託契約と同様に平成26年5月下旬に行われていた。そのため、実績報告書、経費精算書が適切な時期に提出されていない。
 また、委託料の精算払いについても、契約書に平成26年5月に支払うものとされており、契約書通りの支払とはなっているが、業務が完了してからの精算払いまで4ヶ月以上経過しており、時間が経過し過ぎている。
 年度途中に業務が完了する委託契約についても、業務完了後、契約書に定められた日までに実績報告書、経費精算書が提出されるようすべきであり、また、精算払いについても、その都度精算払いすることが望ましい。

5-4. 幼児教育緊急環境整備費補助金

(1) 事業の概要

質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制整備を推進するため、幼児教育の質の向上のための環境の緊急整備に要する経費について、平成25年度予算の範囲内において、学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)に対し、補助金を交付するものである。補助対象経費は、遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費(短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。)であり、補助基準額は1施設当たり2,000千円、補助率は認定こども園を構成する幼稚園は2分の1、それ以外の幼稚園は3分の1である。本事業は、こどもみらい課の安心こども基金を財源として行うものである。

(2) 平成25年度予算額・決算額

(単位:千円)		
当初予算額	補正後予算額	決算額
6,688	12,483	12,483

平成25年度事業実績は23法人27園に対して、12,483千円の補助を行った。補助対象経費の主なものは、AED設備、遊具である。この交付決定は平成26年3月26日付けの部長決裁により行われた。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

【意見5-4】学校法人の会計処理の振りについて
学校法人から提出された事業実績報告書を基に、本事業により取得した備品等が各学校法人への平成25年度決算報告書に計上されていることを確認した結果、学校法人A「幼稚園の貸借対照表「器具備品」勘定に計上されていなかつた。県の担当者が学校法人側に問い合わせしたところ、会計処理を誤って「車両運搬具」勘定に計上していくことが明らかとなつた。

本県の補助金交付要綱上は、補助対象備品等の内容は明記されているが、補助対象経費の会計処理は明記されていない。例えば宮城県が実施した同一の事業の補助金交付要綱を同県のホームページ上で閲覧すると、「学校法人会計基準上、構築物(遊具に限る。)又は機器備品の科目で計上すべき備品等に限定」しているため、学校法人側の会計処理は統一化され、計算書類の適正化が未然防止的に確保できる記載内容になっている。これにより、構築物又は機器備品以外には補助金が交付されないと意識を強く受け付けることには繋がっていると推測できる。
これは別に、学校法人の計算書類を無作為に抽出して適正性の検討を行つたが、一見して適正とは思えない計算書類が作成され受理されていた。一点目

は、認定こども園の保育所部門の入件費は、保育は教育事業ではないことを理由として、「職員人件費」支出として会計処理しなければならないことになつているが、「教員人件費」支出として会計処理している認定こども園が5つあった。二点目は、保育料収入を「学生生生徒等納付金収入」勘定で会計処理している認定こども園があつたが、同じ理由により、計算書類上は「事業収入」勘定として会計処理しなければならない。これらの会計処理は、日本公認会計士協会の発出する学校法人委員会報告研究報告第21号「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」に明記されており、会計実務上の常識である。学校法人の会計実務は、原則として学校法人会計基準に準拠して行われるが、認められた複数の会計処理がある場合等があり、所轄庁の指示や通知によって自治体ごとの裁量、優先的取扱いが認められている。幼児教育事業への民間企業参入の議論があるが、規制緩和は行わっていないことを踏まえて、これまで以上に学校法人は財務の透明性を確保しなければならない。また、いわゆる二重責任の原則によって、会計処理の誤りは学校法人の責任、監査責任は監査人に帰属する。学校法人監査制度は、私立学校振興助成法の規定に基づき、行政の補助金執行事務の適正性を担保するために創設されたものであり、監査人は職業専門家として期待される正当な注意を払って監査業務を行わなければならぬ。県は、青森県告示第124号(昭和54年2月24日)において、監査指定事項(計算書類の適正性、内部統制の整備及び運用の状況等)を指定している。県に期待される事務としては、学校法人の会計処理の適正化が図れるよう位付額等に会計処理ができるだけ明確に記載すること、また、学校法人に対する助言と指導を前向きに行うことによって、学校法人の計算書類の適正化を実現化し、補助金の適正執行を担保することである。

5-5. 私立学校経常費補助

(1) 事業の概要

① 事業内容

私立学校の教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減及び経営の安定を図るため補助を行うものである。

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	4,791,639	4,738,854	4,689,136	4,569,801
決算額	4,776,564	4,745,953	4,698,615	4,602,418
国庫補助	694,379	719,264	674,542	661,593
一般財源	4,082,185	4,026,689	4,024,073	3,940,825

③ 平成25年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成25年度 決算額	主な内容
私立学校経常費補助	4,602,418	私立学校経常費補助金
高校	2,905,988	
高校専攻科	54,419	
高校通信制	16,540	
中学校	117,755	
幼稚園	1,471,066	
専修学校等	36,650	
合計	4,602,418	

④ 補助金交付実績等(幼稚園部分のみ)

(単位：千円)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助金額(千円)	1,581,059	1,548,970	1,529,110	1,471,066
幼稚園数(園)	109	109	109	108
定員(人)	14,570	14,390	14,320	14,220
園児数(人)	8,781	8,431	8,274	7,848
定員充足率(%)	60.3	58.6	57.8	55.2

(幼稚園部分のみを要約抜粋)

幼稚園の補助金の額は、次の配分項目により算定して得た額(ア～オは千円未満を切り捨てる。ただし、これによらず額を調整することがある。)の合計額とする。

ア 園児数基本割
イ 別記2により算定した配分の基礎となる園児数に、33,238円を乗じて得た額

3 歳児園補正割
イ 別記2により算定した配分の基礎となる3歳児数に、30,732円を乗じて得た額

⑤ 補助単価及び補助金算定方法

本県の平成25年度の園児1人当たり補助単価173,700円は、47都道府県中23位となっている。

【表5-5】園児1人当たり補助単価等

(単位：円)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
青森県補助単価	169,387	169,805	172,042	173,700
都道府県平均補助単価	163,973	165,880	165,906	167,741
青森県国庫補助単価	24,939	25,211	25,032	25,260
都道府県平均国庫補助単価	24,232	24,508	24,255	24,542

各都道府県の経常経費補助金の算定方法は、生徒・園児1人当たりの単価を基に算定する方法など様々あり、青森県では以下の補助金算定方法となつている。

<平成25年度 補助金の額の算定方法>

配分項目	学校区分	高等学校	幼稚園	中学校	高等学校専修科	広域以外の通信制課程
生徒(園児)数基本割	15%	20%	100%	100%	100%	100%
3歳児就園補正割	—	5%	—	—	—	—
生徒園児数	10%	—	—	—	—	—
学級編成割	10%	—	—	—	—	—
学科補正割	5%	—	—	—	—	—
学校規模補正割	5%	10%	—	—	—	—
教職員数割	30%	30%	—	—	—	—
職員給与割	30%	30%	—	—	—	—
特色教育割	5%	5%	—	—	—	—
電子メール送受信体制整備割	—	定額	—	—	—	—
共済長期給付掛金割	定額	定額	—	—	—	—
退職金即時負担金割	定額	定額	—	—	—	—

ウ 学校規模補正割 別記2の区分に応じて算定した指數に、910,706円を乗じて得た額
 エ 教職員数割 別記2により算定した配分の基礎となる教職員数に、483,636.01円を乗じて得た額
 オ 給与割 別記2により算定した配分の基礎となる給与額に、2,181,471を乗じて得た額
 キ 電子メール送受信体制割 別記2により算定した配分の基礎となる給与額に、645,000円を配分する。
 ク 共済長期給付掛金割 別記2により算定した配分の基礎となる標準給与年額に、1,000分の8を乗じて得た額
 ノ (ここでいう別記2とは、『配分の基礎となる経費は、前年度に負担した日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学共済事業団」という）の基礎となつた標準給与年額の1,000分の8に相当する額とする。』をいう。)
 ゲ 退職金財团負担金割 別記2により算定した配分の基礎となる標準給与年額に、1,000分の36を乗じて得た額
 ハ (ここでいう別記2とは、『配分の基礎となる経費は、前年度に負担した青森県私立学校教職員退職金財團の退職手当資金給付事業に係る負担金の基礎となつた標準給与年額の1,000分の36に相当する額とする。』をいう。)
 (2) 検査の結果

【指摘事項5-5-①】経常費補助金配分積算資料の検証について

県が作成した平成25年度の幼稚園経常費補助金配分積算資料を確認したところ、県の補助金担当者がM幼稚園の共済長期給付掛金割について、標準給与年額の金額を間違って記載して配分計算を行つた件を、本来ならば、標準給与年額27,370千円の1,000分の8(定額)である218千円を、補助金として受け取れるはずが、誤った標準給与年額16,370千円(保育園分で対象外)を記載し配分計算を行つたことにより、88千円少ない130千円しか受け取れない事案が発見された。監査人が適用した監査手続は、県の作成した資料の金額的な再検証を行つたことによるものであるが、県の補助金事務であつても、このような単純な誤りが発生しうる状況にあることに、率直に驚きを覚えた。

幼稚園分だけでも108園ある経常費補助金の積算資料の作成・入力作業等は本事業の担当者が1人だけで行つており、上司の決裁承認を得てはいるが、各数字が正しい今までの検証は行われていない。上記のような処理の誤りを防止するために、少なくとも作成・入力担当者は別の担当者が金額の正確性の検証作業を行い、財務事務の内部統制機能を働かせる必要がある。

県は共済長期給付掛金割に用いる標準給与年額について、私学共済事業団から各学校法人の標準給与年額の集計表を直接入手しておらず、これを基に補助金配分積算資料を作成している。また、補助金申請額積算基礎表を県の方で事前に作成・整備を徹底指導すべきである。

成して、各学校法人に対して間違いがないか、確認を依頼した上で、学校法人は補助金交付申請書を作成している。しかし、誤りのあった数字部分について、学校法人は容易に金額が正しいかを検証する書類等を持ち合わせておらず、事实上、県の作成した補助金申請額積算基礎表をそのまま追認する現状となっており、相互検証機能は働いていない。同様のことは、退職金財團負担金割についても言える。補助金積算根拠については、県でも学校法人でも容易に確認できる配分基準を採用することや配分の基礎数値について簡便的な算定方法を採用するなど、相互検証機能が有効に働く体制を整備する必要がある。

なお、この事案については、既に補助額の申請・確定が済んでいたため、M幼稚園への補助金の追加交付はないとのことである。

【指摘事項5-5-②】電子メール割の配分条件について

県では、配分条件を具備する旨の「電子メールによる文書の送受信体制報告書」を幼稚園に提出させている。報告書には配分条件の一つである、電子メールを適切な管理体制のもと法人の定める文書保存規程に基づき保存する旨の内容があり、文書保存規程が法人に整備されていることが前提となっている。幼稚園110園のうち休園2園と非該当7園を除いた101園、これはほとんどの幼稚園が対象となると言つてよいと思うが、一律に電子メール割による配分198千円の補助金交付を受けている。この中には実際には文書保存規程を作成・整備していない幼稚園19園があることが監査期間中に判明した。県では、各学校法人の管理運営状況を把握するため、「学校法人適正運営自己チェックリスト」を毎年、年度当初に提出させており、幼稚園19園に関しては、チェックリストの中で文書保存規程の制定について、無しとの回答をしていることから判明したものであり、県としてはこのような幼稚園があることは以前から把握していたものと考えられる。

当初、電子メール割の配分条件は、適切な管理体制のもと一定期間保存することとなっていたが、平成24年度に正確な表現とした方が良いとの検討が県庁内でなされ、「文書保存規程に基づき保存すること」へと変更されたとのことである。配分条件を形式的に厳格化しても実質的に遵守されないので、交付要綱として意味がない。文書保存規程が整備されていない幼稚園は、補助金交付要綱の配分条件を満たしておらず、本来であれば補助金の返還を受けるべきものであると考えるが、もともと、この電子メール割の趣旨は県の文書のペーパーレス化・情報伝達の利便性を図るために設けられたものであり、文書保存規程がないからといって補助金の趣旨に反するものではないとの裏側の説明を受けた。そのように県が考えるのであれば、遵守されない形式的な配分条件の文言は見直すべきである。もしくは、今後は、補助金交付の絶対条件であることを学校法人に自覚させて、文書保存規程の作成・整備を徹底指導すべきである。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見5-5】監査報告書添付免除対象学校法人の会計指導について

私立学校振興助成法に基づき交付を受けている経常的経費が1,000万円に満たない学校法人は、県知事の許可を受けた上で計算書類への公認会計士等の監査報告書の添付が免除されている。県内にはこのような監査報告書添付免除対象学校法人が平成25年度で13法人ある。

これらの学校法人の計算書類を閲覧したところ、中には人件費支出内訳表や固定資産明細表等が計算書類に含められていないもの、注記事項の記載がないものがあった。会計処理についても、補助金の未収入金計上をしていないものであら、資金収支計算書の県補助金収入と消費収支計算書の県補助金の金額が異なるもの、県緊急雇用創出事業業務委託(前記5-3.の事業)について、受託事業収入で処理すべきものであるが、補助金収入に含めて処理をしているもの、幼稚園就園奨励費(弘前市)について、預り金で処理すべきものであるが、補助金の金額に含めて処理をしているもの等の会計処理の誤りがある計算書類が散見された。公認会計士の監査が免除されているからといって学校法人会計基準に準拠した計算書類の作成が免除されているわけではなく、ましてや、適法な補助金の執行事務が軽減化されたり、免除されるわけではない。明細表や注記の提出がなかった法人も監査期間中に徴収を依頼したところ、提出してきた学校法人も実際にあった。県としては監査報告書添付免除対象学校法人に対しては、公認会計士監査が実施されていないのであるから、自らの事務執行の適法性確保、学校法人の財務内容の適正性と透明性の確保、内部統制の適正性確保のために、計算書類の不備や会計処理について指導と助言をより一層、積極的に行う必要がある。

以上

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一町 森 青	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
郵便窓口・水・銀曜日発行 定期小口 枚 セミナリバタリ四十四回	定期小口 枚 セミナリバタリ四十四回